

山中湖村地域防災計画

平成27年 3 月

〔目 次〕

総 則 編

第1章 計画の目的と編成.....	3
第2章 防災計画の性格.....	4
第3章 防災の基本方針.....	5

一般災害編

第1章 一般災害編の概要.....	11
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	11
第2節 山中湖村の概況.....	19
第2章 災害予防計画.....	21
第1節 防災組織の充実【総務課】.....	21
第2節 防災知識の普及・防災訓練【全課】.....	25
第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充【総務課】.....	30
第4節 消防予防計画【総務課】.....	33
第5節 風水害等災害予防対策【総務課、生活産業課】.....	36
第6節 建築物災害予防対策【企画まちづくり課】.....	40
第7節 文化財災害予防対策【教育委員会】.....	41
第8節 原子力災害予防対策計画【総務課】.....	43
第9節 特殊災害予防対策【総務課】.....	45
第10節 情報通信システム整備対策【総務課、企画まちづくり課】.....	46
第11節 要配慮者対策の推進【いきいき健康課】.....	48
第12節 災害ボランティア育成強化計画【いきいき健康課】.....	53
第13節 避難体制の整備【総務課、いきいき健康課、観光課】.....	54
第14節 救助・救急活動体制の整備【いきいき健康課】.....	57
第15節 防災まちづくり【企画まちづくり課、生活産業課】.....	58
第16節 雪害予防対策【総務課、生活産業課】.....	59
第17節 孤立防止対策【総務課、生活産業課】.....	61
第18節 帰宅困難者予防対策【総務課、生活産業課、観光課】.....	62
第19節 広域応援体制の確立【総務課】.....	63
第20節 生活再建事前対策【環境衛生課、税務住民課、教育委員会】.....	64
第3章 災害応急対策計画.....	67
第1節 応急活動体制【全課】.....	67
第2節 職員配備計画【全課】.....	78
第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画【総務課】.....	81
第4節 広域応援体制【総務課】.....	83
第5節 災害関係情報等の受伝達【総務課】.....	93
第6節 被害状況等報告計画【全課】.....	100

第7節	広報計画【総務課、企画まちづくり課】	107
第8節	自衛隊災害派遣要請計画【総務課】	108
第9節	災害通信計画【総務課】	112
第10節	水防計画【総務課、生活産業課】	116
第11節	雪害対策【総務課、生活産業課】	122
第12節	消防対策【総務課】	123
第13節	原子力災害応急対策【総務課】	128
第14節	緊急輸送対策【総務課、生活産業課、観光課】	129
第15節	交通対策【総務課、生活産業課】	132
第16節	災害救助法による救助【全課】	139
第17節	避難対策	147
	【総務課、いきいき健康課、生活産業課、観光課、教育委員会】	147
第18節	医療助産対策【いきいき健康課】	159
第19節	防疫対策【環境衛生課・いきいき健康課】	166
第20節	食料供給対策【総務課、企画まちづくり課、生活産業課】	167
第21節	生活必需物資等救援対策【生活産業課】	169
第22節	飲料水確保対策【生活産業課】	172
第23節	応急教育対策【教育委員会】	175
第24節	廃棄物処理対策【環境衛生課】	177
第25節	応急住宅対策計画【企画まちづくり課、生活産業課】	180
第26節	救出計画【総務課】	183
第27節	遺体の搜索、処理及び埋葬計画【税務住民課、いきいき健康課】	185
第28節	障害物除去計画【生活産業課、環境衛生課】	186
第29節	生活関連事業等の応急対策【総務課、生活産業課】	187
第30節	民生安定事業計画【全課】	190
第31節	災害ボランティア支援対策【いきいき健康課】	200
第4章	災害復旧対策計画	202
第1節	計画の方針【全課】	202
第2節	激甚災害の指定に関する計画【総務課】	203
第3節	計画的な災害復興【企画まちづくり課、総務課】	204

地 震 編

第1章	地震編の概要	209
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	209
第2節	山中湖村の特質と過去の地震災害	216
第3節	地震被害の想定	218
第2章	災害予防計画	229
第1節	地震に強いまちづくりの推進【企画まちづくり課、生活産業課】	229
第2節	大震火災対策の推進【総務課、企画まちづくり課】	231
第3節	生活関連施設の安全対策の推進【生活産業課】	233

第4節	災害時被害軽減対策推進計画【企画まちづくり課】	236
第5節	防災施設及び防災資機材の整備、拡充【総務課】	239
第6節	情報通信システム整備対策【総務課、企画まちづくり課】	239
第7節	広域応援体制の確立【総務課】	239
第8節	防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進【全課】	239
第9節	災害ボランティアの育成強化【いきいき健康課】	242
第10節	防災訓練の実施【全課】	242
第11節	要配慮者対策の推進【いきいき健康課、教育委員会】	243
第3章	災害応急対策計画	245
第1節	応急活動体制【全課】	245
第2節	職員配備計画【全課】	247
第3節	県消防防災ヘリコプター出動要請計画【総務課】	251
第4節	地震災害情報等の収集伝達計画【総務課】	251
第5節	被害状況等報告計画【全課】	254
第6節	広域応援体制【総務課】	258
第7節	自衛隊災害派遣要請計画【総務課】	258
第8節	広報計画【総務課、企画まちづくり課】	258
第9節	災害通信計画【総務課】	260
第10節	消防対策【総務課】	260
第11節	緊急輸送対策【総務課、生活産業課、観光課】	263
第12節	避難対策【総務課、いきいき健康課、教育委員会】	263
第13節	応急教育対策【教育委員会】	265
第14節	応急住宅対策計画【企画まちづくり課、生活産業課】	268
第15節	救出計画【総務課】	273
第16節	生活関係施設の応急対策【生活産業課】	274
第4章	東海地震に関する事前対策計画	277
第1節	東海地震に関する事前対策計画の目的	277
第2節	東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時 及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動	278
第3節	情報活動【総務課】	288
第4節	広報活動【総務課、企画まちづくり課】	291
第5節	避難活動【総務課、いきいき健康課、教育委員会】	295
第6節	住民生活防災応急活動【総務課、生活産業課】	297
第7節	防災関係機関の講ずる措置【総務課、いきいき健康課、生活産業課、観光課、】	300
第8節	交通対策【総務課、生活産業課】	302
第9節	事業所等対策計画【生活産業課】	304

富士山火山編

第1章	総論	307
第1節	富士山火山編の概要	307

第2節	富士山の概要	307
第3節	想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性	309
第4節	想定する火山災害	310
第5節	噴火警報・火山情報等の種類と発表基準	318
第2章	災害予防計画	320
第1節	災害に強いまちづくり【企画まちづくり課、生活産業課】	320
第2節	防災関連施設・地域防災力等の把握【総務課】	320
第3節	火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育【全課】	321
第4節	火山観測・監視体制の整備【総務課】	322
第5節	異常現象発見の通報・伝達【総務課】	322
第6節	関係機関との連携体制の整備【総務課】	323
第7節	防災訓練【全課】	323
第8節	火山専門家との協力体制の整備【総務課】	324
第9節	噴火前に避難行動をすべき範囲	
	【総務課、いきいき健康課、生活産業課、観光課、教育委員会】	324
第10節	自主防災活動【総務課】	326
第11節	各施設等の防災対応力の向上【総務課】	326
第12節	避難に関する情報伝達体制の整備【総務課、企画まちづくり課】	327
第13節	避難活動体制の整備【総務課、いきいき健康課、観光課】	327
第14節	家畜避難体制の整備【生活産業課】	328
第15節	緊急輸送体制の整備【総務課、生活産業課、観光課】	328
第16節	道路啓開体制の整備【総務課、生活産業課】	329
第17節	医療救護体制の整備【いきいき健康課】	329
第18節	食料及び生活必需品の調達【総務課、企画まちづくり課、生活産業課】	329
第19節	飲料水の確保、給水活動【生活産業課】	329
第20節	災害ボランティア支援体制の整備【いきいき健康課】	330
第21節	要配慮者支援体制の整備【いきいき健康課】	330
第3章	災害応急対策計画	331
第1節	応急活動体制【全課】	331
第2節	職員の動員体制【全課】	331
第3節	情報の収集・伝達・広報【総務課】	334
第4節	避難行動【総務課、いきいき健康課、生活産業課、観光課、教育委員会】	336
第5節	避難区域・警戒区域の見直し【総務課】	345
第6節	一時帰宅の実施【総務課】	345
第7節	家畜避難計画【いきいき健康課】	345
第8節	交通応急対策【総務課、生活産業課】	345
第9節	民心・社会秩序安定のための活動【総務課、企画まちづくり課、生活産業課】	346
第10節	降灰対策【全課】	347
第11節	被害拡大防止対策【全課】	347
第12節	災害救助法による支援【全課】	348

第13節	住宅供給の実施【企画まちづくり課、生活産業課】	348
第14節	残留者・行方不明者等の捜索【総務課】	348
第15節	災害ボランティア支援対策【いきいき健康課】	348
第16節	要配慮者支援対策【いきいき健康課】	349
第4章	継続災害・復旧・復興計画	350
第1節	継続災害【全課】	350
第2節	風評被害発生時の防止対策【全課】	350
第3節	弔慰金・生活再建資金等の供給【全課】	350
第4節	恒久住宅等の供給・再建【企画まちづくり課、生活産業課】	350
第5節	義援金品募集配分計画【総務課】	350
第6節	税の減免・公共料金の特例措置等【税務住民課】	351
第7節	職業安定【生活産業課】	351
第8節	噴火災害発生後の新たな地域づくり【企画まちづくり課、総務課】	351
第9節	火山資源の活用【全課】	351
第10節	各種行政サービスの実施体制の整備【全課】	351

総 則 編

第1章 計画の目的と編成

第1 目的

本村は、他市町村と違う特殊事情を考究すると、富士五湖のうち山中湖を有し、まず年間の常住人口の変化が著しく、特に夏期においては、住基台帳人口の約10倍に上る観光客、避暑客等が移住する保養施設等が数多くある。このような特徴を持つ山中湖村の地域における災害に対処するため、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、村民及び滞留者の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、村、国、県、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「山中湖村地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本村の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、山中湖村防災会議が策定する計画である。

第2 編成

この計画の編成は、次の5編からなる。

総 則 編

一般災害編

地 震 編

富士山火山編

資 料 編

第2章 防災計画の性格

第1 計画の性格

この計画は、村の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。

第2 計画の修正

この計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、「富士山火山広域防災対策基本指針」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」、山梨県の作成する「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」及び富士山火山防災協議会の作成する「富士山火山防災マップ」を踏まえ、さらに阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震、東日本大震災を教訓に、震度7を視野に入れた見直しを行うものであり、今後も必要に応じ修正を加え内容の充実を期するものとする。

第3 防災計画の推進対策

1 村職員への周知徹底等

総務課をはじめとする村職員は、この防災計画を効果的に推進するため、庁内各課職員との連携を図り次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画（開発計画等）に対する防災の観点からのチェック

2 住民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、村職員のみならず、住民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であるので、村は、住民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3章 防災の基本方針

- 防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、部分的に高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。
災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としていく必要がある。
- いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。
- 災害対策の実施に当たっては、関係機関はそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、関係機関、住民等が一体となって最善の対策を取る必要がある。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。本村を含む山梨県においては、切迫性が指摘されている東海地震をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から住民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本村の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。
- 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。
- 災害に対する備えとして、村、県、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。
また、災害対策に当たっては、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に推進するとともに、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

総則編

第3章 防災の基本方針

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策及びその後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、平常時から施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関（民間企業、ボランティア、NPO及びNGO等を含む）相互の協力体制の構築に向けた、共同の防災訓練及び協定の締結等を行う。
- 3 住民の防災活動を促進するため、住民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、並びに自主防災組織の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。
- 4 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。
- 5 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

第2 災害応急対策

- 1 東海地震の予知情報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- 2 発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 被災による本村の行政機能の低下等により被災状況の把握等が行えないと認められる場合、県は本村の被災情報の収集に意を用いる。
- 4 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- 5 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- 6 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、生涯の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- 7 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 8 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 9 被災者について避難先から安全な避難所への誘導、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- 10 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 11 被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理

等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等を行う。

- 12 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を関係機関と連携して実施する。
- 13 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- 14 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、放送事業者、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得ながら、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 15 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施を行うとともに、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
- 16 ボランティア、義援物資・義援金、県内外からの支援の適切な受入れを行う。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災の復興を図る。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行う。
- 3 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興の支援を行う。

第4 国、県等との連携

村は、県、国等と連携をとりつつ、これら災害対策の推進を図るものとする。

総則編

第3章 防災の基本方針

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(注) 指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定公共機関：東日本電信電話（株）等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

村は、次の災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助に当たるものとする。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平常時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制などを整備する。

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

(1) 災害予防対策

- ア 防災組織の整備
- イ 防災知識の普及、教育、過去の災害から得られた教訓の伝承及び広報
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- キ 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 気象警報等の防災情報の伝達並びに避難の勧告又は指示
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 被災者等からの相談窓口の設置
- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ 緊急輸送の確保
- サ 広域一時滞在に関する協定の締結
- シ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧対策

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 災害予防対策

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合整備
- ウ 防災知識の普及並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 防災に関する施設の整備、点検
- キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報

- イ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示、市町村が避難勧告又は指示を行う際において必要な助言の実施
 - ウ 消防、水防その他の応急措置
 - エ 被災者の救出、救助その他の保護
 - オ 被災者等からの相談窓口の設置
 - カ 応急教育の実施
 - キ 被災施設及び設備の応急復旧
 - ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
 - ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
 - コ 緊急輸送の確保
 - サ 広域一時滞在に関する協定の締結
 - シ 前各号のほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
- (3) 災害復旧対策
- ア 被災した施設等の原形復旧
 - イ 災害の再発防止
 - ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置
- 3 指定地方行政機関
- (1) 関東財務局（甲府財務事務所）
- ア 立会関係
 - 各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）
 - イ 融資関係
 - (ア) 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付
 - (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付
 - ウ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
 - (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特別措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置
 - エ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
 - (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
 - (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用許可
- (2) 関東農政局（甲府地域センター）
- ア 災害予防
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

- (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
- イ 災害応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
 - (ロ) 災害時における生鮮食料品等の供給
 - (ハ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
 - (ニ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
 - (ホ) 応急用食料の調達・供給対策
- ウ 災害復旧
 - (ア) 査定の手やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
 - (イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通
- (3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
 - イ 民有林直轄治山事業の実施
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 災害時における輸送実態調査
 - イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (5) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める
 - ウ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力の実施
 - エ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - オ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、山梨県や市町村に対し、気象状況の推移やその予想の解説等の適宜実施
 - カ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
 - キ 気象情報に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める
- (6) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更

及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施

エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(7) 山梨労働局（都留労働基準監督署）

ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査

イ 事業場内労働者の二次災害の防止

ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予

エ 災害復旧工事における安全の確保

(8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、震災対策について次の事項を行う。

ア 防災対策の基本方針等の策定

イ 災害予防

(ア) 震災対策の推進

(イ) 危機管理体制の整備

(ロ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進

(ハ) 防災教育等の実施

(ニ) 防災訓練

(ホ) 再発防止対策の実施

ウ 災害応急対策

(ア) 災害発生直前の対策

(イ) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(ロ) 活動体制の確立

(ハ) 政府本部への対応等

(ニ) 災害発生直後の施設の緊急点検

(ホ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

(ヘ) 災害発生時における応急工事等の実施

(セ) 災害発生時における交通の確保等

(テ) 緊急輸送

(ト) 二次災害の防止対策

(チ) 危険物等の大量流出時における体制の整備

(リ) 被災者・被災事業者に対する措置

(ニ) 災害発生時における広報

(ノ) 自発的支援への対応

(ハ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

エ 災害復旧・復興

(ア) 災害復旧・復興の基本方針

(イ) 災害復興の実施

(ロ) 都市の復興

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

- (エ) 被災事業者等に対する支援措置
- (オ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

(1) 平素における準備

- ア 防災関係資料の整備
- イ 関係機関との連絡・調整
- ウ 災害派遣計画の作成
- エ 防災に関する教育訓練
- オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集体制の整備

(2) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣初動の準備
- イ 災害等情報の収集
- ウ 通信の確保
- エ 要請等の確認及び派遣要領の決定

(3) 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

(4) 撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

(1) 東日本電信電話（株）（以下「NTT東日本」という。）、（株）NTTドコモ（山梨支店）

- ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
- イ 電気通信システムの一部の被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
- ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
- エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する
- オ 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る

(2) 日本赤十字社（山梨県支部）

- ア 被災者に対する医療、助産、遺体の処理その他の救助の実施
- イ 応援救護班の体制確立とその整備
- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
- オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- キ 義援金の募集及び配分

(3) 日本放送協会（甲府放送局）

- ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
- イ 災害対策基本法に定める対策措置

(4) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

- ア 管轄する高速道路等の耐震整備

- イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
- ウ 高速道路の早期災害復旧
- (5) 日本通運(株) (山梨支店)
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
- (6) 東京電力(株) (大月支社)
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (7) 日本郵便(株) (山中湖郵便局、旭日丘郵便局、平野簡易郵便局)
 - ア 地方公共団体又は日本郵便(株)が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。)
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク (株)ゆうちょ銀行の非常払い及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 放送機関((株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士)
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
 - (2) 輸送機関(山梨交通(株)、富士急行(株)、(一社)山梨県トラック協会)
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応しうる体制の整備
 - (3) ガス供給機関((一社)山梨県エルピーガス協会、(一社)日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会)
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
 - (4) 医師会(山梨県医師会、富士吉田医師会)
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

7 富士吉田警察署

- (1) 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
- (2) 災害広報並びに避難の指示及び誘導
- (3) 被災者の救出、救護
- (4) 情報の収集、伝達及び災害原因調査
- (5) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行

8 富士五湖消防本部

- (1) 災害の防ぎよ及び警戒に関すること。
- (2) 消防自動車その他機械器具等の配備、運用に関すること。
- (3) 自衛消防隊及び地区防災組織育成指導に関すること。
- (4) 救助、救急措置に関すること。
- (5) 火災警報及び気象情報に関すること。
- (6) 予防査察に関すること。
- (7) 防火対象物の立入検査及び指導に関すること。
- (8) 消防計画及び地震防災応急計画に関すること。
- (9) 建築同意事務に関すること。
- (10) 危険物製造所等の許認可及び検査に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 富士北麓森林組合等農林業関係団体

- ア 村が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
- イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
- ウ 被災農家に対する資金の融通又はその斡旋
- エ 農林業生産資材等の確保、斡旋

(2) 商工会（南都留中部商工会）

- ア 村が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
- イ 災害時における物価安定についての協力
- ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋

(3) 病院等医療施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における収容者の保護及び誘導
- ウ 災害時における病人等の収容及び保護
- エ 災害時における被災者の収容及び助産

(4) 社会福祉施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導

(5) 学校施設の管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施

- (6) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策
- 10 その他の公共的団体
 - (1) 山中湖村社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会）
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保
 - (2) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保

資料編	1-1 防災関係機関一覧
-----	--------------

第2節 山中湖村の概況

第1 位置及び地形

1 位置

当村は、富士山北麓の東部に位置し、東は明神山を境に、南は三国山、籠坂峠を境に静岡県に、北から西にかけては、道志村、忍野村、富士吉田市と隣接している。

地理的位置は本村役場で次のとおりである。

北緯 35° 24′ 26″ 東経 138° 51′ 51″

2 地形及び面積

東西の長さ 9,300m 南北の長さ 6,500m

面積 52.81km²（山梨県全面積の1.17%）

標高 982m、山中湖面積6.67km²、湖岸線13.5km

第2 地勢及び地質

1 地勢

当村の周囲は石割山、大平山、三国山、明神山などの丘のような、なだらかな山々がとりまき、山中湖を中心にした盆地状の高原である（標高982m～1,380m）。

2 地質及び地盤

山中湖を囲むこの地域は、富士火山の火山砂礫をかぶった山々であるため、雨水は地表を流れず地盤に滲入し、地下の第三紀御坂層との間より湖底に湧水となって山中湖の水源を形成しているとされているが、特に当村の基幹集落である山中、旭日丘、平野、長池を含む村域のほぼ3/4は火山礫等の堆積物で覆われているため、地盤の耐震性は極めて脆弱なものと思われ、大量の降雨があった場合には、これらが土石流となり流下する可能性がある。

第3 社会的条件

本村の人口は、近年、横ばい状況にあるが、高齢者（65歳以上人口）の占める割合も年々高くなっており、山梨県平均よりもやや低いものの、全国平均よりも高く、昭和60年から25年間で約15ポイント上昇している。

一方、1世帯当たりの人数は年々減少しており、核家族化の進行とともに、高齢者のみの世帯

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

も増加傾向にあり、災害時における対策の早急な整備が必要とされている。

なお、平成26年9月1日現在の住民基本台帳によると、人口は5,324人、世帯数は5,908世帯、高齢者数は1,533人、高齢化率は25.9%となっている。

年	人口（人）	総世帯数 （世帯）	1世帯当 たり人数（人）	高齢者人口			
				人口（人）	割 合 （%）	山梨県 （%）	全国割合 （%）
昭和 60年	4,904	1,266	3.87	453	9.2	12.9	10.3
平成 2年	5,040	1,323	3.81	533	10.5	14.8	12.0
平成 7年	5,296	1,542	3.43	674	12.7	17.1	14.5
平成 12年	5,274	1,542	3.42	842	16.0	20.5	17.5
平成 17年	5,438	1,688	3.22	1,118	20.6	21.9	20.1
平成 22年	5,324	1,763	3.02	1,285	24.1	24.6	23.0

※世帯数は総世帯数

資料：国勢調査

※1世帯当たり人数は（人口） / （世帯数）

第4 過去の災害履歴

本村における主な災害は、次のとおりである。

歴史資料等に残されている本村の主な風水害における被害は次のとおりである。

1952年（昭和27. 1. 18）	雪代災害	畑（埋没18町1反、流失49町6反、浸水30町6反）、田（埋没10町3反、流失1町9反、浸水6町1反）、家屋（床上浸水18戸、床下浸水19戸）のほか、道路、橋りょうの流出、決壊多数
1959年（昭和34. 8. 14）	台風7号	家屋全壊1、半壊6、一之砂川・大堀川に被害
1966年（昭和41. 9. 25）	台風26号	家屋半壊5、一之砂川・大堀川に被害
1977年（昭和52. 3. 24）	水害	床上浸水1棟、床下浸水3棟
1983年（昭和58. 8. 15～）	台風5、6号	山中湖村の被害状況不明
1991年（平成3. 8. 20～21）	台風12号	山中湖村の被害状況不明
1991年（平成3. 10～）	山中湖増水	秋雨前線による大雨、床下浸水9件、ポンプ室の浸水29件、浄化槽の浸水14件
1998年（平成10. 1. 8～16）	大雪	県下に3回にわたり大雪、14日から16日にかけての積雪が山中湖村で120cmを記録
2001年（平成13. 1. 25～28）	大雪	1月28日の積雪が山中湖村で105cmを記録
2010年（平成22. 9. 8）	大雨	避難準備情報を発令
2011年（平成23. 9. 2）	台風12号	避難準備情報を発令
2014年（平成26. 2. 14～15）	大雪	積雪が山中湖村で163cmを記録 災害救助法適用

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実【総務課】

第1 山中湖村防災会議

山中湖村防災会議は、災害対策基本法第16条及び山中湖村防災会議条例に基づき設置する。

1 所掌事務

- (1) 山中湖村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて、村の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 防災会議会長及び委員

山中湖村防災会議は、村長を会長とし、委員については、資料編に掲載のとおりとする。

資料編	6-1 山中湖村防災会議条例
-----	----------------

第2 山中湖村災害対策本部

山中湖村災害対策本部は、災害対策基本法第23条及び山中湖村災害対策本部条例に基づき設置する。

なお、所掌事務及び組織等については、本編第3章第1節「応急活動体制」に定めるところによる。

第3 山中湖村地震災害警戒本部

山中湖村地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第16条及び山中湖村地震災害警戒本部条例に基づき設置する。

なお、所掌事務及び組織等については、地震編第4章第2節「東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動」に定めるところによる。

第4 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、自治会を単位に組織する。

2 組織の編成及び活動

本村では、各自治会に自主防災組織として自主防災会が4組織結成されており、各自主防災組織は、組織や地域の状況に応じた規約をそれぞれ作成し、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう平常時から準備、訓練に努めている。

【自主防災組織一覧】

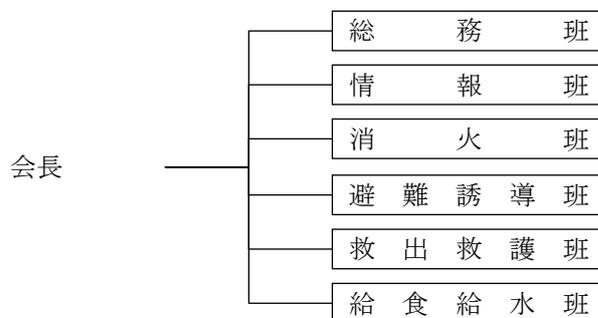
平成25年9月1日現在

組織の名称	構 成 員		組 織 責 任 者
	世 帯 数	人 員	
山中区 自主防災会	728	1,210	山 中 区 長
長池区 自主防災会	68	109	長 池 区 長
平野区 自主防災会	199	686	平 野 区 長
旭日丘区自主防災会	147	337	旭 日 丘 区 長
合 計 4 区	1,142	2,342	

3 組織の活動

(1) 構成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。なお、自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努める。



(2) 平常時の活動

【主な役割】

ア	情報の受伝達体制の確立
イ	防災知識の普及及び防災訓練の実施並びに過去の災害から得られた教訓の伝承
ウ	火気使用設備器具等の整備・点検及び物資等の備蓄
エ	必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画書の作成及び、これらを地区防災計画の素案として村防災会議への提案

【班ごとの役割】

担 当	対 策	内 容
総務班	総務対策	1 災害時における全体の体制の把握 2 関係機関との連絡先、連絡方法の把握
情報班	情報対策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 村防災関係機関や隣接自主防災会との連絡方法の確立
消火班	消火対策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握
避難誘導班	避難対策	1 避難対策地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 地域内の避難行動要支援者等の把握
救出救護班	救出対策	1 救出用資機材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請

担 当	対 策	内 容
	救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議
給食給水班	給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案
各 班	防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 村が行う防災訓練への参加
	備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検

(3) 災害発生時の活動

【主な役割】

ア	地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・指示の伝達
イ	初期消火等の実施
ウ	救出・救護の実施及び協力
エ	集団避難の実施
オ	炊出しや救助物資の配布に対する協力
カ	避難所の運営

【班ごとの役割】

担 当	対 策	内 容
総 務 班	総 務 対 策	1 全体調整 2 他機関との連絡調整
情 報 班 〔各世帯〕	情 報 対 策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と村等への報告 3 隣接自主防災会との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 村への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供 6 ボランティアに対する被災者のニーズの把握
消 火 班	消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動
避 難 誘 導 班	避 難 対 策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 避難行動要支援者等の担架搬送、介添え
救 出 救 護 班 〔各世帯〕	救 出 対 策	1 初期救出の実施 2 建設業者などへの応援要請
	救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重傷者などの医療機関への搬送
給食給水班	給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分

一般災害編

第2章 災害予防計画

4 村が行う指導

村は、自主防災会が実施する防災訓練等に対して運営補助金の支給を行い、その活動の支援を行っている。

(1) 村は、県立防災安全センター等を活用して研修会等を開催するとともに、消防学校において実施する訓練等への参加を促進し、自主防災会の指導者の知識・技能の向上に努め、組織の中心となる人材の育成を図る。

その際、女性の参画の促進に努める。

(2) 村は、自主防災会保有資機材等の配備についても計画的に推進する。また、村防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、一定の地区内の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、村防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

(3) 小地域単位での住民参加型の防災学習会を開催し、住民の意識啓発及び自主防災会への参加促進を図る。

(4) 自主防災会が円滑に運営できるよう、また充実した防災訓練ができるよう、必要な補助を行う。

(5) 村は、自主防災組織と各消防本部及び消防団とが連携した防災訓練を行い、平常時からの連携が強化されるように努める。

5 自主防災会の備蓄

(1) 初期消火用資機材の備蓄

自主防災会は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備え、また防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進し、初期消火力の向上に努める。

(2) 救出用資機材の備蓄

自主防災会は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出用資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達体制の確保を推進する。

(3) 自主防災会の資機材の共有

各自主防災会が保有する資機材及び備蓄場所は資料編掲載のとおりであるが、自主防災会の災害時における資機材の融通等、協力体制の強化を図っていく。

資料編	2-9 自主防災会保有資機材一覧
-----	------------------

6 自主防災会住民名簿の整備

(1) 地震や台風など災害時に自主防災会（地区）が安否確認等に使用するため、平時から各自主防災会（地区）において自主防災会住民名簿を整備する。

(2) 整備した住民名簿は、自主防災会において保管及び更新を行うものとする。

7 自主防災会規約及び防災会防災計画の作成

各自主防災会（地区）毎に自主防災会規約及び防災会防災計画を作成しておくものとする。

第2節 防災知識の普及・防災訓練【全課】

防災業務に従事する職員及び一般住民等に対して、次のとおり防災知識の普及を図る。

第1 防災知識の普及・教育

防災に携わる職員の資質を高めるため、また、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが重要であることから、住民の各種災害に対する認識を深めるため、村、県、防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者（災害対策基本法第47条第1項に規定する災害予防責任者）は次により防災知識の普及・教育を図る。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域における支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2 職員に対する防災教育

村の災害予防責任者は、教育機関その他の関係する公私の団体に協力を求めるなどし、次により職員に対して防災知識の普及徹底及び教育を図る。

1 防災気象講習会

防災気象についての講習会等を、甲府地方気象台等と協力して実施する。

2 研修会

災害対策基本法等の法令に関する説明、研究を行い、土木、水防、建築、防災、営農その他防災技術の習得を図る。

3 検討会

防災訓練とあわせて開催し、業務分担等の認識を深める。

4 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

5 印刷物等の配布

災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及を図る。

第3 一般住民に対する防災教育

村の災害予防責任者は、次により一般住民に対して防災知識の普及及び教育を図る。

1 啓発の方法

(1) 広報紙の活用

(2) 村防災行政無線、村ホームページ等の広報媒体の活用

(3) 社会教育の場の活用

(4) 県立防災安全センターの活用

(5) 防災関係資料（洪水ハザードマップ等）の作成、配布

(6) 防災に関するビデオ等の貸し出し

(7) 防災、ミニ講座の開催

(8) 防災訓練の実施

(9) ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

一般災害編

第2章 災害予防計画

2 啓発の内容

- (1) 防災に対する一般的知識
- (2) 気象、災害発生原因等に関する知識
- (3) 災害予防措置
- (4) 災害危険箇所、避難所、避難路等に関する知識
- (5) 災害発生時取るべき措置
- (6) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- (7) 家庭における備蓄の促進（本編第3節第2「物資の備蓄・調達体制の整備」を参照）
- (8) 過去の災害にかかる教訓

第4 幼児、児童、生徒等に対する防災教育

村の災害予防責任者は、次により幼児、児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の発達段階に即して計画的に実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及及び教育を図る。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第5 社会教育における防災教育

生涯学習講座、婦人学級等において、その内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、気象情報等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得の習得、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布又は講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材として話し合い学習等である。

第6 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

村は、独自に、又は防災関係機関の協力を得て、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

第7 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターでは、次のような展示室や訓練室等が整備されている。村は、村職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また自主防災会、一般住民に対しては当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展 示 室	地震体験コーナー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	101品目、119点
視聴覚教室	120人収容、ビデオ、映写装置等	
図書、相談室	400冊	
訓練、実習室	応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等	
山梨県立防災安全センター	中央市今福991	055-273-1048

第8 事業所・企業における防災の促進

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

- (1) 企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- (3) 施設の耐震・耐水化、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置等、危機管理体制の整備を図る。

2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で避難所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

3 地域と協力した訓練の実施

事業所の行う訓練又は警戒宣言発令時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民との協力のもとに実施できるように努める。

4 村の指導・助言

村は消防機関及び県と連携し、防災の取組に資する情報提供等を進める。また、様々な機会を

一般災害編

第2章 災害予防計画

捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行う。

第9 災害に関する相談対応

村は、住民及び事業所等による防災活動が円滑に行われるよう、防災担当（総務課防災係）において相談対応を行うものとする。

第10 防災訓練の実施

村は、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう複合的な災害を視野に入れ、次の訓練を実施する。また、訓練の実施に当たっては、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女共同参画の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

1 総合防災訓練

村は、防災関係機関等と合同し、関係団体及び住民の協力を得て、災害発生時における各種応急対策等の総合防災訓練を次により実施するものとする。

(1) 実施時期

「防災週間」を基本とし、年1回以上行うものとする。

(2) 実施内容

関係機関と協議により、その都度要綱を定めて実施する。

(3) 訓練重点事項

情報通信連絡、災害対策本部設置・運営、避難、救出・救護、災害警備、消防、水防、救援物資輸送・調達、防疫・給水、応急復旧、炊出し等

2 非常通信訓練

非常災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練に参加するものとする。

(1) 参加機関

村、県及び山梨地区非常通信協議会構成員

(2) 実施時期及び実施方法

関係機関と協議し、その都度定める。

3 避難訓練

学校等、病院、工場、事業所、スーパーマーケットその他消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努めるものとする。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、外国人、観光客、高齢者、障害者などの要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努め、男女共同参画の視点についても留意するものとする。

なお、学校等（保育所を含む。）においては、次のことに留意するものとする。

(1) 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災会等と連携するなどして訓練を実施する。

(2) 実施の回数は、年間を通じて時期や他の安全指導との関連及び児童・生徒等の実態を考慮して決定する。

(3) 人命、身体の安全の確保を基本とする。

4 防疫訓練

(1) 職員の訓練

防疫作業の習修を図るとともに、随時防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとする。

(2) 機材器具等の整備

最低限常備する必要がある機材器具等は平素から整備し、災害時に備えるべき物件については、あらかじめ周到な計画を立てるとともに、備蓄物資については、いつでも使用できるように保管し、随時点検を行うものとする。

5 消防訓練

火災その他各種災害の発生に対処するため、消防施設の拡充と点検並びに消防団員の教養訓練を実施するとともに、各分団相互の連絡をより一層緊密にして災害を未然に防止するよう、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と並行して行うものとする。さらに地域住民に消防思想の周知徹底を図るよう次の事項について実施する。

(1) 消防施設の拡充と点検

村内施設を定期的に巡視し、施設の点検、状況把握に努め、有事の際に完全に活動が遂行できるように配慮するものとする。

(2) 消防団員の教育訓練

常に消防団員の資質の向上を図るため、山梨県消防学校の各訓練教育等に参加し、また富士吉田消防署に指導を求め、教育訓練計画をたて、消防活動が住民の期待に添うよう努めるものとする。

(3) 消防思想の普及宣伝

村民に対し消防に関する意識の高揚と火災予防思想について、次の事項を実施しその普及徹底に努めるものとする。

ア 村ホームページ、広報紙等により広報を行う。

イ 各種団体の協力を得て火災予防運動を実施する。

(4) 消防訓練の実施方法等

ア 実施時期

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

イ 実施場所

火災のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

ウ 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

6 水防訓練

水防管理者は、水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて他の機関と合同で水防工法訓練を実施する。

(1) 実施時期

出水期や訓練効果のある適当な時期に実施する。

(2) 相模川等訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

(3) あらかじめ作成した水防想定により、訓練場所に最も適した水防活動の訓練を行う。

第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充【総務課】

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備を推進する。

第1 防災施設の整備

1 防災施設の整備方針

村は、避難所や救護所、物資の備蓄場所、配送拠点、給水拠点、ごみの集積場所、自衛隊等の防災関係機関の受入れ拠点等の指定及び整備を図る。各拠点においては、施設の耐震性はもとより、土砂災害など周囲の環境にも配慮するものとする。

(1) 耐震化等の施設の安全対策の推進

村は、「山中湖村耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化を図る。特に、地域の活動拠点となる避難所が開設される学校その他の公共施設においては、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、耐震化・不燃化を図る。

また、体育館等の天井の耐震化・非構造部材の耐震化、窓ガラスの飛散防止対策、設備・備品の転倒防止対策等の安全対策の推進を図る。

(2) 設備等の整備推進

大規模災害に備えて、計画的に耐震性防火水槽の設置、非常用自家発電機等の整備を図る。

(3) 通信連絡設備

村では、災害時における電話の輻輳、又は有線途絶時に備え、県防災行政無線、村防災行政無線を整備している。村は、定期的に保守点検を実施するとともに、その運用の習熟に努めるものとする。

2 村庁舎

村庁舎は、災害対策活動の中核機能を担うこととなるため、施設の堅牢化や通信手段、非常用電源の確保、災害対策本部設置時に必要な資機材、災害対策要員用の食料や生活必需品等の確保を図るものとする。

3 避難所

避難所については、本章第13節「避難体制の整備」に準ずるものとする。

資料編	2-6 指定避難所等一覧
-----	--------------

第2 物資の備蓄・調達体制の整備

1 防災倉庫

村では役場の防災倉庫において、食料、生活必需品、資機材等の備蓄を行っているが、災害時に迅速な物資の供給体制を確保するため、避難所等への分散備蓄に努めるとともに、倉庫自体が被災することのないよう構造についても十分考慮するものとする。また、役場2階倉庫において災害時初動対応用備品等の備蓄を行う。

2 点検整備の実施

点検整備は各自主防災組織にあつては自主防災会長、各施設（機関）、各事業所にあつては施設責任者、消防団にあつては各分団長があたり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。

なお、村における防災施設、資機材は資料編に掲げるとおりである。

【点検整備を要する防災資機材と保管機関】

資 機 材	保 管 機 関
水防用備蓄資機材	村（生活産業課建設係）
消防用資機材及び施設	山中湖村消防団
防疫用資機材	村（税務住民課住民係）
給水用資機材	村（生活産業課建設水道係）
備蓄食料等	村（総務課防災係）
自主防災会備蓄資機材	各自主防災会
ライフライン復旧資材	各事業者

【資機材及び機械類の点検実施内容】

資 機 材	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

【備蓄品目の参考】

食 料	粉ミルク、アルファ米、乾燥スープ、飲料水
生活必需品	哺乳瓶、紙おむつ（乳幼児用）、介護おむつ（高齢者用）、生理用品、災害用食器等
避難所資機材	救助資機材セット、脚立、ブルーシート、ロープ、ハンドメガホン、懐中電灯、発電機、ガソリン缶、防災用投光器、コードリール、防災用ヘルメット、車イス、リヤカー、担架、ポリタンク、大型救急箱、毛布、ティッシュ等
水防に関する防災資機材	排水ポンプ、簡易型水中ポンプ、防災ボート、船検用品セット、土のう袋等

3 幼児や高齢者等への配慮

幼児や高齢者や障害者等の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、村は、口へ入れやすさや日常生活に近い食事の確保及び提供体制の整備に努める。

また、アレルギー対応食品に対しても確保及び提供体制の整備に努める。

4 関係機関との連携による流通在庫備蓄体制整備

村は、生産者、農業協同組合、生活協同組合その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達・輸送に関する契約及び協定を締結するものとする。

5 地域内及び事業所内備蓄の促進

自主防災会等が自主的に地域内において食料や飲料水等の備蓄品を確保しておくことを啓発する。また、事業所等についても、災害時における従業員との連絡方法を定め、3日分以上の備蓄品を確保するよう啓発する。

6 住民への備蓄の促進

災害時は平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手困難が予想されるため、他地域からの支援物資が到着するまでの間について、最低3日分程度の家庭内備蓄を指導・啓発する。

(1) 飲料水の備蓄

飲料水の備蓄として、ペットボトルや缶入りミネラルウォーターの利用を促進する。また、就寝の前にいろいろな容器に汲み置きしておく習慣の普及を図る。

一般災害編

第2章 災害予防計画

(2) 飲料水以外の水の確保

食器や手洗い、水洗トイレ用、また初期消火用の水として、風呂にいつも水を張っておく習慣の普及を図る。

(3) 食料、常備薬の備蓄

日常的な食料の備蓄習慣の普及を図る。非常食としては缶詰、レトルト食品、アルファ米、ドライフーズ食品などがあるが、特別に備蓄しなくても、菓子類やインスタント食品、干うどんやそば等、日常の食品を多めに買い置きしておき、古いものから順に使用していくよう啓発する。特に食品アレルギーのある住民については、アレルギー対応食品の備蓄の周知徹底を図る。また、常備薬についても日頃より備えておく習慣の普及を図る。

(4) 非常用持ち出し袋等の普及

各家庭で、携帯ラジオ、予備電池、懐中電灯、マッチ、ろうそくなど、災害時に必要と思われる品をまとめた非常用持ち出し袋を用意しておく習慣の普及を図る。

第3 輸送車両の確保体制の整備

災害応急対策に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるため、村は災害時に迅速かつ円滑に輸送体制を確立できるよう取り組む必要がある。

1 村有車両の事前対策

災害時における村有車両の配車体制を検討するとともに、緊急通行車両等として使用を予定している車両については、事前届出を行う。

2 車両等の調達及び輸送体制の整備

車両等が不足する場合には、村内の業者、県からの車両の調達や、輸送業者への輸送の要請を行うこととなるため、あらかじめ車両等の調達や輸送機関との連携体制を整備する。

資料編	2-8 備蓄の状況
-----	-----------

第4節 消防予防計画【総務課】

火災予防については、防災思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより相当な効果を期待し得るものであるため、科学的な消防力の充実と自動消火設備の設置指導、消火栓、地下貯水槽の設置を促進するとともに、防火対象物の定期査察の徹底あるいは火災予防運動の実施により防災思想の向上啓発指導を行うものとする。

第1 消防力の充実強化

1 自治体消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

村は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、地域と事業所や各種団体の連携協力、機能別消防団員制度の活用、若手リーダーの育成等を図り、青年層・女性層の団員の参加促進に努める。自主防災会との連携を強め初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

村は、富士五湖消防本部と連携を図り、「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、計画的な消防施設等の整備強化に努め、富士五湖消防本部との連携強化を図るものとする。さらには、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努めるものとする。

消防施設の現況及び整備計画は、資料編に掲載のとおりである。

資料編	3-1 消防力の現況
-----	------------

(3) 消防団員の教育訓練

村は、救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。また、消防団員の訓練等を通じて、救急救護技術等専門的技術の向上を図るものとする。

2 地域の消防力の整備強化

(1) 村は、自主防災会の育成、強化を図り、組織の核となる自主防災会長等に対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 村は、平常時には自主防災会の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 村は、富士五湖消防本部と連携を図り、防火対象物の関係者に対し、防災活動の推進を図るよう次の事項について指導を行うものとする。

ア 従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を考慮に入れた災害時行動マニュアルの作成

イ 防災対策の整備

ウ 防災訓練等の実施

3 村消防計画の確立

村は、大規模地震災害に対処できるよう、富士五湖消防本部と連携し、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として次の事項を大綱とした消防計画を確立し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

一般災害編

第2章 災害予防計画

- (1) 消防力等の整備
- (2) 防災のための調査
- (3) 防災教育訓練
- (4) 災害の予防、警戒及び防ぎよ方法
- (5) 災害時の避難、救助及び救急方法
- (6) その他災害対策に関する事項

第2 火災予防対策の強化

1 建築同意制度の効果的活用

村は、富士五湖消防本部に対し、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用及び建築面から火災予防の徹底を図るよう依頼する。

2 一般家庭に対する指導

村は、自主防災会など各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図る。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

■家庭への周知事項

- 1 地震防災に関する知識の修得
- 2 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- 3 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメータ、並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- 4 防災訓練等への積極的参加の促進

3 防火対象物の防火体制の推進

村は、富士五湖消防本部と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。

このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防災体制の推進を図るものとする。

- (2) 防火管理者は消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うものとする。

- (3) 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

4 予防査察の強化

村は、富士五湖消防本部に対し、火災発生及び被害の拡大を防止するため、防火対象物の定期的な査察を行うとともに、新築又は改築時等の臨時査察、さらに特殊対象物（工場、学校、旅館、病院、危険物等関係施設、文化財等）の特別査察等を計画的に行うよう依頼する。

また、管轄内の荒廃地、空き家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導するものとする。

5 危険物等の保安確保の指導

村は、富士五湖消防本部に対し、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう依頼する。また、必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うよう依頼する。

なお、火災予防条例に規定されている指定数量未満の危険物の管理及び取扱いについても所有者に対し、同様の措置を講ずるよう指導を依頼する。

6 防火防災思想、知識の普及

村は、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、また広報紙、村ホームページ等により防火防災に関する広報を行い、火災予防週間及び防災週間をはじめ消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第3 林野火災予防計画

本村の林野面積は、3,184haと村の総土地面積の約60%を占めている。林野火災は一般の火災と比べた場合、次のような特徴があり、消防活動が非常に困難で、焼損面積が広範囲に及ぶ危険性が高くなっている。

- 広い面積を持つ森林に存在する多くの可燃物は、質・量とも同一でないので燃焼が複雑であること。
- 山地の複雑な地形により気流の変化が激しく、常に危険な燃焼動態となること。
- 山地斜面の燃焼速度は極めて速く飛び火による延焼拡大も多いので、都市の建物火災とは異なった長い火線をもっていること。
- 現地は人里から遠い山地が多く、交通・水利などは極めて悪い場合が多いこと。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

村は、森林環境部（林務環境事務所）と連携し、住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いて、住民に強く周知徹底を図る。

2 林野所有（管理）者に対する指導

村は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

村は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図るものとする。

(1) 防火管理計画

- ・ 特別警戒区域
- ・ 特別警戒時期
- ・ 特別警戒実施要領等

(2) 消防計画

- ・ 消防分担区域
- ・ 出動計画
- ・ 防ぎよ鎮圧計画
- ・ 他市町村等応援計画
- ・ 資機材整備計画
- ・ 防災訓練実施計画
- ・ 啓発運動推進計画等

4 自衛消防体制の確立

村は、県、富士吉田消防署、富士北麓森林組合等と連絡を密にとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等について消防計画を策定し、自衛消防体制の強化を図る。

5 関係職員の研修指導

村は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

第5節 風水害等災害予防対策【総務課、生活産業課】

第1 山地の災害予防

本村の山地は、地形、地質などの特質から崩壊に起因する災害が発生するおそれが高い。

このため、次に掲げる小規模治山事業の実施や治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

1 山地災害の未然防止

村は、集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、小規模治山事業を実施する。また、山地災害に関する行動マニュアル、パンフレットなどを作成し、住民に配布する。

特に、福祉施設、病院、保育所等要配慮者関連施設周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として小規模治山事業を実施する。また、これらの箇所について県に報告を行い、危険頻度の高い山地災害危険地区については、積極的に森林整備事業や治山事業の積極的な推進を県に要請する。

なお、森林の持つ土砂災害防止などの公益的機能を十分発揮させるため、県は平成24年度から森林環境税を導入し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備していくこととしており、村は県の事業の協力を努める。

2 荒廃山地等の復旧

村は、山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等の推進を県に働きかけ、土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

村は、地すべりによる被害を防止、軽減するため、未指定の地すべり危険箇所については、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域の指定を県に対して要請する。

4 保安林の整備

村は、指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植、補植、下刈等による森林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

資料編	4-2 山地災害危険地一覧
-----	---------------

第2 河川対策

1 河川改修及び情報収集・連絡体制の整備

本村では、一之砂川、大堀川及び相模川が堤防断面不足、堤防高不足等の理由により重要水防区域に指定されている。これらの河川について、洪水等の災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、県に積極的に改修を要請するとともに、村も中小河川の河川改修等適正な管理を進めていく。

また、出水の早期予知や災害等の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民に迅速に連絡ができるよう、村に関する観測所を管理する県（富士・東部建設事務所）及び甲府地方気象台からの情報収集体制の確立、連絡体制の確立を図るものとする。

2 浸水想定区域における警戒避難体制の整備

水防法第14条の規定に基づき、洪水により相当な被害が生じる可能性のある洪水予報河川及び

水位情報周知河川等の河川において、水害等により浸水が想定される区域が浸水想定区域として指定されるので、村に関する河川が指定された場合には、少なくとも浸水想定区域ごとに次の事項を定め、住民に周知させるためにハザードマップの公表等対策を講じるものとする。

村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民へ日頃から周知徹底するものとする。

- (1) 水位情報、洪水予報の伝達方法
- (2) 避難所
- (3) その他洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

資料編	2-2 観測施設一覧 4-5 重要水防区域一覧
-----	----------------------------

第3 砂防対策

本村の河川は、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨等の際に土石流が発生する危険性が高い。

豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に次の砂防事業の実施を要請していく。

1 土石流対策

土石流による災害は、近年、各地において発生している。

村内には、このような土石流の発生するおそれのある土石流危険溪流が41溪流ある。

土石流危険溪流については、次の対策が県により行われており、今後ともこの促進を図っていく必要がある。

- (1) 砂防指定地の指定による有害な行為の規制
- (2) 標識等による住民への周知
- (3) 砂防工事による砂防堰堤の設置

資料編	2-2 観測施設一覧 4-3 土石流危険溪流一覧
-----	-----------------------------

2 地すべり対策

本村では、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定に基づく地すべり防止区域については、現在のところ未指定であるが、この指定がなされた区域内では、次の対策が県により行われており、村内で地すべりの可能性がある地区を発見した場合には、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の要請を行うものとする。

- (1) 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- (2) 標識等による住民への周知
- (3) 地すべり防止工事の実施

第4 急傾斜地等危険地災害予防対策

本村は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

このため、県と連携して次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

一般災害編

第2章 災害予防計画

村は、豪雨の際、事前に適切な措置がとられるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導するものとする。

2 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

村内には、急傾斜地崩壊危険箇所が18箇所あり、そのうち、人家5戸以上、若しくは公共施設がある箇所は8か所、人家1戸から4戸ある箇所は9箇所となっている。なお、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に基づく急傾斜地崩壊危険区域指定区域は、現在のところ未指定である。この指定がなされた区域内では、次の対策が県により行われており、特に危険性が認められる箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていくものとする。

- (1) がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- (2) 標識等による住民への周知
- (3) 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- (4) 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- (5) 住民自身が施工することが困難又は不適當な場所の崩壊防止工事の実施

3 警戒避難体制の整備

村は、急傾斜地崩壊危険箇所ごとの警報発令基準の設定に努め、電話による自主防災会への通報、村防災行政無線の活用等により、正確かつ迅速な情報伝達体制の確保を図る。

4 簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効な手法の一つであるので、簡易雨量観測器の設置推進によって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とするものとする。

5 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

村は県と連携し、危険地域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

6 防災のための集団移転促進事業

村は県と連携し、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適當でない認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

7 がけ地近接等危険住宅移転事業

村は県と連携し、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、事前に災害から住民の生命を保護するため、国から必要な補助金交付を受け、また県からの必要な技術指導及び助成により、がけ地近接危険住宅移転事業を促進する。

8 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事をを行うことが困難又は不適當な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

資料編	4-1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
-----	------------------

第5 土砂災害警戒区域等における対策

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなど土砂災害ソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害の発生するおそれのある土地の地形、地質、降水、土地利用状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、村長の意見を聴いて、土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定を行うとともに、土砂災害防止法に定められた必要な施策を講ずる。

2 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

村は、村内に土砂災害警戒区域が指定された場合には、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について、地域防災計画に定めるものとする。また、土砂災害警戒区域内に主として社会福祉施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、村長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなどの印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

3 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報については、第3章第5節「災害関係情報等の受伝達」を参照。

なお、村は、情報を受けたとき、直ちに地域の住民、自主防災会及びその他関係機関へ適切に伝達するとともに、土砂災害警戒情報とあわせて、補足情報、前兆現象、現地の地形・地質などの地域特性を踏まえて、総合的に判断して住民への避難勧告等が行えるように情報収集・分析体制を整備する。

資料編	4-4 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧
-----	-----------------------

第6 地域住民への周知

村は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、土砂災害危険区域図、洪水ハザードマップ等を示し、風水害や地震による危険性を周知徹底するとともに、集中豪雨時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時あるいは地震発生時に速やかに警戒体制や避難体制がとれるよう、広報紙等により啓発に努める。

第7 農業対策

1 農業施設災害予防対策

村及び土地改良区は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとる。

(1) ため池保全対策

ため池は、災害の際に決壊流出すると、人畜、家屋、農地、農作物その他の公共施設に極めて甚大な被害をもたらすため、特に築造年代が古いものから重点的に亀裂又は漏水について点検するとともに、大雨のおそれのある場合には、事前に放水して貯水量を減じておく。

(2) 湛水防除対策

ア 湛水による被害を未然に防止するため、湛水防除事業を実施し、排水機構の改善、排水機の増強及び排水路の整備等を行う。

イ 湛水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際

一般災害編

第2章 災害予防計画

に確実に作動するよう点検する。

ウ 地すべり及び土砂崩壊の発生が予想される地域について、被害が人命や家屋に及ぶおそれがある場合は、現地を定期的に巡視し、事前に関係住民に対し危険箇所を周知徹底させ、警戒避難体制を確立する。

(3) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図る。

(4) 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流亡や崩壊を防止する。

(5) 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

2 農作物災害予防対策

農産物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。特に、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ警戒期間（おおむね3月下旬～5月下旬）を設け、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、気象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

第8 林業対策

1 林業対策

林道並びに治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設をあらかじめ調査、補強を行う等適正措置をとるものとする。

2 林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいので、その取扱いいかんによっては、その機能を喪失し、林地荒廃の原因にもなりかねない。そのため、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期するものとする。

第6節 建築物災害予防対策【企画まちづくり課】

建築基準法、消防法などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者には、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう県は、建築確認審査業務を通じた指導を行っているので、村もこれに協力し、防災的なまちづくりの実現を図る。

さらに、違反建築物の指導を強化し、非防災的建築物等の建築の防止に努める。

第2 公共施設災害予防対策

1 村有建物の災害予防対策

不特定多数の者が集まる公共施設や災害時に避難所が開設される学校等について、「山中湖村耐震改修促進計画」に基づき、計画的に耐震診断を実施し、その調査結果に基づき、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討するものとする。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の村有施設については次の措置を行い、災害の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは補強工事を実施する。
- (2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (3) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第3 定期報告制度及び防災査察

観覧場、公会堂・集会場、病院、各種学校、マーケット、倉庫等建築基準法第12条に該当する建物所有者に対し、その安全性を定期的に点検して報告するよう指導し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

その他、随時消防査察を富士吉田消防署に依頼し、大衆の出入りする建築物の安全性維持に努める。

第4 特殊建築物の防災改修の促進

第3の査察並びに建築確認台帳により、特殊建築物の台帳を整備し、防災診断及び防災改修計画書の作成を行い、建築主等に政府関係金融機関による低利融資制度を紹介し、既存の特殊建築物等の防災性能の向上を促進する。

第7節 文化財災害予防対策【教育委員会】

第1 保護の対象

村内には数多くの史跡や文化財などが残されており、また伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は先人が残した住民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要がある。

本村の文化財の現況は、別表のとおりである。

第2 文化財保護対策

1 国指定の文化財

文化庁、県及び村の教育委員会は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）によって指定された国宝等の文化財の保護は、県及び村の教育委員会が法定受託事務として行っている。

2 県及び村の指定文化財

山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）及び山中湖村文化財保護条例（昭和47年条例第12号）による文化財は、県及び村が独自に重要な文化財を指定して保護を行っている。

3 文化財の管理責任

- (1) 文化財の管理については、国、県及び村がそれぞれ管理規定を設け、所有者及び管理責任者にその責任を義務づけている。

一般災害編

第2章 災害予防計画

(2) 所有者及び管理責任者は、自動火災報知設備、消火設備、避雷針等の設置に努め、併せて既存の防災設備の日常的な点検及び不良箇所の修理等を実施する。

(3) 所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、村教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財については県教育委員会に、また村指定文化財については村教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）等については、所有者及び管理責任者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。なお、補助金の率は、国指定では50%から85%、県指定では50%が上限である。村にあっては、山中湖村文化財保護条例及び山中湖村文化財保護条例施行規則（昭和49年教委規則第1号）を準用し万全を期する。

第4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理責任者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、富士吉田消防署や地元消防団の協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

別表 【指定文化財一覧】

指定文化財名	場 所	指定の種類	指定年月日
富士山	山中湖村梨ヶ原	特別名勝	S27. 11. 22
ハリモミ純林	山中湖村山中沖新畑	国指定天然記念物	S38. 1. 18
フジマリモ	山中湖村平野不動坂沖合	県指定天然記念物	S33. 6. 19
平野口留番所趾	山中湖村平野324	山中湖村史跡	S49. 4. 8
山中口留番所趾	山中湖村山中土手内	山中湖村史跡	S49. 4. 8
みさきのズミの大木群	山中湖村平野	山中湖村天然記念物	S49. 4. 8
武田家印判状	山中湖村平野寿徳寺内	山中湖村書跡	S49. 4. 8
五輪塔	山中湖村山中859	山中湖村史跡	S56. 3. 31
三界萬霊塔	山中湖村平野寿徳寺内	山中湖村史跡	S56. 3. 31
涅槃図	山中湖村平野寿徳寺内	山中湖村絵画	S56. 3. 31
星曼荼羅	山中湖村平野寿徳寺内	県指定有形文化財	S62. 1. 31
梵鐘	山中湖村平野寿徳寺内	山中湖村工芸	S56. 3. 31
ブナの林	山中湖村平野長池天神社周辺	山中湖村天然記念物	S56. 3. 31
山中明神安産祭り	山中諏訪神社	山中湖村無形文化財	S56. 3. 31
カシワの大樹	山中湖村山中448	山中湖村天然記念物	S63. 5. 31
平野六斎法具	山中湖村平野寿徳寺内	山中湖村有形民俗文化財	H5. 3. 26
富士講「鯉奉納碑」	山中湖村山中62地先	山中湖村史跡文化財	H12. 2. 17
平野の天岩戸神楽	平野天満宮神楽保存会	山中湖村無形文化財	H18. 1. 30
三浦環墓	山中湖村平野寿徳治境内	山中湖村史跡	H25. 4. 22

第8節 原子力災害予防対策計画【総務課】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺など様々な影響をもたらした。

山梨県内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも山梨県の地域は含まれていない。山梨県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、山梨県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針及び県計画の改定を受け、見直しを行う必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設からの種類に応じ、当該施設からの距離に応じて次のとおり設定している。(ア～ウは、実用発電原子炉に係る原子炉設備の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:PrecautionaryAction Zone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域(おおむね半径5km)

イ 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域(おおむね30km)

ウ プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA:Plume Protection Planning Area)

(今後、原子力規制委員会で検討し、同指針に記載)

■本節及び第3章第12節における用語の意義

- ・「原子力災害」… 原子力災害特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1項第1号に規定する災害(原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害)をいう。
- ・「原子力緊急事態」… 原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・「放射性物質」… 原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及びこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「原子力事業者」… 原災法第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」… 原災法第2条第1項第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- ・「特定事象」… 原災法第10条第1項前段の規定により主務大臣等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域付近において1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量を検出する場合などをいう。
- ・「原子力緊急事態宣言」… 原子力事業所の区域付近において1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置などの緊急事態応急対策を行う状態をいう(原災法第15条)。

一般災害編

第2章 災害予防計画

第1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転開始年月日	S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 8. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了年月日	H21. 1. 30	H21. 1. 30	運転停止中	運転停止中	運転停止中

(平成23年12月現在)

第2 情報の収集及び連絡体制の整備

村は、県を通じて国、中部電力浜岡原子力発電所が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、連携体制の整備に努める。

第3 モニタリング体制等の整備

村は、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を必要に応じて収集するとともに、村内でモニタリングが必要と判断された場合には、県から可搬型測定機器等の貸し出しを受ける。

第4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

村は、県とともに、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

第5 防災業務職員に対する研修

村は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、消防職員等の防災業務職員に対し、必要に応じ県から研修を受ける。

- 1 原子力防災体制に関すること
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 6 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 8 その他緊急時対応に関すること

第9節 特殊災害予防対策【総務課】

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の災害予防対策

村及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 近隣事業所との相互応援に関する協定締結の促進

資料編	4-6 危険物施設の現状
-----	--------------

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 LPガス事業者及び簡易ガス事業者の措置

LPガス事業者及び簡易ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

2 村の措置

村は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在

者その他の者に対する避難のための立退の勧告、指示

資料編	1-2 LPガス取扱（販売）施設一覧
	1-3 簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

第10節 情報通信システム整備対策【総務課、企画まちづくり課】

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意思決定を行い、応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用など、情報通信システムの整備に努める。

第1 災害時に備えた情報収集・伝達体制の整備

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

(1) 施設・設備等の防災対策

村は、大規模災害発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び構造の強化等防災対策を推進する。また、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するとともに、施設の被災を考慮し、衛星携帯電話の導入や携帯端末型で対応できる防災システムなど通信施設・手段等の複数化を検討する。

(2) 災害情報データベースの整備

村は、日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに、災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。また、災害情報データベースシステムは、地理情報システム（GIS）として整備し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

(3) 関係機関との連絡体制の整備

村は、災害時に関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、関係機関等との連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる等、情報伝達ルート及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

(4) システムの復旧体制の整備

村は、通信施設が被災した場合に備え、委託業者等と災害時における復旧体制等について、あらかじめ協議をしておくものとする。

(5) 電源喪失時等への備え

住民記録の確認や避難行動要支援者台帳、災害情報の収集・伝達など、防災拠点の電源が喪失した場合等に備えた対応策について検討する。

(6) システム運用体制の確保

担当者が不在時の場合や、警察署や消防署、アマチュア無線の団体等関係機関の通信施設の利用の必要が生じた場合に備え、マニュアルの作成や防災訓練の実施、関係機関との協議などにより、災害時における運用体制の確保を図る。

第2 村防災行政無線システムの整備

村は、災害対策本部、消防団、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、村防災行政無線を設置・配備している。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能

の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

また、同報系無線については、定期的に戸別受信機及び屋外拡声子局（村内17箇所を設置）の保守点検を行い、故障したものについては、修理、交換等の措置を講じる等適正な保守管理に努めるものとする。

第3 県防災行政無線システム

本村では、村役場に県防災行政無線局が設置されている。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

第4 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、村は、災害発生時に村内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ村役場等の電話をNTT東日本に災害時優先電話として登録している。

村は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第5 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、消防署、電力事業等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続き、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

村及び近隣市村で利用可能な関係機関の無線施設は、資料編のとおりである。

第6 インターネット等の整備

村は、インターネット上にホームページを開設しているが、災害時に村の被災状況や住民への協力依頼等の広報手段として利用できるよう、平素から整備を図るものとする。

第7 多様な情報手段の活用

職員の安否確認や参集のため、携帯メール等を活用した参集システムの導入について検討する。

また、インターネット、地上デジタル放送を利用したツイッター、フェイスブック等の民間サービスの動向を注視し、積極的な活用を図る。

第11節 要配慮者対策の推進【いきいき健康課】

高齢化や核家族化が進む中、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等（以下、「要配慮者」という。）、避難に時間を要する住民が増加しているため、村は、要配慮者の避難が速やかに行われ、安全を確保できるように、地域住民と協力しながら、避難支援体制の構築を図る。

第1 要配慮者支援体制の整備

1 要配慮者支援体制の整備

- (1) いきいき健康課を中心とした避難行動要支援者支援班を編成するなど、支援体制をあらかじめ検討する。
- (2) 社会福祉施設の職員やそのOB、障害者及び高齢者等の支援団体、専門家・専門職能団体等と平常時から連携を図り、支援体制の整備を図る。

2 緊急通報装置（ふれあいペンダント）の活用

村は、65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯（どちらかが虚弱な場合）に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するために設置している緊急通報装置（ふれあいペンダント）の普及を図るとともに、災害時に自主防災会等の協力を得られるよう、平常時より協議しておくものとする。

3 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

- (1) 小地域単位での住民参加型防災学習会の開催など、要配慮者支援への理解の促進を図る。
- (2) 村社会福祉協議会と連携し、災害時における障害者等の救援を担う人材の育成に努めるとともに、自主防災会等の中で支援に関する継続的な位置づけを確立及びその活用を図る。
- (3) 地域ぐるみの要配慮者支援体制の会議の設置を図る。
- (4) 地域住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援者が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施する。
- (5) 在宅高齢者や障害者等に対し、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、障害者防災マニュアル等を活用し、災害に対する基礎的知識の普及啓発に努める。

また、訓練等を通じて地域の自主防災会が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な避難行動要支援者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努める。

4 避難生活における対応

(1) 避難生活支援体制の整備

高齢者や障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いすの手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得られるよう、体制の整備を図る。

(2) 福祉避難所の指定

避難行動要支援者等を優先的に収容することができる福祉避難所として、村は、老人福祉しあわせセンターを指定している。

高齢化に伴い要配慮者の増加傾向にあることから、大規模災害にも対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等とも協定締結に努めるなど、平時より連携に努めるものとする。

(3) 福祉避難所の整備

- ア 福祉避難所ごとに相談員を配置できるよう体制を図る。
- イ 民間の社会福祉施設等との協定締結、連絡体制の強化を図る。
- ウ 大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図る。
- エ 施設のバリアフリー化、通風・換気の確保、冷暖房設備の整備、非常用電源の確保を図るものとする。
- オ 聴覚障害者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、最低限、ラジオ、テレビ、筆談用の紙と筆記用具等を準備しておくとともに、文字放送テレビやファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記など、多様な伝達手段の確保に努める。

(4) 福祉避難室の整備

状況によって、指定避難所の一室又は一面を福祉避難室として開設できるよう、避難所運営マニュアルを作成しておく。

(5) 要配慮者を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保に努める。

5 被災者への情報伝達活動

聴覚、視覚、知的な障害をもつ者に対しては、次の情報を村ホームページへの掲載、チラシの配布、戸別受信機による広報を行うが、平素から近隣住民、自主防災会等に協力を依頼できるよう連携体制の確保を図るものとする。

- (1) 地震の被害状況
- (2) 余震の状況
- (3) 二次災害の危険性に関する情報
- (4) 安否情報
- (5) ライフライン、交通機関等の復旧状況
- (6) 医療機関等の生活関連情報
- (7) 各防災関係機関が講じている施設に関する情報
- (8) 交通規制状況

6 応急仮設住宅

村は、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者や身体障害者等の要配慮者の優先的入居を行う等、十分配慮するとともに、FAX、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

第2 避難行動要支援者支援対策

1 避難行動要支援者名簿の作成

村長は、村内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 高齢者

- (ア) 要介護認定者で要介護3以上の者

一般災害編

第2章 災害予防計画

(イ) ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）

(ウ) 高齢者のみの世帯（65歳以上）

イ 障害者

(ア) 身体障害者のうち障害者手帳を有する者のうち、1～3級の者

(イ) 知的障害者のうち療育手帳を有する者

(ウ) 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち1・2級の者

ウ その他村長が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

ア 関係部局による情報の集約

村は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、村関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握することとする。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため、必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

2 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、村防災計画の定めるところにより、富士五湖消防本部、消防団、警察署、民生委員・児童委員、村社会福祉協議会、自主防災会、区長の避難支援等の実施に携わる関係者「避難支援等関係者」に対し、避難行動要支援者名簿の名簿情報を提供するものとする。

ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

なお、村（いきいき健康課福祉係）は、郵送や個別訪問などにより、避難支援等関係者への名簿情報の提供について避難行動要支援者の同意を得られるよう働きかけるものとする。

3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、村は、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

転居や入院により避難行動要支援者名簿から変更が生じた場合、避難支援等関係者に対して、適切に周知を図る。

(3) 情報漏えい防止対策

村は、情報提供を受ける関係者等に対し、漏洩防止に関し必要な管理等について十分説明するとともに、情報の取扱いについて研修等を行う措置を講ずるものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

村は、災害規模等によって村の機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の構築を検討する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

4 避難行動要支援者名簿の活用体制の整備

(1) 避難のための情報提供体制の整備

ア 村は、緊急かつ着実な避難指示等が伝達されるよう、村防災行政無線や広報車に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールの活用、緊急通報システムなど日常的に生活を支援する機器等を活用するなど、多様な手段の活用による情報伝達体制の整備を図る。

【情報伝達手段の例】

聴覚障害者	: FAXによる災害情報配信 聴覚障害者用情報受信装置
視覚障害者	: 受信メールを読み上げる携帯電話
肢体不自由者	: フリーハンド用機器を備えた携帯電話
その他	: メーリングリスト等による送信 字幕放送・解説放送・手話放送 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

イ 東海地震注意情報の発表時や、村長の判断で出す「避難準備情報」発表時に、避難行動要支援者等を先行して早期の避難を促す仕組みづくりを図るものとする。

(2) 避難支援等関係者の安全確保の体制整備

村は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくよう指導する。なお、安全確保措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難行動支援等関係者等を含めた地域住民全体で話しあって、ルールを決め、計画をつくり、周知を行うよう指導する。

(3) 避難行動要支援者計画全体計画及び個別計画の策定

地域の災害特性に十分に配慮し、国が示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」を参考にして、避難行動要支援者全体計画を村防災計画の下位計画として作成するとともに、個別計画の策定を進めるものとする。

第3 社会福祉施設の災害予防

村は、社会福祉施設の利用者が寝たきり高齢者や心身障害者等いわゆる避難行動要支援者であることから、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

また、富士吉田消防署は、予防査察等の機会を利用し、指導を行うものとする。

1 社会福祉施設との連絡体制の整備

村は、村内の社会福祉施設を把握した上で、施設管理者との間で災害情報等の連絡方法について定めておくものとする。

社会福祉施設	
ア 児童福祉施設	イ 介護保険等施設
ウ 障害福祉サービス事業所	エ 障害者支援施設
オ 障害者関係施設	カ 身体障害者社会参加支援施設
キ 医療提供施設	ク その他

(2) 村は、社会福祉施設における防災体制の整備について、次の支援を行うものとする。

ア 社会福祉施設の立地環境による災害危険性（土砂災害等）に関する情報の提供

イ 防災気象情報の提供

ウ 社会福祉施設との緊急連絡体制を整備する。

エ 避難準備情報・避難の勧告・指示の基準、避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供とともに、そのための伝達体制を整備する。

一般災害編

第2章 災害予防計画

オ 緊急時における村と社会福祉施設との連絡体制の整備

カ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災会の協力を含む。）

キ 社会福祉施設における防災教育への協力

2 防災施設等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

施設管理者は、災害時等における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災施設等の整備

消防法等により整備を必要とする設備（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常食料の備蓄

電気、水道等の供給停止に備え、非常食料等の備蓄を3日分程度行う。

3 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、地震防災応急計画に基づき、地震防災対策委員会及び地震防災活動隊を組織し、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、身元引受人への連絡方法及び障害者の引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導体制等を十分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

村と連携のもと、近隣住民や自主防災会、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平時の体制づくりに努める。

4 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

社会福祉施設管理者は、施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心が得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するとともに、地域の協力が得られるよう、自主防災会と協力した訓練を実施する。

5 村の支援

村は、社会福祉施設における防災体制の整備について、次の支援を行うものとする。

(1) 社会福祉施設の立地環境による災害危険性（土砂災害等）に関する情報の提供

(2) 防災気象情報の提供

(3) 社会福祉施設との緊急連絡体制の整備

(4) 避難準備情報・避難の勧告・指示の基準、避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供及びそのための伝達体制の整備

- (5) 緊急時における村と社会福祉施設との連絡体制の整備
- (6) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災会の協力を含む。）
- (7) 社会福祉施設における防災教育への協力

第4 外国人への対策

1 外国人の所在の把握

村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、住民登録者名簿等に基づき、平常時から外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備

村は、避難所や避難道路、危険箇所の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示やイラストを取り入れるなど、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

3 防災知識の普及・啓発

村は、広報紙やガイドブック、ホームページ等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供に努める。また、防災訓練への参加促進に努める。

4 通訳・翻訳ボランティアの確保

村は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが行えるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第12節 災害ボランティア育成強化計画【いきいき健康課】

災害ボランティアは、災害による被害の軽減等、効果的な災害対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

村（いきいき健康課福祉係）は、県、県社会福祉協議会、県ボランティア協会、村社会福祉協議会、ボランティアグループ等と協力し、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など各般にわたる施策を展開して災害ボランティアの育成強化に努める。

第1 災害ボランティアの登録

1 災害ボランティアの登録

村は、村社会福祉協議会と連携して、平時より防災啓発活動を主に活動しているボランティアグループや福祉支援活動を行っているボランティア、山梨県で開催した災害ボランティアコーディネーター養成講座を受講した者を中心に、災害ボランティアの登録を推進する。

2 技能や資格を有する災害ボランティアの登録

応急危険度判定士、医師、保健師、看護師、介護福祉士、保育士など特殊技能や資格を有する者の登録促進を図る。

また、災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難になった場合に備え、村内のアマチュア無線局との協力体制をボランティアの登録制度を活用し確立する。

第2 災害ボランティアの育成

1 活動内容の周知

村は、研修会の実施、村が実施する防災訓練への参加等により、災害時における災害ボランテ

一般災害編

第2章 災害予防計画

ィアの活動内容等の周知を図る。

2 関係機関と連携した災害ボランティアの育成

県や日本赤十字社山梨県支部においては、災害ボランティアの育成、災害ボランティア登録及び研修が行われている。村は災害ボランティアの周知及び研修等への参加促進を図る。

村においても、平常時から県及び関係機関と連携して災害ボランティアの育成に努める。

3 ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

村は、村社会福祉協議会と連携して地域のボランティア団体等の組織化を推進し、地域の防災に関する知識の普及、啓発を図り、災害支援の意識を高める。

第3 災害ボランティアの活動内容

1 災害ボランティアの活動内容

災害時に災害ボランティアが行う活動は、おおむね次のとおりである。

【主な活動内容】

- (1) 一般作業：炊出し、清掃、救援物資の仕分け等
- (2) 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等
- (3) ボランティアコーディネート業務

2 村災害ボランティアセンターの整備

村は、村社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置できるよう、拠点となる施設（社会福祉協議会）において、必要な設備、資機材等の確保を図る。また、災害時における連絡体制や応援要請等のあり方について、関係職員への周知徹底を図る。

第13節 避難体制の整備【総務課、いきいき健康課、観光課】

第1 避難計画の策定

村は地域住民の意見を取入れ、避難計画を作成し、自主防災会ごとに避難組織の整備を図るものとする。

1 避難計画の概要

- (1) 防災用具、非常持出品、食料等の準備及び点検
- (2) 災害別、地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員
- (3) 危険地域、危険物施設等の所在場所
- (4) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (5) 避難経路、誘導方法、避難の際の携帯品の制限
- (6) 収容者の安全管理及び負傷者の救護方法
- (7) 避難行動要支援者個別支援計画をはじめ、要配慮者への避難支援体制の整備
- (8) 村の区域を超える避難の実施方法等

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の選定

村は、公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、想定される災害に対する安全性等に応じ、その施設の管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において被災者の安全が確保される「指定緊急避難場所」、避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模

の施設等をあらかじめ指定するとともに、施設の老朽化や人口動態の変動等により適宜見直しを行うものとする。

「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の基準は以下のとおりであるが、相互に兼ねることができるとされている。

(1) 指定緊急避難場所

村長は、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、土砂災害など災害の種類ごとに、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難所として選定する。(複数の異常な現象の種類を対象に指定可能)

指定に当たっては、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

(2) 指定避難所

村長は、被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するための施設を指定避難所としてあらかじめ指定する。

指定避難所は、速やかに被災者の受入れること等が可能な構造又は設備を有し、おおむね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所を有するものを指定する。

ア 指定避難所における被災者の1人当たりの必要面積は2㎡以上とする。

イ 指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配慮する。

ウ がけ崩れや浸水などの危険のおそれがない場所にあること。

エ 指定避難所のうち、体育館や武道場等は、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止等、避難住民の安全に配慮された施設とする。

オ 要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。

カ 車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

キ 要配慮者にも配慮し、介護施設等による福祉避難所の開設、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル、研修施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保しておくものとする。

ク 福祉避難所

主として高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられる、要配慮者を受け入れるための居室が可能な限り確保されるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定しておくものとする。

3 避難路の指定

(1) 避難路沿いには、がけ崩れや出水等のおそれがないものとする。

(2) 避難路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況、避難者の集中や混乱などを勘案すること。

4 留意事項

(1) 夜間・停電時等の避難への備え

夜間又は停電時に避難を迫られることも考えられるため、懐中電灯、非常灯及び自家発電設備等の照明対策を進めておくとともに、それに備えた訓練及び普及啓発が必要である。

一般災害編

第2章 災害予防計画

(2) 学校を避難所と指定する場合

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図る。

5 避難に関する指針

(1) 避難勧告等発令基準の整備

村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、気象庁、富士・東部建設事務所等の協力を得つつ、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成や、避難所、避難路の選定等、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

(2) 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、社会福祉施設、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は避難計画を作成し、避難の万全を期するようにする。

なお、公立学校等については、本章第20節第4「文教対策」に準ずるものとする。

第2 避難所等の整備

1 避難所等の整備

(1) 避難所に指定した建物については、安全性を確認・確保するため、早期に耐震診断等を実施するとともに、天井や照明などの非構造部材を含め、耐震性の確保に努める。

(2) 必要に応じ、換気、証明等の避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。また、被災者のプライバシーの確保や女性の視点を取り入れるなど、生活環境を良好に保つよう努める。

(3) 食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図るものとする。また、非常用電源や暖房器具等の季節に配慮した器具の備蓄を図る。

(4) 指定避難所における貯水槽、井戸、衛星携帯電話等の通信機器、自家発電設備等のほか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

(5) 避難所に、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ、マット等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。なお、仮設トイレ等については、平時からその処理能力、容量等を把握し、設置及び利用方法等を熟知しておくとともに、容量を超えた場合の処分方法について、検討に努めるものとする。

(6) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

(7) 村有施設以外の建物を避難所に指定した場合は、村地域防災計画や避難所運営マニュアル等に従って、当該施設を災害時に迅速・円滑に避難所として管理・運営できるように、村と施設管理者などの当該施設職員との応援体制、役割分担、通信連絡手段等について、毎年度、協議しておくものとする。

2 避難所等の周知徹底

村は、次の方法等により住民に避難所等である旨の周知徹底を図るものとする。

(1) 指定した避難所等には、避難所標識及び避難所誘導標識等を掲示して周知を図る。

(2) 避難訓練等を実施して住民に周知を図る。

(3) 広報紙、パンフレット等を配布して住民に周知を図る。

第3 ペット同行避難の体制整備

これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきているが、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、村は、災害時におけるペット同行避難のための体制を整備する。

- 1 ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発
 - (1) 住まいの防災対策
 - (2) ペットのしつけと健康管理
 - (3) ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
 - (4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保
 - (5) 避難所や避難ルートの確認等の準備
- 2 村の対策
 - (1) ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
 - (2) ペットの同行避難も含めた避難訓練
 - (3) 避難所、仮設住宅におけるペットの受入れ場所の確保、飼育に係る検討

第14節 救助・救急活動体制の整備【いきいき健康課】

第1 救助・救急活動体制の整備

- 1 救助・救急活動体制

村は、消防機関と連携し、救急・救助用資機材の整備に努めるとともに、自主防災会における救助用資機材の整備促進を図るものとする。
- 2 搬送体制の整備

被災地の医療の確保、被災地への医療支援等を行う病院として、「災害拠点病院」が指定されている。村内の医療機関のみでは、治療、収容が不足する場合及び緊急の場合は、これらの病院への搬送を考慮しており、消防機関とともに要請手順について確認しておくものとする。
- 3 応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄

村は、県、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。
- 4 医療救護体制の整備
 - (1) 村は、村内の医療機関や医師会等と協定を締結するなど、災害時における医療救護体制の整備を図る。
 - (2) 村は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、地域の医療機関等及び自主防災会と協議し、救護班の編成や出動、救護所の設置場所についてあらかじめ検討する。
 - (3) 村は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な場所をあらかじめ抽出しておくなど、広域的な救急医療体制に備えた整備に努めるものとする。

一般災害編

第2章 災害予防計画

第2 ところのケア体制の整備

村は、被災者の心身の健康管理のため、保健師等による編成チームの編成などについて検討しておくものとする。

第15節 防災まちづくり【企画まちづくり課、生活産業課】

第1 防災まちづくり

1 防災まちづくりの基本的考え方

被害の発生を最小限にとどめ、災害時に活動しやすい空間の整備を図るため、総合計画をはじめとする各種まちづくり計画において、「防災まちづくり」の推進を位置付けるとともに、住民の合意を得つつ、地域特性を踏まえたうえで、必要性や緊急性の高い地域及び事業から順次、整備を進めていく。

2 防災まちづくりの基本施策

(1) 市街地の実情に応じた総合的かつ計画的な防災まちづくりを推進する。

建築物の耐震不燃化や防火・準防火地域の指定等の災害予防の視点のみならず、円滑な避難活動や支援活動等の被害を最小限度にとどめるための災害応急活動も視野に入れた計画策定を行う。

(2) 介護や支援が必要な高齢者・障害者等に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与するまちづくりを行う。

整備に当たっては、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等の整備を促進する。

(3) 公園設備については、災害時に避難場所として活用の観点から、照明装置や飲料水兼用の防火水槽、雨水を利用した池の整備などを検討する。

(4) 道路・橋りょうの整備

ア 幅員の狭い道路は、建物その他構造物の倒壊や火災、積雪等の災害時には通行が困難となる危険性が高く、また、緊急車両の円滑な通行を阻害する要因ともなりうることから、火災の延焼防止や広幅員の道路整備等について検討する。

イ 道路の安全性を確保するため、定期的な点検により必要な箇所について優先的に修繕を行う。

ウ 土砂崩落、落石等の危険箇所については、落石防護ネット、落石防護柵等の安全対策を行う。

エ 定期的に橋りょう点検を行うとともに、計画的な維持補修を進め、安全対策を図る。

オ 冬期の路面凍結対策として、除雪、塩化カルシウムの対応を図る。

第2 施設構造物等の安全化対策

1 公共施設の安全化

公共施設については、本章第3節第1「防災施設の整備」に準ずるものとする。

2 ライフライン施設の安全化対策

村は、ライフライン施設の各事業者に対し、施設・設備の耐震化、拠点の分散化等による補完・代替、バックアップ機能の確保など、災害時の安全化対策を要望するとともに、各事業者との相互協力関係の充実に努める。

第16節 雪害予防対策【総務課、生活産業課】

第1 雪害対策体制の整備

1 村の体制

(1) 雪害対策に備えた体制の整備

ア 大雪警報が発令された場合は、総務課防災係を中心に本部班、情報収集班、救出班、避難所運営班を設置して大雪への体制の確立できるよう、各課の責任及び役割を明確にし、職員の配置体制をあらかじめ定めるものとする。

イ 雪害発生時には、災害が数日に及ぶ可能性があるため、避難、救出体制の他、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えておくものとする。

ウ 県及び自衛隊、各道路管理者等の関係機関と協議し、大雪による救出体制や雪害情報の連絡体制を定めておくものとする。

エ 住民の問い合わせ等に対応できるよう、窓口を明確にしておくものとする。

オ 情報収集体制の整備

(ア) 職員による情報収集

職員が自宅から参集する間に収集した各方面の積雪情報や被害情報をとりまとめ活用する体制の整備を図るものとする。

また、現地調査を行う職員編成及び除雪作業等の活動要領を事前に定めておくものとする。

(イ) 自主防災会等からの情報収集

地域の災害情報を収集するため、自主防災会等の協力を得て情報収集体制の整備を図るものとする。

通信手段については、村防災行政無線の他、電話やメール等、多様な通信手段を活用できるように、システムの整備、活用方法の確認を平時より行う。

(ウ) アマチュア無線等からの情報収集

多量の降雪があった場合においては電話回線の途絶も考えられるためアマチュア無線及び業務用無線（タクシー無線等）の活用による情報が得られるように平常時から協力体制の確立を図るほか、必要となる機器の整備の検討を行うものとする。

(2) 積雪時における避難準備情報、避難勧告・指示ができるようにしておくものとする。

(3) 県及び関係機関と連携し、除雪機械の確保・調達体制の整備を図るものとする。

(4) 孤立のおそれがある集落における、食料、燃料等の供給対策について検討しておくものとする。また、道路交通の一時的なマヒを想定し、ヘリコプター等による航空輸送の確保体制の整備を図る。

(5) 雪捨場について、交通障害及び溢水災害等の発生防止を考慮し、あらかじめ検討しておくものとする。

(6) 通信及び電力供給の確保

降雪による電話回線の不通や停電に対応するため、ライフライン関係機関等との緊急連絡体制の整備を図るものとする。

(7) 公共施設の安全確保

施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて、修繕等を実施すると

一般災害編

第2章 災害予防計画

ともに、除排雪対策を整備する。

2 道路交通の確保体制の整備

道路管理者は、山間地道路における冬期の交通を確保するため、次の道路整備を進めるものとする。

- (1) 雪崩危険箇所における雪崩予防柵、防護柵、スノーシェッド等の設置
- (2) 消融雪施設、流雪溝等の設置
- (3) 堆積帯及びチェーン着脱帯の確保

3 道路の除雪体制の整備

道路管理者は、山間地道路における冬期の交通を確保するため、次により除雪体制を整備するものとする。

なお、道路については、災害時における緊急輸送活動等にも影響が及ぶため、村、県、近隣市町村と連携して除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

(1) 協力体制の整備

村は、道路除雪等が円滑に進められるよう県、建設関係団体、村内土木業者等との協力体制を検討し、効果的な除雪体制の整備について検討を行うものとする。

(2) 除雪体制の整備

ア 除雪状況等の情報提供

村は、除雪作業に伴う道路の通行の可否、電話回線の不通や停電、交通規制状況等について、村防災行政無線等を多様な情報通信手段を活用した情報提供体制の整備を図る。

イ 道路管理者は、一般国道、県道、村道等の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪体制を整備する。

ウ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(3) その他

村は、除雪資機材、排雪場所の確保、融雪剤の備蓄、除雪要員の確保に努めるものとする。

4 避難所対策

村は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等)の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

第2 地域住民の安全確保体制の整備

1 地域ぐるみによる除排雪の実施

降雪、積雪は、住民の日常生活や産業活動に大きな影響を及ぼすため、地域ぐるみで克服していく必要があり、住民、事業所等が協力し、自主的に防災体制を整備し地域の除排雪に積極的に取り組むことが重要である。

このため、「自らの地域は、自らの力で除排雪する」という住民意識の高揚と地域による除排雪体制づくりを促進し、地域の実情に応じた地域ぐるみによる除排雪活動を積極的に推進し、地域

の生活道路の確保を図る。

2 啓発活動

村は、建物等の所有者に対し、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

また、村は、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動などについて、防災知識の普及啓発を図る。

3 避難行動要支援者の安全確保

災害発生後、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を支援する支援者について、県及び市町村は、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。

また、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪の協力等を行うものとする。

第17節 孤立防止対策【総務課、生活産業課】

第1 孤立防止対策

1 孤立防止のための通信手段整備

村は、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しないよう、村防災行政無線とともに、衛星携帯電話の導入やアマチュア無線の協力確保など、通信手段の整備に努める。

2 交通の確保

道路管理者は、山間部等の孤立のおそれのある集落の道路における災害予防対策を推進するものとする。

また、村は県と連携し、孤立のおそれのある集落にヘリコプターによる救援活動体制の整備に努める。

3 孤立対策が想定されるエリア図の作成

がけ崩れ等により孤立のおそれのある地域のエリア図を作成するとともに、地域内の避難経路や備蓄倉庫、通信施設の位置などを明確にする。

第2 孤立に備えた体制整備

1 孤立予想地域の実態把握

一時的な孤立が想定されるエリア図を作成するとともに、山間部の集落が孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。特に、高齢者世帯、寝たきりの高齢者、障害者などの実態把握に努め、個別の避難行動要支援者プランの作成及び更新に努める。

2 自主防災会の体制強化

孤立が予想される地域住民に対し、自主防災会への積極的な参加を求めるとともに、活動の活発化を図る。

3 備蓄の推進

孤立した場合にも、地域内での生活が維持できるよう、備蓄体制を整備する。備蓄に当たっては、地域に滞在する観光客等に対する備蓄にも配慮する。また、地域住民に対しても、食料や水、生活必需品等の備蓄を各自で行うよう、啓発を継続的に行う。

第18節 帰宅困難者予防対策【総務課、生活産業課、観光課】

第1 帰宅困難者への啓発

1 住民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- (1) 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- (2) 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること

2 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についての周知

災害発生時に電話がかかりにくい場合でも、安否等を確認できる「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」を開設するので、平素から活用方法を広報紙や村ホームページ等で周知を図る。

第2 帰宅困難者のための支援体制の整備

1 事業者、学校への要請

職場や学校、観光施設、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- (1) 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保
- (2) 災害時の水、食料や毛布、情報の提供、仮泊場所等の確保

2 帰宅困難者対策の検証

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施することにより、住民への啓発のほか、隣接している市町村等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討していく。

3 帰宅困難者の一時的収容施設の指定

- (1) 村内において帰宅困難になった滞在者に対し一時的収容を行うための施設（以下「一時収容施設」という。）を事前に指定しておくものとする。
- (2) 駅前等において帰宅困難者が滞留することが生じた場合、協定に基づき鉄道事業者と相互に連携するほか、警察署とも連携し速やかに滞在者に対し、一時収容施設への誘導が行えるよう関係機関と避難手順等について確認、調整を行うものとする。

4 帰宅困難者への情報提供体制の整備

村は、帰宅困難者に対し、鉄道及びバス等の公共交通機関の運行及び運行状況について適時情報提供が行えるよう関係機関との連携体制の整備を図る。

5 観光客の安全確保に向けた体制の整備

- (1) 観光客は地理に不案内であり、土砂災害等の危険性のある地区もあるため、観光施設の管理者、商工会等と連携し、施設の安全対策や観光客の避難誘導体制、施設が孤立した場合の対応手引き等について検討し、体制の整備を図る。
- (2) 村は、避難所や避難道路、危険箇所の表示等災害に関する案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。
- (3) 別荘地においては、村は別荘地管理者（以下「管理者」という）との連携し、避難勧告・指示等の情報伝達方法や避難誘導方法、避難所の受入れ体制など、別荘地利用者の安全確保のための体制整備を図る。また、観光シーズンの利用者が最大となる時点を想定して指定緊急避難場所及び避難所の選定を行うとともに、村民と共同の避難所を利用する場合に備えて、別荘地利用者用のスペースの確保や名簿管理が行えるように、事前に準備しておくものとする。

第19節 広域応援体制の確立【総務課】

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

本村の応援協定の締結状況は、本編第3章第4節「第2 知事及び他の市町村に対する応援要請等」に示すとおりである。

第2 協定の充実等

1 協定内容の見直し

村は、協定締結市町村等と締結している相互応援協定内容を適宜見直し、内容の充実、具体化に努める。

また、村は、今後食料品、日用品の流通備蓄を目的に協定締結を推進する。

2 防災訓練等の実施

村は、平常時から協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。

3 協定締結の推進

村は、近隣市町村と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努める。また、大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の締結について、検討を進める。

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、協定締結先への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

2 受入れ体制の整備

協定締結先等からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

村は、防災関係機関による災害対策活動が円滑に行われるよう、活動拠点や宿泊施設、資機材の保管場所などの受入れ体制について検討しておくものとする。

3 防災訓練等の実施

平常時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、本編第3章第4節「広域応援体制」の定めるところによる。

第20節 生活再建事前対策【環境衛生課、税務住民課、教育委員会】

第1 環境衛生体制の整備

大規模災害時には、大量のがれきりや避難所の生活ごみ等の災害廃棄物が発生することが予想される。また、ごみ処理施設も被災の可能性があることから、災害時における廃棄物仮置場の選定、廃棄物運搬等について体制整備を図る。

1 廃棄物処理体制の整備

- (1) 村は、あらかじめ民間の清掃関連業者、し尿処理関連業者及び仮設トイレ等の取扱い業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。
- (2) 大規模な災害時に備え、災害時廃棄物の一時保管場所の候補地を選定しておく。
- (3) 村の災害時における廃棄物の処理方法を定める廃棄物処理計画について、職員に周知を行う。
- (4) 大規模災害等災害の発生後、しばらくは輪番停電が実施されることも予想されるため、あらかじめ輪番停電時における一般廃棄物処理施設の運用方法及びごみ収集方法等を検討しておく。

2 災害時アスベスト等危険物処理対策の検討

大規模な災害時には、建築年次の古い建造物の倒壊が想定され、アスベスト等の古い建築材の廃棄処理が予想される。そのため、その他の危険廃棄物と併せて、災害時の危険物処理対策及び環境汚染防止に関しても検討する。

3 防疫衛生体制の整備

村は保健所等関係機関と協力し、防疫及び保健衛生用器材の調達方法や活動体制など、被災地における感染症や食中毒の予防対策等を適切に行えるよう、防疫衛生体制の整備を図る。

第2 遺体の埋・火葬体制の整備

1 遺体の捜索、運送体制の整備

遺体の捜索及び収容並びに埋葬を行う場合に備え、役場職員、消防団員等による捜索班の体制整備を行う。

2 埋・火葬体制の整備

村は、災害時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。また、遺体安置所の確保を図るものとする。

第3 住居の確保体制の整備

災害により家屋の被害を受けた住民に対して、被害家屋の調査、家屋の修理、一時的な住居を供給するための仮設住宅の建設などに備えた体制の整備を図る。

1 家屋・住家被害状況調査等の体制整備

村は、住宅の応急修理、住宅の供給、罹災証明書の発効のため、被災後に速やかに住家の被害状況調査を行えるよう、職員の育成や関係機関との協定の締結等により、調査体制の整備を図る。

2 応急修理体制の整備

村は、建設業者をはじめ関係機関と連携し、建物の応急修理体制の整備を図る。

3 応急仮設住宅等の設置に向けた体制の整備

(1) 応急仮設住宅の用地として、村は、山中湖交流プラザを候補地としているが、必要戸数の確保が困難な場合についての体制も検討しておくものとする。なお、私有地については、あらかじめ地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

(2) 村は、仮設住宅が速やかに建設されるように、建設業者をはじめとする関係機関と連携し、資機材の調達体制や人員の確保体制の整備を図る。

4 既存住宅の活用体制の整備

村は、公営住宅や民間賃貸住宅等の空き室を災害時に活用できるように、関係機関との連携による体制の整備を図る。

第4 文教対策

各学校長等においては、多数の児童・生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

また、学校防災計画、避難所開設時における教職員の体制整備など、安全対策の一層の強化を図る。

1 児童・生徒等の安全確保体制の整備

(1) 関係機関の実施する災害予防等の行事と呼応して、ポスター、標語等を通じ事故防止について認識させる。

(2) 学校は常に児童・生徒等の事故防止のため計画的な防災教育の実施を図る。

(3) 各学校は、防災に対する計画を樹立して、災害による事故防止に努めるとともに、児童・生徒等の避難訓練を実施して、人命保護の体制確立に万全を期するものとする。計画を策定する際は、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた計画を作成する。

(4) 学校等においては、消防機関や自主防災会等と連携を図り、防災組織の充実強化を図る。

(5) 学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に実施する。

ア 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

イ 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

(6) 各学校は、状況に即応した確かな判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日ごろから避難訓練を実施し児童・生徒等に災害時の行動について周知しておく。

また、消防署、警察署、自治会等と密接な連携のもとに安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

一般災害編

第2章 災害予防計画

(7) 避難経路等の確認

避難経路の点検、非常階段等日常使用しない箇所を重点的に再確認し、避難時の安全確保を図る。

(8) 保護者向けの緊急連絡体制の整備

学校のホームページや携帯電話などを用い、できるだけ早く、確実に情報を伝達できるように、村内の小・中学校すべてにおける同一システムの体制整備を検討する。

2 応急教育計画の策定

災害の発生により、通常の教育活動が困難になった場合にも、速やかに応急教育が実施できるように、応急教育計画の事前対策の推進を行う。

(1) 村は所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

(2) 教材用品の調達及び配給の方法については村教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておく。

第5 被災者台帳及び罹災証明書発行体制の整備

村は、災害時における被災者台帳及び罹災証明書の交付が速やかに行えるよう体制を整備する。

1 罹災証明書の発行体制の整備

村は、罹災証明書が遅滞なく交付できるよう、罹災証明書に関する規定やマニュアルの作成など、事前の準備を行うものとする。

2 被害調査の信頼性の向上

被災家屋診断のできる職員の育成訓練、建築事務所協会や土地家屋調査協会等の専門家との協定締結などにより、調査に対する信頼性の向上を図る。

3 被災者台帳の作成体制の整備

被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳の作成にあたり、個人情報の取扱いに十分に留意するとともに、広域避難などが生じた場合も想定し、台帳作成の体制整備を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制【全課】

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

【風水害時の災害対策体制の概要】

職員配備基準	災害時の状況		災害対策本部等の設置
第1配備	気象台より注意報が発表されたとき		—
第2配備	I	気象台より警報が発表されたとき	—
	II	台風の接近により大雨警報が発表されたとき、記録的短時間大雨情報が発表されたとき等	災害警戒本部の設置
	III	土砂災害警報が発令されたとき等	事態の推移に伴い災害対策本部に移行
第3配備	I	災害により避難準備情報の発令が予測されるとき等	災害対策本部の設置
	II	災害により避難準備情報が発令されたとき等	

第1 山中湖村災害警戒本部

山中湖村災害対策本部の設置前の段階として、気象情報の収集、応急対策の必要な措置を講じるため、山中湖村災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置する。

1 設置基準

- (1) 台風の接近により大雨警報が発表されたとき、記録的短時間大雨情報が発表されたときなど、災害が発生するおそれがあるとき。
- (2) その他の状況により、村内に比較的軽微な規模の災害若しくは局地的な災害が発生した場合又は発生するおそれがあるとき。

2 設置の決定

副村長が判断し、決定する。

3 災害警戒本部の組織

(1) 責任者等

責任者を総務課長とし、責任者補佐は課長補佐か防災係長をもって充てる。

(2) 配備

職員配備基準の第2配備IIに基づくものとする。

(3) 招集

災害警戒本部は、総務課長が招集するものとする。

(4) 主な活動

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ① 気象情報等の収集・伝達 | ② 河川、がけ地等の警戒監視 |
| ③ 水防活動 | ④ 災害情報の収集 |
| ⑤ 県及び関係機との連絡調整 | ⑥ 住民への情報伝達 |
| ⑦ 避難所の開設 | ⑧ 動員体制の準備に関すること。 |
| ⑨ その他、災害警戒本部責任者が必要と認める事項 | |

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

4 閉鎖基準

災害警戒本部は、災害発生のおそれが解消したとき、又は山中湖村災害対策本部が設置されたとき、これを閉鎖する。

第2 山中湖村災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、村長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、山中湖村災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置する。

1 設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき（山梨県土砂災害警戒情報が発令されたとき等）
- (3) 村内で震度が5弱以上を記録したとき。
- (4) 富士山に噴火警戒レベル4が発表されたとき。
- (5) その他村長が必要と認めた場合

2 廃止の時期

災害対策本部は、村域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を村役場本庁舎に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先	連 絡 方 法
村 職 員	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭
県 知 事	県防災行政無線（FAX）、電話
富士・東部地域県民センター	県防災行政無線（FAX）、電話
富士五湖消防本部	県防災行政無線、電話
富士吉田警察署	電話
近 隣 市 町 村	県防災行政無線、電話
村 内 関 係 機 関	村防災行政無線、電話、連絡員
一 般 住 民	村防災行政無線、広報車、連絡員
報 道 機 関	電話、口頭、文書

4 災害対策本部の設置場所

山中湖村役場庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、被災状況に応じ次の施設に設置するものとする。

【災害対策本部代替設置場所】

施設名	所在地	電話番号
山中湖村温泉「紅富士の湯」	山中湖村山中865-776	(0555) 20-2700
山中湖交流プラザ「きらら」	山中湖村平野479-2	(0555) 20-3111
山中湖村コミュニティセンター	山中湖村平野283	(0555) 65-7750
平野保育所	山中湖村平野1997-1	(0555) 65-8542

5 本部長の職務代理者の決定

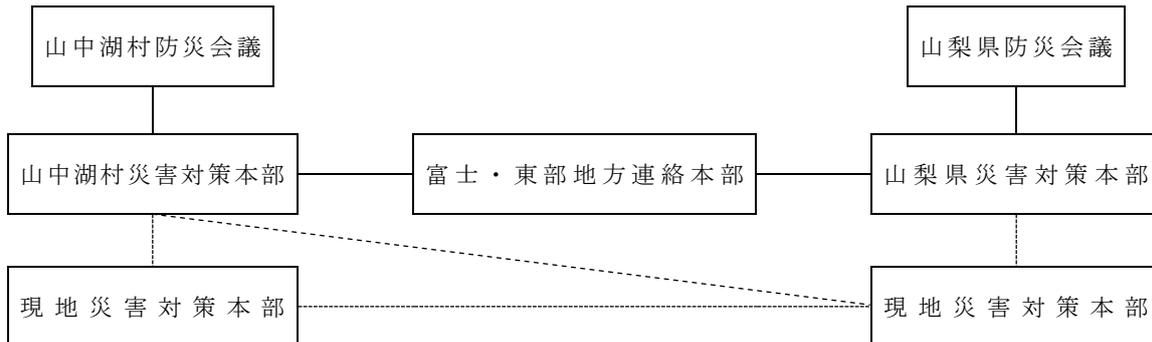
本部長（村長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

第 1 順 位	副村長
第 2 順 位	総務課長

資料編	6-2 山中湖村災害対策本部条例
-----	------------------

第3 災害対策本部の組織及び所掌事務

1 山中湖村防災組織系統図



(注) 災害の状況に応じて、現地災害対策本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度本部長が定める。

2 災害対策本部の編成

災害対策本部の編成は、別表1のとおりである。

3 分担任務

- (1) 災害対策本部には、部を置き、部には部長をおく。
- (2) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- (3) 本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。
- (4) 部に属する担当の職員は、その部員となり、上司の命を受けて応急対策に当たる。
- (5) 災害対策本部の分掌事務は別表2のとおりであるが、別表2に定めていない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

第4 現地災害対策本部

1 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- (2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、災害対策本部副本部長（副村長）、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- (4) 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

2 県の現地対策本部との連携

災害対策本部は、村内に大規模災害が発生し、県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

第5 村庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動

災害発生後、村庁舎等が被災したことにより、村が県に被災状況、及びこれに対して執られた措置の概要の報告ができなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は村にかわり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

1 被災地への職員派遣

地方連絡本部（富士・東部地域県民センター）職員等を本村に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。

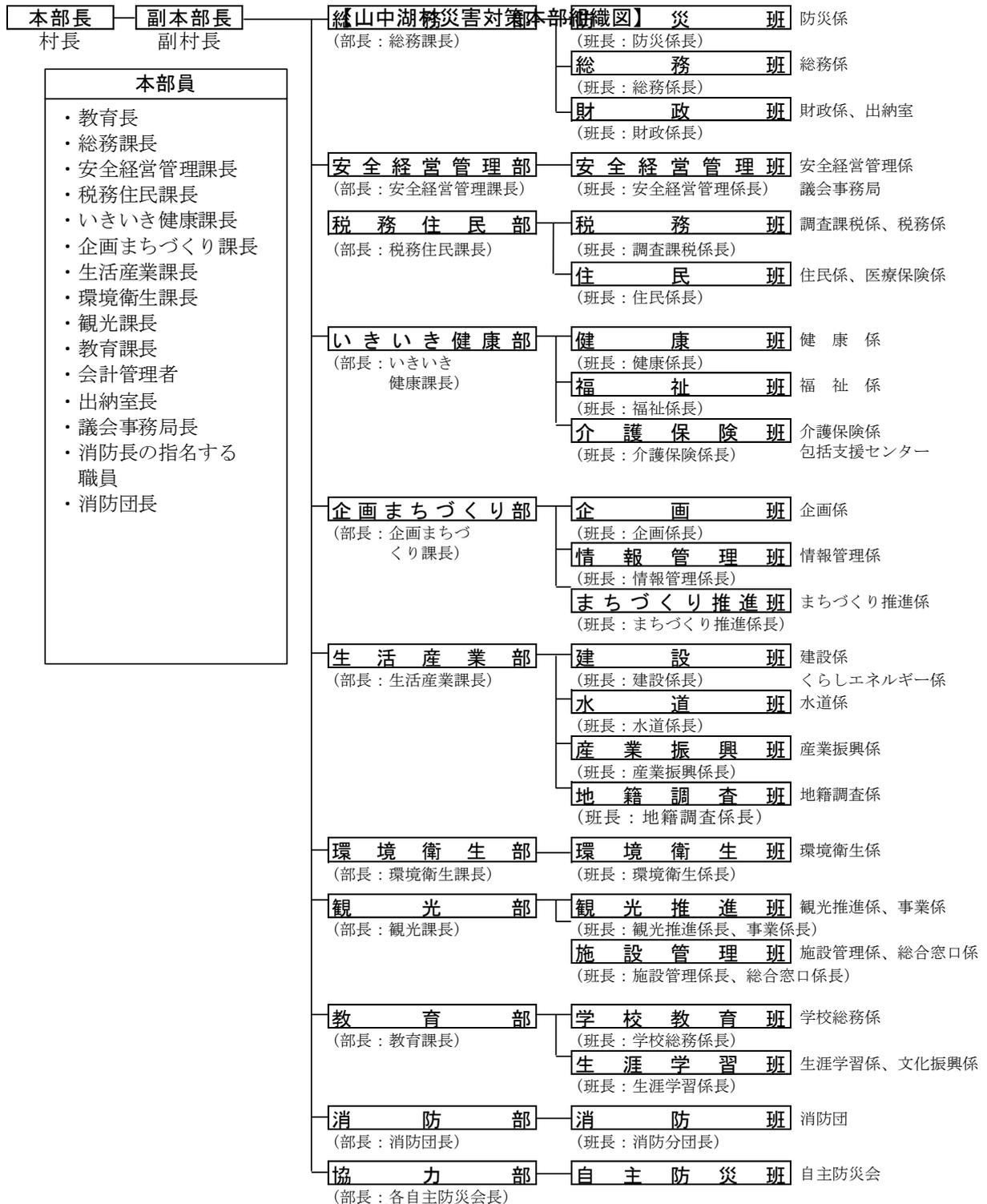
2 県消防防災ヘリコプター

県消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

3 その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

別表 1



【山中湖村災害対策本部分掌事務】

本 部 長	村長
副 本 部 長	副村長
本 部 員	教育長、総務課長、安全経営管理課長、税務住民課長、いきいき健康課長、企画まちづくり課長、生活産業課長、環境衛生課長、観光課長、教育課長、会計管理者、出納室長、議会事務局長、消防長の指名する職員、消防団長

部 名 [部長]	班 名 [班長]	分掌事務
総務部 [総務課長]	防災班 [防災係長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び本部の庶務に関する事。 2 防災会議その他関係機関との連絡に関する事。 3 各部、各班との連絡調整に関する事。 4 本部員会議に関する事。 5 職員の非常招集、解散に関する事。 6 県、防災関係機関との連絡に関する事。 7 予警報及び災害情報の受領、伝達に関する事。 8 避難の勧告、指示その他本部長命令の伝達に関する事。 9 避難計画に関する事。 10 村防災行政無線の管理、運用に関する事。 11 消防団の招集、配備に関する事。 12 被害状況等の取りまとめに関する事。 13 県、他市町村、自衛隊等への応援要請に関する事。 14 緊急輸送に関する事。 15 燃料・資機材の確保に関する事。 16 災害時の労働力確保に関する事。 17 罹災証明書の発行に関する事。 18 その他、他部の所管に属さない事。
	総務班 [総務係長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の安否確認に関する事。 2 役場庁舎の被害調査及び応急対策に関する事。 3 本部の事務に必要な施設の整備に関する事。 4 庁用車両の管理、配車に関する事。 5 職員の勤務管理に関する事。 6 災害活動従事者の食料等の確保に関する事。 7 他班の事務に協力する事。
	財政班 [財政係長] ※財政係と出納室で構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の予算及び資金に関する事。 2 本部活動費の経理に関する事。 3 義援金の受付及び保管に関する事。 4 指定金融機関との連絡調整に関する事。 5 村有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 6 他班の事務に協力する事。
安全経営管理部 [安全経営管理課長]	安全経営管理班 [安全経営管理係長] ※安全経営管理課と議会事務局で構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 国・県等関係方面への連絡に関する事。 2 マスコミへの対応に関する事。 3 議員への対応に関する事。 4 総務部防災班の事務に協力する事。

一般災害編
第3章 災害応急対策計画

部 名 [部長]	班 名 [班長]	分掌事務
税務住民部 [税務住民課長]	税務班 [税務係長] ※調査課税係と収納係で構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地家屋の被害調査に関する事。 2 自主防災会との連絡に関する事。 3 被災者台帳の作成に関する事。 4 被害納税者の減免等に関する事。 5 被災住民への税関係の相談に関する事。 6 電気、電話、ガス被害状況の調査に関する事。 7 人的被害の調査に関する事。 8 他班の事務に協力する事。
	住民班 [住民係長] ※住民係と医療保険係で構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 行方不明者リストの作成に関する事。 2 自主防災会との連絡に関する事。 3 遺体の処理及び埋火葬に関する事。 4 遺体の検案及び収容の協力に関する事。 5 遺体安置所の設置管理に関する事。 6 義援物資の受入れ、保管、仕分けの協力に関する事。 7 住民からの問い合わせの対応に関する事。 8 他班の事務に協力する事。
いきいき健康部 [いきいき健康課長]	福祉班 [福祉係長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所（福祉避難所含む。）の設置、管理及び運営に関する事。 2 災害救助法の適用申請に関する事。 3 災害見舞金の支給に関する事。 4 被災者のボランティアニーズの把握に関する事。 5 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 6 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 7 保育所児童、放課後児童クラブの安全確保、安全確認に関する事。 8 保育所の被害調査及び応急対策に関する事。 9 日赤奉仕団に関する事。 10 避難行動要支援者等の救助救援、避難誘導、安否確認に関する事。 11 外国人への支援に関する事。 12 他班の事務に協力する事。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

部 名 [部長]	班 名 [班長]	分掌事務
	健康班 [健康係長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症の予防及び指導に関すること。 2 救護所の設置に関すること。 3 医薬品、衛生材料の調達に関すること。 4 公私医療機関への情報伝達と調整に関すること。 5 被災者への臨時健康相談、健康教育及び健康診断の実施に関すること。 6 避難所への巡回相談の実施に関すること。 7 被災住民に対する心のケア対策に関すること。 8 傷病者の応急手当に関すること。 9 妊産婦及び乳児の保健指導に関すること。 10 遺体の検案及び収容の協力に関すること。 11 遺体の処理及び埋火葬に関すること。 12 遺体安置所の設置管理に関すること。
	介護保険班 [介護保険係長] ※介護保険係と包括支援センターで構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における介護支援に関すること。 2 避難行動要支援者等の救助救援、安否確認に関すること。 3 介護保険料の減免等に関すること。 4 福祉避難所の開設に関すること。 5 社会福祉施設との連絡調整に関すること。 6 避難行動要支援者等への臨時健康相談の実施に関すること。 7 避難所での生活及び医療の調整に関すること。 8 他班の事務に協力すること。
企画まちづくり部 [企画まちづくり課長]	企画班 [企画係長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援物資の受入れ、保管、仕分けに関すること。 2 災害復興本部の設置に関すること。 3 他班の事務に協力すること。
	情報管理班 [情報管理係長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民への広報活動に関すること（村ホームページ等）。 2 情報システム等の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 災害状況のデータ記録に関すること。 4 他班の事務に協力すること。
	まちづくり推進班 [まちづくり推進係長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管公園施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 災害復興都市計画の策定に関すること。 3 被災宅地、建築物の応急危険度判定に関すること。 4 住宅の応急修理に関すること。 5 住宅の応急修理等に必要資機材等の調達に関すること。 6 応急仮設住宅建設予定地の確保、応急仮設住宅の建設に関すること。 7 他班の事務に協力すること。

一般災害編
第3章 災害応急対策計画

部 名 [部長]	班 名 [班長]	分掌事務
生活産業部 [生活産業課長]	建設班 [建設係長] ※建設係とくらしエ ネルギー係で構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、堤防等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 建設業協会との連絡調整に関すること。 5 障害物の除去に関すること。 6 災害時の環境保全対策に関すること。 7 他班の事務に協力すること。
	水道班 [水道係長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急給水に関すること。 2 水道施設、配水池の被害調査及び応急対策に関すること。 3 節水、断水及び給水に係る広報に関すること。 4 被災地及び避難所における飲料水の水質保全に関すること。 5 必要な機械器具、車両及び材料等の調達並びに保管に関すること。 6 下水道施設の被害調査及び災害復旧に関すること。 7 下水道の被災状況等に関する住民への広報に関すること。 8 他班の事務に協力すること。
	産業振興班 [産業振興係長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林産物及び農林産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 貯木、流木の災害対策に関すること。 3 農林業の災害融資に関すること。 4 村有林の被害調査及び応急対策に関すること。 5 山地災害危険箇所の巡視、応急対策に関すること。 6 商業の被害調査及び応急対策に関すること。 7 被災商工業者に対する融資に関すること。 8 食料及び生活必需品の調達に関すること。 9 商工業団体との連絡調整に関すること。 10 他班の事務に協力すること。
	地籍調査班 [地籍調査係長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援物資の受入れ、保管、仕分けの協力に関すること。 2 他班の事務に協力すること。
環境衛生部 (環境衛生課長)	環境衛生班 [環境衛生係長]	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の廃棄物の処理及び清掃に関すること。 2 災害時の環境保全に関すること。 3 山中湖村クリーンセンターの被害調査及び応急対策に関すること。 4 仮設トイレの設置及び管理に関すること。 5 動物の死体処理に関すること。 6 他班の事務に協力すること。
観光部 (観光課長)	観光推進班 [観光推進係長] ※観光推進係と事業 係で構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 帰宅困難者対策に関すること。 2 観光協会及び観光関係機関との連絡調整に関すること。 3 民間自動車等の緊急調達に関すること。 4 他班の事務に協力すること。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

部 名 [部長]	班 名 [班長]	分掌事務
	施設管理班 [施設管理係長] ※施設管理係と総合窓口係で構成	1 観光客、所管施設利用者等の安全確保に関すること。 2 観光施設及び所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。 4 所管施設における避難所の設置、管理及び運営に関すること。 5 他班の事務に協力すること。
教育部 [教育課長]	学校教育班 [学校教育課係長]	1 児童・生徒等の安全確保、安否確認に関すること。 2 教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 災害時の応急教育に関すること。 4 災害時の学校給食に関すること。 5 炊出しに伴う学校給食センター等の利用に関すること。 6 所管施設における避難所の設置、管理及び運営に関すること。 7 学用品の確保、配布に関すること。 8 他班の事務に協力すること。
	生涯学習班 [生涯学習係長] ※生涯学習係と文化振興係で構成	1 施設利用者の安全確保に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 文化財の被害調査、応急対策に関すること。 4 災害活動に協力する体育協会、スポーツ推進委員等との連絡調整に関すること。 5 所管施設における避難所の設置、管理及び運営に関すること。 6 他班の事務に協力すること。
消防部 [消防団長]	消防班 [消防分団長]	1 消防活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 災害情報の収集及び伝達の協力に関すること。 5 行方不明者及び遺体の捜索に関すること。
各部共通		1 所掌事務に必要な情報の収集伝達及び災害記録に関すること。 2 所掌事務に必要な資機材の調達に関すること。 3 所掌事務に係る機関・団体との連絡、調整及び応援に関すること。 4 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 5 所管施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること。 6 所掌事務に係る他機関の応援職員、専門ボランティアとの調整に関すること。 7 収集した情報の災害対策本部への報告に関すること。 8 状況により各部の応援に関すること。 9 本部長の特命事項、その他必要事項に関すること。

一般災害編
第3章 災害応急対策計画

協力部 (各自主防災会長)	自主防災班	<ol style="list-style-type: none">1 地域内の被害状況等の収集及び伝達に関する事。2 災害危険箇所等の巡視に関する事。3 消防活動に関する事。4 救出・救護活動に関する事。5 避難誘導に関する事。6 避難所の管理及び運営に関する事。7 行方不明者及び遺体の捜索に関する事。8 炊出し、救援物資配布の協力に関する事。
------------------	-------	---

第2節 職員配備計画【全課】

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

【職員の配備基準】

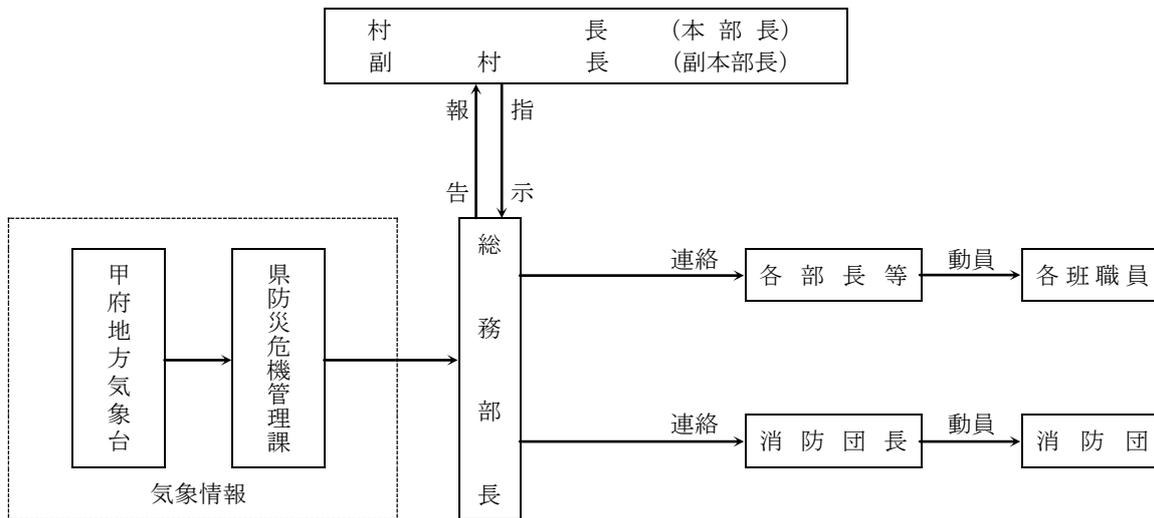
配備の基準		配備の内容	配備の要領
第1配備	① 次の注意報が発表されたとき ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪注意報 ・雷注意報 ② 噴火予報：噴火警戒レベル1、2	・情報収集活動	勤務時間中は防災担当が対応し、時間外は宿直が対応する
第2配備	① 次の警報等が発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ・竜巻注意情報	・情報収集活動をはじめとする応急対策活動に着手する	総務課防災担当 2名
	① 台風の接近により、大雨警報が発表されたとき ② 記録的短時間大雨情報 ③ 震度4の地震を観測したとき	・情報収集をはじめとする警戒態勢及び応急対策活動をとる 【災害警戒本部の設置】	・総務課 係長以上及び防災担当 ・生活産業課 1名 ・職員・消防団自宅待機
	① 土砂災害警戒情報が発令されたとき ② 火口周辺警報：噴火警戒レベル3	※事態の推移に伴い、災害対策本部に移行できるものとする	・総務課 全員 ・生活産業課 全員 ・各課長 全員 ※課長の指示で職員招集
第3配備	① 避難準備情報が予測される場合（山梨県土砂災害警戒情報システム：危険度4になったとき）	・情報収集をはじめとする警戒態勢及び応急対策活動をとる ・避難所開設対応 【災害対策本部の設置】	村長、副村長、教育長 ・総務課 全員 ・生活産業課 全員 ・いきいき健康課 係長以上 ・教育委員会 係長以上 ・各課長全員
	① 避難準備情報を発令したとき（山梨県土砂災害警戒情報システム：危険度6になったとき） ② 特別警報が発表されたとき ③ 震度5弱以上の地震を観測したとき ④ 噴火警報：噴火警戒レベル4		職員全員参集

備考：災害の規模・特性に応じ、この基準が適切でないと認めたときは、臨機応変に配備体制を整えるものとする。

第2 配備及び参集体制

1 勤務時間中における伝達及び配備

- (1) 気象情報等の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務部長を通じて、各部長に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話、村防災行政無線等によりこれを徹底する。また、消防団長にも非常配備を伝達する。
- (2) 各部長は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。



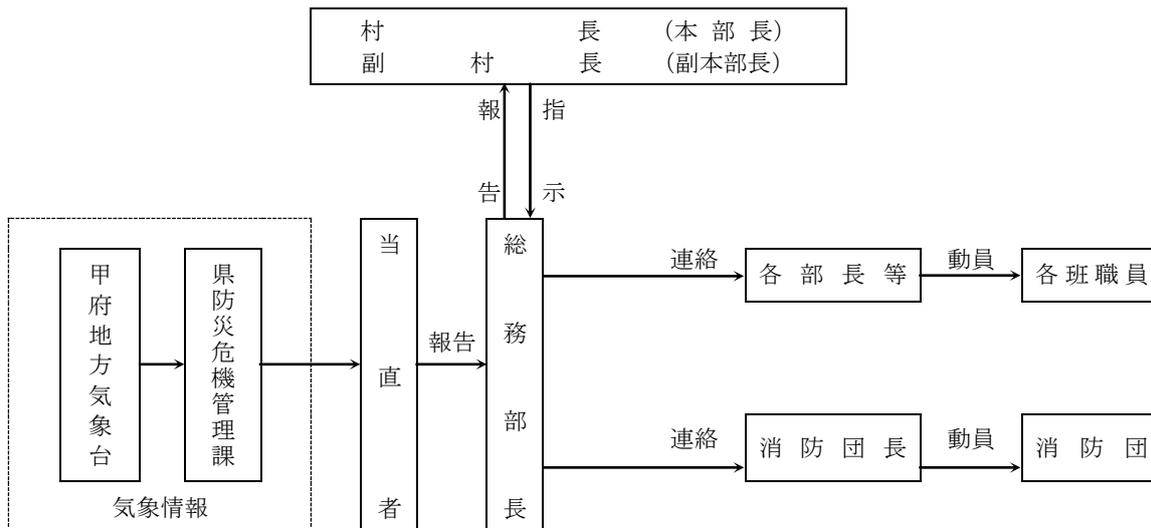
2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- (1) 当直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに電話等により総務部長に連絡するものとする。
- (2) 総務部長は、当直者から連絡を受けた場合は、本部長（村長）、副本部長（副村長）等に報告をし、各部長等に伝達する。
- (3) 防災班長は、直ちに各部長及び消防団長に非常配備を伝達し、村役場本庁舎に登庁する。
- (4) 連絡を受けた職員は、以後の状況の推移に注意し、村役場に登庁し、各消防団員は消防団詰所に参集する。
- (5) 各配備職員は、参集にあたり参集途上の被害状況等の把握に努めるものとする。
- (6) 自主参集

勤務時間外等において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が甚大であると判断されるときは、所属長からの連絡を待たずに職員自ら所属の課等に参集するものとする。

(7) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、指定避難所又は最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。



3 配備状況の報告

各部長は、所属職員の参集状況を記録し、総務部長を通じて本部長に報告を行う。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うに当たって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長に要請するものとする。

- (1) 応援内容
- (2) 応援を要する人数
- (3) 応援を要する日時
- (4) 出動場所
- (5) その他必要事項

2 動員の措置

- (1) 総務部長は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の指示を行うものとする。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行うものとする。

第4 初期応急対策の実施

村長は、被害が甚大で、速やかに応急対策を実施する必要がある場合は、直ちに本部員会議を招集し、初期応急対策の実施に努めるものとする。

第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画【総務課】

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、速やかに被害情報の収集、救出、救助活動を行うものとする。

第1 要請基準

県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行うものとする。

1 公共性	災害等から住民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
2 緊急性	差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）。
3 非代替性	県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）。

第2 緊急運航基準

県消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

1 災害応急対策活動

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動）
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- (3) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- (4) その他、県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

2 火災防ぎょ活動

- (1) 林野火災等において、県消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- (2) 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は県消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- (3) その他、県消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

3 救助活動

- (1) 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- (2) 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- (3) その他、県消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

4 救急活動

- (1) 別に定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
- (2) 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- (3) 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

第3 緊急運航の要請

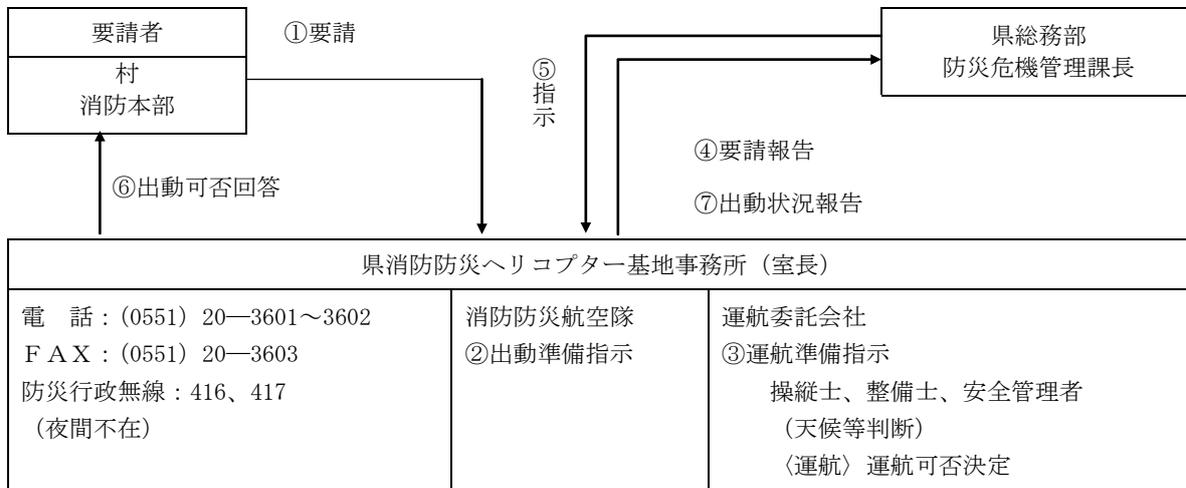
県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、災害が発生した市町村の長及び消防事務に関する一部事務組合の消防長並びに関係行政機関の長が、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」

一般災害編

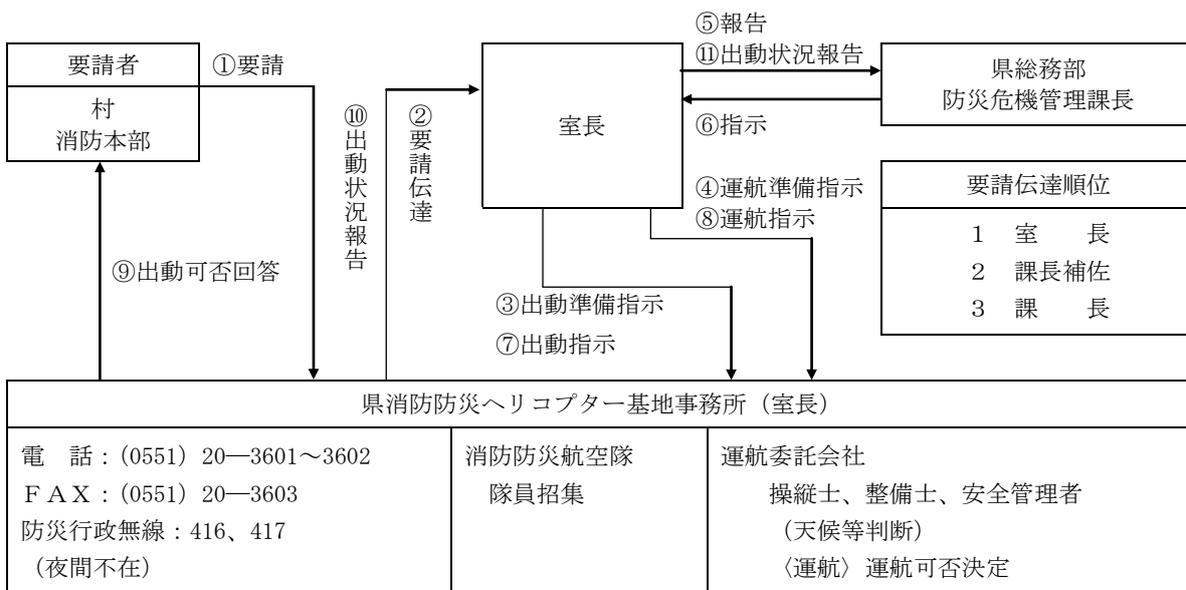
第3章 災害応急対策計画

に基づき行うものとし、「第1 要請基準」に該当する事態が発生した場合には、県総務部防災危機管理課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に対して電話にて速報後、資料編掲載の「消防防災航空隊出場要請書」により、ファクシミリを用いて行うものとする。

【緊急運航連絡系統図】



【土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図】



（夜間の場合） 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に報告し、室長は関係者に連絡する。

資料編	7-5 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定 8-3 消防防災航空隊出場要請書
-----	---

第4 受入れ体制

緊急運航を要請した場合、村は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ体制を整えるものとする。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

第4節 広域応援体制【総務課】

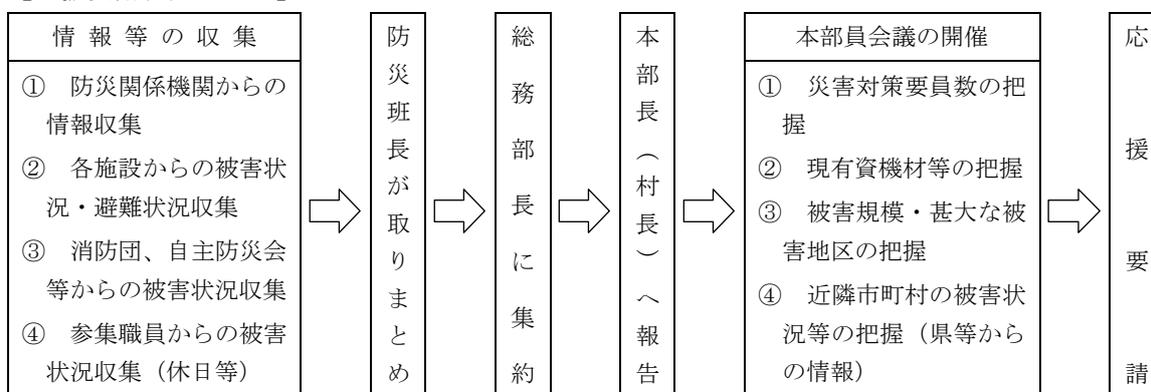
災害発生時に際し、村のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本村の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

【応援要請決定フロー】



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請等

1 知事に対する応援要請

村長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め又は応急対策の実施を要請する。

2 他の市町村長に対する応援要請

村長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条の規定により他の市町村長に対して応援を求める。

なお、村では、下記のとおり大規模災害の発生に備え、あらかじめ相互応援協定及び覚書等を締結しており、応援協定等に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。協定締結市町村への連絡先については、別表「災害時応援協定締結市町村等連絡先一覧」のとおりである。

【他市町村との災害時応援協定一覧】

協定名	協定年月日		協定機関(※)及び協定内容
①環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定	平成18年5月10日	協定機関	〔山梨県〕富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町 〔静岡県〕沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町
		協定内容	1 被害が予想される圏域外への避難誘導活動 2 被害者及び避難者の救出・救護活動 3 被災者等受入れ施設の提供

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

			<ul style="list-style-type: none"> 4 被災者等への食料、飲料水及び生活必需品の提供 5 被災市町村等災害対策本部等の設置に対する施設の提供 6 応急復旧活動 7 長期の避難生活が見込まれる被災者等への仮設住宅の提供 8 長期避難生活世帯の児童・生徒の受入れ 9 災害ボランティアの斡旋 10 1～9の活動に必要な人材の派遣並びに資機材及び車両の提供 11 その他要請のあった事項
②富士北麓災害時の相互応援に関する協定	平成15年 12月11日	協定 機関	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、上九一色村、下部町
		協定 内容	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者収容施設の提供 2 圏外避難のための被災者に対する避難誘導 3 救援・救助活動及び避難活動に必要な車両等の提供 4 被災者の食料、飲料水、生活必需品の提供 5 救出、応急復旧に必要な資機材の提供 6 災害を受けた市町村の災害対策本部設置に対する施設の提供 7 長期被害に及ぶ場合の被災者の（仮設）住宅提供 8 救出・救護及び応急復旧に必要な職員の派遣 9 災害ボランティアの斡旋 10 長期被害に及ぶ場合の児童・生徒の受入れ 11 1～10に掲げるもののほか、要請のあった事項
③富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援協定書	平成18年 11月30日	協定 機関	<p>〔山梨県〕 富士吉田市、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町</p> <p>〔神奈川県〕 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町</p> <p>〔静岡県〕 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆の国市、河津町、南伊豆町、松崎町、函南町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町</p>
		協定 内容	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活必需品や資機材の供給 2 被災者の救助 3 被災者を受け入れる施設の提供 4 応急措置や復旧活動に必要な職員の派遣
④足立区と山中湖村との災害時における相互援助に関する協定書	平成8年 2月28日	協定 機関	足立区、山中湖村
		協定 内容	<ul style="list-style-type: none"> 1 食料品 2 生活必需品 3 応急対策用資機材 4 救助及び応急復旧に必要な技術職、技能職及び事務職職員等の派遣 5 被災者の一時収容のための施設の提供 6 その他、特に必要な事項

※協定締結機関名は、締結時現在

別表

【災害時応援協定締結市町村等連絡先一覧】

名称	担当部署		所在地	電話	F A X	防災無線電話 (衛星回線)	締結協定
富士吉田市	安全対策課	防災係	下吉田1842	(0555) 22-9070	(0555) 22-0703	19-202	①・②・③
身延町	総務課	交通防災係	切石350	(0556) 42-2111	(0556) 42-2127	19-363	①・③
道志村	総務課	総務係	竹之本6181-1	(0554) 52-2111	(0554) 52-2572	19-422	③
西桂町	総務課	総務係	小沼1501-1	(0555) 25-2121	(0555) 20-2015	19-423	①・②・③
忍野村	総務課	総務係	忍草1514	(0555) 84-7791	(0555) 84-3717	19-424	①・②・③
鳴沢村	総務課	総務係	鳴沢村1575	(0555) 85-2311	(0555) 85-2461	19-429	①・②・③
富士河口湖町	総務課	防災係	船津1700	(0555) 72-6013	(0555) 72-0969	19-426	①・②・③
沼津市	危機管理課	危機管理係	静岡県沼津市御幸町16-1	(055) 934-4803	(055) 934-0027	22-203- 2742	①
三島市	企画部危機管理課	危機管理係	静岡県三島市北田町4-47	(055) 983-2650	(055) 981-7720	22-243- 9001	①
富士宮市	総務部防災生活課	防災危機管理室	静岡県富士宮市弓沢町150	(0544) 22-1319	(0544) 22-1239	22-207- 9999	①
富士市	総務部防災危機管理課	防災危機管理係	静岡県富士市永田町1-100	(0545) 55-2715	(0545) 51-2040	22-210- 3301	①
御殿場市	危機管理室	危機管理係	静岡県御殿場市萩原483	(0550) 82-4370	(0550) 83-9739	22-215- 3411	①
裾野市	市民部防災交通課	危機管理調整係	静岡県裾野市佐野1059	(055) 995-1817	(055) 992-4447	22-220- 9999	①
長泉町	地域防災課	地域防災係	静岡県長泉町中土狩828	(055) 989-5505	(055) 989-5656	22-342- 9999	①
小山町	住民福祉部地域防災課	危機管理係	静岡県小山町富士曲57-2	(0550) 76-6111	(0550) 76-3050	22-344- 9999	①
小田原市	防災対策課	危機管理係	神奈川県小田原市荻窪300	(0465) 33- 1855	(0465) 33-1858	14-554- 9307	③
南足柄市	防災安全課	防災安全班	神奈川県南足柄市関本440	(0465) 73- 8055	(0465) 72-1328	14-565- 9209	③
中井町	総務防災課	防災管財班	神奈川県中井町比奈窪56	(0465) 81- 1111	(0465) 81-1443	14-571- 9204	③
大井町	防災安全室	防災担当	神奈川県大井町1995	(0465) 85- 5002	(0465) 82-9965	14-572- 9205	③
松田町	庶務課	防災防犯係	神奈川県松田町松田惣領2037	(0465) 83- 1221	(0465) 83-1229	14-573- 9206	③
山北町	総務防災課	防災消防班	神奈川県山北町山北1301-4	(0465) 75- 3643	(0465) 76-3660	14-574- 9209	③
開成町	環境防災課	防災担当	神奈川県開成町延沢773	(0465) 84- 0314	(0465) 82-3274	14-575- 9206	③
箱根町	総務部総務防災課	防災担当	神奈川県足柄下郡箱根町湯本256	(0460) 85- 9561	(0460) 85-7577	14-576- 9209	③
真鶴町	総務課	防災係	神奈川県真鶴町岩244-1	(0465) 68- 1131	(0465) 68-5119	14-577- 9209	③
湯河原町	総務部地域政策課	防災担当	神奈川県湯河原町中央2-2-1	(0465) 63- 2111	(0465) 62-1991	14-578- 9201	③

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

名称	担当部署		所在地	電話	F A X	防災無線電話 (衛星回線)	締結協定
足立区	総務部 危機管理室	災害対策 課	東京都足立区中 央本町1-17-1	通常時 03-3880- 5111 (代表) 03-3880- 5836 (直通) 緊急時 03-3880- 5554 (防災セ ンター)	03-3880- 5607		④

(注) 締結協定欄中の①、②、③の示す協定は次のとおりである。

- ①は「環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定」
- ②は「富士北麓災害時の相互応援に関する協定」
- ③は「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援協定」
- ④は「足立区と山中湖村との災害時における相互援助に関する協定書」

資料編	
7-1	環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
7-2	富士北麓災害時の相互応援に関する協定
7-3	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
7-11	消防団相互応援協定書(忍野村)
7-24	足立区と山中湖村との災害時における相互援助に関する協定書
8-13	相互応援協定に基づく応援出動要請

3 応援要請の方法

要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

4 知事からの要請に伴う他の都道府県の市町村に対する応援

村長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について支援協力に努める。(災害対策基本法第74条の2第4項)

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

村長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、村長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

1 村長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第15条)

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

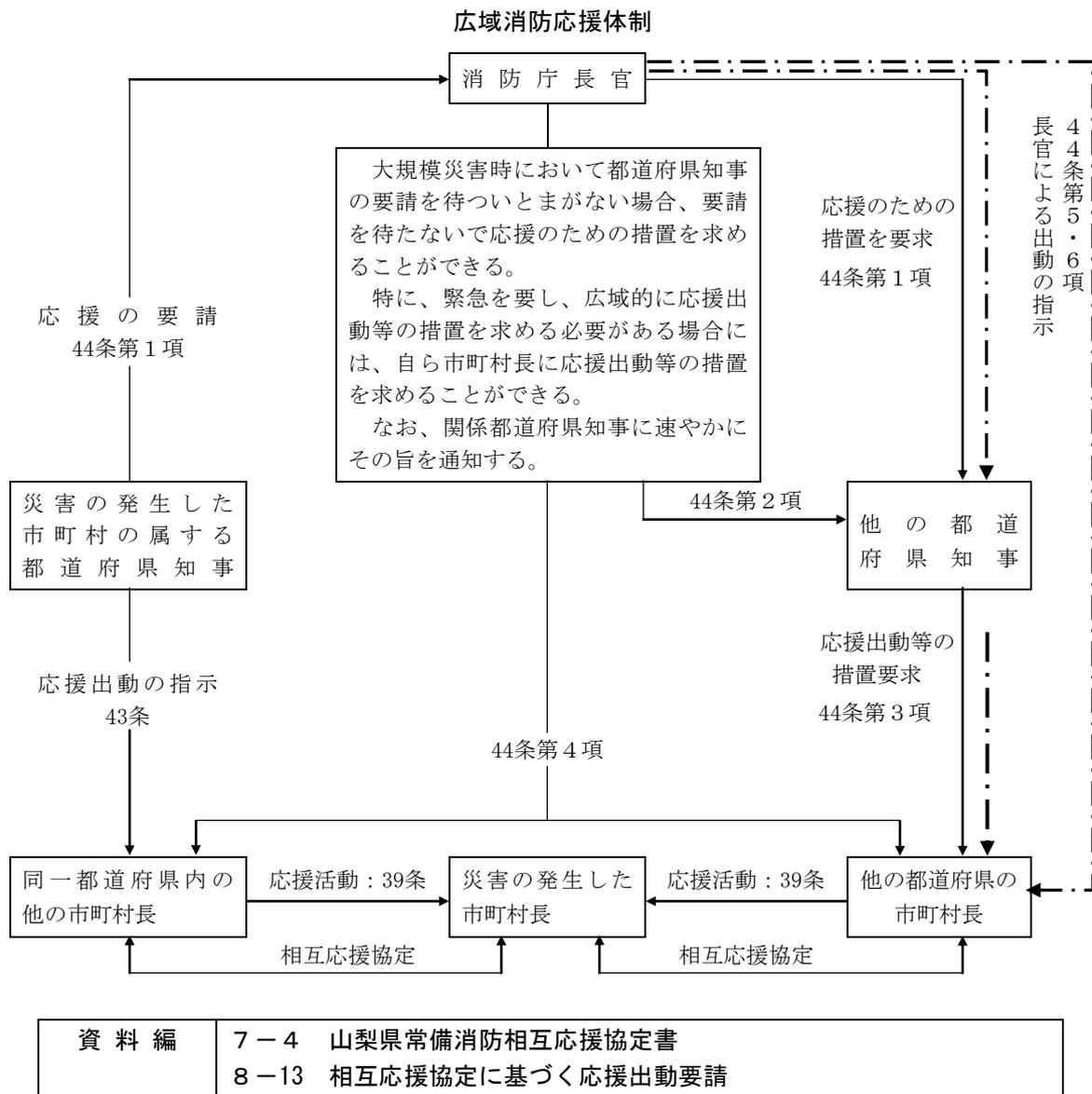
2 村長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)

- (1) 派遣の斡旋を求める理由

- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣の斡旋について必要な事項

第4 消防の応援要請

- 1 大規模災害時における消防活動については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」により相互応援を行う。
- 2 上記1をもってしても対処できないと判断したときは、消防組織法第44条の規定に基づき、知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等、消防の広域応援の要請依頼を行う。



第5 県消防防災ヘリコプターの出動要請

災害発生時に際し、県消防防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第3節「県消防防災ヘリコプターの出動要請計画」の定めるところにより、知事に県消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

第6 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第7 民間事業所等に対する協力要請

村は、大規模災害の発生に備え、次のとおり民間事業者、団体等と相互応援協定を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続きに従い、応援を求めるものとする。

なお、主な協定締結先は、下記のとおりである。

協定名	協定年月日		協定機関（※）及び協定内容
①災害時における応急対策業務に関する細目協定書	平成18年7月20日	協定機関	山中湖村、(一社)山梨県建設業協会都留支部
		協定内容	1 (社)山梨県建設業協会都留支部が把握した公共土木施設の被害状況の村への提供 2 応急復旧工事の協力
②災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書	平成9年11月19日	協定機関	山中湖村、山中湖郵便局
		協定内容	1 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政業務に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策 2 村内郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 3 村が所有し、又は管理する施設及び用地の提供 4 村内郵便局又は村が収集した被災村民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 5 避難所への臨時郵便差出箱の設置 6 その他1～5に定めのない事項で、協力できる事項

※協定締結機関名は、締結時現在

資料編	7-6 災害時における応急対策業務に関する細目協定書（(一社)山梨県建設業協会） 7-7 災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書
-----	--

第8 応援受入れ体制の確保

1 連絡窓口の明確化

村は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、村役場（担当：総務部防災班）に連絡窓口を設置する。

2 搬送物資受入れ施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の施設を救援物資の集積所とし、集積スペースの確保、仕分け・配分要員の配備など、必要な準備を行う。

なお、救援物資の中には、食料も含まれるため、食料と日常生活用品等の物資との集積について、区分を設ける等留意するものとする。

施設名	所在地	電話番号
山中湖村役場	山中湖村山中237-1	(0555) 62-1111
山中湖村屋内スポーツ施設「福」	山中湖村平野506-296	(0555) 62-9976
山中湖村プール併用村民体育館	山中湖村山中341-40	(0555) 62-3813

なお、この施設の使用が困難な場合には、山中湖郵便局と締結する「災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書」に基づき郵便局施設の提供を求めるものとする。

資料編	7-7 災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書
-----	------------------------------------

3 受入れ体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所については特別な事情（二次災害のおそれや作業効率上必要な作業が発生した場合など）がない限り、優先順位を次のとおりとする。

(1) 作業内容の優先順位

- ア 人命救助及び捜索（二次災害に向けた予防を含む。）
- イ 応急医療救護
- ウ 情報収集
- エ 人員・物資等の緊急輸送
- オ 道路及び河川の啓開

(2) 作業場所

- ア 人命救助に必要な場所
- イ その他(1)に掲げる作業に必要な場所

(3) 宿泊場所等

村は応援要員の休憩又は宿泊ため、村有施設の提供、周辺市町村との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講ずる。食料の調達、移動手段の確保、健康管理等にも配慮する。

なお、休憩又は宿泊場所の確保については、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外なども対象とする。

宿泊場所等は、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

資料編	2-3 自衛隊宿泊施設一覧 5-1 ヘリコプター主要発着場一覧
-----	------------------------------------

第9 県への報告

村は、災害対策基本法、各種相互応援協定に基づく応援要請を行った場合には、富士・東部地域県民センター（富士・東部地方連絡本部）を通じて知事に報告を行う。

第10 広域一時滞在

1 実施・受入れ体制の確立等

災害発生に伴い、村や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章第17節第8「村・県の区域を越えた避難者の受入れ」によるものとし、このために必要な村長及び知事が行う協議等の手続きは次によるものとする。

なお、村長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定の締結及び本章第17節「避難対策」に

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

に基づき、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

2 県内広域一時滞在

(1) 県内他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

ア 協議の実施

災害発生により、村内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の2第1項及び第86条の6第1項）

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、村長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。

（災害対策基本法第86条の2第2項）

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の2第6項）

エ 県内広域一時滞子の終了

村長は、県内広域一時滞子の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の2第7項）

(2) 県内他市町村から被災住民の一時的滞在を求められた場合の対応

ア 協議の実施

村長は、広域一時滞子の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）又は知事より、(1)ア又は5(1)の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受け入れれないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

なお、村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の2第3項及び第86条の6第1項）

イ 受入れ決定の通知等

村長は、受入れの決定をしたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の2第4項及び第5項）

ウ 県内広域一時滞子の終了

村長は、協議元市町村長より県内広域一時滞子の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の2第8項）

(3) 知事からの助言

村長は、必要に応じて知事に対して広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

(災害対策基本法第86条の6第1項)

3 県外広域一時滞在

(1) 他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の村長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

村長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在(県外広域一時滞在)の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事(協議先知事)に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の3第1項)

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

村長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の3第2項及び第86条の6第2項)

ウ 受入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第9項)

エ 協議内容の公示及び通知

村長は、知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の3第10項)

オ 県外広域一時滞りの終了

村長は、県外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第11項及び12項)

4 県外市町村からの避難住民の受入れ

(1) 知事から協議を受けた場合の対応

ア 被災住民の受入れ

村長は、知事から県外市町村からの避難住民の受入れの協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

(災害対策基本法第86条の3第5項)

イ 受入れ決定の通知等

村長は、被災住民を受入れ施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第6項及び7項)

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

ウ 広域一時滞在の終了

村長は、知事より広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に係る機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の3第14項)

5 知事による協議等の代行及び特例

(1) 県内広域一時滞在の協議等の代行

知事は、災害の発生により本村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県内広域一時滞在の必要があると認めるときは、2(1)に準じ、村長の実施すべき措置をかわって実施する。

なお、村が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を村長に引き継ぎを行う。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、村長に通知する。

(災害対策基本法第86条の4第1項、2項及び第86条の5並びに同法施行令第36条の2)

(2) 県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により本村が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、村長より3(1)アの要求がない場合にあっても、3(1)イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。(災害対策基本法第86条の5)

第5節 災害関係情報等の受伝達【総務課】

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第1 予報・警報の種類等

1 甲府地方気象台が発表する予報・警報

(1) 予報・警報の種類

種 類	概 要
府 県 天 気 予 報	予報発表時から明後日3日以内の風、天気、降水確率、気温等の予報
地 方 天 気 分 布 予 報	地方予報区を対象に、約20km格子で3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで分布図形式で行う予報
地 域 時 系 列 予 報	代表的な地域又は地点を対象に3時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を5時、11時予報は24時間先まで17時予報は30時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週 間 天 気 予 報	発表日翌日から7日先までの天気、降水確率、気温等の予報（含む、信頼度）
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
府 県 気 象 情 報	気象予報等について、警報・注意報に先立って注意喚起する場合や、注意報、警報が発表された後の経過や予報、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	数年に1回程度しか発生しないような激しい短時間大雨を観測又は解析したときに、府県気象情報の一種として発表する情報
土 砂 災 害 警 戒 情 報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報発表中に、土砂災害発生の危険度が高まったとき、対象となる市町村を特定して発表する情報
竜 巻 注 意 情 報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報

※予報区とは、予報及び警報・注意報対象とする区域。天気予報については全国、地方、府県の各予報区がある。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

(2) 警報・注意報基準一覧表

次の基準に達して、被害が予想されるときに行う。

山中湖村	府県予報区	山梨県		
	一次細分区域	東部・富士五湖		
	市町村等をまとめた地域	富士五湖		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量60mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	144
	洪水		雨量基準	1時間雨量60mm
			流域雨量指数基準	桂川流域=17
			複合基準	3時間雨量100mm かつ 流域雨量指数 桂川流域=10
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ40cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量40mm	
		土壌雨量指数基準	109	
	洪水	雨量基準	1時間雨量40mm	
		流域雨量指数基準	桂川流域=14	
		複合基準	3時間雨量70mm かつ 流域雨量指数 桂川流域=10	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50% ※1		
	雪崩	1. 表層雪崩：24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2. 全層雪崩：積雪50cm以上、最高気温15℃以上（甲府地方気象台）で、かつ24時間降水量が20mm以上		
	低温	夏期：最低気温が甲府地方気象台で16℃以下又は河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下 河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
着氷	著しい着氷が予想される場合			
着雪	著しい着雪が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1 河口湖特別地域気象観測所の値。

<大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方>

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_h.html) を参照。
- (7) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (8) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
1km四方毎の基準値については、別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (10) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (11) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

<府県版、市町村版参考資料>

土壌雨量指数	土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html) を参照。
流域雨量指数	流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html) を参照
平坦地、平坦地以外の定義	平坦地：おおむね傾斜が30パーミル以下で、都市化率（ここでは、国土数値情報の土地利用情報に基づき、(建物用地+幹線交通用地) / (すべて-河川・湖沼・海浜・海水) として算出) が25パーセント以上の地域 平坦地以外：上記以外の地域

(3) 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表される時は、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

(4) 記録的短時間大雨情報の発表基準

標 題	発 表 基 準
山梨県記録的短時間大雨情報	県内気象官署、地域気象（雨量）観測所又は解析雨量で、1時間に100mm以上を観測又は解析したとき。

(5) 特別警報の指標

大雨や大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には、「特別警報」が発表される。

現象	特別警報の基準	指標の種類
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報の指標
	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
暴 風	数十年に一度の強度の台風や 暴風が吹くと予想される場	

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

	同程度の温帯低気圧により	合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		雪を要因とする特別警報の指標

ア 雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報が発表される。

- | |
|---|
| <p>① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。</p> <p>② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント対象とする）</p> |
|---|

山梨県内市町村の「50年に一度の値」は以下のとおり。

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数
中・西部	中北地域	甲府市	339	108	210
中・西部	中北地域	韮崎市	339	91	204
中・西部	中北地域	南アルプス市	355	95	212
中・西部	中北地域	北杜市	294	91	184
中・西部	中北地域	甲斐市	332	97	205
中・西部	中北地域	中央市	422	126	254
中・西部	中北地域	昭和町	346	109	210
中・西部	峡東地域	山梨市	305	99	190
中・西部	峡東地域	笛吹市	343	109	210
中・西部	峡東地域	甲州市	356	101	208
中・西部	峡南地域	市川三郷町	456	131	267
中・西部	峡南地域	早川町	485	132	271
中・西部	峡南地域	身延町	573	166	313
中・西部	峡南地域	南部町	579	169	314
中・西部	峡南地域	富士川町	436	122	250
東部・富士五湖	東部	都留市	457	131	253
東部・富士五湖	東部	大月市	456	127	251
東部・富士五湖	東部	上野原市	488	134	269
東部・富士五湖	東部	道志村	499	149	278
東部・富士五湖	東部	小菅村	478	122	260
東部・富士五湖	東部	丹波山村	470	123	255
東部・富士五湖	富士五湖	富士吉田市	504	162	284
東部・富士五湖	富士五湖	西桂町	404	124	230
東部・富士五湖	富士五湖	忍野村	423	132	251
東部・富士五湖	富士五湖	山中湖村	453	144	267
東部・富士五湖	富士五湖	鳴沢村	504	163	287
東部・富士五湖	富士五湖	富士河口湖町	429	137	253

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
--

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報が、特別警報として発表される。

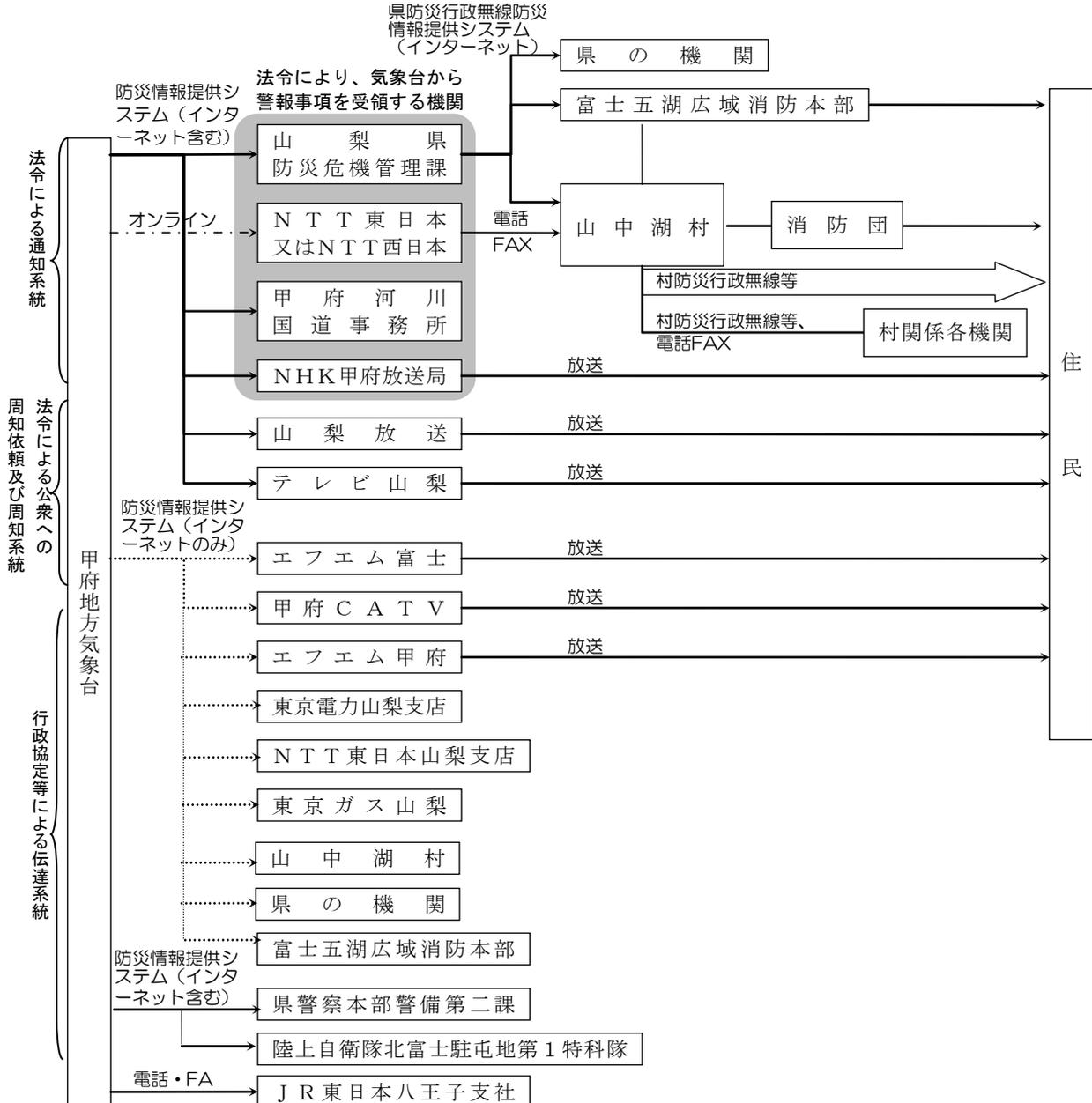
ウ 台風等を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

山梨県内観測地点の「50年に一度の積雪深」は以下のとおり。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	備考
山梨県	甲府	41	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う
山梨県	河口湖	81	

(6) 甲府地方気象台の伝達経路



(注1) すべての注意報、警報は、全機関（NTT東日本又はNTT西日本へは、警報に関する事項のみがオンライン伝達される）に伝達。ただし、JR東日本八王子支社へは指定河川洪水予報のみが伝達される。情報は、種類によって上記伝達先の一部を省略し、伝達することがある。

(注2) ⇨ 特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

※防災情報提供システム（インターネット）

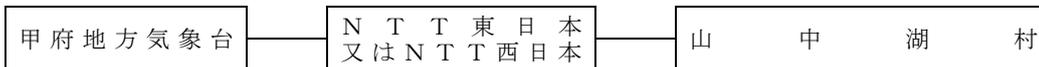
地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段である。

【通常の通信経路途絶時の伝達手段】

障害等により通常の通信経路が途絶した場合は、次の伝達手段により伝達する。

機関名	障害発生時等		伝達手段1	伝達手段2	伝達手段3
	連絡先	加入電話	代替FAX	加入電話	県防災行政無線
*山梨県 (防災危機管理課)	昼 情報通信担当 夜 守衛室	223-1433 223-1399	223-1439 223-1753	223-1433 223-1399	9-220-1-008

(7) NTTの扱う気象警報・洪水警報の伝達



(8) 村の伝達系統

ア 村役場庁舎内の伝達

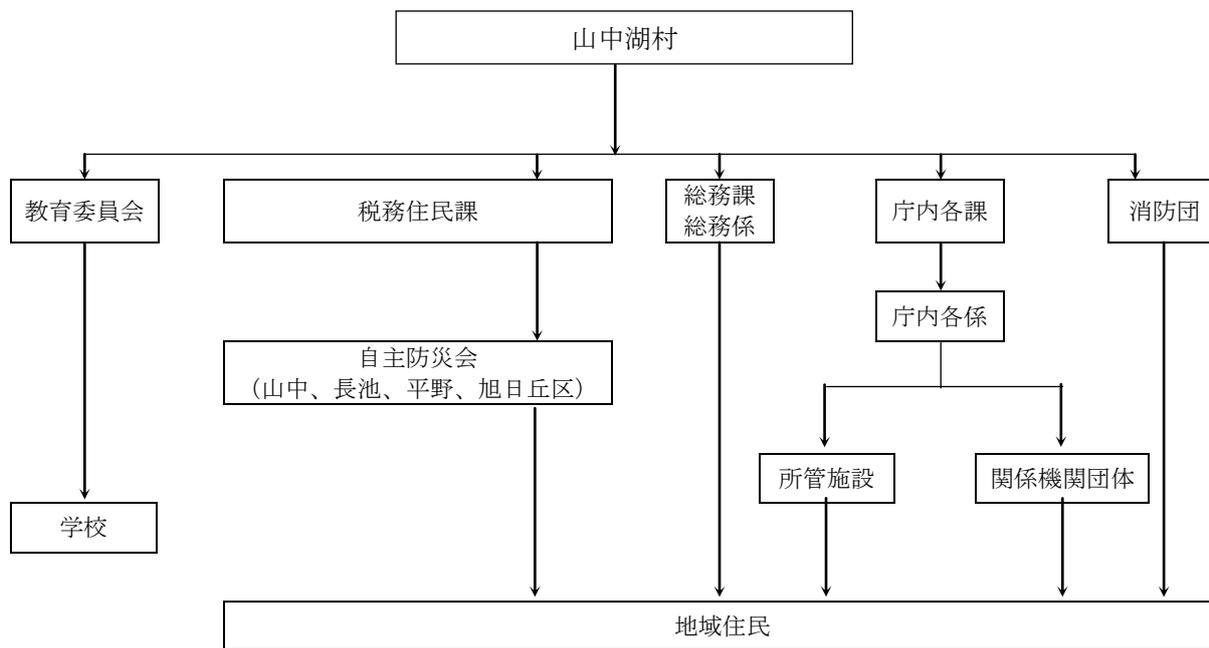
注意報・警報等の伝達に当たっては、本庁内は庁内放送で、その他公共施設及び機関については、村防災行政無線、電話を使用して行うものとする。

イ 住民その他関係団体

村長は伝達された警報等が甚大な被害をもたらすことが予想される場合には、速やかに、次により周知徹底するものとする。

- | | |
|------------|-----------|
| ① サイレン又は警鐘 | ② 村防災行政無線 |
| ③ 広報車 | ④ その他 |

予 警 報 伝 達 系 統 図



(9) 山梨県砂防課と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的とした情報である。土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはでき

ない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。したがって、この情報が発表されたときは、村長は、避難勧告等の措置をとり、住民は、土砂災害警戒情報が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、土砂災害の前兆現象に気が付いた場合には、直ちに村に通報し、安全な場所に避難する。

ア 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

イ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

①発表基準	大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。
②解除基準	監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の2段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。
③伝達経路	土砂災害警戒情報の伝達は、本節第1「予報・警報の種類等」1「(6)甲府地方気象台の伝達経路」による。
④情報の収集及び伝達体制	土砂災害の前兆現象や近隣の災害発生情報等についての住民又は自主防災組織等からの情報収集及び伝達体制の整備を行う。

2 村の発表する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ、強風で火災の危険が予想されるとき、村長が発表する。

(注) 甲府地方気象台は次の条件に該当すると予想されるとき、又は該当したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

- ① 実効湿度60%以下で最小湿度35%以下となり、最大風速が7 m/s以上吹く見込みのとき。
- ② 実効湿度50%以下で最小湿度25%以下となる見込みのとき。
- ③ 最大風速12m/s（甲府14m/s以上）以上吹く見込みのとき（降雨・降雪中、又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないこともある。）。

第2 異常現象発見時の通報、伝達

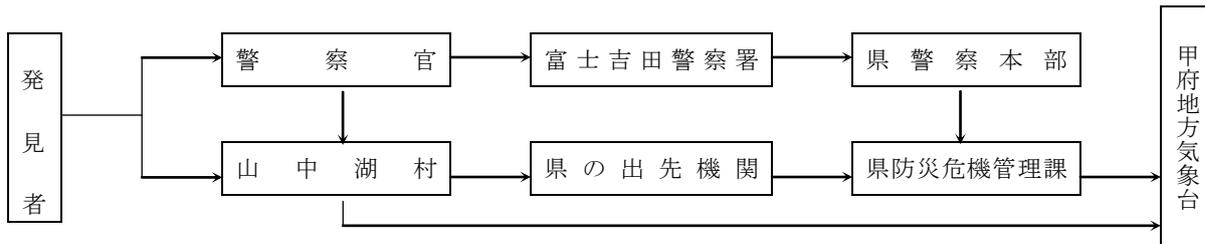
1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに村長又は警察官に通報する。通報を受けた村長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- (2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、村長は、その状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

2 通報を要する異常現象

区分	主な異常現象
気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
地震関係	頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等
火山関係	※詳細は火山編第2章第5節「異常現象発見の通報・伝達」を参照

3 伝達系統



第6節 被害状況等報告計画【全課】

迅速かつ適切な災害応急復旧対策が実施できるよう、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

第1 被害状況の調査【全課】

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、村は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

なお、収集に当たっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を優先して収集する。

1 各班における被害状況調査

各班は、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、被害状況の調査を行うに当たっては、脱漏、重複等のないよう十分留意するとともに、異なった被害状況の場合はその原因、理由を検討し、再度調査を行う。

被害状況の調査担当

調査事項	担当部班
他部班に属さない被害、一般被害及び応急対策状況の総括	総務部防災班
役場庁舎被害	総務部総務班
村職員被害	総務部総務班
各地区被害（山中区、長池区、平野区、旭日丘区自主防災会を通じて）	税務住民部税務班・住民班
家屋被害	税務住民部税務班
被災納税者	税務住民部税務班
電気、電話、ガス被害	税務住民部住民班
人的被害	税務住民部住民班
保育所施設、保育所児童	いきいき健康部福祉班
村内医療機関被害	いきいき健康部健康班
避難行動要支援者被害	いきいき健康部福祉班、介護保険班
村有財産被害	企画まちづくり部企画班
温泉施設被害	観光部施設管理班
都市公園施設被害	企画まちづくり部まちづくり推進班
河川、堤防被害	生活産業部建設班
道路、橋りょう被害	生活産業部建設班
農林水産被害	生活産業部産業振興班
商工関係被害	生活産業部産業振興班
クリーンセンター被害	環境衛生部環境衛生班

水道施設、配水池被害	生活産業部水道班
下水道施設被害	生活産業部水道班
観光客及び観光施設被害	観光部施設管理班、観光推進班
交流プラザ被害	観光部施設管理班
児童・生徒等及び学校施設被害	教育部学校教育班
文化財被害	教育部生涯学習班
施設利用者及び社会教育施設被害	教育部生涯学習班
施設利用者及び社会体育施設被害	教育部生涯学習班

2 協定、覚書に基づく情報収集

村は、山梨県建設業協会都留支部から「災害時における応急対策業務に関する細目協定書」に基づき村内の公共土木施設の被害状況を、村内郵便局から「災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書」に基づき被災住民の避難先及び被災状況を把握する。

資料編	7-6 災害時における応急対策業務に関する細目協定書（（一社）山梨県建設業協会）
	7-7 災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書
	7-13 災害時の情報交換に関する協定（国道交通省関東地方整備局）

3 関係機関からの情報収集

村は、消防、警察、富士・東部地域県民センターなど関係機関と連絡を密にし、情報を収集する。

4 県への応援要請

被害が甚大のため、村において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

第2 災害情報の取りまとめ

各班が収集した被害状況（県所管部局へ別途報告をした場合はその内容）や関係機関から入手した情報等は、総務部防災班長が取りまとめ、総務部長を通じて本部長及び副本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

(1) 報告先

本部長は、総務部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

ただし、消防組織法第22条に基づく「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、直接消防庁に対し報告を行うものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

【県への被害状況等の報告先】

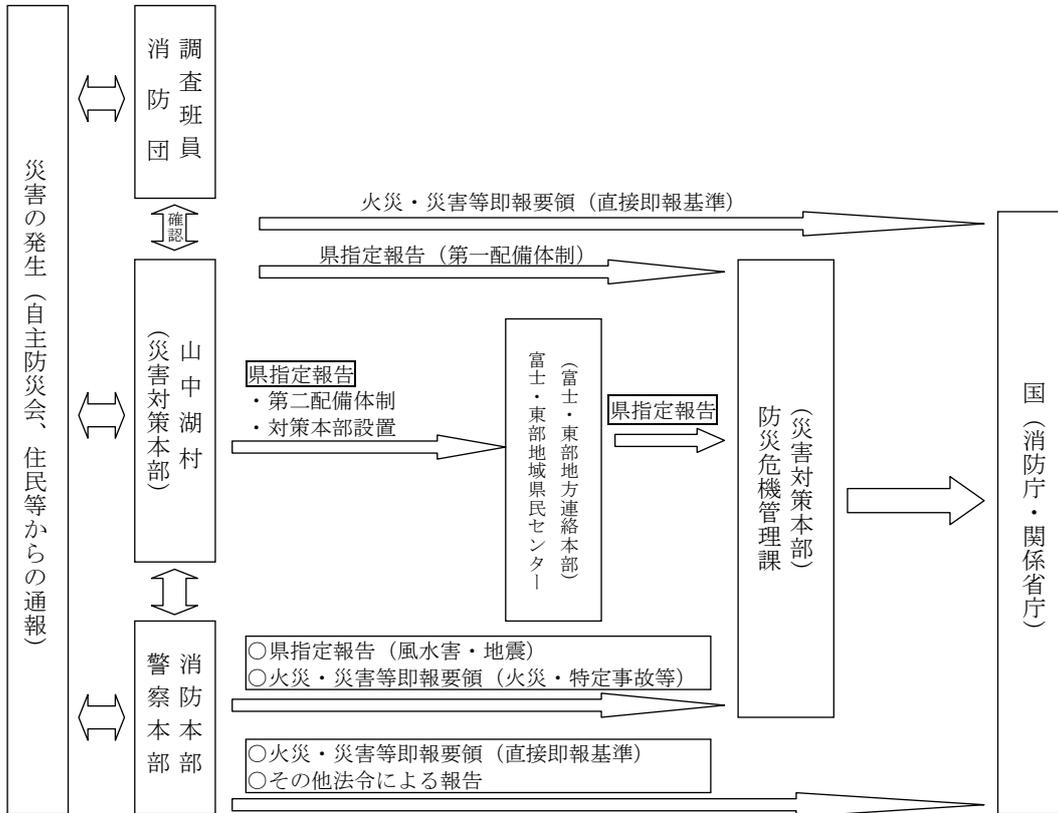
	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
県総務部防災危機管理課	(055) 223-1432	(055) 223-1439	無線発信-99-2513	6* - 200 - 2513※
富士・東部地域県民センター (都留市)	(0554) 45-7801	(0554) 45-7804		6* - ※
富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所)	(0555) 24-9032	(0555) 24-9037		19-430-3070
富士・東部林務環境事務所	(0554) 45-7810	(0554) 45-7807	19-98-6009	19-420-6009
富士・東部建設事務所吉田支所	(0555) 24-9050	(0555) 24-9052		19-430-7006
富士・東部農務事務所	(0554) 45-7830	(0554) 45-7833	19-98-5041	19-420-5041

【消防庁への被害状況等の報告先】

回線別	区分	通常時 (9:30~18:15) ※消防庁応急対策室	夜間 (18:15~9:30)・休日等 ※消防庁宿直室
	NTT回線	電 話	(03) 5253-7527
	F A X	(03) 5253-7537	(03) 5253-7553
消防防災無線	電 話	96-90-49013	96-90-49102
	F A X	96-90-49033	96-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	916-048-500-90-49013	916-048-500-90-49102
	F A X	916-048-500-90-49033	916-048-500-90-49036

(2) 報告ルート

被害情報収集・伝達系統



(3) 各基準における報告ルート

ア 大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、大雪警報、震度4の地震の観測

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	村 県警察本部 消防本部	村・県警察本部・消防本部→県防災危機管理課→消防庁等 ↑ 直接即報基準
人、建物	村	村→県防災危機管理課→消防庁等
農水産物	村	村→富士・東部農務事務所→農業技術課→県防災危機管理課
農業用施設	村 富士・東部農務事務所	村→富士・東部農務事務所→県耕地課→県農業技術課→県防災危機管理課
林業施設	村ほか	村ほか→県森林環境総務課→県防災危機管理課
道路、橋りょう、 建築、がけ崩れ	各管理者	管理者→ { 富士・東部建設事務所 下水道事務所 } →各主管課→県治水課 ↓ 県防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各管理者→県防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

イ 大雨警報、洪水警報、暴風警報、震度5弱・強の地震の観測

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	村 県警察本部 消防本部	村→富士・東部地域県民センター→県防災危機管理課→消防庁等 ↑ [直接即報基準] 県警察本部・消防本部→県防災危機管理課
人、建物	村	村→富士・東部保健福祉事務所→県福祉保健総務課→県防災危機管理課
病院・診療所	各施設管理者	施設管理者→富士・東部保健福祉事務所→県福祉保健総務課 →県防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設の管理者→富士・東部保健福祉事務所→県福祉保健総務課 →県防災危機管理課
水道、清掃施設	村	村→ $\left\{ \begin{array}{l} \text{富士・東部保健福祉事務所} \rightarrow \text{県衛生薬務課} \rightarrow \text{県福祉保健総務課} \\ \text{富士・東部林務環境事務所} \rightarrow \text{県森林環境総務課} \end{array} \right\}$ →県防災危機管理課
農水産物	村	村→富士・東部農務事務所→県農業技術課→県防災危機管理課
農業用施設	村 富士・東部農務事務所	村→富士・東部農務事務所→県耕地課→県農業技術課→県防災危機管理課
林業施設	村 富士・東部林務環境事務所	村→富士・東部林務環境事務所→各主管課→県森林環境総務課 →県防災危機管理課
道路、橋りょう、 建築、がけ崩れ	各管理者	富士・東部建設事務所 管理者→下水道事務所→各主管課→県治水課→県防災危機管理課 管理者→ $\left\{ \begin{array}{l} \text{富士・東部建設事務所} \\ \text{下水道事務所} \end{array} \right\}$ →各主管課→県治水課 →県防災危機管理課
ライフライン	各事業者	村・各事業→県防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に富士・東部地域県民センターにも報告する。

ウ 災害対策本部設置時

被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	住民・自主防災会 事業者・管理者 村	住民等→村災害対策本部→富士・東部地方連絡本部→県災害対策本部 →国（消防庁、関係省庁等）

（臨時火山情報（噴火の可能性））

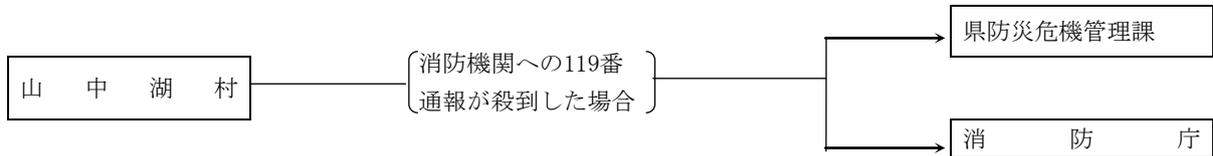
被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	村 県警察本部 消防本部	村・富士・東部地域県民センター→県防災危機管理課→消防庁等 ↑ [直接即報基準] 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
その他情報	村 各管理者等	村・各管理者→各出先機関→各主管課→県防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各事業者→県防災危機管理課

エ その他の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会→県産業政策課→県防災危機管理課
文教施設	各管理者	村→富士・東部教育事務所→県教・総務課→県防災危機管理課

2 消防機関への通報殺到時の措置

- (1) 富士五湖消防本部は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに災害対策本部のほか県及び消防庁に報告するものとする。
- (2) 村は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。
- (3) 村は村防災行政無線を通じて状況の説明、村役場等代替連絡先等の広報を行うものとする。



3 応急対策活動情報の連絡

村は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 報告の様式・種類

村は県が定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県に災害報告を行うものとする。

- (1) 県指定に基づく被害報告
 - ア 市町村被害状況票（3—4—2）
 - イ 市町村災害対策本部等設置状況・職員参集状況票（3—4—5）
 - ウ 避難所開設状況一覧票（3—4—6）
- (2) 災害報告取扱要領に基づく被害報告
 - ア 災害確定報告（第1号様式）
 - イ 災害中間報告（第2号様式）
 - ウ 災害年報（第3号様式）
- (3) 火災・災害等即報要領に基づく被害報告
 - ア 火災等即報（第1号様式、第2号様式）
 - イ 救急、救助事故等報告（第3号様式）
 - ウ 災害即報（第4号様式（その1、2））

資料編	8—4 県指定に基づく報告様式
	8—6 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式
	8—7 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第4 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

【被害程度の判定基準等】

1	死	者	遺体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2	行方不明	者	所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者		・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4	住	家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5	棟		建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

6	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舍等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舍等を1単位として扱う。
7	被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
9	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
10	床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に居住できないもの
11	床下浸水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの
12	一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のもの。ただし、軽微なものは除く。
13	非住家	住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14	非住家(公共建物)	国、県、村、N T T等の管理する建物
15	非住家(その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16	文教施設	学校(各種学校を含む。)全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17	流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
18	冠水	稲付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
19	農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
20	林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
21	農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
22	畜産被害	家畜、畜舎等の被害
23	水産被害	養魚場、漁船等の被害
24	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
25	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
26	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、村道
27	橋りょう	村道以上の道路に架設した橋
28	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
29	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
30	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水路
31	がけ崩れ	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
32	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
33	通信被害	電話、電気が故障し、通信不能になった回線数
34	罹災世帯	通常の生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
35	罹災者	罹災世帯の構成員

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第7節 広報計画【総務課、企画まちづくり課】

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、総務部（防災班）が、各班及び消防団その他の機関と協力して実施する。

勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、各班及び消防団において積極的に関係機関から情報の収集に努め、直ちに総務部に報告する。

第2 広報の方法

村防災行政無線、広報車、村ホームページ、電話等を通じ迅速に広報を行うものとする。被害の大要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

また、村は、必要に応じて住民等からの問い合わせに対応するために窓口の設置、人員の配置等の体制整備を図る。

第3 正確な情報収集体制の確保

災害情報の収集は、本章第6節「被害状況等報告計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により総務部（防災班）において、確認等を行う。

また、災害現場写真等の資料は、関係班等が撮影したものを収集する。

第4 広報内容

広報は、おおむね次の事項に重点をおいて行うものとする。

なお、広報を行うに当たっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努める。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難の勧告、指示事項
- 3 災害情報及び村の防災体制
- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 一般住民に対する注意事項
- 7 その他必要な事項

第5 要配慮者への広報

聴覚障害者に対しては、村ホームページへの掲載、チラシの配布等、外国人に対しては、災害時多言語情報作成ツールの活用、外国語教師の協力により、多言語での村ホームページへの掲載、チラシの配布、村防災行政無線による広報を実施する。避難行動要支援者に対しては戸別受信機による広報のほか、民生委員・児童委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

第6 「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」等の周知

災害時にはNTT東日本の「災害用伝言ダイヤル」(171)(※1)、NTTドコモ、KDDI等携帯電話各社による「災害用伝言板」(※2)、「災害用伝言板(web171)」、災害用音声お届けサービス」により安否確認が行えるため、活用方法を広報紙への掲載、村役場庁舎、避難場等への掲示等により、住民に周知を図るものとする。

※1 日本国内で大規模な災害が発生した場合に、声の伝言板の役割を果たすNTT東日本等が提供するシステムで、災害時の安否確認等による電話の輻輳状態に対処する。

※2 日本国内で震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に、メッセージの伝言板を果たす携帯電話各社が提供するシステムで、一種の電子伝言板(BBS)で、災害時の安否確認等による電話の輻輳状態に対処する。

第7 住民からの問い合わせへの対応

税務住民部住民班は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口を村役場に開設し、住民等からの情報ニーズを見極め、必要な情報の収集・整理を行う。

第8 報道機関等への対応

村の被害状況とそれによる村の対応状況を住民等に広く知らせるため、安全経営管理部が窓口となって報道機関等への対応を行う。

対応は、電話での対応とし、状況により定例記者会見を行う。

報道担当者は総務部(防災班)と協力して、状況報告のための資料を作成し、対応を図るものとする。

第8節 自衛隊災害派遣要請計画【総務課】

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 災害派遣要請の派遣基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

なお、派遣基準は以下の3要件を満たすものとする。

公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要があること
緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること
非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があるもの

また、災害派遣の撤収(終了)段階においては、上記の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した知事と調整を実施することとされている。

第2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要であり、か

つ、事態がやむを得ないと認められるもので他に実施する組織等がないものとし、おおむね次による。

区 分	内 容
被害状況の把握 (情報収集)	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の 捜索救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、輸送、設置等
消防活動	利用可能な消防車(駐屯地に1台)及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機(中型・大型)による空中消火(不燃材等は通常関係機関が提供)
道路又は水路の 障害物の除去	道路若しくは水路の破損又は障害物等の啓開・除去
応急医療、 救護、防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策(薬剤等薬剤等は通常関係機関提供)
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
人員及び物資の 緊急輸送	被災者等のけが人、救急患者等の患者空輸及びトラック、航空機を利用した物資輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸 与、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し、特に必要な救じゅつ品(消耗品に限る)
危険物の保安 又は除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物及び不発弾等危険物の保安措置及び除去
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

第3 災害派遣要請依頼要領等

1 災害派遣要請の依頼

(1) 村長は、村域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し要請するものとする。

提出(連絡)先	山梨県総務部防災危機管理課 (0552-23-1430)
---------	------------------------------

(2) 村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び村域に係わる災害の状況を長官又はその指定する者(第1特科隊長)に通知することができる。

【緊急の場合の連絡先】

部隊名	電話番号	FAX番号	県防災行政無線	
			(衛星系)	(地上系)
陸上自衛 隊第1特 科隊	(0555) 84-3135 3136 (内線238)	(0555) 84-3135 3136 (内線239)	916-435	95-22-1051
	〈夜間〉 (0555) 84-3135 (内線280、302)			

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

2 自衛隊の自主活動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第8条に規定する部隊を派遣することができる。

資料編	8-1 自衛隊災害派遣要請依頼文書様式
-----	---------------------

第4 災害派遣部隊の受入れ体制

1 他の機関との競合重複排除

村長は、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することなく最も効率的に作業を分担できるよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材の準備

村長は、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を求める。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を総務部防災班に設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

村は、飛行場外離着陸場及び派遣された部隊の宿泊予定施設を資料編掲載のとおり指定しているが、この施設が被災等により使用不能の場合は、被災場所、施設の被害状況等に応じて適切な施設を選定して使用するものとし、また、代替施設選定の際には、できるだけ住民が避難に使用している施設を避けるよう考慮する。

(1) 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備考
1 コ中隊	2,500㎡	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む
1 コ連隊（隊）	20,000㎡	100m×200m	
1 コ師（旅）団	160,000㎡	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地（野营地）は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1コ中隊が同一地に集結できる地積を選定できることが望ましい。

(2) ヘリコプター発着場の必要地積

種類	必要な地積	備考
小型ヘリ ※1	30m×30m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする
中型ヘリ ※2	40m×40m	
大型ヘリ ※3	100m×100m	

- ※1 航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリ
- ※2 ※1の使用目的のほか、人員・物資の輸送に使用する中型のヘリ
- ※3 人員・物資を輸送するための大型ヘリ

(3) 本部事務室

(4) 宿舎

(5) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さを有するものとする。）

(6) 駐車場

資料編	2-3 自衛隊宿泊施設一覧
-----	---------------

第5 災害派遣部隊の撤収要請

村長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

資料編	8-2 自衛隊災害派遣撤収依頼文書様式
-----	---------------------

第6 経費の負担区分

村が被災し、自衛隊の派遣を受けた場合、自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として村が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。なお、費用区分は、山梨県地域防災計画第3章第1節6「(10) 経費負担区分の参考例」を参考とする。

- 1 災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に係わるものを除く）等の購入費及び修繕費
- 2 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借り上げ料
- 3 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係わるものを除く）
- 5 災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費
- 6 損害賠償費

第7 災害派遣部隊に付与される権限

- 1 人の生命・身体等に対する危害防止措置
 - (1) 警告・避難等の措置（警察官職務執行法）
 - (2) 警戒区域を設定し、立ち入りの制限・禁止、退去を命ずる等の措置（災害対策基本法）
- 2 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
 - (1) 土地・建物等への立ち入り（警察官職務執行法）
- 3 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置
 - 妨害車両の移動等の措置（災害対策基本法）
- 4 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎよ又は災害の拡大防止のために必要な措置
 - (1) 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災害対策基本法）
 - (2) 村長の職権を行うことができる者がその場にいらない場合に限り、現場にある災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災害対策基本法）
 - (3) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災害対策基本法）

第9節 災害通信計画【総務課】

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害時における通信の方法

村は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

1 通信施設の現況

本村の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線（地上系、衛星系）は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでおり、本村では村役場に設置されている。

村は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

(2) 村防災行政無線

村は、各地区住民等への広報、村内各出先機関及び災害対策本部と災害現場等との通信連絡を行うため、村防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

(3) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

(4) 電子メール

配備要員の連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、電子メールを活用する。特に、携帯電話メールについては、電話輻輳時にも比較的支障なく機能するため、積極的に活用する。

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

村	↔	県	=	県防災行政無線・NTT回線・電子メール
村	↔	消防署	=	NTT回線
村	↔	警察	=	NTT回線
村	↔	消防団	=	NTT回線・村防災行政無線
村	↔	自主防災会	=	NTT回線・連絡員
消防署	↔	消防団	=	NTT回線

第2 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめNTT東日本に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第3 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定されたNTT東日本に「非常電報」であることを申し出るものとする。

第4 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、電力事業を行う機関等の専用の有線通信設備又は無線設備が利用できるため、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

資料編	2-1 村域における通信施設
-----	----------------

第5 非常通信の使用

加入電話、村防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用するものとする。

1 非常通信により通信することのできる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者の救援に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

2 非常通信の依頼手続き

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片仮名で書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) あて先は、受信人の住所、氏名及び分かれば電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号も記載する。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

3 非常通信の料金

- (1) NTT東日本以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) NTT東日本の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中においてNTT東日本の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第6 放送の要請

村長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、原則として県を通じて放送局に放送を要請するが緊急時に県を通じる時間がないときは、村長が別記様式により直接放送を要請するものとする。災害時に円滑な実施を図るため、平常時から関係機関と十分協議しておくものとする。

放送局名	協定締結年月日	電話番号	県防災行政無線衛星回線番号	申込窓口
N H K (甲府放送局)	S 58. 7. 1	(055) 255—2113	9-220-1-058	放送部
山梨放送	S 58. 7. 1	昼 (055) 231—3232 夜 (055) 231—3250 090-1555-8222	9-220-1-066	報道制作局報道部 (昼) 報道局報道部 (夜) 報道部長宅
テレビ山梨	S 58. 7. 1	昼 (055) 232—1114 夜080-3126-4455	9-220-1-067	放送部
エフエム富士	H 2. 2. 28	(055) 228—6969	9-220-1-068	—

第7 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

村もホームページを開設しているので、災害時には村の被害状況、避難所開設状況、ライフライン復旧状況等の災害情報等を速やかに掲載するものとする。

- 1 甲府地方気象台ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報
- 2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

山梨県庁URL⇒<http://www.pref.yamanashi.jp/pref/index.jsp>
山中湖村URL⇒<http://www.vill-yamanakako.com/>

第8 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は村の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、村内アマチュア無線局に対して情報収集及び伝達活動の協力を依頼できるよう、平素から村内アマチュア無線局との連携体制の整備に努める。災害時の個人情報の取り扱いや運用について十分に配慮するものとする。

第9 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

別記様式

放送要請について(放送局あて)	
殿	
年 月 日 山中湖村長	
災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。	
1 要 請 先 NHK・YBS・UTY・FM富士	
2 緊急警報信号の要否 要・否	
3 要請理由	
(1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため	
(2) 災害時の混乱を防止するため	
(3)	
4 放送希望日時	
(1) 直ちに	
(2) 月 日 時 分	
5 放送事項	
(1) 別紙のとおり	
受信者	発信者

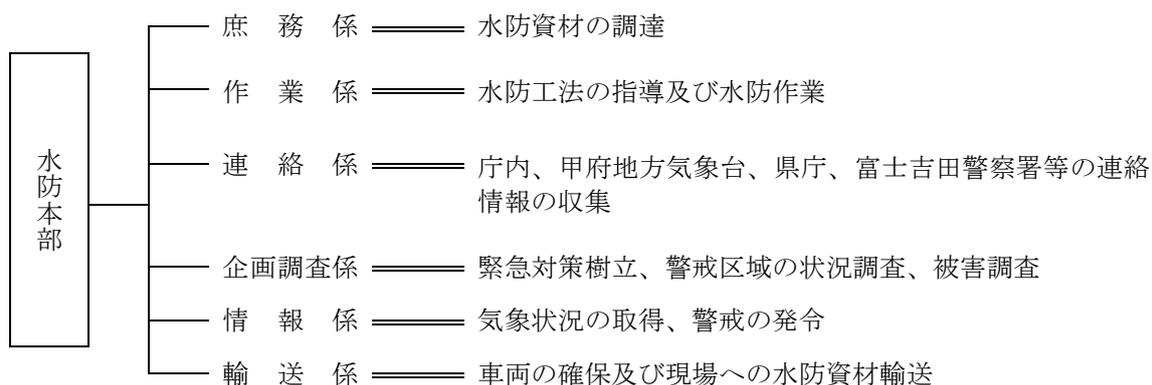
第10節 水防計画【総務課、生活産業課】

この計画は水防法第32条の規定に基づき、水防作業の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し村内の各河川の洪水による水害を警戒防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

第1 水防組織

山梨県水防計画に基づき、山中湖村水防管理団体として、山中湖村水防本部を次のとおり設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは当該組織による活動をする。

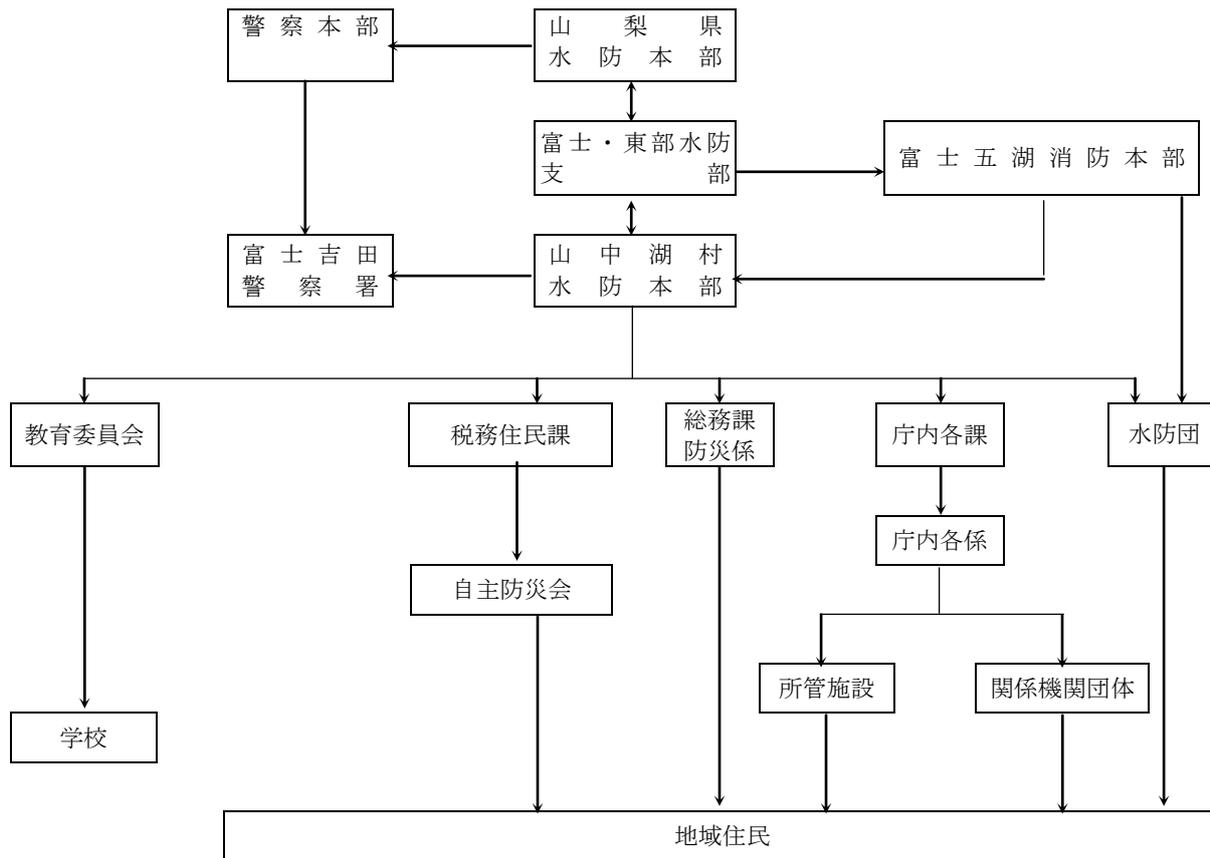
1 組織系統



2 分担職員表

本部長	村長
副本部長	副村長
本部長	教育長、各課長、消防団長

3 連絡系統図



第2 水防区域

1 水防区域分担表

所管区域	水防団	人数
山中	第1・2・3分団	51人
長池	第4分団	16人
平野	第5・6分団	33人
旭日丘	第7分団	16人
	計	116人

2 重要水防区域

本村域における重要水防区域は、資料編掲載のとおりである。

資料編	4-5 重要水防区域一覧
-----	--------------

3 水防資機材の備蓄と整備

村の資機材等の備蓄状況は資料編掲載のとおりであるが、村は河川の状況に応じ、また「山梨県水防計画」に定める備蓄資材基準を参考に必要な資機材の整備、備蓄に努めるものとする。

資料編	2-8 備蓄の状況
-----	-----------

第3 気象・水位の観測通報及び連絡

山梨県水防本部より気象状況の通報を受けたときは、直ちに甲府地方気象台と常時連絡の方法を講ずるとともに、必要と認めるときは速やかに連絡系統図のとおり管内一般への状況の通知を図る。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

第4 通信連絡

1 水防通信連絡系統

水防時に必要とする連絡のため、電話・電報の通信を要する主なる系統は、次の連絡系統による。



2 重要通報

次に掲げるものの通知は、確実な方法を取り受報者の通知を得るものとする。

① 連絡公衆電話	② 警察電話	③ 警察応急無線	④ 電報
⑤ 自動車	⑥ 自転車	⑦ 徒歩	

第5 出動及び作業

1 水防団の非常配備

(1) 水防本部長が管下の水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発する。

- ア 水防本部長が、自らの判断により必要と認める場合
- イ 緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

(2) 本部員の非常配備

水防本部の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずる。

(3) 待機

水防団との連絡員を本部に置き、団長はその後の情勢により一般団体に直ちに次の段階に入り得るよう待機させる。

- ア 洪水警報が発せられたとき。
- イ 県水防本部が待機の体制に入ったとき。

(4) 準備

水防団の団長・班長等は所定の詰所に集合し資機材の整備・点検・作業人員の配備計画等に当たり水防上危険のある工作物のある箇所へ団員の派遣・水位観測・堤防監視のため一部団員を出動させる。

準備命令は、おおむね次の状況の際、発する。

- ア 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予想されるとき。
- イ 水防警報が通知されたとき。
- ウ 自ら必要と認めたとき。

(5) 出動

水防団の一部又は全員が所定の詰所に集合し警備配置につく、出動命令はおおむね次の状況の際、発する。

- ア 河川の水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- イ 水防警報出動が通知されたとき。
- ウ 自ら出動の必要があると認めたとき。

(6) 報告

次の場合は、水防本部長は富士・東部建設事務所長に報告する。

- ア はん濫注意水位に達し、又それ以外の場合においても水防及び消防機関が出動した場合、水防本部長は、その所轄警察署に報告する。
- イ 危険が増大して水防作業を開始したとき。
- ウ 堤防その他の異常を発見したとき。

2 非常配備

時勤務から水防非常体制への切換えを確実迅速に行うとともに、勤務員をして適当に交替休憩させ長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、次の要領による非常配備を行う。

(1) 水防非常配備の種類

ア 第1 配備体制

時間雨量20mm以上、若しくは日雨量50mmに達したときは、配備員は本部に集合し情報収集及び連絡にあたり事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制をとる。

イ 第2 配備体制

所属職員の約半数を動員して水防活動の必要を認めたととき、若しくは地区住民等から水防の連絡を受けたときは、遅滞なく水防活動が遂行できる体制とする。

ウ 第3 配備体制

所属職員を動員して完全なる水防体制をとる。

(2) 非常配備につく時期

ア 第1号指令（第1 配備体制）

今後の気象情報と水位情報に注意し警戒する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕がある場合

イ 第2号指令（第2 配備体制）

水防活動を必要とする事態の発生が予想され、約3時間以内には水防活動が開始されると考えられるとき。

ウ 第3号指令（第3 配備体制）

事態が切迫し、数時間後には水防活動の必要が予想され、あるいは危険性が大で第2 配備体制では処理しかねる場合

(3) 非常配備要領

水防組織中の各係を各々2班に分け、夜間を21時から翌日8時30分までとし、昼間を8時30分から21時までとし交代する。

ア 第1 配備体制 1班

イ 第2 配備体制 所属職員の半数

ウ 第3 配備体制 全員をもって解除までの勤務をする。

なお、第1号指令後はでき得るかぎり外出は避けて待機し、気象状況の変化に注意して水防指令の発令が予想されるときは、出動しなければならない。

3 水防作業

水防作業に当たっては、水防団員の安全を第一として、以下に基づき行うものとする。

(1) 水防工法

(2) 水防信号、消防信号

ア 信号は適宜の時間継続すること。

イ 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することも差し支えない。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

ウ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

4 決壊の通報

堤防等が破堤した場合は水防本部長・水防団長は直ちに富士・東部建設事務所長にその旨を通報する。

5 避難のための立退き

(1) 水防本部長は、堤防等が破壊した場合、又は破堤の危険に瀕した場合には直ちに必要と認める区域の居住者に対し立退き、又はその準備を連絡系統図により指示する。

(2) 水防本部長は、立退き又はその準備を指示した場合は、富士吉田警察署長にその旨を通知する。

6 水防解除

水位がはん濫注意水位以下に減じ水防警戒が必要なくなったときは、水防管理者は水防を解除しこれを一般に周知させるとともに、富士・東部建設事務所長を通じ知事にその旨を報告する。

第6 水防報告

1 水防本部長が富士・東部建設事務所長に緊急に報告すべき事項は次のとおりである。

ア 水防のため水防団を出動させたとき。

イ 他の水防本部長に応援を要請したとき。

ウ 破堤はん濫したとき。

エ 洪水増減状況

オ 応急の状況

カ その他必要と認める事態を生じたとき。

2 水防顛末報告

水防が終結したとき水防本部長は、遅滞なく次の事項をとりまとめて県水防計画による様式により、富士・東部建設事務所長に報告する。

ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測表

イ 警戒出動及び解散命令の時刻

ウ 水防団の出動の時期及び人員

エ 水防作業の状況

オ 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する措置とその効果

カ 使用資材の種類及び員数並びにその消耗及び残量

キ 水防法第28条による収用又は使用又は器具、資材の種類及び使用場所

ク 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所

ケ 土地を一時使用したときはその場所及び所有者住所氏名とその事由

コ 応援の状況

サ 居住者出動の状況

シ 警察の援助状況

ス 現場指導官公職氏名

セ 立退きの状況及びそれを指示した事由

ソ 水防関係者の死傷

タ 功労者及びその功績

チ 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防本部長の所見

- ツ 堤防その他の施設に緊急を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
- テ その他の必要なる事項

第7 費用負担及び公用負担

1 費用負担

山中湖村の区域の水防に要する費用は、水防法第41条により山中湖村が負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援に要する費用の負担は相互協議による。

2 公用負担

水防法第28条の規定により水防本部長は公用負担を命じ、この権限を水防現場において行使するものとして、水防本部長の委任を受けた者は、次のとおり権限証書を携行しなければならない。

- ・ 必要な土地の一時使用
- ・ 土石、竹木等の使用
- ・ 土石、竹木、その他の資材の収用
- ・ 車両その他の運搬員又は器具の使用
- ・ 工作物、その他の障害物の処分

(1) 公用負担命令権限証

公用負担命令権限証	
身分	所属 氏名
上記の者に	の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任した事を証明する。
年	月 日
山中湖村水防本部長 山 中 湖 村 長	
	

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

(2) 公用負担命令

水防法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は原則として、次のような命令書を目的物の所有者・管理者又はこれに準ずべき者に手渡して、これをなすものとする。

公用負担命令書			
第 号	目 的 物	種 類	員 数
	負 担 内 容	使 用	収 容
		年 月 日	
		山中湖村水防本部長	
		山中湖村長 氏 名	印
		事務取扱者事務吏員 氏 名	印
	何	某殿	

第11節 雪害対策【総務課、生活産業課】

第1 災害対策体制の確立

1 雪害対策体制の確立

- (1) 村は、県、甲府地方気象台等から気象警報、積雪情報等を入手し、応急活動体制（本部班、情報収集班、救出班、避難所運営班）を確立する。また、状況に応じて速やかに災害対策本部に移行する。
- (2) 時間の経過とともに状況が変化していくため、朝、昼、晩と1日に3回は本部会議を開催し、道路や集落の孤立の状況等について情報を共有し、必要な対応策を講じるものとする。
- (3) 応急対策を実施に当たっては、県と連絡をとりながら、避難、救出、給水、食料供給等に万全の措置を講ずるものとする。
- (4) 住民の問い合わせ等に対応できるよう、窓口を開設する。

2 自衛隊への災害派遣要請

雪害の状況により必要があると認める場合は、県を通じて自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

第2 情報の収集及び伝達

- (1) 村は、気象情報を収集し、被害情報を早期に把握するため、職員による情報収集、自主防災会等からの情報収集、アマチュア無線や業務用無線（タクシー無線等）の活用により、情報収集・分析を行う。
- (2) 大雪警報、道路交通情報等の伝達に当たっては、村防災行政無線の他、電話やメール等、多様な通信手段を活用して行う。

第3 道路交通の確保

1 交通規制の実施

道路管理者は、積雪状況により、他の道路管理者と連絡調整を図りながら、速やかに交通規制を行うとともに、地域住民、ドライバー等に対し、積極的に広報活動を行うものとする。

2 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者と連携して、移動作業を行うものとする。

する。

3 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

第4 融雪・雪崩等安全対策

1 雪崩対策

- (1) 道路管理者は、雪崩発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、ドライバー等に対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。
- (2) 道路管理者は、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

2 融雪対策

- (1) 村は、県から融雪出水期における警戒地域の情報を入手した場合、警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。
- (2) 道路管理者は、積雪、捨雪等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

3 雪庇対策

施設管理者は、雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、立入禁止、雪庇除去等の応急対策を講じる。

第12節 消防対策【総務課】

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

1 富士五湖消防本部富士吉田消防署

富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村の1市2町3村で組織する富士五湖広域行政事務組合消防本部の富士吉田消防署東部出張所が本村に常備消防として設置され、火災の鎮圧と未然防止及び救急、救助の業務を行っている。

2 山中湖村消防団

本村の非常備消防として、1本部、7分団、116名の団員により山中湖村消防団が設置されている。今後も現団員数を維持して教育訓練の充実・強化をなお一層推進していく必要がある。

資料編	3-1 消防力の現況
-----	------------

第2 消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、「富士五湖消防本部消防計画」の定めるところによる。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

第3 消防力の整備拡充

現有消防力の保全整備に努めるとともに、施設装備の機械化、化学化を行い、火災を始め各種災害に対処し得る有事即応の体制を確立する。

第4 消防団員の招集

1 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から副団長、各分団長を通じてN T T回線で伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認識したときは直ちに出勤しなければならない。

2 招集集結場所

原則として団員は所属する分団の詰所に集結すること。

3 人員報告

消防団長は、非常招集発令から完了までの間、随時集結状況等を本部長に報告すること。

第5 災害地への動員

1 消防機関への伝達

村長は災害対策本部を設置した場合、その配備体制を直ちに消防長に連絡するものとする。消防長は、村長から災害対策本部設置に伴う配備体制の連絡を受けたときには直ちに出勤できる体制を確立するよう、通信連絡計画により、指示するものとする。

2 消防団等の出勤

災害発生時は、消防機関等は災害の状況に応じて、本部長の指示に従い、災害現場に出勤するものとする。

3 通信連絡方法

消防団内の連絡は、N T T回線、村防災行政無線等を使用して実施する。

4 輸送方法

あらかじめ招集した集結場所から災害地への輸送は、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車等及び災害対策本部に要請し、調達を受けた車両により実施する。

第6 火災防ぎょ措置

1 異常気象時火災防ぎょ計画

強風注意報、異常乾燥注意報等が発表されているときに発生した火災は、延焼速度が迅速であり、かつ飛火が必然的であるため、これに対応し得る警戒体制の強化、出勤体制の増強等の措置を講ずる。

2 危険物火災防ぎょ計画

消防法に定める危険物は引火性、発火性を有し、時には爆発する危険性があるため、対象物ごとに消防計画を定め、設備等については関係法令に定める保安基準により、位置、構造、設備をはじめ取扱の規制を行い、火災予防の万全を図るとともに非常災害に対応できる態勢を確立する。

3 他消防機関への応援要請

火災が広域にわたり又は大規模である場合は、村は一体となり又は他の市町村等関係機関の応援を得て災害防ぎょを実施する。

- (1) 消防組織法第43条による非常事態発生の場合、知事から村長へ必要な指示があったときは、防ぎよ措置の早期確立を期するものとする。
- (2) 村は、富士五湖消防本部と連携し、各種協定に基づき、他の消防本部の消防長に応援を求めものとする。
- ア 所轄消防本部の消防力によっては、防ぎよ、救助等が著しく困難と認めるとき。
- イ 災害を防除するため、他の消防本部の保有する機械器具等が必要と認めるとき。
- ウ 災害が他の消防本部の管轄内に拡大し、又は影響を与えるおそれのあるとき。

資料編	7-4 山梨県常備消防相互応援協定書
	7-11 消防団相互応援協定書（忍野村）
	8-12 緊急消防援助隊応援要請連絡
	8-13 相互応援協定に基づく応援出動要請

4 応援部隊の誘導計画

(1) 応援部隊の集結場所の指定

- ア 応援部隊の集結場所を指定する。
- イ 集結場所には地元の誘導員を派遣しておく。

(2) 応援部隊の水利の誘導

- ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。
- イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

5 危険区域、特殊建物の防ぎよ計画

村は、富士五湖消防本部と連携し、公衆の出入りする場所、多数の者が勤務する場所、木造大建築物等で火災が発生したならば人命の危険及び延焼拡大のおそれのある建物又は地域に対して、あらかじめ次の事項に留意して、小地域ごとに区画し、火災警防対策を定めるものとする。

(1) 出動部隊数

(2) 消防署又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分

(3) 各部隊の到着順ごとの水利統制

(4) 各部隊の進入担当方面

(5) 使用放水口数及び所要ホース数

(6) 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在

(7) 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

6 消防水利の統制対策

村長は、消防長と連携協力し、消防隊が効果的に水利を活用するため、あらかじめ到着順ごとに水利部署を規制する計画を各地区に水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮し、消火栓及び貯水槽（池）等の有限水利及び河川等の自然水利と併せて適切に活用できるよう総合的に判断し、定めるものとする。

また、平常時、減水時、断水時といかなる状況下においても対応できるよう考慮する。

なお、有限貯水槽（池）等の消防ポンプ車配置標準は、次のとおりである。

- | | |
|---|---|
| ① | 40m ³ 貯水槽（池）その他これらと同等の水利では1～2台 |
| ② | 60m ³ 貯水槽（池）その他これらと同等の水利では1～3台 |

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

- ③ 100m³貯水槽（池）その他これらと同等の水利では2～4台
- ④ 火災拡大のおそれがある地域、長時間防ぎよを必要とする特殊な火災のときは、40m³及び60m³に1台、100m³に2台とし、それ以上部署するときは、吸水と併行して充水隊を編成し充水させる。

7 飛火警戒対策

村は、富士五湖消防本部と連携し、飛火によって、第二次及び第三次の火災が続発し、大火を導引するおそれのある場合を考慮して、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに消防団等との統制連絡を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配置につくことができるよう飛火警戒対策をあらかじめ定めるものとする。

(1) 飛火防ぎよ部隊の編成

ア 飛火警戒隊（編成は所定防ぎよ部隊以外の予備部隊、このほか風下方面の消防団等）

飛火警戒隊は、飛火によって第二次、第三次の火災が発生したときに出動防ぎよする。

イ 飛火巡ら隊（消防団若しくは自主防災会等）

飛火巡ら隊は、飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する。

(2) 飛火警戒の配置基準

ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、消防団等と飛火警戒に当たる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては地元自主防災会、地元住民をもって警戒に当たる。

(3) 飛火警戒の要領

ア 飛火警戒隊のうち1名を高所見張員として、飛火火災の早期発見に充てる。

イ 消防団、自主防災会等には、小型ポンプ、消火器、バケツ、火たたき等携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

8 防ぎよ線設定対策

村は、富士五湖消防本部と連携し、火災の延焼範囲が拡大し、通常の防ぎよ手段では困難な場合に应付するため、火災防ぎよ線を設定のうえ、延焼拡大を防止するものとする。

(1) 防ぎよ線の種別

ア 大防ぎよ線……大火災を防止する延焼阻止線

イ 中小防ぎよ線……火炎、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

(2) 防ぎよ線の設定要件

次の事項に留意して定める。

ア 地形、水利状況

イ 道路、公園、空地の有無

ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無

エ 自衛消防の有無

(3) 部隊の配置

防ぎよ線の種別に応じ、次の事項に留意して消防車、人員及び配置場所等を予定する。

ア 所要部隊の配置と担当方面の指定

イ 応援部隊の集結場所の指定

ウ 各隊のとるべき水利と誘導方法の指定

エ 各隊のホースの延長数、進入部署

(地域内の防ぎょ線図並びに説明書を作成する。なお、防ぎょ線図には、消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。)

第7 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

村長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に県消防防災ヘリコプター若しくは自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。(本章第3節「県消防防災ヘリコプターの出動要請計画」、第8節「自衛隊災害派遣要請計画」を参照。)

2 林野火災防ぎょ対策

村は、富士五湖消防本部と連携し、林野火災防ぎょに当たって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防ぎょ計画を定めるとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。)
- (2) 出動順路及び防ぎょ担当区域
- (3) 携行する消防資機材
- (4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法
- (5) 隊員の安全確保

ア 気象状況の急変による事故防止

イ 落石、転落等による事故防止

ウ 進入、退路の明確化

エ 隊及び隊員相互の連携

オ 地理精通者の確保

カ 隊員の服装

- (6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- (7) 防火線の設定
- (8) 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- (9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- (10) 消火薬剤及び資機材等の確保
- (11) 救急救護対策
- (12) 食料、飲料水、資機材及び救急資材の運搬補給
- (13) 関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

3 自衛隊に対する空中消火実施のための災害派遣要請

村は、空中消火が必要であると判断したときは、知事に対して自衛隊への空中消火実施のための災害派遣要請を行うものとする。

第13節 原子力災害応急対策【総務課】

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原災法第10条の規定に基づく特定事象の発生情報を入力した場合の対応及び原災法第15条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合（本村が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）の緊急事態への応急対策を中心に示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 特定事象発生後

村は、県を通じて国、所在県、原子力事業者等の防災関係機関から、特定事象に関する情報を収集し、必要に応じ、村内関係機関及び住民へ情報提供を行う。

2 原子力緊急事態宣言発出後

村は、県を通じて国、県、原子力事業者等の防災関係機関から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、村内関係機関等への情報提供を行う。

第2 市町村・県の区域を越えた避難者の受入れ

原子力災害による県外から山梨県内への避難者については、関係都道府県からの協議を受け、県と協議の上、一時的に避難所を確保するとともに、村営住宅等を活用し避難者の受入れに努める。

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表1の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、本村に対して原災法第15条の指示があった場合、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供に当たっては、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に十分配慮するものとする。

表1 屋内退避又は避難等に関する指標

予測線量（単位：ミリシーベルト）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注）1．予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置について

の指示等が行われる。

2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

(「防災指針」より抜粋)

第4 医療活動

県は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

村は、県が実施する医療活動に協力するとともに、活動の情報を住民に提供し、住民の健康対策を支援する。

第5 住民等への的確な情報伝達活動

村は県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行う。

第6 風評被害等の影響への対策

村は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第7 除染活動の実施・支援

村内で、通常の値を超える放射線量が観測された場合、国、県にその旨を報告し、除染対策に努める。

第14節 緊急輸送対策【総務課、生活産業課、観光課】

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

村長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、村が対処できないときは、他市町村若しくは県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

- 1 自動車等による輸送
- 2 航空機による輸送
- 3 船舶による輸送
- 4 人力による輸送

第3 輸送力の確保

1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 村有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業車両（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）
- エ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

ア 村有車両

災害時における村有自動車の集中管理及び配備は総務部総務班が行う。各班は緊急輸送用の自動車を必要とするときは総務部総務班に依頼するものとする。

なお、配車を行うに当たっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行う。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第15節「交通対策」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各班からの要請により、村有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部総務班は、直ちに村内の公共的団体に属する自動車の借り上げを行う。これをもってしても不足する場合は、生活産業部産業振興班、観光部観光推進班が村内事業者等の所有する自動車の借り上げを行い、必要台数を確保する。

なお、各自主防災会及び事業所における輸送手段、車両等の確保あるいは調整は、自主防災会会長又は事業主が実施するものとする。

ウ 協力要請

村内で自動車の確保が困難な場合には、村内関係機関等に必要数の車両の提供を要請するほか、必要により応援協定に基づく協定締結市町村、あるいは県に調達斡旋を要請する。

資料編	7-1 環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定 7-2 富士北麓災害時の相互応援に関する協定 7-3 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
-----	---

2 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

県消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第8節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

3 船舶による輸送

湖上交通の安全が確保されている場合、関係機関に対し、船舶による輸送要請を行う。

4 人力等による輸送

前記1から3までによる輸送が不可能な場合は、人力等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本章第30節第7「労働力確保対策」の定めるところによる。

第4 緊急輸送道路の確保

1 基本方針

(1) 道路管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限して、緊急輸送路を確保する。

(2) 緊急輸送道路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮する。

(3) 被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認めるときは、被災地周辺の都道府県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

2 県による緊急輸送道路の指定

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

村域における指定緊急輸送道路は、別表のとおりである。

3 緊急輸送道路確保のための措置

村は、緊急輸送路確保のための以下の措置について、必要に応じて協力する。

(1) 交通管制施設の活用

公安委員会は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するので、村はこれに協力する。

(2) 放置車両の撤去等

警察官は、緊急輸送道路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 信号機用電源附加装置の設置

公安委員会は、緊急通行車両の円滑な進行を確保するため、緊急輸送道路の主要交差点の信号機に停電用発電器を設置し、交混防止を図るので、村はこれに協力する。

(5) 障害物の撤去

警察官は、緊急輸送道路の障害物の撤去については、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

撤去先については、災害廃棄物仮置場を使用するものとする。

別表

区分	道路種別	路線名	起終点
第一次緊急輸送道路	その他有料	国道138号（東富士五湖道）	県内全線
	一般国道（指定外）	国道413号	県内全線
第二次緊急輸送道路	一般県道	山中湖忍野富士吉田	国道138号交点（山中湖村）～国道139号交点（富士吉田市）

第15節 交通対策【総務課、生活産業課】

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

(1) 村長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合には、生活産業部建設班が中心となり調査班を編成し、道路の被害状況を調査する。

(2) 消防団や自主防災会から各地区の道路被害の状況を収集し、被害状況の把握に努める。

(3) 調査班が調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに災害対策本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

(4) 災害対策本部は、調査班等から収集した情報を富士吉田警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

・一般国道（国土交通省管理）について

甲府河川国道事務所

・一般国道（県管理）について

富士・東部建設事務所

・村道について

山中湖村

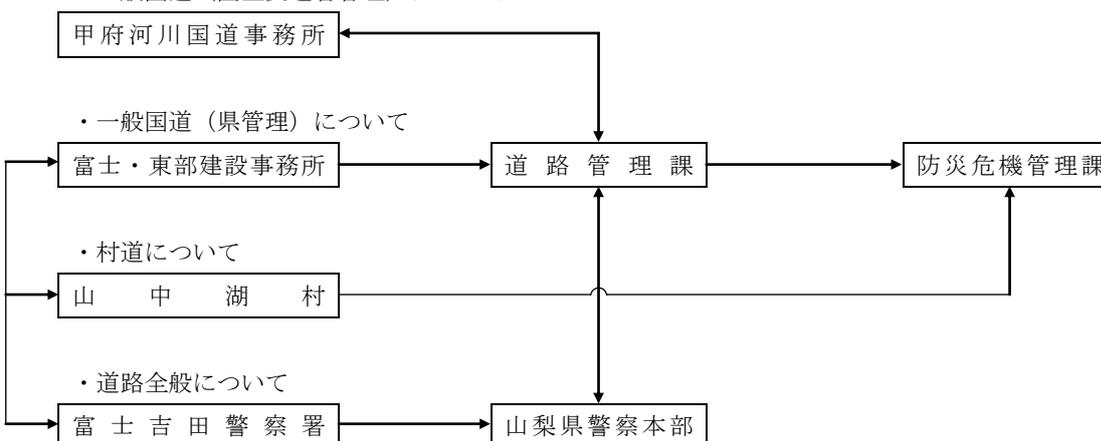
・道路全般について

富士吉田警察署

山梨県警察本部

道路管理課

防災危機管理課



2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、速やかに道路の復旧、障害物等の除去、橋りょうの応急復旧等必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては富士吉田警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定する等、円滑な交通の確保に努める。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第2 交通規制対策

1 異常気象時における道路通行規制

村域において異常気象時に規制を受ける道路の通行規制区間及び危険内容等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編	5-2 異常気象時における道路等通行規制基準
-----	------------------------

2 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

実施責任者		範 囲	根 拠 法
道路 管 理 者	国土交通大臣 知 事 村 長	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
	警 公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条第1項 道路交通法第4条第1項
	富 士 吉 田 警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
察 警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条、第2項第4項	

3 村長の措置

村長は、自ら管理する道路、橋りょうの応急措置を生活産業水道部に指示して行い、富士吉田警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、村で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

4 警察官、自衛官及び消防吏員等の措置

(1) 公安委員会が規制を行う場合は、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必要な事項について通知されるので、村としては速やかに地域住民に周知するものとする。

(2) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

- ① 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。
- ② 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の運行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(3) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

5 道路管理者の措置

道路管理者は、道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止する等のため、必要があると認めたときは、通行を規制するものとする。

また、交通規制を行った場合は、富士吉田警察署長に通知するものとする。

6 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

(1) 規制の対象

(2) 規制する区域又は区間

(3) 規制する期間

7 交通規制の標示

(1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。

(2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号）に定められた標識等を設置して行う。

8 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標 識 の 種 別	位 置
通 行 の 禁 止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の車線
通 行 制 限	通行を制限する前面の道路
迂 回 路 線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なものでつくり、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

第3 交通情報及び広報活動

村は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、富士吉田警察署及び他の道路管理者との連携の緊密化を図る。

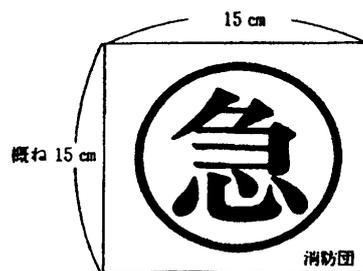
また、村防災行政無線、広報紙、広報車、インターネットにより情報提供を行う。

第4 災害出動車両の有料道路の取り扱い

道路交通法施行令第3条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

1 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者（総務部総務班）が作成した右の表示を貼付した車両を無料とするが必要性については、村との相談による。



(通行車両の責任者が作成して貼付する。)

2 災害復旧等の出動の取扱い

(1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、富士・東部地域県民センター、富士・東部建設事務所、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）のいずれかに申し出る。

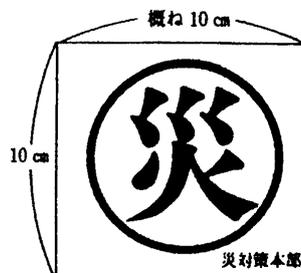
また、申し出を受けた関係機関は、村との情報共有を図る。

(2) 申し出を受けた村は、県と連携し、次の内容を下記有料道路管理者に速やかに通報し、無料の手続を行うこととする。

- ア 通行予定時刻
- イ 目的
- ウ 行先
- エ 車両数
- オ 通行区間
- カ 代表者氏名

通 報 先	電 話 番 号
山梨県道路公社企画課	(055) 226—3835
中日本高速道路株式会社八王子支社企画調整チーム	(0426) 91—1174

(3) 通行する当該車両は、通行車両の責任者（総務部総務班）が作成した右の表示を貼付する。



(通行車両の責任者が作成して貼付する。)

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

第5 運転者の執るべき措置

1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第6 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、富士吉田警察署及び交通検問所等において実施する。

2 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証の交付を行っている。

本村においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

3 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの
- (2) 消防、水防その他の応急措置に従事するもの
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの
- (4) 災害を受けた児童・生徒等の応急の教育に従事するもの
- (5) 施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの

- (7) 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
 - (8) 緊急輸送の確保に従事するもの
 - (9) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に従事するもの
- 4 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

(1) 確認の申出

事前届済証の交付を受けている車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

(2) 標章及び証明書の交付

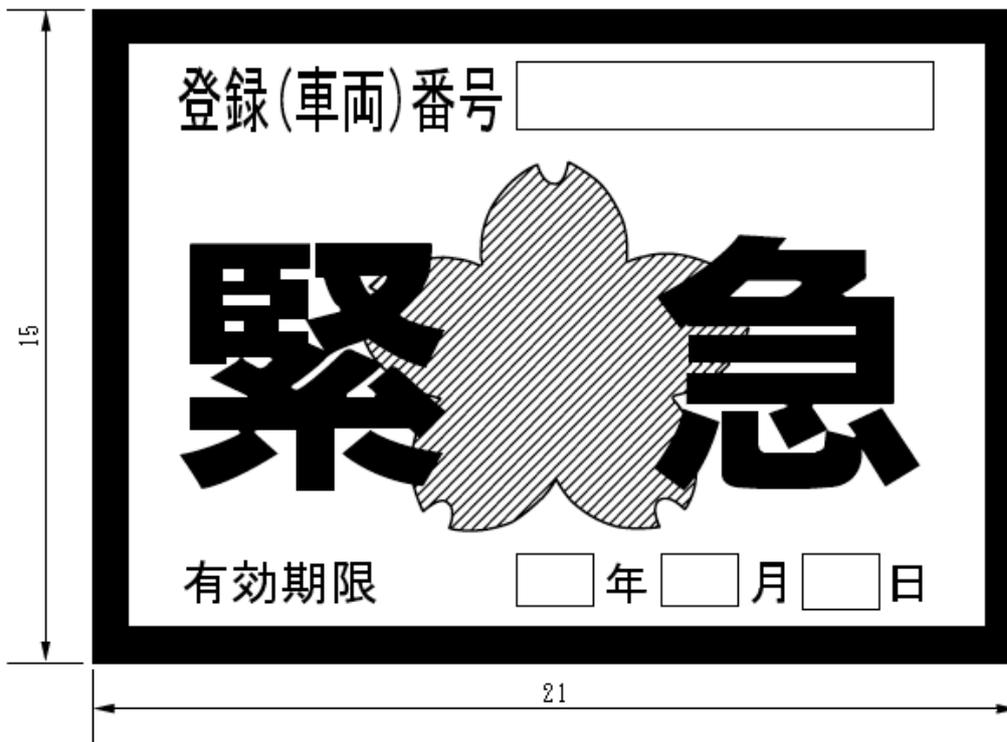
前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章（別図）及び証明書（別記様式）が交付される。

(3) 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

別図

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 (印) 公安委員会 (印)	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第16節 災害救助法による救助【全課】

一定規模以上の災害が発生した場合は、速やかに災害救助法の適用を受け、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 村における災害救助事務

村における災害救助事務の一般的な手順は次のとおりである。

なお、災害救助事務を行うにあたり使用する各種様式は、資料編掲載の「各種救助に係る様式」及び「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式によるものとする。

段階	実施要項	内 容	担当部班等
事前 対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 管理運営マニュアル作成	・総務部防災班 ・教育部学校教育班 ・教育部生涯学習班
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合せ	・総務部防災班 ・生活産業部産業振興班
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	・総務部防災班 ・消防部消防班
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班を設け、調査責任者を置く。 2 各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	・総務部防災班 ・税務住民部税務班 ・生活産業部産業振興班
災害 発生 直 後	被害の状況把握	1 現地の情報収集責任者（各地区自主防災会長）からの報告 2 村役場の地区担当責任者の出勤、調査班による調査「被災世帯調査原票」（様式4）の作成 ① 被害の程度（人的、物的） ② 家族の状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助被災世帯の集計 ・「地区別被害状況調査表」（様式1）の作成 ・「世帯別被害調査表」（様式2）の作成	・総務部防災班 ・税務住民部税務班 ・税務住民部住民班 ・生活産業部産業振興班
	被害状況報告（発生報告）	【災害対策本部が設置されていないとき】 ○ 被害状況即報（第4号様式（その1）） 村 → 防災危機管理課 ○ 「地区別被害状況調査表」（様式1） 「世帯別被害調査表」（様式2） 村→富士・東部保健福祉事務所→県福祉保健総務課	・総務部防災班

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

		<p>【災害対策本部が設置されているとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況即報（第4号様式（その1）） 村→富士・東部地方連絡本部→県災害対策本部（富士・東部地域県民センター） ○ 「地区別被害状況調査表」（様式1） 「世帯別被害調査表」（様式2） 村→富士・東部保健福祉事務所→県福祉保健総務課 <p>※災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに県災害対策本部及び県福祉保健総務課へ報告</p>		
災害救助法適用後（第一段階）	災害救助法の適用要請	村→富士・東部保健福祉事務所→県福祉保健総務課	・いきいき健康部福祉班	
	避難所の開設	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理 	・いきいき健康部福祉班	
	被災者の救出	<ol style="list-style-type: none"> 1 救出のための要員（消防団員）の動員 2 機械、器具の借上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部防災班 ・消防部消防班 	
	炊出しその他による食品の給与	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料の応急調達 2 炊出し所への責任者の派遣 3 仕出し業者等への弁当の手配 4 給与状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活産業部産業振興班 ・いきいき健康部福祉班 	
	飲料水の供給	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水車の確保 2 機械、器具の借上げ 	・生活産業部水道班	
	医療・助産	救護班の派遣要請等	県医療救護対策本部（医務課、保健福祉事務所）への医療救護班の派遣要請等	・いきいき健康部健康班
		救護班によらない医療の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 富士吉田医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡 	・いきいき健康部健康班
		遺体の搜索	<ol style="list-style-type: none"> 1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請 	・総務部防災班
		遺体の処理	遺体安置所の確保、処理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・税務住民部住民班 ・いきいき健康部健康班
		埋葬	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨つぼ代支給 	・税務住民部住民班
	災害救助法適用後（第二段階）	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告	・総務部防災班
		被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	・生活産業部産業振興班
		学用品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	・教育部学校教育班
障害物の除去		<ol style="list-style-type: none"> 1 対象世帯の選定 2 実施計画 	・生活産業部建設班	
義援金受付開始		受付窓口の設置等	・総務部財政班	

災害救助法適用後（第三段階）	中間報告	1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 とりあえず電話報告、後で文書（資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告	・総務部防災班
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	・いきいき健康部福祉班 ・いきいき健康部介護保険班
	応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定 → 敷地の確保 → 工事施行	・企画まちづくり部まちづくり推進班
	住宅の応急修理	対象世帯選定 → 実施計画 → 大工左官等雇上	・企画まちづくり部まちづくり推進班
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは、救助期間内に要請	・いきいき健康部福祉班
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	・いきいき健康部福祉班
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	・いきいき健康部福祉班
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	・いきいき健康部福祉班
確定報告	文書（資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告	・総務部防災班	

資料編	8-6 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式 8-8 各種救助に係る様式
-----	---

第2 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本村における適用基準はおおむね次のとおりである。

1 災害救助法の適用基準

(1) 本村の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	被 害 世 帯 数
5,000人以上 15,000人未満	40世帯

(2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本村の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	被 害 世 帯 数
5,000人以上 15,000人未満	20世帯

(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で被害世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

(4) 村の被害が(1)、(2)又は(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

2 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

- ① 全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ② 半壊（又は半焼）住家2世帯で、住家滅失1世帯として換算
- ③ 床上浸水及び土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

第3 災害救助法の適用手続

- 1 災害に際し、村域における災害が前記「第2 災害救助法の適用基準等」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、村長は、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。
- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第4 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行う。

ただし、知事には、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長が行うこととすることができる。この場合、知事は村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行う期間を村長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を村長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

第5 災害救助法による救助

1 避難

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所

学校、公民館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、村で処理が困難なときは、近接市町村へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

夏期（4月～9月）	1人1日当たり310円以内	天幕借上料、便所設置費等全ての経費を含む。
冬期（10月～3月）	別に定める額を加算する。	

2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅供与の対象者

- ① 住宅が全壊又は流出した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の設置方法

- ① プレハブ業界との協定により必要資材及び数量を確保する。
- ② 敷地は、村長が協力して選定する。
- ③ 設置は、直営、請負又はリースとする。

ウ 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着工期限	備 考
1戸当たり 平均29.7㎡	1戸当たり 2,530,000円以内	災害発生の日から 20日以内	費用は、整地費、建築費、附帯工事費、労務費、輸送費、事務費

エ 供与期間

建設工事が完了してから2か年以内とする。

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者

- ① 住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしても応急修理ができない者
- ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 応急修理の規模及び期間

費 用	応急修理の期間	修理の規模	備 考
1戸当たり平均 547,000円以内	災害発生の日から 1か月以内	居室、炊事場、便所等必要欠 くことのできない場所	費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費

ウ 民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給

被災者や被災状況を考慮し、建設される応急仮設住宅を補うものとして必要と判断された場合、民間賃貸住宅の借り上げ等による応急仮設住宅の供給を行う。

3 炊出しその他による食品の給与

(1) 給与を受ける者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ウ その他滞留者等給付を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,040円以内（主食費、副食費、燃料費等）

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

4 生活必需品の給付又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

- ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

(単位：円)

区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	冬	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
			29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
半壊 半焼 床上浸水	夏	冬	5,800	7,800	11,700	14,200	18,00	2,500
			9,400	12,300	17,400	20,600	26,100	3,400

注：夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）

5 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容
- ・看護

(4) 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病院又は診療所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

6 助産

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

- ・分娩の介助
- ・分娩前後の処置
- ・必要な衛生材料の支給

- (3) 助産の方法
 - 救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。
- (4) 費用の限度額
 - ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費
 - イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

7 救出

- (1) 救出を受ける者
 - ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
 - イ 災害のため、生死不明の状態にある者
- (2) 費用の範囲
 - 救出のための機械器具の借上費、購入費、修繕費、燃料費等の経費
- (3) 救出期間
 - 災害発生の日から3日以内

8 障害物の除去

- (1) 対象
 - ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
 - イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
 - ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
 - エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。
- (2) 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発生の日から10日以内	1世帯当たり 133,900円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

9 遺体の捜索

- (1) 捜索を受ける者
 - 行方不明の状態にあるもので、各般の事情により既に死亡していると推定される者
- (2) 捜索期間
 - 災害発生の日から10日以内
- (3) 費用
 - 捜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

10 遺体の処理

- (1) 処理を行う場合
 - 災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの
- (2) 処理の方法
 - 救助の実施機関が、現物給付として遺体の洗浄、縫合、消毒、遺体の一時保存、検案等を行う。
- (3) 処理期間
 - 災害発生の日から10日以内

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

(4) 遺体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	遺体1体当たり3,300円以内
遺体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,200円以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

11 遺体の埋葬

(1) 遺体の埋葬を行う場合

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。
- イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備 考
1体当たり206,000円以内	1体当たり164,800円以内	棺、骨壺、火葬代、賃金職員等雇上費、輸送費を含む。

12 学用品の給与

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・教材	災害発生の日から1か月以内	小学校児童及び中学校生徒 教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材実費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材実費
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 4,100円以内
通学用品		中学校生徒 1人当たり 4,400円以内 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円以内

資料編	6-5 山梨県災害救助法施行細則（別表）
-----	----------------------

第17節 避難対策

【総務課、いきいき健康課、生活産業課、観光課、教育委員会】

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難情報の種類及び基準

住民の避難行動にあつては、特に避難行動要支援者等は避難にかかる時間的余裕が必要となることから、「避難勧告」及び「避難指示」のほか、これらの前段階として、避難行動要支援者等に対する避難情報として「避難準備情報」を発表する。

【避難情報の種類】

類型	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	事態の推移によっては避難勧告や避難指示を行うことが予想されるため、避難の準備を呼びかけるもの。	
	避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） 2 1に掲げる者以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 3 状況により、自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始
避難勧告	安全のため、早めの避難をうながす時に出される。拘束力はないが、必要に応じて早めの避難を勧告する。	
	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、避難場所等への避難行動を開始
避難指示	被害の危険が切迫したときに発せられるもので、「避難勧告」よりも拘束力が強い。	
	<ol style="list-style-type: none"> 1 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 2 人的被害が発生した状況 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を開始 2 まだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

【避難基準】

区分	土砂災害	水路等の水害
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ○県土砂災害警戒情報システム危険度指数6 ○近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・量の変化）が発見された場合 ○過去の被災時雨量に達すると見込まれるとき ○夜間に避難勧告等が発令される見込みがあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣での浸水や水路等の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により、浸水の危険が高い場合

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

区分	土砂災害	水路等の水害
避難勧告	○近隣で前兆現象（斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラックが発生）が発見された場合 ○過去の被害時雨量に達したとき	○近隣で浸水が拡大している場合
避難指示	○近隣で土砂災害が発生した場合 ○近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂等）発生された場合 ○現在の降雨指標値が、「土砂災害発生の目安となる線」を超えた場合	○近隣で浸水が床上に及んでいる場合

第2 避難準備情報

避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった場合に村長が発表する。

- 1 避難行動要支援者等の特に避難行動に時間を要する者は、避難所への避難を開始する。
- 2 避難行動要支援者等の避難を支援する者は、支援行動を開始する。
- 3 通常の避難行動ができる者は、避難をするための準備を開始する。

第3 避難の勧告又は指示

1 避難の実施責任者及び報告先

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。

実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法
村長（勧告、指示）	災害全般	知事	災害対策基本法第60条
知事（勧告、指示）	〃	村長	災害対策基本法第60条
警察官（指示）	〃	村公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた 県職員（指示）	洪水、地すべり	警察署長	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（村長） （指示）	洪水	警察署長	水防法第29条
自衛官（指示）	災害全般	防衛庁長官の指定する者	自衛隊法第94条

2 避難勧告又は指示の方法

災害により危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められたときは、危険地域の住民等に対し、次の方法により避難のため、必要な勧告又は指示を行うものとする。

(1) 村長の勧告・指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。この場合において、村長は、速やかにその旨を知事に報告する。

なお、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示する。

(2) 知事の勧告・指示

知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を村長に代わって行う。

(3) 水防本部長（村長）の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、水防本部長（村長）は、立退き又はその準備を指示する。この場合、富士吉田警察署長に速やかに通知し、経路等必要な処置を講じるとともに、知事に速やかに報告する。

(4) 知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水又は地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立退き又はその準備を指示するものとする。この場合、村長及び富士吉田警察署長に速やかに通知するものとする。

(5) 警察官の指示

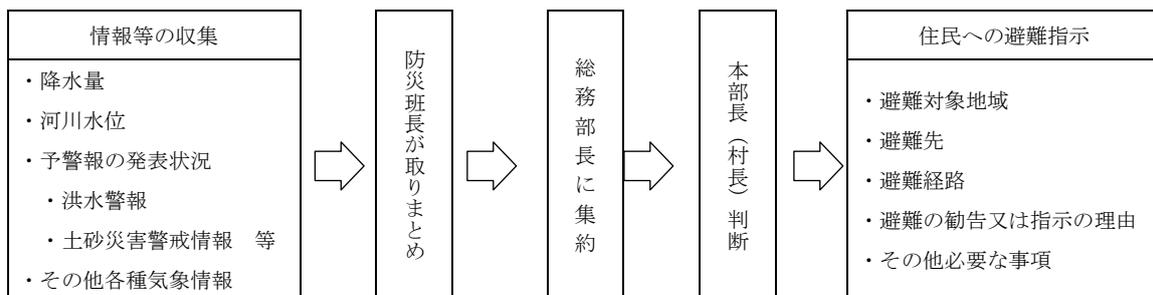
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、村長が指示できないと認められるとき、又は村長から要求があったときは、警察官は直ちに立退きを指示するものとする。この場合、その旨を村長に速やかに通知するものとする。

(6) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にはいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいるものを避難させるものとする。

3 避難勧告等の内容

避難準備情報、避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあつてすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の勧告又は指示を行う。



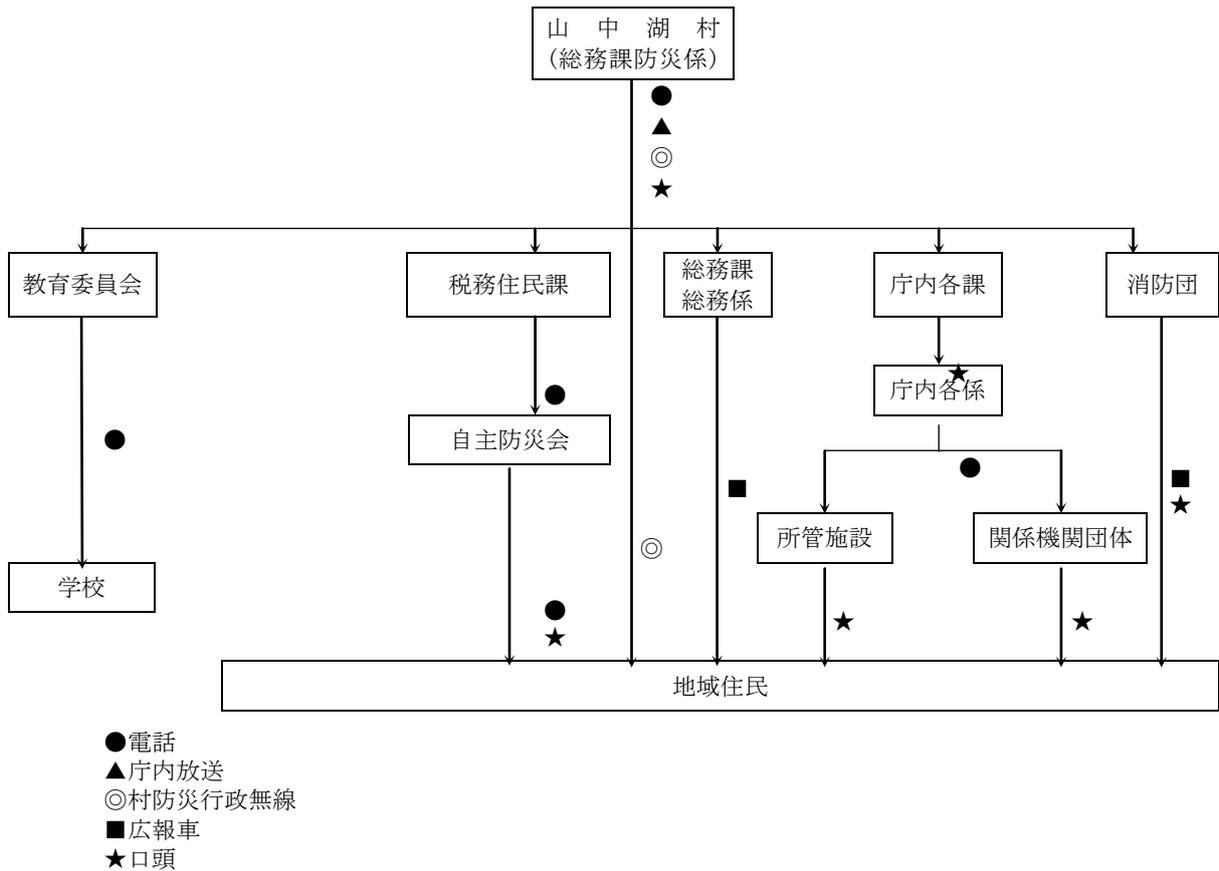
4 避難勧告等の伝達方法

(1) 村長は、避難のための立退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。

(2) 避難の勧告等は災害対策本部の広報活動によるが、勧告又は指示を発した場合は、自主防災会等を十分活用して、避難区域の住民に周知の徹底に努めるものとする。

(3) 村長は、避難勧告等を発令したときは、防災連絡責任者（総務部防災班）は、様式1の避難勧告等発令情報を放送事業者及び県防災危機管理課へファックスにより送付する。

資料編	8-9 避難勧告等発令情報（放送事業者への放送提供）
-----	----------------------------



《避難報告等の伝達項目(例)》



- 発令日時
- 発令者
- 対象地域及び対象者
- 避難すべき理由
- 危険の度合い(例えば、「土砂災害のおそれがあること」、「1時間後に道路冠水のおそれがあること」等、河川の状況や、発災時期、予想される被災状況などについての説明を含めること。)
- 避難準備情報、避難勧告、避難指示の別
- 避難の時期(避難行動の開始時期と完了させるべき時期)
- 避難場所
- 避難の経路(あるいは通行できない経路)
- 住民のとるべき行動や注意事項(例:「近所に声をかけながら避難してください」)
- 本件担当者、連絡先

《具体的な伝達文(例)》

避難準備情報の伝達文(住民あて)

こちらは防災山中湖村です。ただ今、○時○分に○○地区に対して避難準備情報を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに○○避難所へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

(そのほか、「昨夜からの大雨により、○○時間後には○○川の水位が危険水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等)

避難勧告の伝達文(住民あて)

こちらは防災山中湖村です。ただ今、○時○分に○○地区に対して避難勧告を出しました。直ちに○○避難所へ避難してください。なお、浸水により、○○道は通行できません。

(そのほか、「昨夜からの大雨により、○○時間後には○○川の水位が危険水位に達するおそれがあります」、「できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等)

避難指示の伝達文(住民あて)

山中湖村長です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。(土砂災害警戒情報が「既に土砂災害発生警戒基準を超過」と発表され)大変危険な状況です。避難中の方は直ちに〇〇避難所への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。

第4 警戒区域の設定

1 村長の措置

村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、自衛官の措置

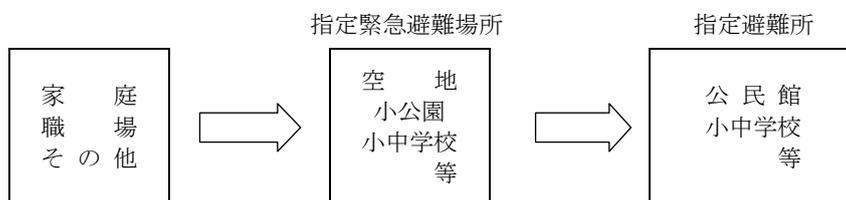
村長等が現場にいないとき、又は村長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、村長の職権を代行することができる。

3 知事の措置

知事は、村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により村長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

第5 避難先の指定

村は、あらかじめ選定している指定緊急避難場所等から、災害の種別や施設及び周囲の被災状況等を踏まえ、避難先への誘導を行うものとする。



第6 避難方法

1 避難の方法・誘導

住民が安全、迅速に避難するため、消防団等の協力を得て、自主防災会(組単位)単位であらかじめ設定した集合地に集まり安否確認を行い、指定された避難所へ避難するものとする。村は、夜間時には投光機を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、要配慮者の避難に当たっては、自主防災会、民生委員・児童委員は協同して避難の順位を優先させる等の配慮をする(本節第9「要配慮者支援対策」を参照)。

2 所持品の制限

携帯品は、貴重品、食料(最低3食品)、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障のない最小限度のものとする。

3 住民の措置

災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や村の行う広報等に注意しながら、避難するものとする。

4 避難終了後の確認措置

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

- (1) 避難の勧告又は指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難の勧告又は指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第7 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、村は一時的に収容し保護するため、施設管理者、自主防災会と連携して避難所を開設する。
- (2) 村は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。避難所の開設に当たっては、自主防災会を交え、当該施設管理者と管理運営方法について事前に協議を行うものとし、特に、学校を避難所に指定する場合は、教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。
- (3) 本村の避難所は、資料編のとおりであるが、これら適当な施設を得がたいときは、村内公共施設の応急的な使用を検討するほか、ホテル、民宿、旅館、ペンション、別荘施設等とも一時的に避難、収容できるよう協議を行うなど、必要な措置を図るものとする。
- (4) 上記(3)によっても不足する場合には、「災害時における山中湖郵便局・山中湖村役場間の協力に関する覚書」等に基づき、施設の提供を求めるものとする。
- (5) 災害の状況により、村内での対処が困難な場合は、県及び応援協定締結市町村等に、村外避難所への避難を要請する。
- (6) 村長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。

資料編	2-6 指定避難所等一覧
	7-1 環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
	7-2 富士北麓災害時の相互応援に関する協定
	7-3 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
	7-7 災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書
	7-22 災害時における協力に関する協定書（(一社)全日本冠婚葬祭互助協会）
	7-24 足立区と山中湖村との災害時における相互援助に関する協定書

2 避難所の管理運営

(1) 避難所への職員派遣

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに避難所に避難所管理職員を派遣し、当該施設管理者と自主防災会等と協力して避難所の管理運営に当たる。なお、避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための職員配置に努める。

(2) 避難所管理職員の責務

ア 避難所管理職員は、避難所の人員・安否・必要とする物資・数量等の実態把握と保護に当たる。このとき、他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。その際には、個人情報の取り扱いに留意しながら、効率的な情報共有を行うこととする。

イ 避難所の運営に当たっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、仕切り板や更衣室の設置等避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等にも配慮する。

ウ 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者のニーズの把握に努め、これらの者への情報提供等についても、放送や口頭による音声だけでなく、掲示板、張り紙などの視覚情報でも伝達を行うほか、周囲の避難者にも協力を求め、必要により個別に対応する等、伝達漏れのないよう配慮する。

エ 必要に応じて要配慮者の福祉施設への入所や各種支援を行う者の配置など、支援体制の強化に努める。

オ 観光客、別荘地滞在者等の帰宅困難者については、避難所収容に当たって専用区画を設けるなど、地域住民との混乱が生じないようにする。

(3) 避難者等による自主運営の推進

村は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるものとする。

また、男女共同参画の視点から、避難所運営の責任者に男女双方の配置を図るものとする。

第8 村・県の区域を超えた避難者の受入れ

村は、村・県の区域を超えた避難者について、本章第4節第10「広域一時滞在」による知事からの協議に伴い、村営住宅等を活用し、受入れに努める。

第9 要配慮者支援対策

1 要配慮者の安全確保の原則

(1) 要配慮者の避難誘導、救護

自主防災会や自治会等地域の協力を得ながら、避難誘導、救護を行うものとする。

(2) 避難所内での配慮

ア 要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、避難所内に要配慮者のために区画されたスペースの確保を図る。

イ 福祉避難所の開設及び周知

(ア) 福祉避難所を開設した場合は、要配慮者に対し、速やかに周知する。

(イ) 食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行うとともに、医療や介護など必要なサービスが提供できる体制を確立する。

福祉避難所の開設、運営は、いきいき健康部福祉班、介護保険班が村社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て行うものとする。

【福祉避難所開設予定施設】

施設名	所在地	電話番号
山中湖村老人福祉しあわせセンター	山中湖村山中237-1	(0555) 62-9976

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

(3) 生活支援物資の供給

村は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の放出及び調達を行う。

配布を行う際には、在宅の要配慮者にも確実に供給できるよう、配布場所を周知するとともに、配布場所や配布時間を一般被災者と別に設けるなど配慮する。

(4) 情報提供

村は県と協力し、在宅や避難所等にいる要配慮者等に対し、被害及び二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや公共施設の復旧状況、交通、医療などの生活関連情報、防災関係機関からの情報、適切に提供する。

情報提供に当たっては、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリ等を活用する。

(5) 相談窓口の開設

村は、村役場や公民館等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(6) 巡回サービスの実施

村は、職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などによりチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

(7) 仮設住宅への入居

村は、応急仮設住宅の入居者の選定に当たって、避難行動要支援者等を優先的に入居させるなどの配慮に努める。また、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備する。

2 避難行動要支援者の安全確保

(1) 災害に対する警戒

ア 村は、気象に係わる注意報・警報や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、関係機関から防災情報を積極的に収集する。

参考とすべき情報	<ul style="list-style-type: none">● 大雨警報、洪水警報、暴風警報等の気象業務法に基づく注意報・警報● 土砂災害警戒情報● 火災気象通報 等
----------	---

イ 村長は、今後の気象情報や土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難準備情報、避難の勧告又は指示を行う。特に避難準備情報は、避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する。

発令判断の基準は、本節第1「避難情報の種類及び基準」を参照。

ウ 村は、避難準備情報、避難の勧告又は指示の情報伝達に当たっては、村防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、多様な情報伝達を活用する。

伝達に当たっては、以下の点に特に配慮する。

(7) 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝

わるようにすること

- (イ) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- (ロ) 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと

エ 村は、必要に応じ、災害危険区域に立地している社会福祉施設施設の管理者に対し、気象情報や避難準備情報、避難の勧告又は指示を直接伝達するものとする。

(2) 避難

村は、避難準備情報、避難の勧告又は指示が発令された場合には、次の事項を留意の上、一人一人の状況を踏まえ、避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

ア 避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報の提供を行う。

風水害等のリードタイムのある災害においては、村は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意する。

イ 避難支援の実施

(ア) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の平常時からの情報提供に同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。情報提供の同意していない者についても、村に支援を求められた場合は、可能な範囲で支援を行う。

(イ) 避難行動要支援者の避難において、遅れや途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災会、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

(ロ) 村は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

ウ 避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(3) 受入れ先の確保及び移送

村は、避難行動要支援者の受入れ先として、福祉避難所の収容状況を確認するとともに、状況に応じて、医療施設や社会福祉施設等への協力を要請し、受入れ先を確保する。

また、村は自動車等適切な輸送手段を確保し、住民組織等の協力を得て、避難所等への移送を行う。

(4) 避難行動要支援者の安否確認の実施

ア 村は、避難行動要支援者名簿を有効に活用するとともに、福祉サービス提供者との連絡を密に取り、積極的に連携して安否確認を行うものとする。

イ 安否確認を行ったものの応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣して状況を把握するなど、救える命が失われないように必要な対応を行うものとする。

ウ 安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を図る。

エ 避難行動要支援者に該当しない者であっても、福祉事業者や障害者団体等と連携し、発災後の安否確認を行うものとする。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

(5) 避難後の支援

ア 名簿の引き継ぎ

名簿情報が避難所生活後の生活支援に活用できるよう、避難支援等関係者から避難所等の責任者への適切な引継ぎを行う。

3 社会福祉施設等入所者の安全確保

(1) 施設管理者

施設管理者は、次の手順に基づき、避難誘導活動等を実施する

施設職員の確保	緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入れ先への移送の実施	避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び村に協力を要請する。

(2) 村

村は、施設入所者の安全を確保するため、以下の手順に基づき、救助活動等を行う。なお、状況に応じて、県に支援を要請する。

防災情報の提供	必要に応じ、災害危険区域に立地している施設管理者に対し、気象情報や避難準備情報、避難の勧告又は指示を直接伝達するものとする。
避難誘導及び受入れ先への移送の実施	施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災会、ボランティア団体等に協力を要請する。
巡回サービスの実施	自主防災会、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

(3) 外国人への対応

日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、山梨県民間社会福祉救援合同本部へ連絡し、通訳又は語学ボランティアの派遣などの対応を図る。

第10 防火対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休業、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等学校長は、適切な処置を行うものとする。
- 2 豪雨による浸水等、児童・生徒等の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとるものとする。
- 3 緊急の場合、やむを得ず校舎外に退避する場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるようにするものとする。

なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

第11 帰宅困難者等対策

本村には、観光客等多くの人々が流入しており、大規模災害が発生した場合、多数の帰宅困難者が発生することが想定される。

県が実施した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」（平成17年）によると、東海地震が発生した場合、最も観光客が多い時期である8月には、昼・夜ともに約1万人程度、最も少ない時期の1月でも昼間で約2,800人、夜間で約800人の帰宅困難者が発生するとされている。

1 宿泊施設、別荘地、観光関連施設の体制整備

(1) 災害発生時における初動措置

宿泊施設、別荘地、観光関連施設等の施設責任者は、災害の発生を知ったときは、防災体制を編成し、通常の事業活動から災害活動に移行して帰宅困難者を支援する体制を確保する。

【災害発生時における初動措置】

- ①施設内の人的、物的被害の状況を把握する。
- ②初期消火、通報、避難誘導及び避難を実施する。
- ③負傷者が発生した場合には、応急救護活動を実施するとともに、医師による加療が必要と判断される場合には、緊急度に応じて自力による医療機関への搬送や119番通報を実施する。

(2) 関係機関との連携

施設管理者は、村、富士吉田警察署、富士五湖消防本部、山中湖観光協会等と連携し、情報交換を積極的に行い災害に関する正確な状況把握に努め、適切な防災対策を実施する。

2 帰宅困難者の支援体制

村は、防災関係機関と連携し、帰宅困難者の支援に必要な体制を整備する。

(1) 電車、バスの運行状況の確認

帰宅支援行動には、交通機関の利用が必要となることから、山梨県を通じて電車、バスの被害、運行状況、代替輸送等の情報を収集する。

(2) 道路関係情報の収集

村（生活産業部建設班）は、道路関係情報を収集する。

(3) 帰宅困難者の所在、人数の推計

村（観光部観光推進班）は、災害発生時間から、山中湖観光協会、宿泊施設、別荘地、観光関連施設等の施設管理者等から帰宅困難者の所在、人数を推計し、村（総務部防災班）に報告する。

3 避難所への一時収容

災害発生に伴いライフライン機関等が停止した場合、帰宅困難者滞在施設の危険性が認められる場合等には、帰宅するまでの間、一時的に帰宅困難者を避難所等へ避難させる。

避難所の収容に当たっては、地域住民と共有する施設においては、地域住民と帰宅困難者とのスペースを分けて収容するものとする。

(1) 被災地内外の情報収集

本村近隣地域及び帰宅困難者の居住地に関する被災情報を収集する。

(2) 被災者支援活動の実施

ア 避難した帰宅困難者の生活が適切に維持されるよう、備蓄物資等を活用した物資の供給、調達等支援活動を実施する。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

イ 個人の安否確認手段として、災害時に運用を開始するNTT東日本の「災害用伝言ダイヤル」や携帯電話通信各社が提供する「災害用伝言板」の利用方法を臨時広報紙の配布や村ホームページへの掲載等により、安否確認方法を周知する。

4 帰宅支援活動の実施

村は、交通機関の復旧又は代替バス輸送が実施された場合には、速やかにその情報を帰宅困難者に提供し、交通機関までの経路の案内等、帰宅活動を支援する。また、自家用車による帰宅者に対しては、道路の安全が確認され次第、迂回路等必要な道路情報と併せて伝達する。

第12 孤立地域対策活動計画

1 洪水、土砂災害等の危険性の伝達

村は、甲府地方気象台や関係機関より、雨量や河川の水量の情報を収集し、洪水や土砂災害等の発生が予想される場合には、村防災行政無線等により、地域住民に必要な情報を伝達する。

2 避難

(1) 避難基準

村は、本節第1「避難情報の種類及び基準」に記載されている避難基準に基づき、各種情報を発令する。

ただし、住民は身近な異変を把握し、自ら避難の判断を行うものとする。

避難判断の基準は次のとおりとする。

- 24時間の降水量が50mmを超えたとき
- 大雨警報、洪水警報が発令されたとき
- 特別警報が発令されたとき
- 土砂災害警戒情報が発令されたとき
- 土砂災害の前兆現象が発見されたとき
(湧水・地下水が濁り始めた、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等)

(2) 避難行動

住民は、避難が必要と判断したとき、指定された避難所に避難する。

避難所に避難した住民は、代表者を決定し速やかに村に災害や避難の状況等を報告する。

3 孤立状況の把握

孤立予想地域に対し、NTT回線、村防災行政無線、衛星携帯電話等を活用して、孤立状況の確認を行うとともに、孤立状況及び被害の概要について情報収集を行う。また、状況に応じて富士・東部地域県民センターを通じて県に県消防防災ヘリコプター等による空中偵察の要請を行い孤立状況の実態の把握に努める。

4 孤立地域応急対策活動

(1) 救助・救出対策

ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報し、県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

イ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮するものとする。

ウ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を実施するものとする。

(2) 通信手段の確保

N T T回線が不通になった場合は、職員の派遣、村防災行政無線、衛星携帯電話、アマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努めるものとする

(3) 集団避難の検討

孤立状況の長期化が予想される場合は、孤立地域住民に対して集団避難の勧告・指示の実施について、県等関係機関と検討する。

(4) 食料品等の生活必需物資の搬送

ア 村は、備蓄倉庫等に備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、村のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町村、協定締結市町村、事業者等に対して、必要な物資の供給を要請する。

イ 物資の輸送に当たっては、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターによる物資輸送の要請を行うものとする。

(5) 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、オートバイ、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努めるものとする。

(6) 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

第18節 医療助産対策【いきいき健康課】

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は村長が行うものとする。ただし、村で対処できないときは、県へこれの実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て知事が行うが、知事から委任されたときには村長が行うものとする。

第2 救護班の編成

- 1 医療の万全を期すため、村（いきいき健康部健康班）は医師会等に依頼し救護班の編成を行う。救護班の編成は、主に次のとおりとする。

救護班の編成

- ・富士吉田医師会医師、診療所医師、看護師、薬剤師
- ・村保健師
- ・日赤奉仕団員
- ・富士・東部保健福祉事務所
- ・薬剤師
- ・消防署職員

- 2 医師会、保健所、消防署等との緊密な連携を図るものとする。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

- 3 患者護送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素から主旨を徹底し、編成の準備をしておくものとする。

第3 医療救護所の設置

1 医療救護所の設置・運営

本部長は、以下の基準等を目安に、医療救護所を設置・運営するものとする。

(1) 設置基準

- ア 医療施設の収容能力を超える多数の負傷者が一度に発生したとき。
- イ 医療施設が多数被災し、医療施設が不足すると判断したとき。
- ウ 時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあると見込まれるとき。
- エ 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。
- オ 被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき。

(2) 設置数及び設置場所

広域に被害が生じている場合は、特に以下の点に留意して設置場所を決定する。

- ア 設置数の目安としては、負傷者の発生見込み数を勘案して、1日当たり50～100人の負傷者の応急処置が可能な範囲内で設置数を決定する。
- イ 設置場所については、以下の事項を勘案して決定する。
 - (ア) 特に被害の甚大な地域
 - (イ) 負傷者が多数見込まれる地域
 - (ウ) 医療施設の稼働率の低い地域
 - (エ) 負傷者が集まりやすい場所
 - (オ) 二次災害を受けにくい場所
 - (カ) 医療救護班を派遣しやすい場所（医師、看護師等が集合しやすい場所）
 - (キ) ライフラインの確保しやすい場所
 - (ク) トリアージや応急処置が実施できる十分な広さの確保できる場所
 - (ケ) 搬送体制、情報連絡体制の確保しやすい場所

(3) 医療救護所の設置手順等

- ア 村は、被災状況を勘案して、学校、公民館等の避難所等に、適時適切に医療救護所を設置し、運営する。
- イ 村は、医療救護所を設置後、速やかに設置内容（以下の事項）について保健所に報告する。
 - (ア) 設置場所（医療救護所への連絡方法、付近の医療機関の状況、医療救護所への経路等）
 - (イ) 医療救護班の必要の有無（必要な医師、看護師の数等具体的な内容）
 - (ウ) ライフラインの確保状況（電気、ガス、水道等）
 - (エ) 医薬品等の必要性の有無（必要なものを具体的に明示）
- ウ 村は、速やかに広報車や無線等を使用して、医療救護所開設状況等を住民に広報する。
- エ 村は、災害規模により自ら医療救護所の設置が困難と判断した場合には、保健所等と協議のうえ共同して医療救護所を設置する。

第4 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

1 災害拠点病院等

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。

(1) 災害拠点病院

災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資器材の提供を行う。

ア 基幹災害拠点病院

三次救急医療機関として、被災現場、医療救護所、地域災害拠点病院等から搬送された重篤救急患者の救命医療を行う。

(ア) 県立中央病院

イ 地域災害拠点病院

医療圏ごとに1～2病院を指定

(ア) 市立甲府病院

(イ) 山梨厚生病院

(ウ) 笛吹中央病院

(エ) 峡南医療センター富士川病院

(オ) 白根徳洲会病院

(カ) 韮崎市立病院

(キ) 富士吉田市立病院

(ク) 大月市立中央病院

(2) 災害支援病院

災害支援病院は、災害拠点病院の機能を支援する。

ア 基幹災害支援病院

(ア) 山梨大学医学部附属病院

(イ) 山梨赤十字病院

イ 地域災害支援病院

県下30病院を指定

本村の属する富士・東部地区における地域災害拠点病院及び地域災害支援病院は、資料編2-4のとおりである。

資料編	2-4 医療機関一覧
-----	------------

2 応急医療救護活動の留意事項

(1) 被災地内の医療機関は、消防機関等と連携して重症患者等の後方医療機関、被災地外医療機関への迅速な搬送に努める。

(2) 医薬品等の補給は、需給見通しに基づき早めに県救護本部に要請を行う。

(3) 医療スタッフが不足する場合も同様とする。

(4) 高齢者、心身障害者、妊産婦、小児慢性疾患患者、在宅難病患者、外国人などの要配慮者等の医療相談や保健指導にも留意する。

(5) 地区救護本部、災害対策本部、消防機関その他の関係機関との情報交換に努める。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

3 特殊医療対策

医療救護活動においては、透析医療、挫滅症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、関係機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努める。

村は、避難行動要支援者に係るデータ提供など支援体制の確立に努める。

4 応急医療救護活動

県は、県災害対策本部を設置した又はすることとなった場合、震度6弱以上の地震が発生した場合等大規模災害が発生した場合には、別図の体制をとり、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行うものとする。

第5 歯科医療対策

村は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診察によって歯科医療救護活動を行う。

1 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

2 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

3 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

第6 精神保健医療対策

精神障害者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、村内関係機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとするが、対応が困難な場合等には、地区医療救護対策本部に対して精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請するものとする。

第7 地域保健対策

いきいき健康部健康班は、医療救護班、地区医療救護対策本部等と協力し、保健師等による巡回健康相談チーム、リハビリテーション関係団体の協力を得て巡回リハチームを編成し、被災地における疾病予防や精神的ケア等の保健予防対策を実施する。

(1) 感染症対策

(2) 慢性疾患対策

(3) 認知症高齢者対策

(4) 寝たきり高齢者防止対策

(5) 巡回リハビリ

(6) 検診体制、その他の体制整備

第8 被災傷病者等の搬送体制の確保

1 緊急搬送の対象

- (1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者
- (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む。）
- (3) 医療救護のために必要な医薬品等

2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行うものとする。

(1) 搬送手段

- ア 救急車
- イ 庁用車両
- ウ 自家用車両
- エ 県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ

(2) 搬送経路

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」によるものとする。

(3) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制……傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握……あらかじめ村内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制……災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、富士吉田警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

第9 災害医療情報等の収集・提供等

1 災害医療情報等の収集

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

- (1) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (2) 死傷病者の発生状況
- (3) 住民の避難状況（場所、人数等）
- (4) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (5) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (6) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (7) 出動可能な医療救護班の数、配置
- (8) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (9) 周辺市町村の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況
- (12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (13) 避難所等の生活、保健、医療情報

2 災害医療情報の提供

村（いきいき健康部健康班）は、次の医療情報を住民に提供するよう努めるものとする。

なお、情報提供は、村防災行政無線、広報車、村ホームページ、掲示板への掲示等によるものとする。

(1) 診療可能な医療機関の情報

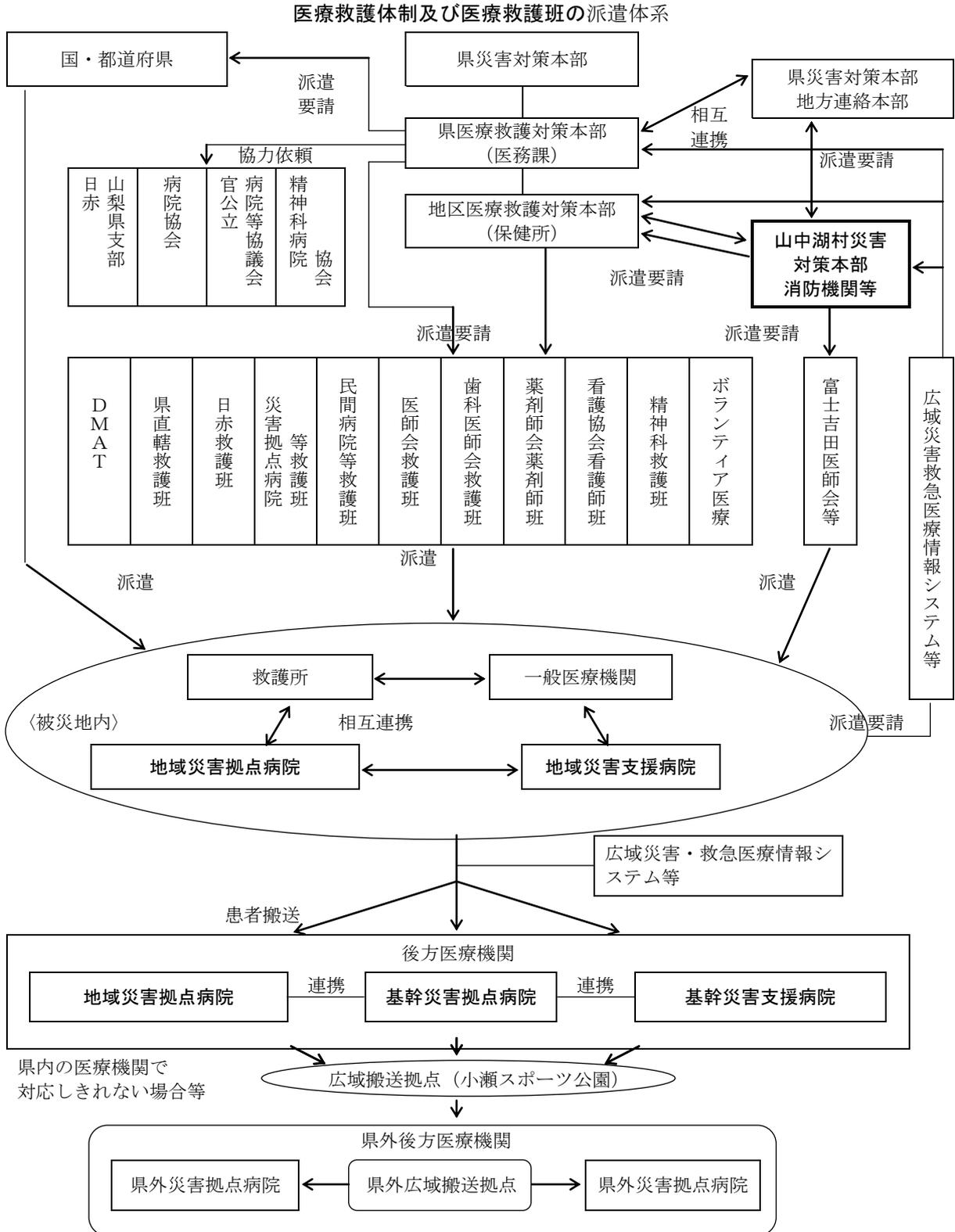
名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等

(2) 医療救護所等に関する情報等

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等

(3) 保健予防に関する情報

別図



第19節 防疫対策【環境衛生課・いきいき健康課】

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、村長が実施する。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 村の防疫組織

村（いきいき健康部健康班）は、保健師とともに富士吉田医師会の協力を得て防疫組織を編成し、富士・東部保健福祉事務所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

村は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施するものとする。実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下、この節において「法施行規則」という。）第14条に定めるところに従って行うものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づきねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとし、実施に当たっては、法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(3) 物件に係る措置

法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なものであるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。村は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、自主防災会等の協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

5 広報等の実施

村は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、村防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 その他

- (1) 法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。
- (2) 食中毒の発生を防止するために必要があると認められるときは、食品衛生関係団体等と連携し飲食物の衛生確保のための指導を実施する。

第3 防疫用資器材及び薬剤

1 防疫用資器材

防疫用資器材は、村保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、関係業者から調達する。

2 防疫用薬剤

防疫用薬剤は、村が保有しているものを使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

3 応援協定に基づく緊急調達

村内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達の斡旋を要請する。

資料編	7-1 環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
	7-2 富士北麓災害時の相互応援に関する協定
	7-3 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
	7-24 足立区と山中湖村との災害時における相互援助に関する協定書

第20節 食料供給対策【総務課、企画まちづくり課、生活産業課】

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保と炊出し、その他食品の提供は、村長が実施する。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには村長が行うものとする。

第2 災害時における食料の供給基準

1 炊出しの対象者

- (1) 避難所に収容した者
- (2) 住家の災害のため全壊又は滅失し炊事の方途のない者
- (3) 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

2 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて弁当、乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とするものとする。

3 供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食当たり200玄米グラム（精米180グ

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

ラム)とし、乾パンについては、115グラムを1食分とする。

(2) 乳児及び幼児用粉乳

乳児及び幼児用粉乳については、必要量を村内の薬局等から調達するものとする。

第3 食料の供給計画

1 事前措置

村は、食料の供給計画の策定に当たっては、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」における本村の避難者数等を参考として必要数量等、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

2 米穀の確保

村の備蓄分では不足する場合には、次により調達を行う。

(1) 村内の米穀販売業者から購入する。

(2) 協定締結市町村に必要な米穀の供給を依頼する。

(3) 上記(1)、(2)によっても必要な米穀の調達が不可能なときは、給食として必要とする応急用米穀の数量等を知事に通知する。

3 災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の緊急引渡要領

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省総合食料局長は知事からの通知を受けて延納売却を行うものとする。

(1) 村長は、必要量を把握のうえ、「災害救助用米穀の引渡要請書(様式1)」を作成し、知事に対して災害救助用米穀の供給を要請する。

(2) 知事との連絡がつかないときは、農林水産省生産局(担当者)へ電話に併せてFAX又はメールで連絡する。

資料編	8-10 災害救助用米穀の引渡要請書様式
-----	----------------------

4 弁当、乾パン及びパンの確保

状況により弁当、乾パン等の供給が適当と判断した場合は、生活産業部産業振興班は、村内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、南都留中部商工会等に協力を要請し、確保する

5 副食、調味料等の確保

副食、調味料等は、村内の食料販売業者、南都留中部商工会等に協力を要請し、確保する。

調達時の留意事項

- ① 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する(高齢者に対して軟らかいもの、乳児に対して調整粉乳など、食物アレルギーへの配慮、また寒い時期には温かいものなど)。
- ② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

資料編	7-1 環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
	7-2 富士北麓災害時の相互応援に関する協定
	7-3 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
	7-24 足立区と山中湖村との災害時における相互援助に関する協定書

第4 食料集積所の確保

1 他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

2 当該施設に搬送された救援食料等は、企画まちづくり部企画班の職員が中心となって迅速かつ

適正に仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得るものとする。当該施設には管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

なお、食料集積所は、救援物資の受入れ施設でもあるため、食料と日常生活用品等の物資との集積について、区分を設ける等留意するものとする。

【食料集積所】

施設名	所在地	電話番号
山中湖村役場	山中湖村山中237-1	(0555) 62-1111
山中湖村屋内スポーツ施設「福」	山中湖村平野506-296	(0555) 62-9976
山中湖村プール併用村民体育館	山中湖村山中341-40	(0555) 62-3813

- 3 この施設の使用が困難な場合には、山中湖郵便局と締結する「災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書」に基づき郵便局施設の提供を求めるものとする。

資料編	7-7 災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書
-----	------------------------------------

- 4 国、他都道府県からの援助物資については、県がアイメッセ山梨に集積所を開設するので、開設された場合には、必要な物資の供給を要請するとともに、輸送体制を確保する。

第5 炊出しの実施

1 炊出し場所

炊出しのための施設は、次の学校給食施設、保育所、公民館等の施設等を必要により利用するものとする。

また、状況によっては各避難所で炊出しを実施する。

2 炊出し従事者

炊出しの従事者は、いきいき健康部福祉班を中心とする村職員をもって充てるほか、協力者として女性団体、日赤奉仕団、ボランティア、自主防災会等の協力を得るものとする。

炊き出し施設及び協力団体一覧

施設名	炊き出し能力	供給地域	実施団体等	機材整備状況等
学校給食センター	750食	村全域	婦人会	完備
山中保育所	200食	山中地区	婦人会	完備
平野保育所	100食	平野地区	婦人会	完備
山中湖公民館	150食	山中地区	婦人会	完備
山中湖コミュニティーセンター	150食	平野地区	婦人会	完備
長池コミュニティーセンター	100食	長池地区	婦人会	完備
旭日丘公民館	100食	旭日丘地区	婦人会	完備

第21節 生活必需物資等救援対策【生活産業課】

災害により、住家に被害を受け、日常欠くことのできない被服、寝具等を失い、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者に対して、一時の急場をしのぐ程度の生活必需品の給(貸)与を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、村長が行う。ただし、村で対処でき

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

ないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには村長が行うものとする。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、塵紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

3 必要物資の把握

村は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、避難所管理職員は自主防災会、ボランティア等の協力を得て速やかに把握し、総務部防災班へ伝達する。総務部防災班は、必要品目・数量を速やかに集計し、生活産業部産業振興班へ伝達する。

4 備蓄物資の供給

村は、備蓄倉庫に備蓄している食料を被災者に供給する。

5 生活必需品等の確保

調達においては、乳児や高齢者等の要配慮者、女性への配慮を行う。また、時間の経過によるニーズの変化の把握に努め、優先すべき案件を整理し、輸送ルート確保、配送、分配を適切に行う。

(1) 村内業者等への要請

村（生活産業部産業振興班）は、商店あるいは美富士農業協同組合、南都留中部商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を要請する。

(2) 応援協定に基づく調達

上記(1)でも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、村（総務部防災班）が協定締結市町村及び事業者等へ生活必需物資の供給を依頼する。

(3) 国、県への物資等の供給の要請等

ア 村長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

イ 村長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するも

のとする。

ウ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は村長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

エ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、村長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

資料編	2-8	備蓄の状況
	7-1	環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
	7-2	富士北麓災害時の相互応援に関する協定
	7-3	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
	7-17	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（ウエルシア関東（株））
	7-18	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）
	7-19	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（（株）Jマート）
	7-20	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（（株）カインズ）
	7-21	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（（株）クスリのサンロード）
	7-24	足立区と山中湖村との災害時における相互援助に関する協定書

6 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第3 救援物資集積所の確保

1 県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

2 当該施設に搬送された救援物資等は、村（企画まちづくり部企画班）の職員が自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に仕分け、配分等を行うものとする。当該施設には、管理責任者（企画部長）を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

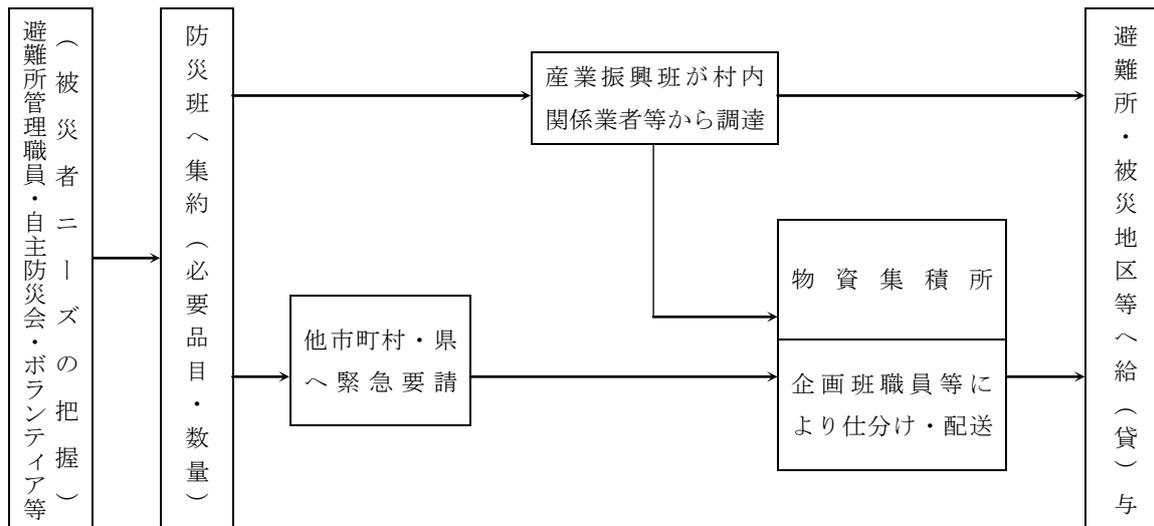
施設名	所在地	電話番号
山中湖村役場	山中湖村山中237-1	(0555) 62-1111
山中湖村屋内スポーツ施設「福」	山中湖村平野506-296	(0555) 62-9976
山中湖村プール併用村民体育館	山中湖村山中341-40	(0555) 62-3813

3 この施設の使用が困難な場合には、山中湖郵便局と締結する「災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書」に基づき郵便局施設の提供を求めるものとする。

資料編	7-7 災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書
-----	------------------------------------

4 国、他都道府県からの援助物資については、県アイメッセ山梨から、必要な物資の供給を要請するとともに、輸送体制を確保する。

【生活必需品の供給フロー】



第4 「山梨県小災害内規」による給与

- 1 災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」により、生活必需品を給与及び見舞金等の支給を行う。
- 2 「山梨県小災害内規」を適用した市町村の区域外の被災者に対して、必要な場合は、当該内規により見舞金等を支給する。

第22節 飲料水確保対策【生活産業課】

災害のため飲料水が、こぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、村長が行う。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには村長が行うものとする。

第2 給水活動

1 水の確保方法

村は、次により応急給水用飲料水の確保をする。

- (1) 配水池等構造物
拠点構造物に対する緊急遮断弁の設置等
- (2) 震災対策用貯水タンク
関係各課が連携して整備
- (3) 予備水源
地下水や湧水の確保等（民間水源等を含む。）
- (4) 住民の備蓄
- (5) 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村及び事業者等から緊急調達し、被災者に供給する。

資料編	7-1 環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定 7-2 富士北麓災害時の相互応援に関する協定 7-3 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書 7-8 地域貢献活動等に関する覚書（株蒼天） 7-9 地域貢献活動等に関する覚書（基本協議内容案）（株サカモトクリエイト）
-----	---

2 必要給水量

給水は、一人一日3リットルを確保するものとする。

3 応急給水方法

村は、次により応急給水を実施する。

- (1) 近隣の水道から給水車、給水タンク車を用いて被災者救護所、救急病院、給食提供所等緊急性の高いところから優先して運搬給水を実施する。
- (2) 指定避難所等での拠点給水を実施する。
- (3) 仮設給水栓、仮設配水管による給水を実施する。
- (4) 溜水、河川水等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

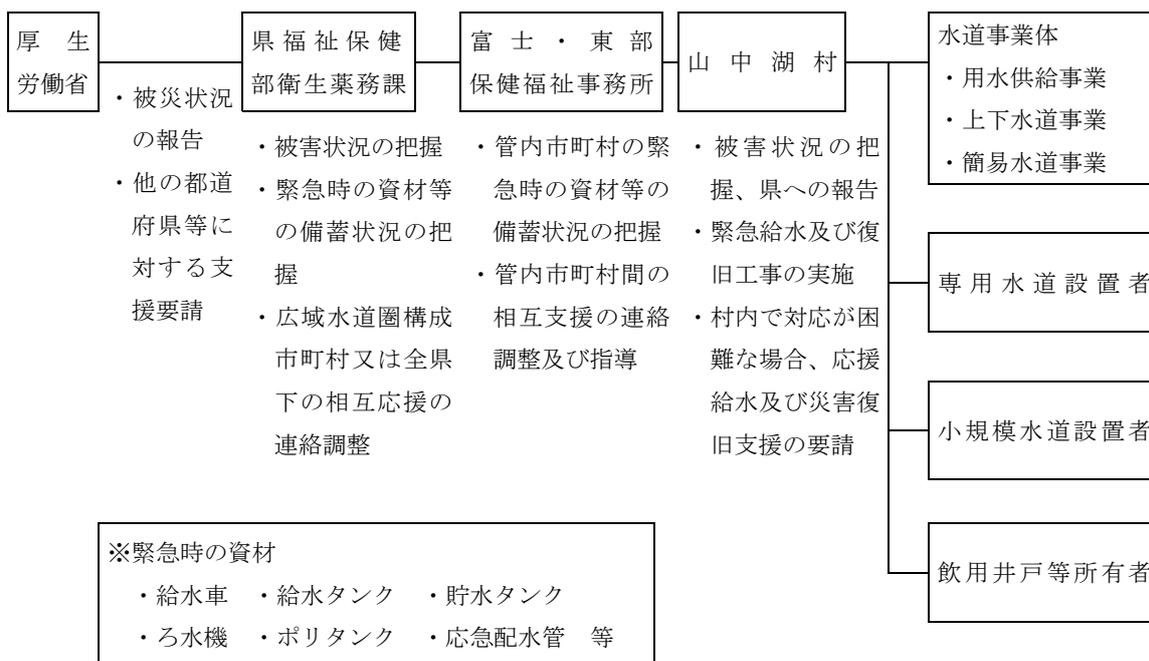
4 応急給水資機材

村は、次の資機材等により応急給水を実施する。資機材が不足する場合は、富士・東部保健福祉事務所等に要請を行うものとする。

- (1) 給水車、タンクとセットした給水タンク車（タンクによってはポンプも用意）
- (2) 小型発電機
- (3) 応急給水用ポリタンク、ポリ袋
- (4) ろ水機

【災害時における飲料水確保対策】

・自衛隊の出動要請



資料編	2-7 応急給水用施設・資機材等保有状況
-----	----------------------

① 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

② 要配慮者への配慮

ひとり暮らし高齢者や障害者等に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所への復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

第4 給水施設の応急復旧

1 被害状況等の把握

生活産業部水道班は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、住民からの通報等により断水地域の把握に努める。

被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

2 応急復旧活動の実施

復旧に当たっては、被害の状況により指定給水装置工事事業者等の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な応急復旧活動を行う。

復旧資材又は復旧作業技術者等が不足する場合には、他の工事事業者に応援を要請し、早期復旧に努めるものとする。

第5 広報の実施

村は給水を行う場合、混乱が生じないように、次の事項について分かりやすく間違いのないように広報する。

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、村防災行政無線、広報車、チラシ等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、村防災行政無線、広報車、チラシ等により給水場所・時間、給水方法、水質についての注意事項等について被災地の住民に周知を図る。

第23節 応急教育対策【教育委員会】

教育施設又は児童・生徒等の被災により、通常の教育の実施が不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒等に対する学用品の給与など、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

村立の学校における災害応急教育は、村教育委員会が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときは、村長が村教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、村教育委員会に報告する。

なお、児童・生徒等が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

2 児童・生徒等への対応

校長は、災害の状況に応じ、村教育委員会と連絡のうえ、休校等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に伝えるものとする。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は村教育委員会と協議し、必要に応じて授業打切等の措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとし、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとるものとする。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに村教育委員会に保護した児童・生徒等数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、村教育委員会と協議し、児童・生徒等の安全を第一に考え決定するものとする。

3 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒等を適切に避難させる。

4 健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

(2) 被災児童・生徒等の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

早急に実施する。

5 危険防止措置

- (1) 理科室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。
- (2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 その他

学校内に避難所が開設された場合、校長は村及び教育委員会との事前協議に基づき避難所の管理運営を支援するものとする。

第3 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

村教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、被害の程度に応じ、おおむね次のような方法で応急教育実施の予定場所を選定する。

- (1) 学校の一部が被災したとき
 - ア 空き教室、体育館等の使用
 - イ 二部授業の実施
- (2) 学校の全部が被災したとき
 - ア 公民館、公共施設等の使用
 - イ 近隣学校の校舎の利用
- (3) 特定の地区全体又は県内の大部分が被災したとき
 - ア 避難先の最寄りの学校・公共施設等の使用
 - イ 応急仮校舎の建築
- (4) 村は、県内での確保が難しい場合は、県本部に協力を要請する。

2 教職員の確保

村教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 近隣校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

第4 学校給食施設の措置及び活用計画

1 一定の地域、あるいは学校給食施設が災害を受けたため、従来、実施していた学校給食の全部又は一部が実施不可能となったときは、この場合、次に掲げる事項に特に留意する。

- (1) 他の給食施設・設備の活用対策について
- (2) 給食物資及び作業員の確保対策について
- (3) 近隣の給食実施校よりの給食の援助対策について
- (4) 食中毒の予防対策について
- (5) 準要保護児童、生徒給食費補助金追加申請対策について

2 給食施設の復旧

給食施設の復旧計画に基づき、施設を整備し、給食用施設・備品の清掃及び消毒を行い、学校給食の再開に努めるものとする。

なお、被災時における施設の状況により、学校給食施設を一時的に住民への炊出し施設として活用することが考えられるので、施設、備品等は被災後直ちに利用できるよう最善の措置をとる

ものとする。

第5 学用品等の確保

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保に努めるとともに、速やかに学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒等に対する教科書及び学用品の給与は、災害救助法に基づいて行うものとする。

第6 応急教育計画作成上留意すべき点

- 1 児童・生徒等に対する地震予知情報又は災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定めるものとする。
- 2 各学校長は、被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 3 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- 4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織（登校班等）の整備工夫を行うものとする。
- 5 被災地域の児童・生徒等が転入学を希望する場合は、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取り扱い、受入れ及び許可等を速やかに行う。

第24節 廃棄物処理対策【環境衛生課】

災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

第1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は村長が行うものとするが、被害甚大で村で処理不可能の場合は、富士・東部林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。

第2 ごみ処理

1 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確認する。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

2 収集方法

- (1) 災害時のごみの収集は、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、収集分担区域、収集運搬ルート等検討のうえ、計画的に行うものとする。
- (2) ごみの収集は、災害発生後一時的に排出が増大すると予想されるため、現行の戸別収集から拠点収集への変更や、被災程度の違いにより、収集頻度など地区別に異なった対応をとることを検討する。
- (3) 災害発生後、輪番停電の実施が明らかになった場合においては、速やかに一般廃棄物処理施設の運用方法並びにごみ収集方法等を定め、住民に周知する。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

3 収集順位

環境衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

4 処理方法

- (1) 可燃ごみ及び不燃ごみは、次表のごみ処理施設で処理する。
- (2) ごみ処理施設損壊や、停電、断水等により施設が稼動不能の場合には、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して、一時保管し、施設復旧後に処理を行う。
- (3) 被害が甚大で村では処理が困難な場合には、県（富士・東部林務環境事務所）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

施設名	所在地	電話番号	処理能力
山中湖村クリーンセンター	山中湖村平野字向切詰506番地の一部507番地の一部	(0555) 62—5374	45 t / 日

5 ごみ処理量の算出

ごみ処理量については、次の基準値を目安に算出する。

粗大ごみ発生量＝被害棟数×粗大ごみ発生源単位（1.03 t / 棟）

6 広報の実施

収集方法やごみ集積場所等の変更があった場合には、村防災行政無線や広報車等により住民に対して広報を行うとともに、ごみの減量、ごみの分別の徹底を周知する。

なお、ごみ集積所の管理・衛生については、自主防災会（自治会）等の協力を依頼して実施するものとする。

第3 し尿処理

1 被害状況等の把握

災害発生後、速やかにし尿処施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集ルートを確認する。また、水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘察し、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

2 収集方法

し尿の収集は、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、収集分担区域、収集運搬ルート等を検討のうえ、計画的に行うものとする。

3 処理方法

- (1) し尿は、次表のし尿処理施設で処理する。

施設名	所在地	電話番号	処理能力
環境美化センター	富士吉田市小明見690番地	(0555) 22—0030	90k1 / 日

- (2) し尿処理施設損壊等により処理が行えない場合や処理能力が不足する場合は、下水道管理者と協議の上、下水道施設での処理を行う。

- (3) 災害により処理施設に支障がある場合及び処理量が多量なため又は交通事情等により処理が困難な場合は、環境衛生上支障のない場所を選び埋立処理を行う。なお、し尿処理施設以外の場所で処理を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の定めにより県が命ずる環境衛生指導員の指示により実施する。

(4) 被害が甚大で村では処理が困難な場合には、県（富士・東部林務環境事務所）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

4 し尿処理量の算出

し尿処理量については、次の基準値を目安に算出する。

し尿発生量＝（避難住民数＋断水世帯人口）×発生源単位（1.21／人・日）

5 仮設トイレの設置

断水によりトイレが使用できない等の場合は、環境衛生部が速やかに仮設トイレを確保し、避難所、被災地域等に設置する。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

6 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を村防災行政無線や広報車等により周知を図るものとする。

第4 災害廃棄物処理

1 発生量の把握

大規模災害発生時においては、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な器材や仮置場を確保する。

がれき発生量（t）＝1棟あたりの平均床面積（㎡）×発生源単位×解体建築物の棟数

がれき発生源単位：木造 0.696t／㎡

鉄筋 1.107t／㎡

鉄骨 0.712t／㎡

2 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋など災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、災害廃棄物仮置場については、山中湖交流プラザ「きらら」や「花の都公園」の周辺など、交通の利便性や災害の状況などを勘案しながら、民有地を含めて選定する。

3 分別収集体制の確保

災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するためには、排出時における分別の徹底が必要であるので、住民に対して分別の徹底を周知する。

4 がれきのリサイクル

応急活動後、村は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

第5 応援協力要請

村のみで廃棄物の処理業務が不可能又は困難な場合は、県（富士・東部林務環境事務所）、他市町村に応援を要請し、速やかに収集・処理を行う。

また、村は、あらかじめ民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関して迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

第6 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、家畜処理取扱所で処理するものとするが、必要により環境上支障のない場所で焼却又は地下への埋設等を行う。

第25節 応急住宅対策計画【企画まちづくり課、生活産業課】

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、村長が実施するものとする。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て知事が行うが、知事から仮設住宅の設置委任を受けた場合は、村長は直ちにその設置に当たるものとする。（本編第25節「応急住宅対策」を参照）

第2 供与及び修理の対象者

1 応急仮設住宅を供与する被災者

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- (2) 居住する住家がない者であること。
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

- ア 特定の資産のない失業者
- イ 特定の資産のないひとり親家族
- ウ 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者
- エ 特定の資産のない勤労者
- オ 特定の資産のない小企業者
- カ アからオまでに準ずる者

2 応急修理を受ける者

- (1) 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。
- (2) 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者であること。

第3 応急仮設住宅の設置場所

1 建設予定地

村は、応急仮設住宅の建設予定地として次の用地を選定している。

ただし、自衛隊、消防等の駐車場所としても使用予定のため、応急仮設住宅建設の必要が生じた場合には、災害の状況、災害発生場所、当該用地の利用状況等を勘案するものとする。

【応急仮設住宅建設用地】

施設名	所在地	電話番号
山中湖交流プラザ	山中湖村平野479—2外	(0555) 20—3111

2 建設用地の選定

災害により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけで不足する場合は、県公有地、村公有地及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。必要戸数の確保が困難な場合には、近隣の市町村相互間で融通を行う。

なお、私有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じるものとする。
選定に当たっては、次の事項等に留意するものとする。

選定基準

- 1 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所
- 2 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- 3 被災者の生業の見通しがたつ場所
- 4 げけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

第4 建設資機材及び業者の確保

村は、「災害時における応急対策業務に関する細目協定書」に基づき(一社)山梨県建設業協会都留支部に委託して仮設住宅の建設又は、応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は協定締結市町村へ応援を要請する。

なお、応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については高齢者や障害者等に配慮するよう努める。

資料編	
7-1	環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
7-2	富士北麓災害時の相互応援に関する協定
7-3	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
7-6	災害時における応急対策業務に関する細目協定書((一社)山梨県建設業協会)

第5 入居者及び修理対象者の選考

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考に当たっては、福祉関係課、民生委員・児童委員等による選考委員会等を設け、障害者や高齢者等を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員・児童委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や要配慮者の状況を踏まえ、コミュニティの形成にも考慮する。

第6 広報の方法

応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理等の募集に関する広報は、次により行う。

- (1) 村防災行政無線
- (2) 村役場庁舎、各避難所等への掲示
- (3) チラシの配布
- (4) 村ホームページへの掲載

第7 管理及び処分

- 1 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- 2 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第8 既存住宅の利用

- 1 公的住宅の利用
公営住宅の空室や公的宿泊施設を一時的に供給する。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

(1) 公的住宅の確保

村は県と協力し、災害時に村営住宅の空室の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空室の確保を依頼し、被災者に供給する。

(2) 入居者の選定

村は、確保した空室の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、応急仮設住宅の基準に準じ、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。ただし、使用申込みは一世帯一か所とする。

2 民間賃貸住宅の利用

村は県と協力し、関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、借り上げ又は斡旋の方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

第9 被災住宅の応急修理

災害により半焼又は半壊した住宅を応急修理することで被災者の生活を当面の間維持する。実施に当たっては、関係機関の綿密な連携のもと、資材の調達や施工業者の決定を迅速に行う必要がある。

1 実施責任者

被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、村長が行うものとする。

2 実施基準

被害家屋の応急修理は、次の基準で実施するものとする。

(1) 修理対象者

災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者

(2) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

3 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は資料編6-5「山梨県災害救助法施行細目（別表）」に掲げる範囲内において村が県に請求できるものとする。

4 建設業者及び労務

住宅の応急処理は、村の建設業者等との請負契約により実施する。

5 被災宅地危険度判定

災害時には、建築物と同様に宅地に対しても安全対策を講じる必要性が高い。また二次災害を防止するため、税務住民部税務班は企画まちづくり部まちづくり推進班と協力し、県及び被災宅地危険度判定士等の協力を得て、被災宅地危険度判定を実施する。

(1) 被災宅地危険度判定調査

災害により被災した宅地等について引き続き安全に居住できるか、応急対策が必要か否か並びに二次災害に対し安全が確保できるかを主として、外観目視等により判定する。危険度判定結果は、必要な注意を付して見やすい場所に掲示するとともに関係者に通知する。

ア 調査対象物

宅地地盤、法面、擁壁、自然斜面、その他

イ 被害程度区分

大：被災後の状況が原形をとどめないくらい大きな被害を受けた箇所

中：被災後の状況が大と小との中間的な被害を受けた箇所

小：被災後の状況にほとんど影響がない程度の被害を受けた箇所

ウ 緊急度区分

大：すぐにも措置しなければならない。

中：ある程度の日数は放置しておくことができる。

小：ある程度の期間は放置しておくことができる。

(2) 応急措置に関する相談及び広報

税務住民部税務班は企画まちづくり部まちづくり推進班と連携し宅地の応急措置に関する相談及び広報を実施する。

資料編	6-5 山梨県災害救助法施行細目（別表）
-----	----------------------

第26節 救出計画【総務課】

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を捜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、富士五湖消防本部、富士吉田警察署等と連携協力のもと村が行う。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには村長が行うものとする。

第2 救出の対象者

救出の対象者は、火災の際に建物内にとりのこされた場合、地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合、水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合等により、災害のため現に生命身体が危険な状態にある者とする。

第3 救出の方法

救出は災害の条件によって異なるが、関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出作業を行う。

1 救出活動

(1) 救出活動は、村職員及び消防団員が富士五湖消防本部の協力を求め、救出資機材等を活用して実施する。

なお、村は、民生委員・児童委員、自治会、自主防災会等の協力を得て、要配慮者の救出に努める（本章第16節第9「避難行動要支援者等支援対策」を参照）。

(2) 被災者の救出に当たっては、特に消防本部、富士吉田警察署に協力を要請するとともに、常に緊密な連携のもとに救出に当たるものとする。

(3) 負傷者の応急手当を必要とする場合は、富士吉田医師会など医療関係機関の協力を得るほか、本章第18節「医療助産対策」の定めるところにより実施する。

2 救出資機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、確保できない場合は、村内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

資料編	2-9 自主防災会保有資機材一覧
-----	------------------

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

3 関係機関等への要請

災害が甚大で、村内のみの動員又は資機材では救出が困難な場合は、応援協定に基づき協定締結市町村に要請を行い必要な救助要員や救出資機材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県に協力を要請するとともに、必要によっては知事に自衛隊の派遣を要請する。

資料編	7-1 環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定 7-2 富士北麓災害時の相互応援に関する協定 7-3 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
-----	---

第4 地域住民による初期活動

1 救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときには、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに村及び消防機関などに通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 避難行動要支援者等への救護

地区に住む避難行動要支援者等に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行い、安全確保を図る。

第5 被災動物（ペット）等救護対策

1 基本方針

村は県と連携し、被災地域における動物の保護や避難所における動物の適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めることとする。

2 動物愛護の実施

(1) 村は災害時における動物愛護対策として、以下の事項に取り組む。

ア ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援

イ 避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受入れ

ウ 県が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請

(ア) 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供

(イ) 必要資材、獣医師の派遣要請

(ウ) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望

エ 避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援

オ 被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供

カ 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管

(2) 愛玩動物の所有者

愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

第27節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画

【税務住民課、いきいき健康課】

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、搜索、処理、埋葬等を速やかに行い、被災地の民心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

遺体の搜索、処理及び埋葬は、村長が行うものとする。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、村長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには村長が実施するものとする。

遺体の検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び遺体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族等からの行方不明者の搜索依頼の受付は、村役場（税務住民部住民班）に相談窓口を設置し、富士吉田警察署と連携を図りながら対処するものとする。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身体、着衣、その他の特徴など必要事項を記録する。

2 搜索活動

搜索活動は、村職員、消防団員のほか富士吉田警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により自主防災会（自治会）等地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の搜索中に遺体を発見したときは、災害対策本部及び富士吉田警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

遺体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び遺体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

資料編

8-8 各種救助に係る様式（死体搜索状況記録簿（様式18））

第3 遺体の処理

1 処理方法

(1) 遺体は、医師の検案（原則として鑑察医又は県派遣の救護班によって実施する。）を行うものとする。

(2) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。

2 遺体の輸送

警察官による検視及び検案を終えた遺体は、本部長が指定する遺体収容（安置）所に輸送するものとする。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

3 遺体収容（安置）所の開設

(1) 本部長は、ペタンク場などの公共建物、寺院又は公園など遺体収容に適切な場所を選定し、遺体安置所を開設するものとする。

遺体収容のため適切な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれの代用とする。

(2) 遺体安置所の開設に当たっては、葬儀業者に協力を要請し、納棺用品・仮葬祭用品等必要な資材を確保する。

4 身元確認

富士吉田警察署、自主防災会（自治会）等の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、遺体を引き渡す。身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

資料編	8-8 各種救助に係る様式（死体処理台帳（様式19））
-----	-----------------------------

第4 遺体の埋火葬

1 遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合に、災害によって死亡した者を応急的に仮葬するものとする。

2 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き渡す。

資料編	8-8 各種救助に係る様式（埋葬台帳（様式17））
-----	---------------------------

第28節 障害物除去計画【生活産業課、環境衛生課】

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第1 実施責任者

1 障害物の除去は、村が実施するものとする。ただし、村で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が村長の補助を得て行うが、知事から実施を委任されたときには村長が行うものとする。

2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第2 障害物除去の要領

村（生活産業部建設班）は、村内建設事業者等に請負わせて速やかに障害物除去を実施する村のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に流入したため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの
- ウ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

村は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、村所管の道路に障害物が堆積した場合は、速やかに県に報告するとともに、指定緊急輸送道路（本章第14節「緊急輸送対策」参照）など重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第3 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また住民の日常生活に支障のない山中湖交流プラザ「きらら」や「花の都公園」の周辺など、災害の状況により適切な場所を選定し集積するものとするが、適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

なお、本村では次の施設を障害物・がれき等の一時集積所に予定している。

第29節 生活関連事業等の応急対策【総務課、生活産業課】

第1 簡易ガス施設応急保安対策

1 ボンベハウス

(1) ボンベハウスに異常を認めたとき

ア ボンベハウスの発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。

イ 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。

ウ 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

(2) 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

2 導管

(1) 本支管及び供給管

ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による機密検査を行う。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

(2) 屋外管・屋内管

ア 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

(3) 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

3 復旧体制

1及び2に掲げる応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

資料編	1-3 簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等
-----	--------------------------

第2 液化石油ガス応急保安対策

1 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、(一社)山梨県エルピーガス協会に「災害対策本部」を設置することとなっている。

2 応急対策

(1) 関係機関との連絡

(2) 一般消費者向け広報

(3) 応急復旧資機材の調達

(4) 復旧要員の派遣

資料編	1-2 LPガス取扱(販売)施設一覧
-----	--------------------

第3 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 火薬類の応急対策

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときは、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。

イ 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等安全上の措置を講ずる。

ウ ア、イの措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じ付近の住民に避難するよう警告する。

エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官に通報する。

(2) 村長の措置

ア 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。

イ 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、富士五湖消防本部及び富士吉田警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 爆発又はそのおそれがあると認めるときは、富士五湖消防本部に出動を要請し、災害の防ぎよ又は災害の拡大防止を図る。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

2 高圧ガスの応急対策

(1) 製造者等の措置

ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。

イ 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。

ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

(2) 村長の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設に保安その他必要な措置を指示する。

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、富士五湖消防本部及び富士吉田警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、富士五湖消防本部に出動を要請し、災害防ぎよ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

3 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者の措置

ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。

イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。

ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。

エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(2) 村長の措置

ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、富士五湖消防本部及び富士吉田警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、富士五湖消防本部に出動を要請し、災害防ぎよ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

4 毒物劇物の応急対策

(1) 毒物劇物の管理者の措置

ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。

イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。

ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

(2) 村長の措置

ア 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは、富士五湖消防本部及び富士吉田警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立退き先を指示する。

ウ 漏洩、流出又はそのおそれがあるときは、富士五湖消防本部に出動を要請し、災害防ぎよ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

資料編

4-6 危険物施設の現状

第30節 民生安定事業計画【全課】

第1 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

一般災害編
第3章 災害応急対策計画

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2 被災者生活再建支援金の支給条件

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単身世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単身世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（法第3条第2項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯（法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号）	50万円	37.5万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

第2 中小企業金融対策

1 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	限度額	利率	期間	担保等
日本政策金融公庫 甲府支店	災害 復旧 貸付	(1) 直接貸付 別枠 15,000万円 (2) 代理貸付 直接貸付の範囲内で 別枠7,500万円	基準利率 閣議決定により、 特別利率が適用さ れる場合がある	運転資金・設備資金 10年以内(据置2年以内)	保証人(経営責任 者の方)が必要
商工組合中央金庫	災害 復旧 資金	個別相談による	商工中金所定の利 率	設備資金 20年以内 運転資 10年以内 (各3年以内の据置期 間を含む。)	個別相談による
山梨県 (山梨県商工業振 興資金融資制度) 取扱金融機関(商 工中金・各都市銀 行・山梨中央銀 行・各信用金庫・ 各信用組合)	災害復 旧関係	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 (一企業限度額 5,000万円)	運転資金・設備資 金 全部保証1. 6% 責任共有1. 8%	運転資金 7年以内 (据置1年以内) 設備資金 10年以内 (据置1年以内)	保証協会の定め るところによる。 保証協会の 保証を条件とす る。

2 信用保証について

(1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)による
災害関係保障の特例

ア 機関名 山梨県信用保証協会

イ 概要

(ア) 災害関係保障に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別
枠とする。

(イ) 信用保証料の低減措置をとる。

(2) 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律」による東日本大震災復興緊
急保証の特例

ア 機関名山梨県信用保証協会

イ 概要

(ア) 東日本大震災復興緊急保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度
額、災害関係保証限度額と同額の別枠とする。

(イ) 信用保証料の低減措置をとる。

第3 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

1 新築住宅 400万円、18年償還(うち3年据置)

2 改修住宅 200万円、11年償還(うち1年据置)

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※貸付利率は融資受付時の支援機構の融資金利と同率

第4 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の用途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市町村・JAが負担） ※保証料もJA負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	JA

2 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害農業者で村長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の用途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	（被害農林業者の経営に必要な資金） 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（法令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 （被害組合の運営に必要な資金） 農協、同連合会等 農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の50%以上の者）に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	——
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	農協又は金融機関

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

3 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）（平成26年8月20日現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の用途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費の3/12に相当する額、又は粗収入の3/12に相当する額のいずれか低い額
貸付利率	年0.35～0.45%
据置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第5 災害援護資金等貸与計画

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯（原則官公署の発行する被災証明書が必要）	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種類別	福祉資金・福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要な経費）		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始283万円 事業継続142万円
貸付期間	7年以内 (6月以内の据え置き)	10年以内 (うち3年据え置き)	住宅7年以内2年据置 開始7年以内2年据置 継続7年以内2年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%（保証人がいる場合は無利子）	年3%	年1.5%（保証人がいる場合は無利子）
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	山中湖村（県は全額村に貸与、国はそのうち2/3を貸与する。）	県

第6 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社県支部・共同募金会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら実施する。

3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第7 労働力確保対策

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

1 労働力の確保

(1) 富士吉田公共職業安定所長は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。

ア 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。

イ 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集についての求人広告に関する所要の措置をとる。

ウ 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。

また、あらかじめ、常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については居住地、連絡先、連絡方法等を整理しておく。

(2) 村長は、富士吉田公共職業安定所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

2 災害応急対策求人について

村長又は防災関係機関の長は、富士吉田公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込みを行うものとする。

- (1) 職業別所要求人の数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 作業時間、賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設の状況
- (5) 必要とする期間
- (6) その他必要な事項

3 その他

(1) これら災害応急対策に富士吉田公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準を基とすること。

(2) 富士吉田公共職業安定所長は、2の求人により応募した就労希望者の配置については、緊急度、重要度等について富士・東部地域県民センター所長と協議し、必要に応じ適宜調整を行いながら実施するものとする。

第8 罹災証明書の公布等

家屋被害の実態を把握して被災者への応急対策の参考資料とするともに、罹災証明書の発行の基礎資料とし、調査を行う。

1 実施体制

発災後、1～2週間で実施する。

調査は、総務部防災班が主体となり、税務住民部税務班及び企画まちづくり部まちづくり推進班の協力を得ながら行う。

調査人員が不足する場合は、他部の職員の応援を要請する。さらに、必要に応じて県、他市町村への応援要請あるいは建築士に対するボランティア協力の要請を行う。

2 事前準備

調査に当たって、以下の準備をしておくものとする。

- ① 被害調査の体制づくり
- ② 問い合わせ窓口の設置
- ③ 調査用地図、機材、自転車などの移動手段確保
- ④ 関連家屋データ、世帯情報利用に関する関係部署の協議
- ⑤ 自治会等の調査協力体制
- ⑥ 県、村との相互応援体制、被災度区分判定士、建築士会等との協調体制構築

3 浸水等による住宅被害の認定について

台風等の自然災害については、平成16年10月28日府政防第842号内閣府政策統括官（防災担当）通知「浸水等による住宅被害の認定について」により、被災者生活再建支援法の適用に関する被害認定についての弾力運用が通知された。

主な内容は以下のとおりである。

- ① 床材、壁材、断熱材などの建材は、一度浸水すると本来の機能を喪失するため、損傷と取り扱ってよい場合があること。
- ② 住宅の建具と浴槽、便器、洗面所、台所の流し台などの水回りの衛生設備についても、住宅の構成要素として損傷と取り扱ってよい場合があること。
- ③ 強風により、屋根が損壊して浸水し、天井板等が給水・膨張した場合には、「屋根」「天井」の損傷として取り扱うものであること。
- ④ 堤防の決壊による水圧や土砂崩れによる土石や泥流の流入によって、住宅に物理的な損傷が生じる事例の中には、損傷と取り扱ってよい場合があること。
- ⑤ こうした点に留意しつつ、浸水により畳が浸水し、壁の全面が膨張しており、さらに、浴槽などの水回りの衛生設備等についても機能を損失している場合には、一般的に「大規模半壊」又は「全壊」に当たること。
- ⑥ 「半壊」であっても、やむを得ず住宅を解体する場合には、「全壊」と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のため、やむを得ず住宅を解体する場合には、「全壊」と同様に取り扱うものとする。

4 罹災証明書の発行

村（総務部防災班）は、罹災証明書の発行体制を確立する。

なお、罹災証明書の発行に当たっては、以下の事項に留意する。

- (1) 罹災証明の発行に関する正確な広報の実施
- (2) 申請の受付・発行方法についての検討と準備
- (3) 被害の判定に不服がある場合の再調査の受付・実施
- (4) 被災世帯台帳・データベースの構築

第9 被災者生活実態調査

1 生活実態調査

当面の生活に困窮している世帯を把握し、適切な支援策を検討するための調査を行う。

(1) 実施方法

ア 避難所や仮設住宅での訪問による聞き取り調査を基本とする。特に高齢者等の場合、アンケートへの回答が難しいケースもあることを踏まえる。

イ 被災者が多い場合には発災後初期にはサンプリング調査などを行う。

ウ 遠隔地に疎開している被災者についても、マスコミ広報等や郵便局の協力を通じて所在地を把握し、調査に努める。

エ 生活実態の把握は、継続的に実施する。

(2) 調査項目

- ア 生活実態調査：被災前の生活状況（収入、資産等）、資産被害、収入の減少及び支出増加、生活上の問題点等。
- イ 健康調査：避難所・仮設住宅長期化に伴う健康状況の調査（生活行動、食生活、ストレス、アルコール中毒、慢性疾患等）及び被災者・児童、行政職員等の心の健康に関する調査等。

2 要配慮者世帯調査

急増する福祉ニーズに緊急に対処し、さらに将来の福祉に関する復興プランを策定などのために調査に努める。

(1) 緊急調査

村（いきいき健康部福祉班）は、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等が連携し、要介護高齢者・障害者及び要保護児童について、避難所や仮設住宅への入居者、在宅の被災者、各種施設入所者に対する調査を行う。

【調査項目】

安否確認、身体状況等の変化、緊急ショートステイや緊急一時受入れ施設の必要性

(2) 抽出調査

福祉ニーズの変化を客観的に把握し、福祉に関する復興プランを策定するため、状況に応じて無作為抽出等による要配慮者・世帯の実態を調査・分析を行う。

【調査項目】

ホームヘルプサービス、デイサービス、入浴サービス、日常生活用具、補装具の支給、障害者手帳等の再交付、仮設住宅における改修のニーズ等

第10 広報・相談体制

1 広報

生活再建・経済再建施策に関する広報は、災害直後から可能な限り迅速に行うことで、被災者の再建に向けた不安感を軽減し、また、被災地での再建を誘発するため、広報体制を確立する。

なお、復興に係る行政の方針や具体の施策に係る情報のほか、被災地域の生活関連情報等、重要な情報が輻輳する可能性があるため、各種の情報を整理し、迅速かつ的確に提供する。

(1) 広報一元化体制の整備

村は、早急に広報の一元化体制を構築し、村、関係機関における広報一元化を周知・徹底する。特に県との広報の調整方法を明確にする。

また、定期的に関係各部局との情報交換を実施し、最新情報の共有に努める。特に非常時は、通常と異なる体制となり、各種担当部署連絡先等は変更される場合もあるため、担当部署の新設・変更、連絡先等の変更について一元的に情報を把握し、問い合わせ等に対応できる体制を構築する。

一般災害編

第3章 災害応急対策計画

(2) 広報手段・ルート確保

ア 広報については、直接的な被災者のみならず、地域全域に情報が周知されるように、関係機関と連携し、パンフレット、臨時広報紙、インターネット等を様々な広報媒体を活用する。

イ 情報が住民に確実に提供されるよう、郵便局と連携して、被災者への郵便等による情報提供体制の構築等を図る。

なお、他県、他市町村に避難している住民にも必要な情報を周知するため、マスメディア等を利用して、避難先等の把握に努める。

ウ 高齢者や障害者、外国人等にも配慮し、情報が周知徹底されるよう、県、ボランティア等の協力を要請する。

(3) 報道、うわさ、問い合わせ状況の把握

報道、うわさ、問い合わせの多い事項を把握し、特に誤報、デマ等の発生に対する打ち消し広報等に必要な措置を行う体制を構築する。

(4) 重要事項の広報について

重要な広報に関しては、できるだけ村長等が直接被災者に語りかける形で情報提供する。

(5) 村職員等への情報提供の徹底

被災者に直接接する機会が多い村職員等に対する情報提供を徹底する。応急危険度判定に携わる職員・応援者等は被災者が接する最初の行政関係者となり、様々な質問が寄せられることが想定されるため、正確な情報提供を図る。

(6) 継続的な情報提供

重要な区切りの時期に向けて、最新情報を準備し、マスコミ等に積極的に情報提供する（発災後、1週間、1ヶ月、3ヶ月、半年、1年、3年、5年、10年など）。

2 相談・各種申請の受付

発災後、行政等から示される各種支援策は多岐にわたり、制度利用上の条件や各種手続は複雑なものとなるため、村は相談窓口を設けるものとする。相談窓口には、女性の被災者の相談に対応できるよう、女性職員を配置する。

【相談・申請業務の例】

分野	内容
生活再建関連	<ul style="list-style-type: none">● 仮設住宅● 義援金● 生活再建資金● 住宅再建資金の確保、融資● 健康相談● 福祉、年金、保険、納税● 職業斡旋、雇用相談等
産業・経済再建関連	<ul style="list-style-type: none">● 中小企業、農林水産業への再建資金貸付● 経営・再建相談等● 観光振興
防災まちづくり関連	<ul style="list-style-type: none">● 住宅移転● まちづくり計画等

(1) 相談体制の確立

- ア 各種の相談・申請に対応することができる被災者総合支援窓口の設置し、内容に応じて担当部署に割り振る。
- イ 電話、インターネット等による事前の問い合わせにより、被災者の利用可能な制度については、相談と同時に各種申請の受付が可能となるようにする。また、罹災証明書等の発行書類については即座に引き渡すことができるようにする。
- ウ 給付金の振り込み手続等を迅速に行えるよう、金融機関等との連携を図る。
- エ 相談や申請の受付に当たっては、プライバシーへの配慮が重要であるため、情報管理はもとより、相談場所における配慮を行う。
- オ 高齢者や障害者等、相談窓口に行くことが困難な被災者に対応できるよう、巡回相談、相談員の派遣など、出前型の相談対応を行う。また、被災者は心身の健康、生計、生きがいなど、時間の経過とともに、被災者の直面する問題は個別化・多様化し、深刻化するため、早期に把握し、適切な対応が図れるよう、県をはじめとする関係機関と連携する。

(2) 事業関係説明会等の開催

- ア 主に防災施設整備や復興・防災まちづくりに関連する事項については、地権者等の関係者を対象とした説明会を開催し、情報提供及び相談対応することが必要となる。
- イ 関係者の所在を把握した上で、説明会開催に関する事前通知や、掲示板等への掲載を行い、説明会を行うための適切な会場を確保して実施する。

(3) 被災者支援策への反映

相談で得られた情報は、その後の支援策を検討する際の重要な情報として活用する。

(4) 関係機関との連携

村が設置する相談所では、村が実施する施策だけでなく、県や国、関係機関が実施する施策に関する相談も数多く発生するため、県・国等との連携を図る。

(5) 高齢者、障害者、外国人等への配慮

専門的な相談への対応に対応できるよう、専門的な知識を有した人材の確保方策を検討し、方針を定めておく。

第11 各種行政サービスの支援対策

避難の長期化などに対応するため、村は国、県と連携し、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

第31節 災害ボランティア支援対策【いきいき健康課】

第1 災害ボランティアの受入れ

村、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

1 受入れ体制の確立

- (1) 村は、村社会福祉協議会に受付窓口を置く。
- (2) 村社会福祉協議会は、各ボランティア団体の中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編制及び運営が行えるように協力する。
- (3) 高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮する。

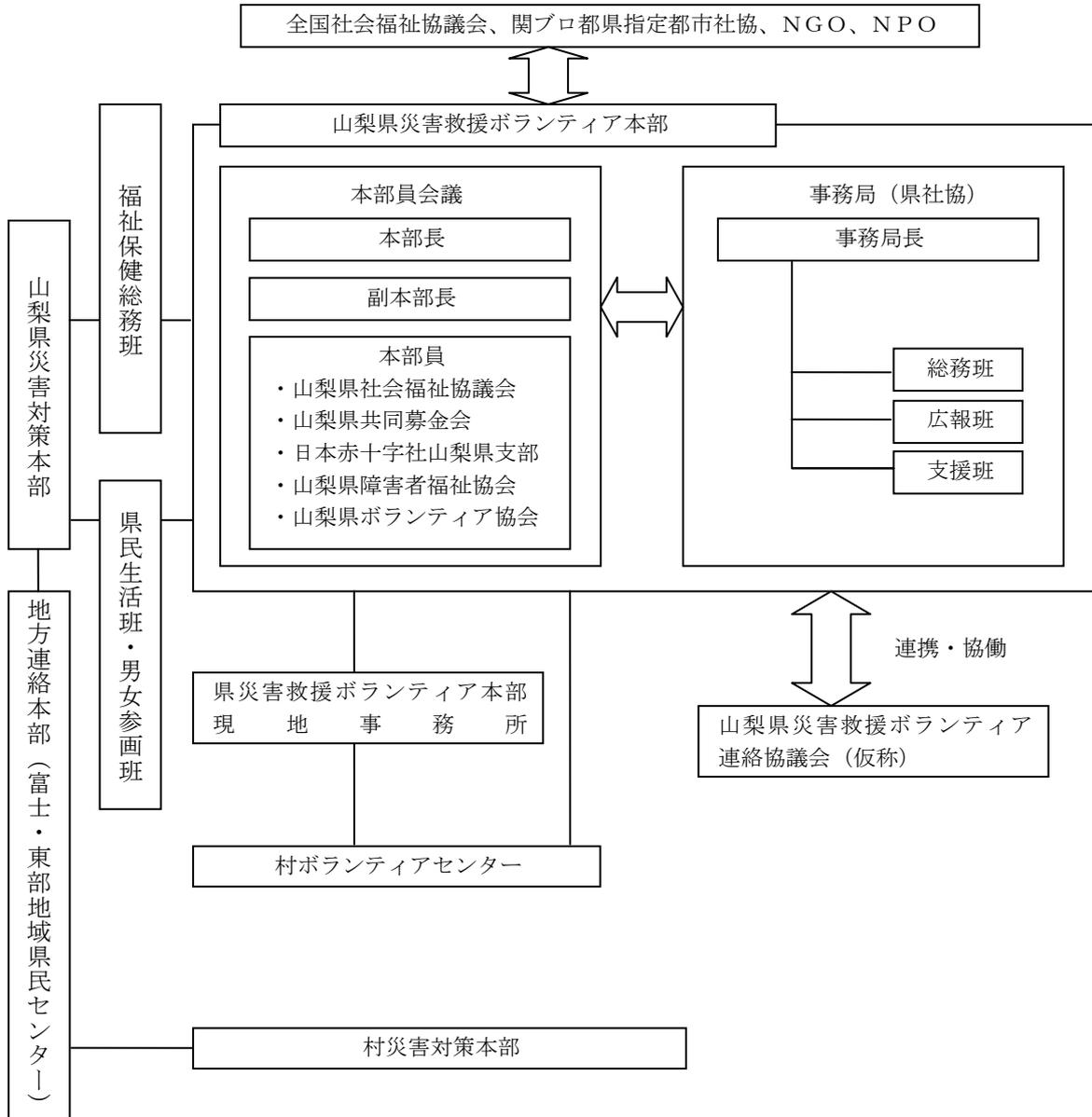
2 災害ボランティア活動の支援

- (1) 必要に応じてボランティアの活動拠点としてボランティアセンターを提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努める。
- (2) 村（いきいき健康部福祉班）と村社会福祉協議会とが協力し、ボランティアニーズの把握を行い、活動拠点・事務用品等を用意する。

第2 県災害救援ボランティア本部への協力の要請

県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、県社会福祉協議会等が組織する県災害救援ボランティア本部を要請する。

山梨県災害救援ボランティア本部組織



第4章 災害復旧対策計画

第1節 計画の方針【全課】

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握とあわせて恒久的計画をたてるものとする。

第1 災害復旧対策計画の作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える対策についての事業計画とし、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して計画する。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 道路、橋りょう災害復旧事業計画
 - (4) 下水道災害復旧事業計画
 - (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
 - (2) 林業用施設災害復旧事業計画
 - (3) 共同利用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画【総務課】

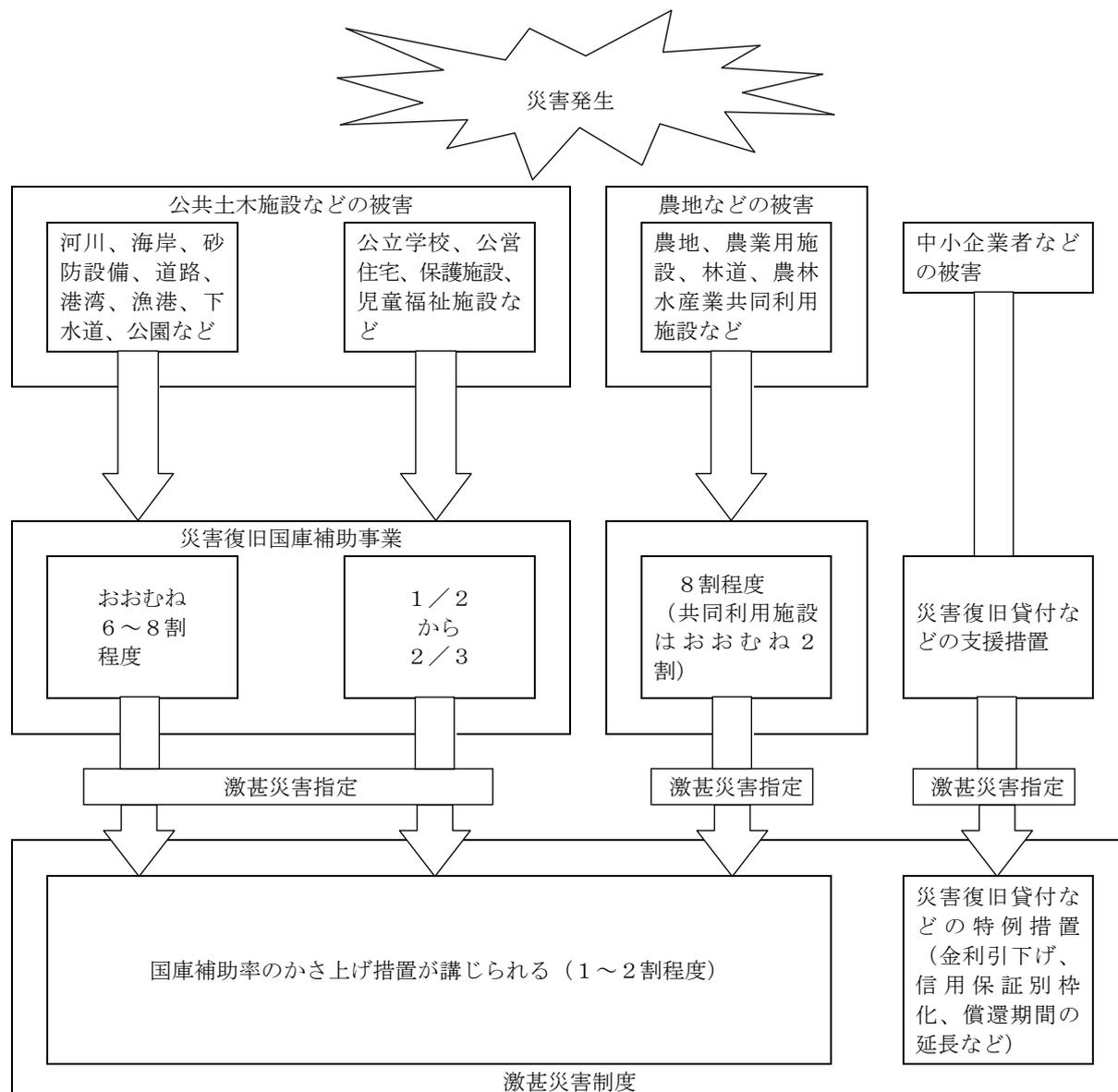
第1 計画の方針

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努めるものとする。

第2 激甚災害に関する調査

- 1 知事は、村の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けると考えられる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 3 関係各班は、激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

激甚災害制度の仕組み



第3節 計画的な災害復興【企画まちづくり課、総務課】

第1 災害復興対策本部

復興対策を計画的かつ円滑、迅速に実施するためには、全庁的な体制を敷くとともに、それを統括、調整するための組織として「災害復興対策本部(以下「復興本部」という。)」を確立する。

1 復興本部の設置及び廃止

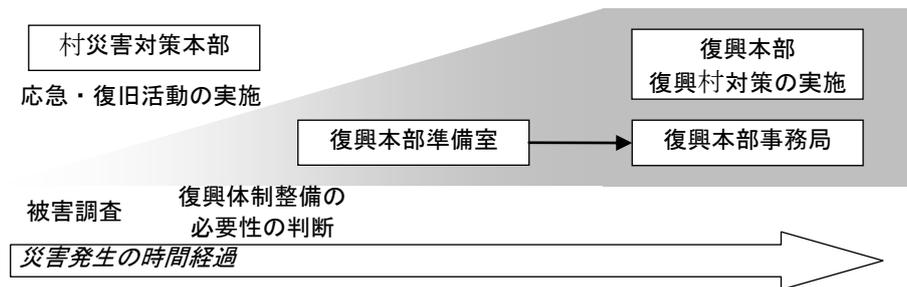
(1) 設置時期

村は、被災状況を速やかに把握し、甚大な被害を受け、復興に相当の期間を要する等、災害復興の必要性を確認した場合は、村長を本部長とする復興本部を設置する。

ア 基本的には、災害発生後の早い時期に復興本部も設置していくことが望ましい。ただし、発災当初は災害対策本部での対応が中心になるため、まず準備室（事務局機能）を設置し、応急活動がおおむね終息して住民生活に関する再建など地域の復興事業が本格的に求められる時期において、迅速に業務が移行できるように体制の準備を図っておく。

イ 災害直後に設置する災害対策本部の組織に、復興対策の準備を行う復興本部準備室を設置し、応急対策が一段落した段階で同準備室を本格的に復興対策に向けた復興本部事務局に移行し、かつ復興本部（災害対策本部とは別組織）を設置する。

【災害対策本部と村復興本部の関係】



(2) 廃止

設置と同様に知事あるいは村長が、復興及び住民生活の安定を確保することが確実にできたと認めるときに廃止する。

2 復興本部の組織

(1) 復興本部は復興計画の策定や各分野の復興施策の実施主体となるため、本部長は村長とする。

(2) 村復興本部を運営する復興本部事務局については、各施策間の調整を図るためにも防災担当部署（総務課）と企画担当部署（企画まちづくり課）が連携を図りながら担当する。

(3) 復興計画策定体制としては、庁内組織を設置するとともに復興関連分野の専門家が参画する審議会、また、他の地方公共団体との連携を図る場として連絡協議会を設置する。

3 復興本部会議の運営

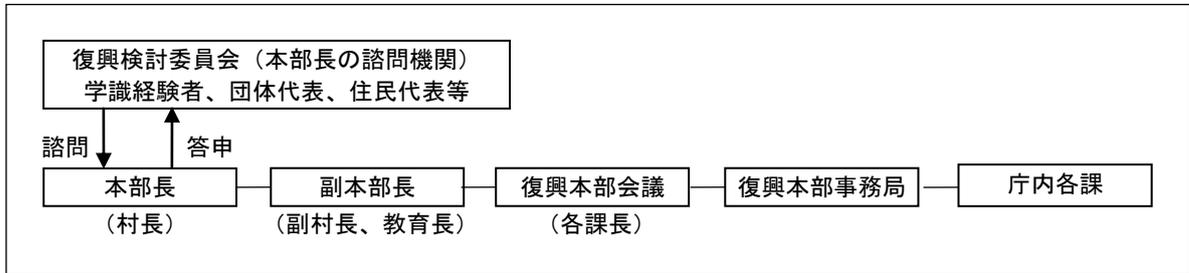
(1) 復興施策を展開していくためには、復興にかかわる各部署が相互に協議・調整を図ることが必要になるため、復興本部会議を運営する。

(2) 復興本部会議は、本部長、副本部長、本部員を構成員とし、復興基本方針、復興計画の策定等の復興に係わる重要事項の審議、復興施策、事業の進行管理などを行う。

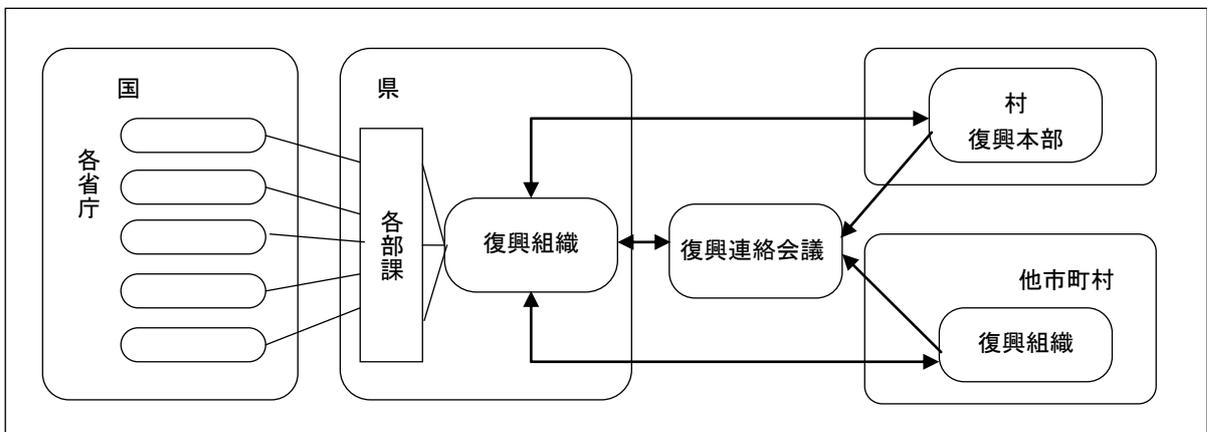
4 人的資源の確保

- (1) 復旧・復興への取り組みに当たって、特に人材の不足が予想される部門・職種に対して、庁内から弾力的、集中的に職員を配置する。
- (2) 必要に応じて、臨時職員の雇用、他地方公共団体への職員の派遣要請を行う。

【村復興本部組織の構成例】



【国・県・市町村の連携イメージ】



第2 災害復興計画の策定

大規模災害からの復興に関する法律に基づき、内閣府に復興本部が設置され、復興基本方針が定められた場合、県知事は復興基本方針に即して県復興基本方針を定め、村はこの方針に基づき、村の災害復興方針及び災害復興計画を策定する。

1 災害復興方針の策定

村は、学識経験者、有識者、村議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 災害復興計画の策定

村は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。なお、復興計画の策定に当たっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。

3 県への要請

大規模災害により村では復興計画等の策定が困難な場合には、県に都市計画の決定等の代行を要請する。

第3 災害復興事業の実施

1 被災市街地復興特別措置法上の手続きの実施

村は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

(1) 村は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

(2) 県は、村が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

(3) 村は県と協力し、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ復興手続きについて検討を行う。

地 震 編

第1章 地震編の概要

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章「東海地震に関する事前対策計画」をもって充てる。

本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て、県に準じた地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立して災害に対処するものとする。

ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要があるため、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととした事務を除くほか、村長は知事が行う救助を補助する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(注)指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

指定公共機関：東日本電信電話(株)等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの。

地震編

第1章 地震編の概要

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

村は、次の地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立して災害に対処する。

ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要があるため、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村が行うこととした事務を除くほか、村長は、知事が行う救助を補助する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう平時から体制を整備する。

(1) 地震災害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 地震防災知識の普及、教育、過去の災害から得られた教訓の伝承及び広報
- ウ 大規模な地震防災訓練の実施
- エ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成・研究
- キ 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ク 危険物等災害予防対策の推進
- ケ 地震防災応急計画の作成
- コ 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- サ 大震火災対策の推進
- シ 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の勧告及び指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 知事に対する物資等の供給、斡旋要請
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒等の応急教育の実施
- ス 村の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 県その他機関への応援要請
- タ 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

(3) 地震災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 地震災害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 大規模な地震防災訓練の実施
- オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ク 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ケ 危険物等災害予防対策の推進
- コ 地震防災応急計画の作成指導
- サ 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- シ 大震火災対策の推進
- ス 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の勧告及び指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒等の応急教育の実施
- ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

(3) 地震災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

地震編

第1章 地震編の概要

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

- ア 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- イ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
 - (ア) 預貯金等の中途解約等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特例措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置

ウ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付

(2) 関東農政局（甲府地域センター）

- ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
- イ 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
- ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
- エ 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
- オ 地震防災に関する情報の収集及び報告
- カ 主要食料等の在庫状況把握

(3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持造成
- イ 民有林直轄治山事業の実施
- ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給

(4) 関東運輸局（山梨運輸支局）

- ア 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
- イ 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立

(5) 東京管区气象台（甲府地方气象台）

- ア 東海地震に関連する情報等の通報
- イ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
- ウ 地震情報の発表と伝達
- エ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
- オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置

(6) 関東総合通信局

- ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通の確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(7) 山梨労働局（都留労働基準監督署）

- ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
- イ 事業場内労働者の二次災害の防止

(8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、震災対策について下記の事項を行う。

- ア 防災上必要な教育及び訓練
- イ 通信施設等の整備
- ウ 公共施設等の整備
- エ 災害危険区域等の関係機関への通知
- オ 官庁施設の災害予防措置
- カ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
- キ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等
- ク 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
- ケ 災害時における復旧資材の確保
- コ 災害発生が予想される時又は災害時における応急工事等
- サ 災害時のための応急復旧資材の備蓄
- シ 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画
 - (ア) 地震防災応急対策に係る措置
 - (イ) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - (ウ) 中央防災会議主事会議の申し合わせ
 - (エ) 大規模な地震に係る防災訓練
 - (オ) 地震防災上必要な教育及び広報
- ス 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

災害派遣の準備において「地震災害警戒本部員会議への参加」及び「警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達」を実施するほか、一般災害編第1章第1節第2「4 自衛隊」に同じ。

5 指定公共機関

(1) 東日本電信電話(株)（以下「NTT東日本」という。）（山梨支店）、(株)NTTドコモ（山梨支店）

- ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
- イ 電気通信システムの一部の被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
- ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
- エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する
- オ 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る

(2) 日本赤十字社（山梨県支部）

- ア 被災者に対する医療、助産、遺体の処理その他の救助の実施
- イ 応援救護班の体制確立とその準備
- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整

地震編

第1章 地震編の概要

- オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- キ 義援金の募集及び配分
- (3) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
 - イ 非常組織の整備
 - ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
 - エ 地震予知に関する情報等の広告、ニュースの可及的速やかな報道
- (4) 中日本高速道路（株）（八王子支社）
 - 所轄する高速道路等について、次の事項を行う。
 - ア 東海地震等に関連する情報の伝達
 - イ 利用者への広報
 - ウ 災害時における復旧資機材と人員の配備
 - エ 緊急輸送を確保するための措置
- (5) 日本通運（株）（山梨支店）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
 - ウ 知事からの車両借上要請に対処しうる体制の確立
- (6) 東京電力（株）（大月支社）
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (7) 日本郵便（株）（山中湖郵便局、旭日丘郵便局、平野簡易郵便局）
 - ア 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク （株）ゆうちょ銀行の非常払い及び（株）かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 放送機関（（株）山梨放送、（株）テレビ山梨、（株）エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する各種情報等の報道
 - イ 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
 - ウ 日本放送協会に準ずる措置
 - (2) 輸送機関（山梨交通（株）、富士急行（株）、（一社）山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保

- イ 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
- ウ 知事からの車両借上げ要請に可及的速やかに即応しうる体制の整備
- (3) ガス供給機関（（一社）日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会、（一社）山梨県エルピーガス協会）
 - ア ガス供給施設の保安整備
 - イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - ウ 被災地に対するガス供給体制の確立
- (4) 医師会（山梨県医師会、富士吉田医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 7 富士吉田警察署
 - (1) 地震災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
 - (2) 地震災害広報並びに避難の指示及び誘導
 - (3) 被災者の救出、救護
 - (4) 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - (5) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
- 8 富士五湖消防本部
 - (1) 地震災害の防ぎょ及び警戒に関すること。
 - (2) 消防自動車その他機械器具等の配備、運用に関すること。
 - (3) 自衛消防隊及び地区防災組織育成指導に関すること。
 - (4) 救助、救急措置に関すること。
 - (5) 火災警報及び気象情報に関すること。
 - (6) 地震予防査察に関すること。
 - (7) 防火対象物の立入検査及び指導に関すること。
 - (8) 消防計画及び地震防災応急計画に関すること。
 - (9) 建築同意事務に関すること。
 - (10) 危険物製造所等の許認可及び検査に関すること。
- 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 富士北麓森林組合等農林業関係団体
 - ア 農作物の災害応急対策の指導
 - イ 被災農家に対する融資又は斡旋体制の確立
 - ウ 農業生産資材等の確保、斡旋体制の確立
 - エ 農作物の供給調整体制の確立
 - (2) 商工会（南都留中部商工会）
 - ア 村が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
 - イ 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立
 - (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備

地震編

第1章 地震編の概要

- ウ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
- (4) 社会福祉施設及び学校施設の管理者
 - ア 児童・生徒等に対する地震予知に関する情報等の伝達
 - イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - ウ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - エ 災害時における収容者の保護受入れの準備
 - オ 火気使用及び実験学習の中止
 - カ 応急医薬品の整備
- (5) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策
- 10 その他の公共的団体
 - (1) 山中湖村社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会）
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等とその受入れ体制の確保
 - (2) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等とその受入れ体制の確保

資料編

1-1 防災関係機関一覧

第2節 山中湖村の特質と過去の地震災害

第1 地勢及び地質

1 地勢

当村の周囲は石割山、大平山、三国山、明神山などの丘のような、なだらかな山々がとりまき、山中湖を中心にした盆地状の高原である（標高982m～1,380m）。

2 地質及び地盤

山中湖を囲むこの地域は、富士火山の火山砂礫をかぶった山々であるため、雨水は地表を流れず地盤に滲入し、地下の第三紀御坂層との間より湖底に湧水となって山中湖の水源を形成しているとされているが、特に当村の基幹集落である山中、旭日丘、平野、長池を含む村域のほぼ3/4は火山礫等の堆積物で覆われているため、地盤の耐震性は極めて軟弱なものと思われ、大量の降雨があった場合には、これらが土石流となり流下する可能性がある。また、大地震発生の場合は、液状化現象を起こすとともに、藤の木愛川断層も近くにある危険地域といわれている。大正12年関東大地震等の記録によると、本節第2「想定結果」に記すような大きな被害がみられ、耐震性の脆弱さを裏付けるに足るものと考えられるので、公共施設を中心に地域の総合的な防災態勢の向上を図るため地震防災対策の万全を期すべきものと思われる。

第2 過去の災害履歴

本村における主な災害は、次のとおりである。

歴史資料等に残されている本村の主な地震被害は次のとおりである。これらのうち、元禄関東地震、大正関東地震等は、本村に大きな被害をもたらした。

地震編

第1章 地震編の概要

(M=マグニチュード)

1498年（明応7.9.20）	辰刻大地震	東海道全般被害甚大（明応地震M8.6）
1633年（寛永10.1.21）	寛永小田原地震 M7.0推定	山中湖震度6.0 山中湖村の被害状況不明
1703年（元禄16.10.23）		江戸、関東諸国で震度大、県下全般に被害甚大（元禄関東地震M8.2）本村の場合、平野村古屋戸数28、寺院1等すべて全壊、また地震後の大雨で西側の山地崩落、土砂流出し埋没する。ために古屋地区は現在の「あらい」に移転している。なお、人的被害については「寿徳寺過去帳」による。
1782年（天明2.8.23）	天明小田原地震 M7.3推定	山中湖震度6.0 長池村37戸のうち30戸が全壊（新編日本被害地震総覧）
1854年（嘉永7.12.23）	嘉永小田原地震 M8.4推定	県下の被害甚大 山中湖村の被害状況不明
1923年（大正12.9.1）	関東大地震 (M7.9)	平野字皆形山一ノ砂外数山に関東大地震により大亀裂発生、全山の形態に変化を見る。同月14、15の両日に大雨あり、地震による亀裂の全山は一時に崩壊、各沢より大河となり出水、瞬時にして山林の崩壊流出埋没は実に228町歩、耕地の流失埋没約100町歩、また平野地区の民家を破壊する。このときの被害は次のとおり。 村の総戸数 283戸 附属建物 全壊 90戸 191棟 半壊 71戸 141棟 合計 161戸 332棟 死者 3人 寺院半壊1寺5棟 学校半壊2校2棟 村の70%が被災する。なお、人的被害については、「寿徳寺過去帳」による。
1976年（昭和51.6.16）	県東部地震 (M5.5)	山中湖村の被害状況不明
1983年（昭和58.8.8）	県東部地震 (M6.0)	山中湖村の被害状況不明
1988年（昭和63.9.5）	県東部地震 (M5.6)	山中湖村の被害状況不明
1996年（平成8.3.6）	県東部地震 (M5.8)	震源は三国峠付近、震源の深さは20km、特に役場付近の建物が亀裂当に覆われた。
2011年（平成23.3.11）	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）(M9.0)	山中湖村は震度5弱を観測。
2011年（平成23.3.15）	県東部地震 (M6.4)	山中湖村は震度5強を観測。
2012年（平成24.1.28）	県東部地震 (M5.5)	震源地は富士五湖。山中湖村は震度4を観測。

第3節 地震被害の想定

第1 調査の前提

1 目的

平成12年に中央防災会議（内閣府）から、新たな東海地震の想定震源域が示されたことを機に、県は、次の理由でこの東海地震被害調査を実施し、「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」にまとめ、公表した。

- ・想定震源域が見直されたことにより、山梨県内での想定震度と揺れ・液状化に伴う各種被害状況が前回実施した「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」と異なってくると考えられたこと。
- ・山梨県は県内のほぼ全域が震度6弱以上の揺れが想定される「東海地震防災対策強化地域」に指定されており、県内全域に大きな影響を及ぼすと考えられること。
- ・100～150年周期で発生すると考えられている東海地震であるが、前回の「安政東海地震」（1854年）から長い年月が経過しており切迫性が高いため、早急に対策を進める必要があること。
- ・国（内閣府）においても東海地震が広域に被害を及ぼすと考えられる海溝型地震であることから、地震防災対策強化地域を一つの被災地とみなし、広域的な防災体制の確立に向けて、事前対策を早急に進めていること。

これらの理由から、調査を実施し、その成果を各防災関係機関が進める具体的な地震防災対策に資する基礎資料とする。

2 想定震度

被害想定的基础となる震度分布を詳細に検討するためには、多くの地盤データが必要であり、また甲府盆地は過去の地震災害の状況から、堆積盆地特有の地下構造が地表の揺れに影響を与えることも考えられる。以上のことから県地域振興局建設部等のボーリングデータ約1,000本を始め、文献等を検討するとともに、平成13年～15年度に実施した「甲府盆地地下構造調査」成果を活用して地盤構造に関する基礎データ（地盤モデル）を整理した。

これらをもとに、本村においては、甲府盆地に属する地域は250mメッシュ、その他の地域については500mメッシュ単位に地震動計算を行った。

具体的には、中央防災会議での地震波形データを入手し、地盤モデルに基づいて計測震度等を算出し、中央防災会議の計算結果（1kmメッシュ）も検討・考慮した結果、原則として震度の異なるメッシュにおいて、その最大値を選択した（安全側の選択）。

3 想定ケース

被害の様相が異なることが想定される代表的な季節、時間帯を前提条件として想定した。

- 想定地震：東海地震（マグニチュード8.0、地震動計算には最も山梨県に被害を及ぼすことが想定される地震の発生パターン「D1」モデル（中央防災会議）を採用）
- 地震発生時刻：①冬の朝5時（阪神・淡路大震災と同様のケースで、建物被害の影響が最も大きいと思われるケース）②春秋の昼12時（関東大震災と同様のケース）③冬の夕方18時（火災の影響が大きいと思われるケース）を想定した。
- 予知について：地震発生時刻①～③のそれぞれについて、地震予知情報がなく、突発で発生した場合と、地震予知情報により警戒宣言が発令された場合についても想定を行った。

第2 想定結果

1 地震動・液状化

地震動については、村のほぼ全域で震度6弱、東部のごく一部地区で震度6強、その他一部地区で震度5強が想定されている。液状化危険度については、西部地区で液状化の危険度（大きい）とされ、北部の忍野村境付近で危険度（極めて小さい）とされている。

2 斜面崩壊

(1) 斜面崩壊危険度

本村の危険箇所のうち、急傾斜地崩壊危険箇所は、「危険性が高い」が12箇所、「危険性がある」が1箇所、「危険性が低い」が4箇所と想定されている。

	ランクA (危険性が高い)	ランクB (危険性がある)	ランクC (危険性が低い)	計
急傾斜地崩壊危険箇所	12箇所	1箇所	4箇所	17箇所

(2) 斜面崩壊による人的被害

急傾斜崩壊危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は、全壊が1棟、半壊が3棟と想定されている。

全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)
1	3

(3) 全箇所に対策工が施された場合の対策効果

急傾斜地崩壊危険箇所の全箇所において対策工が施された場合、斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は0棟にまで減少し、対策前と比べて大幅な被害低減効果を示している。

全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)
0	0

3 建物被害

本村では、液状化の危険性が指摘されているものの、地震動がおおむね震度6弱と大きく想定されているため、建物被害のほとんどは揺れそのものに伴うものである。また被災した建物の大半が木造建築となっている。

(1) 揺れ・液状化による被害棟数

建物区分	棟数 (棟)						被災率 (%)					
	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊	336	46	8	9	0	399	6.1	1.4	4.0	4.8	0.0	4.4
半壊	1,062	180	24	16	1	1,283	19.2	5.7	11.9	8.6	20.0	14.1
大破	128	28	5	5	0	166	2.3	0.9	2.5	2.8	2.0	1.8
中破	202	70	9	10	0	291	3.6	2.2	4.3	5.2	6.0	3.2

注：被災率は山中湖村建物棟数（木造5,540棟、R C造3,184棟、S造201棟、軽量S造186棟、その他5棟の合計9,116棟（固定資産課税台帳調べ））に基づき算出した。

地震編

第1章 地震編の概要

(2) 揺れによる被害棟数

建物区分	棟数(棟)						被災率(%)					
	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊	303	32	6	8	0	349	5.5	1.0	3.0	4.3	0.0	3.8
半壊	996	159	21	13	1	1,190	18.0	5.0	10.4	7.0	20.0	13.1
大破	95	14	3	4	0	116	1.7	0.5	1.5	2.2	2.0	1.3
中破	137	49	5	7	0	198	2.5	1.5	2.7	3.8	4.0	2.2

注：被災率は山中湖村建物棟数（木造5,540棟、R C造3,184棟、S造201棟、軽量S造186棟、その他5棟の合計9,116棟（固定資産課税台帳調べ））に基づき算出した。

(3) 液状化による被害棟数

建物区分	棟数(棟)						被災率(%)					
	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
全壊 (=大破)	33	14	2	1	0	50	0.6	0.4	1.0	0.5	0.0	0.5
半壊 (=中破)	66	21	3	3	0	93	1.2	0.7	1.5	1.6	0.0	1.0

注：被災率は山中湖村建物棟数（木造5,540棟、R C造3,184棟、S造201棟、軽量S造186棟、その他5棟の合計9,116棟（固定資産課税台帳調べ））に基づき算出した。

(4) 対策時の揺れによる全壊棟数

対策効果として、ここでは、全ての建物が耐震補強・建替えがなされ、新耐震基準並みの強度を持つようになった場合を想定し、揺れによる全壊棟数の低減効果を見ることとした。

対策効果を考慮した場合の揺れによる全壊棟数は次のとおりである。

対策時の全壊棟数(棟)						対策による全壊棟数の低減率(%)					
木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量S造	その他	合計
107	23	3	4	0	137	35	72	50	50	0	39

このように全体としては、全壊棟数は対策前の39%にまで減少する。これは、構造の大部分を占める木造住宅の全壊棟数が対策前の35%にまで低減していることが影響している。建物の耐震対策は一朝一夕には進まないが、着実に耐震化を実施することで大きく被害を軽減することができることを示唆している。

4 火災

冬5時に地震が発生した場合には、1件の出火が想定され、うち1件が炎上するが、これらは全て消火され、5棟が消失する。

春秋12時に地震が発生した場合には、昼時で調理用の器具が多く利用されている時間帯であるため1件の出火が想定され、うち1件が炎上するが、これらは全て消火され、5棟が消失する。

冬18時は暖房器具が利用される冬期で、かつ最も調理器具が利用される時間であるため出火件数は6件と最も多く、うち3件が炎上し、11棟が消失するものと想定されている。

また、東海地震の予知ありの場合については、火気器具や電熱器具等の使用が差し控えられるため、出火する可能性が極めて低いものと想定されている。

	全出火件数 (件)	炎上出火件数 (件)		消火件数 (件)	焼失棟数 (棟)
		木造	非木造		
冬 5 時	1	1	0	1	5
春秋12時	1	1	0	1	5
冬 18 時	6	2	1	3	11
予知あり	0	0	0	0	0

5 ライフライン被害

(1) 上水道施設

ア 物的被害

上水道施設における被害の想定結果は次のとおりである。

配水管被害は、395.1箇所（2,092箇所/km）で発生すると想定される。

配水管延長 (km)	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
135.2	395.1	2.92

注：施設延長は、平成14年度水道統計調査より

イ 機能支障

上水道における機能支障（断水）は、発生直後の断水戸数は約1,292戸（約99.2%）と村のほぼ全世帯で断水が想定され、発生1週間後でも約1,088戸（約83.5%）と高い断水率が想定されている。

需要家数 (戸)	断水率 (%)				断水需要家数 (戸)			
	直後	1日後	2日後	1週間後	直後	1日後	2日後	1週間後
1,303	99.2	91.9	91.7	83.5	1,292	1,198	1,195	1,088

注：需要家数（給水戸数）は、平成16年度末現在

ウ 復旧日数

全県的な復旧には約1ヶ月を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1ヶ月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(2) LPガス

LPガスの要点検需要家数（建物被害による使用不能も含む。）は、約285戸と想定される。LPガスは主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、建物被害と似た傾向となっている。

ア 機能支障

LPガス需要家数 (戸)	要点検需要家数 (戸)	LPガス機能支障率 (%)
1,542	285	18.5

注：全世帯数から都市ガス需要家数を差し引いたものをLPガス需要家数とした。

地震編

第1章 地震編の概要

イ 復旧日数

復旧は都市ガスに比べると早く、全県的な復旧日数は約1～2週間と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1～2週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(3) 電力施設

ア 物的被害

電力施設における物的被害は地中配電線約0.0km（約0.54%）、電柱約12基（0.81%）、架空配電線約0.1km（0.34%）と想定される。

地中配電線			電柱			架空配電線		
地中配電線 線長 (m)	被害亘長 (km)	被害率 (%)	電柱基数 (基)	被害基数 (基)	被害率 (%)	架空配電 線長 (m)	被害亘長 (km)	被害率 (%)
2.0	0.0	0.54	1,416	12	0.81	42.6	0.1	0.34

イ 機能支障

電力施設における機能支障（停電）は1,753戸（約70.0%）と想定される。

需要家契約口数 (口)	停電率 (%)	停電需要家契約口数 (口)
2,506	70.0	1,753

注：需要家契約口数は、全県における一般家庭需要家契約口数（平成16年2月末現在）をもとに、世帯数により市町村毎に配分した。

ウ 復旧日数

復旧は他のライフラインに比べ早く、全県的な復旧日数は約5日程度と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約5日

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(4) 電話通信

ア 一般電話

(7) 物的被害

一般電話における物的被害の想定結果は、地中ケーブル約0.1km（約0.54%）、電柱約17本（約0.81%）、架空ケーブル約0.1km（約0.33%）と想定される。一般電話施設における物的被害等による通話機能支障の想定結果は次のとおりであるが、これ以外に輻輳の問題があり、一般電話は数日間かかりにくい状況になると考えられる。

地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
地中ケーブル延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空ケーブル延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
11.0	0.1	0.54	2,088	17.0	0.81	45.0	0.1	0.33

注1：電話通信設備量は、平成15年3月末現在

注2：電柱本数は、NTT交換ビル別電柱本数をもとに市町村別値を推定

(イ) 機能支障

通話機能支障件数は、204件（約9.8%）と想定される。

加入件数 (件)	通話機能支障率 (%)	通話機能支障件数 (件)
2,083	9.8	204

注：加入件数は、全県における加入件数（平成15年3月末現在）をもとに、世帯数により市町村毎に配分した。

(ウ) 復旧日数

全県的な復旧には約1週間を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

イ 携帯電話

携帯電話の設備は、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられる（仮に被災した場合でも、複数の無線基地局でエリアをカバーしていることから、1施設程度の被害では大きな影響には至らないと想定される。また、支障が発生した場合でも3日以内程度で可搬式基地局を設置し機能回復を図ることも可能と考えられる。）が、完全な無線通信ではないことから基地局と交換機を結ぶケーブルの被害等が想定される。また、一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し輻輳が発生する。

阪神・淡路大震災、芸予地震、新潟県中越地震、東日本大震災等過去の事例から判断しても、携帯電話は一般電話と同様に激しい輻輳により利用が困難となる状況が考えられる。しかし、NTT東日本による災害伝言ダイヤル（171）や携帯電話各社による災害用伝言板サービス等の運用は災害時において安否情報の確認などに大きな効果を発揮すると考えられる。

6 交通施設等被害

(1) 道路施設

緊急輸送道路指定路線について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。

村内の緊急輸送道路指定路線である国道138号及び国道413号については、ランクA及びランクBと想定されており、村内の一部区間にランクAが存在するため、緊急輸送に大きな支障が発生するものと想定される。

道路の利用可能想定結果に関するランク分類

ランクAA	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送に重要な影響が発生する可能性がある区間
ランクA	大規模な被害が発生する可能性がある区間或いはかなりの確立で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
ランクB	軽微な被害が発生する可能性がある区間或いはまれに被害が発生する可能性がある区間
ランクC	被害が発生する可能性がほとんどない区間

(2) 河川

山梨県の主要河川（平水時の河川幅が5メートル以上の河川を対象）について、液状化、斜面崩壊による影響可能性について想定を行った。本村は桂川では液状化による影響で河川堤防等に被害が発生する可能性があり、増水時と重なった場合には浸水被害などに発展する可能性がある。

7 人的被害

(1) 死傷者

最大ケースの建物被害による死傷（朝5時、予知なしの場合）では、死者約18人、重傷者約7人、軽傷者約59人と想定され、死傷の要因としては、次いで斜面崩壊、火災の順となっている。

また、予知があった場合、大幅に死傷者が減少し、予知によって事前の的確な行動がとれることで半数以上に被害を低減することができる。

ア 建物被害、火災、斜面崩壊による死傷 （単位：人）

		5時			12時			18時		
		死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
建物被害	東海地震予知なしケース	18	7	59	9	5	49	9	5	47
	東海地震予知ありケース	7	3	23	3	2	19	3	2	18
火災	東海地震予知なしケース	1	1	1	1	1	1	1	1	2
	東海地震予知ありケース	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜面崩壊	東海地震予知なしケース	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	東海地震予知ありケース	0	1	1	0	0	1	0	0	1
合計	東海地震予知なしケース	20	9	61	11	7	51	11	7	50
	東海地震予知ありケース	7	4	24	3	2	20	3	2	19

イ 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の人的被害を試算した。

- ・建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ・斜面の対策工の実施
- ・家具転倒防止器具の設置

上記対策を実施することで、人的被害を対策前と比べ大幅に低減することが可能である。建物や斜面の耐震化はすぐに進むものではないが、家具転倒防止等比較的簡単にできる対策を実施すれば、大幅に被害を低減することができる。

(単位：人)

	5時			12時			18時		
	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
東海地震予知なしケース	6	3	21	4	3	18	4	3	18
東海地震予知ありケース	2	1	8	1	1	6	1	1	6

(2) 要救助者

死傷者とほぼ同様の傾向にあり、最大ケースの（朝5時、予知なしの場合）要救助者はそれぞれ約29人と想定され、また、予知ありの場合では約12人と想定される。

朝5時において要救助者が最も多く、木造住宅における需要が高い。昼間の時間帯は非木造建物での要救需要も高くなる。非木造建物の救助活動は、木造建物に比べると救助困難性が増すため、昼間には夜間に比べて全体の要救助者数は減少するが、非木造住宅を中心に困難性は増す可能性がある。また、発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が高く、木造建物での救助事象を中心に共助活動が望まれる。多くの住民が協力して活動することで、生存率の高い発災後の数時間に多くの生き埋め者を救助することが可能である。

ア 要救助者数想定結果

(単位：人)

	5時			12時			18時		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
東海地震予知なしケース	28	1	29	15	4	19	14	4	18
東海地震予知ありケース	11	1	12	6	2	8	5	1	6

イ 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の要救助者数を試算した。

- ・建物の耐震補強・建替えによる耐震化
- ・斜面の対策工の実施

上記対策を実施することで対策前の約半数にまで要救助者を低減することが可能である。

地震編
第1章 地震編の概要

(単位：人)

	5時			12時			18時		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
東海地震予知なしケース	10	1	11	5	2	7	5	2	7
東海地震予知ありケース	4	1	5	2	1	3	2	1	3

8 生活支障

(1) 滞留旅客・帰宅困難者

交通機関が停止した場合における観光客を対象とした滞留旅客・帰宅困難者数の想定結果は次のとおりである。本村では県の想定する「富士北麓・東部圏域」内の5件の観光地区分から「山中湖・忍野周辺」を対象に検討するものとする。

8月は1年の中でも観光客が多い時期であり、大規模地震が発生した場合の滞留旅客・帰宅困難者数も多く発生する。昼間発災の場合、約10,637人、夜間の場合でも約9,127人が滞留すると想定される。

富士北麓・東部地域（山中湖・忍野周辺）

(単位：人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間（10時～18時）	2,772	3,254	3,889	4,581	5,963	4,653	6,013	10,637	6,248	5,290	5,116	3,702
夜間（18時～翌10時）	780	649	1,405	1,870	2,578	1,385	3,504	9,127	2,666	1,657	1,672	1,001

(2) 医療機能支障

東海地震が発生した場合、震源に近いこと、峡南医療圏や本村の属する富士北麓医療圏では、他医療圏に比べ多くの死者・重傷者が発生するため、現状の医療体制では対応が困難となる可能性があり、他医療圏への搬送が必要となるが、県全体としても手術・入院を要するような重症患者対応は困難となり、東京都など県外へ搬送する必要が生じる。また、外来患者対応においても、対応が困難となる可能性がある。

ア 医療需給過不足数（要転院患者数含む。）

(単位：人)

対応可能入院重症患者数	要転院患者数	重傷者数+病院死者数（5時）	対応可能外来患者数	軽傷者数（5時）	医療需給過不足数		患者受入れ倍率	
					入院患者対応	外来対応	入院患者対応	外来対応
1	1	29	0	61	-29	-61	30.00	—

注1：要転院患者数の想定的前提

- 被災した医療機関における入院患者のうち、高度な治療を要する転院の必要な患者の割合を50%とする。残り50%は病院のスペースや施設外で対応すると仮定
- 医療機関の施設も地域内の他の建築物と同比率で被害を受けると仮定（RC造建物被害率と同じとした。）
- 当該地区の焼失棟数率と同率の被害を受けると仮定
- ライフライン機能低下による医療機能低下としては、断水（或いは停電）した場合、震度6強以上地域では医療機能の60%がダウンし、それ以外の地域では30%がダウンすると仮定

注2：医療需給過不足数の想定的前提

- ・発生患者は負傷者発生市町村の医療機関で対応するものとした。
- ・要転院患者数の想定と同様の考え方で、医療機関の建物被害やライフライン機能低下による医療低下率を仮定した。
- ・医療機関側の医療供給量は、重傷者の場合は一般病床数、軽傷者の場合は平常時の外来患者数をもとにした。
- ・重傷者対応の場合の需要発生数は重傷者数+医療機関での死者数とした（医療機関での死者は阪神・淡路大震災では全死者数の10%であったが、ここでは安全側に考え100%とした。）。
- ・震後の新規外来需要発生数は軽傷者数とした。
- ・死傷者数は地震が冬5時に発生した場合のものを用いた。時間帯が夜間等になると、医師等が参集困難となる状況が考えられるが、本想定では医師等スタッフがいる状況下を前提としている。

(3) 住機能支障

自宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災1日後で約1,866人（約545世帯）、1週間後で約4,286人（約1,253戸）、1ヶ月後で約212人（約62世帯）と想定される。

また、発災1ヶ月以降の応急仮設住宅需要は約85戸と想定される。

ア 短期的住機能支障

(ア) 短期的住機能支障想定結果

(単位：人（世帯）)

	避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数（合計）			
	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計	大破・焼失	中破	ライフライン被害	計
発災1日後	78 (23)	60 (18)	1,075 (314)	1,213 (355)	42 (12)	32 (9)	579 (169)	653 (190)	120 (35)	92 (27)	1,654 (483)	1,866 (545)
発災1週間後	78 (23)	60 (18)	2,648 (774)	2,786 (815)	42 (12)	32 (9)	1,426 (417)	1,500 (438)	120 (35)	92 (27)	4,074 (1,191)	4,286 (1,253)
発災1ヶ月後	78 (23)	60 (18)	0 (0)	138 (41)	42 (12)	32 (9)	0 (0)	74 (21)	120 (35)	92 (27)	0 (0)	212 (62)

(イ) 避難所収容人数と想定した避難所生活者数との比較

(単位：人)

避難所収容人数	避難所人口 (1日後)	避難所人口 (1週間後)	避難所人口 (1ヶ月後)	収容人数—避難所人口			避難所人口／収容人数		
				1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
2,677	1,213	2,786	138	1,464	-109	2,539	0.45	1.04	0.05

(ロ) 避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較

(単位：人)

避難所収容人数	住居制約者数 (1日後)	住居制約者数 (1週間後)	住居制約者数 (1ヶ月後)	収容人数—避難所人口			避難所人口／収容人数		
				1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
2,677	1,866	4,286	212	811	-1,60	2,465	0.70	1.60	0.08

イ 中長期的住機能支障

(単位：世帯)

中期的住機能支障	長期的住機能支障			
応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持家購入・建替え	自宅改修・修理
85	54	8	13	2

地震編

第1章 地震編の概要

ウ 食料・飲料水需要量

食料需要量については、前記(1)ウの表の住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外生活者数）＝食料需要者数と考えて、1人1日3食×3日間を前提とし、1日当たりの需要量を算出した。本村では発災後1日分の食料として、5,598食が必要となる。

飲料水については、本村では発災当日で16トン、2日目で15トン、3日目で15トンの不足が生じると想定されている。

食料 給食需要量 [直後数日] (一日当たり食分)	飲料水		
	当日	2日目	3日目
5,598	-16トン	-15トン	-15トン

注：飲料水過不足量の想定的前提

- ・給水の対象は断水地域の人口とした。
- ・給水必要量は3日目までは1人1日当たり3リットルとした。
- ・飲料水の供給量は市町村による応急給水量とした。市町村による供給量は、配水池の貯水量を上限とし、1日当たりの供給量は各市町村別の給水車及び給水タンク、貯水のう・ポリタンクによる1日の水輸送可能量（1日5回の輸送を想定）とした。

(4) 清掃・衛生支障

ア 仮設トイレ需要量

多くの住居制約者が発生した地域を中心に仮設トイレ需要が発生し、本村では発災1日後に16基、1週間後に35基の仮設トイレの需要が発生するものとされている。

なお、全県的には仮設トイレの需要に対応できるだけの仮設トイレ備蓄があるため、不足する市町村への備蓄トイレや連絡トイレの輸送を実施し賄うことが可能であるが、仮設トイレを設置した場合、汚物回収が混乱する可能性があり、対策を講じる必要がある。

1日後	1週間後
16基	35基

イ 住宅・建築物系の瓦礫

建物の倒壊や焼失による被害等によって住宅・建築物系の瓦礫や公益公共系の瓦礫が発生する。住宅・建築物系の瓦礫量は約68,900トン（69,700m³）と想定される。

合計	木造被害による	非木造被害による	焼失による
68,900トン (69,700m ³)	20,000トン (38,000m ³)	48,600トン (31,100m ³)	300トン (600m ³)

第3 想定結果に基づく本村の取り組み

想定結果により、東海地震が発生した場合には、震度6弱程度の揺れが発生し、村22%の建物が全壊又は半壊等の被害にあい、人的被害も最大ケースで、20人の死者、9人の重傷者、61人の軽傷者が発生する。こうした被害を少しでも軽減するために、村は防災活動拠点となる公共施設の耐震化に努めるとともに、住民に対する住居耐震化の必要性の周知徹底、火災の延焼を食い止めるための消防力の強化等に努めるものとする。

また、地震発生後の停電、断水等に備え、日頃から物資や資機材等の備蓄に努めるものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくりの推進

【企画まちづくり課、生活産業課】

村は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 道路施設等の対策

県が実施した「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」によると、本村においては地震による急傾斜地や崖の崩壊に関する危険が指摘されており、それに伴って道路破損の被害の発生が予想される。

危険箇所指定区域には、標示板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、危険区域の保全を図る。

1 道路の整備

村長は、地震発生時における道路機能を確保するため、村道について定期的に危険箇所調査を実施し、対策を講ずべき箇所を明確にするとともに、速やかに工事等を実施する。

また、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

2 橋りょうの整備

村長は、地震発生時における橋りょうの確保のために、管理橋りょうについて、国土交通省通達「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、道路橋りょうの整備を図る。

また、今後、新設する橋りょうについては、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

3 トンネルの整備

道路管理者は、地震発生時におけるトンネルの安全確保のために、管理トンネルについて点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

4 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることがあるので、本体と階段の取付部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

第2 河川の対策

河川等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっているが、村は、国土交通省及び県が管理する河川施設に異常を発見したときは、速やかに補強等の工事の実施を要請する。

第3 土砂災害危険箇所対策

土砂災害危険箇所の予防対策については、一般災害編第2章第5節「風水害等災害予防対策」の定めるところによるものとし、ここでは、「土砂災害危険箇所における警戒・避難対策」につ

地震編

第2章 災害予防計画

いて定めるものとする。

なお、地震による斜面崩壊のおそれについては、本編第1章第3節第2「想定結果」のとおりである。大規模地震発生時には土砂災害の発生のおそれもあるため、村は、県の調査による土砂災害危険箇所以外についても、危険箇所の把握に努めるものとする。

1 土砂災害危険箇所における警戒・避難対策

村は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害危険箇所については、県の指導等を得ながら次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定する。

(1) 事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

(2) 避難所の指定

ア 事前避難対象地区を指定するときは、当該事前避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する避難所を併せて指定する。

イ 避難所の指定に当たっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

(ア) 地域の実状を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水）についても十分配慮すること。

(イ) 事前避難対象地区との経路が比較的近距離でかつ安全なこと。

(ロ) 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

(3) 避難路の設定

ア 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と避難所とを結ぶ避難経路を設定する。

イ 避難経路の設定に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 避難路について、がけ崩れ等の危険が予想されないこと。

(イ) 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

(ロ) その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

2 地域住民への周知

村は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第4章 液状化災害対策

1 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、村をはじめとする各施設の管理者等は、施設の設置に当たって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

2 小規模建築物の液状化対策

県が作成した液状化の危険度を示すマップ等を活用して、村は、広報紙、村ホームページ等の各種広報媒体を通じて、液状化対策の普及、啓発に努める。

第5 住宅地対策

1 住宅地の整備

区画整理や再開発事業等により、計画的に老朽家屋、狹隘道路の解消を推進し、防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

公園や緑地は、住宅地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難や救助活動の拠点として防災上重要な役割をもっているため、公園の適切な配置に努める。

第2節 大震火災対策の推進【総務課、企画まちづくり課】

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

村は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県、富士五湖消防本部及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第4節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 出火予防対策の推進

一般災害対策編第2章第4節第2「火災予防対策の強化」を参照。

第2 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

(1) 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、自主防災会に防災用水、可搬式小型動力ポンプ等を地域特性に応じた資機材を整備するものとする。また、消防本部、消防団及び自主防災会の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

(2) 村は、耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図る。

(3) 村は耐震性貯水槽の適正配置に積極的に推進するとともに、河川、湖沼等の自然水利をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるような次計画に基づき施設整備を進めるものとする。また、消防水利の表示等を行い、水利の位置を明確にするものとする。

2 避難場所等の緑化の推進

災害時に避難場所として利用される公共施設・学校等、また避難路となる街路等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

また、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、地震災害に強いまちづくりを推進する。

3 破壊消防等による防ぎょ線の設定等

被害想定をもとにし、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について事前に検討し計画をたてる。

地震編

第2章 災害予防計画

4 消防力の充実整備

(1) 村の消防力の充実整備

村は、警戒宣言発令時、又は地震発生時、速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、富士五湖消防本部富士吉田消防署と連携し、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

資料編	3-1 消防力の現況
-----	------------

(2) 応援協力体制の整備

本村は、近隣市町村と「山梨県常備消防相互応援協定書」を締結しているが、大規模地震発生時にも迅速に応援要請ができるよう、連絡体制の整備を図る。

5 自衛消防力の整備強化

消防法第8条、大規模地震対策特別措置法第8条に基づく防火対象物の管理者は、自主安全体制を確立するため消防計画、地震防災応急計画又は地震対策を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、防災対策上緊急に必要な設備等を整備するとともに、教育及び訓練を行い、消防機関の活動を円滑にするための措置を講ずるものとする。

6 大震火災訓練の実施

大震火災における消火、破壊、救助、通信等の効果的方策を検討し、具体的な計画をもとにした実践的な防災訓練を実施する。特に、自主防災会を中心とした一般住民の参加を求めて、震災時における初期消火、避難等を身をもって体験するように計画する。

資料編	3-1 消防力の現況
	7-4 山梨県常備消防相互応援協定書

第3章 救出計画の作成

大規模地震により倒壊した建築物より住民を救出するため、次の計画を作成する。

1 救出資機材の整備

(1) 家屋、建造物等の下敷になった人々の救出を敏速に行うため、バール、ジャッキなどの救出機材とともに、酸素呼吸器、タンカ等の救護に必要な資機材の整備を進める。

(2) 自主防災会の整備する資機材の中に、救出に有効な資機材を取り入れるように指導する。

(3) 近隣住民による初期救出活動を促すため、発災時には村有資機材を放出し、より迅速な救出活動が行えるようにする。

2 消防団の活動体制の整備

消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるので、次の事項について計画を作成する。

(1) 大規模地震が発生した際の連絡手段指揮系統の確立

(2) 富士五湖消防本部富士吉田消防署との連携方法

(3) 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生後に平常な交通機関が利用できないときの迅速な参集体制の確立

第3節 生活関連施設の安全対策の推進【生活産業課】

上水道、下水道、電気、交通、電話、通信等の生活を支えるシステムの損壊は、被災者の日常生活に大きな支障が生じるだけでなく、ガス漏れのところに電気が復旧したための火災の発生等、ライフライン関係機関相互の連携も重要であり、各施設の耐震性の向上や復旧の迅速化を推進するとともに、各家庭での簡易ガスボンベの固定など、火災発生要因の除去を図る。

第1 上水道施設安全対策の推進

水道事業者（生活産業課水道係）は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

1 水道水の確保

- (1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。
- (2) 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設に当たっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努める。

3 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあつては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

4 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）を設置しており、平素から施設の整備、点検に努める。

5 復旧工事前資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事前資機材を備蓄するとともに、工事前資機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整に努める。

6 応急給水用機材の備蓄

村は、応急給水活動を速やかに実施するため、給水タンク等の応急給水用機材の整備に努めるものとする。

資料編	2-7 応急給水用施設・資機材等保有状況
-----	----------------------

第2 下水道施設安全対策の推進

下水道事業者（生活産業課水道係）及び県は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため次の対策を実施するものとする。

- 1 重要幹線管渠（避難所指定施設はレベル2（震度6弱）まで対応可能）については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

- 2 下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、軀

地震編

第2章 災害予防計画

体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

- 3 下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

- 4 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図る。
- 5 施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。
- 6 下水処理場、ポンプ場等のまとまった空間を利用し、避難所、避難路、防火帯として活用を図る。
- 7 電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。

第3 電気施設安全対策の推進

東京電力(株)山梨支店は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施する。

- 1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

- 2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

- 3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 簡易ガス安全対策の推進

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

- 1 施設・設備の安全確保

- (1) 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

- 2 地震災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

- 3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

資料編	1-3 簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等
-----	--------------------------

第5 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

- 1 施設・設備の安全確保
 - (1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
 - (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
 - (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
 - (4) 保安要員の確保
- 2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備
 - (1) 緊急用の社内及び関係団体との連絡体制の整備
 - (2) 応急用資機材、工具類の整備
- 3 消費先の安全確保
 - (1) 容器転倒防止措置の強化
 - (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
 - (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
 - (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

資料編	1-2 LPガス取扱（販売）施設一覧
-----	--------------------

第6 通信施設安全対策の推進

NTT東日本（山梨支店）は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施する。

- 1 施設・設備の安全確保
 - (1) 電気通信施設の耐震化
 - (2) 主要伝送路の多ルート・分散化
- 2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

 - (1) 災害時優先電話の確保
 - (2) 特設公衆電話の設置
- 3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、地震等災害発生時の通信規制措置実施における利用案内等の周知に努める。
- 4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

 - (1) 可搬型移動無線機
 - (2) 車載型衛星通信地球局
 - (3) 非常用移動電話局装置
 - (4) 移動電源車及び可搬型電源装置
 - (5) 応急復旧ケーブル
 - (6) 特殊車両
- 5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第4節 災害時被害軽減対策推進計画【企画まちづくり課】

大規模な地震が発生した場合には、建築物・建造物等の倒壊・転倒・落下等により、甚大な被害の発生が予想される。このため、「山中湖村耐震改修促進計画」に基づく建築物の耐震性の確保対策をはじめとする建築物の安全対策を推進し、地震発生時の被害の拡大を防止とともに、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第1 建築物の耐震対策

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その設計段階等において審査、確認、指導が行われ、その実効が図られているところである。

しかし、県が実施した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、想定地震における本村の死傷原因は、建物の倒壊によるものが最も多いと想定されている。

このため、村は、地域住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

1 一般建築物の耐震性向上

- (1) 村が実施する木造住宅耐震診断事業における耐震診断の結果、住宅に危険性が認められた場合は、耐震改修工事、耐震シェルター設置工事等の実施を勧める。
- (2) 簡易耐震診断表による自宅の自己診断を推進する。
- (3) 役場において、地震相談への対応に努めるとともに、県建築住宅課、富士・東部建設事務所及び建築士会の相談窓口の紹介、パンフレットやホームページへの掲載などの各種媒体を利用した広報活動を実施する、

2 公共建築物の耐震性の向上

村は、「山中湖村耐震改修促進計画」に基づき、村有施設の耐震診断を実施し、補強の必要な建物は速やかに、かつ、計画的に耐震改修を行う。

3 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を図るため、関係者を対象とした講習会等を開催する。

第2 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、村は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物 件 等	対 策 実 施 者	措 置 等
横断歩道橋	管 理 者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
ブロック塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設に当たっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所 有 者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第3 租税特別措置法に基づく特別償却制度の活用

本村は、大規模地震対策特別措置法第3条の規定により、地震防災対策強化地域に指定されているため、租税特別措置法に基づく特別償却制度の活用を図るものとする。

1 地震防災対策用資産に係る特別償却

対象者	不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等
特例の対象になる資産	(平成21年3月31日以前の取得) 動力消防ポンプ、移動式消火設備、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、携帯発電機及びこれと併用する照明器具、防災用井戸
	(平成21年4月1日から平成23年6月30日までに取得) ①緊急地震速報装置（専用の放置装置を含む。）、②緊急遮断装置（①と同時に設置される場合）、③感震装置（①②と同時に設置される場合）

2 特例の内容

	所得税・法人税 (特別償却率(初年度))	固定資産税 (課税標準の特例)
対象地域	大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域（平成21年3月31日以前に取得した資産については一部が適用除外）	
対象資産	平成21年3月31日以前の取得の対象資産：8% 平成21年4月1日から平成23年6月30日までに取得した資産：20%	平成21年4月1日から平成26年3月31日までに取得した設備
課税標準の特例	平成21年3月31日以前の取得の対象資産：最初の5年度分の課税標準を3/4に軽減 平成21年4月1日から平成23年6月30日までに取得した資産：最初の3年度分の課税標準を2/3に軽減	課税されることと年度から3年度分について、課税標準を2/3に軽減

第4 公共施設地震災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、村の整備計画にあわせて改築の促進を図る。改築に当たっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 村有施設の耐震診断

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された村有建物のうち、災害応急活動の拠点と

地震編

第2章 災害予防計画

なる村役場、避難所となる学校施設、公民館等を優先して耐震診断を実施し、県の公共施設防災計画に準じて、耐震性の強化並びに不燃化等を図る。

また、学校施設の安全確保を図るとともに、避難所としての機能を確保するため、公立小中学校の校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策の推進を図る。

これ以外の耐震改修の必要が認められる建物については、耐震診断を行ったものを中心に、緊急度や建替計画などを考慮するなかで、順次、耐震補強を実施する。

3 建替時等の措置

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障害者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

(1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。

(2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

第5 危険物施設等地震災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 村の措置

村は富士五湖消防本部と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を推進する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業所の措置

事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第6 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県、村等は、その制度の普及促進に努める。

第7 被災建築物応急危険度判定体制の整備

村は、村職員、村内建築士等を対象に被災建築物応急危険度判定士養成のための講習会等への参加を積極的に促し、被災建築物応急危険度判定士の養成・登録を推進する。

また、地震発生時に、応急危険度判定が速やかに行われるように、被災可能性の高い建物や緊急に使用の可否を判定する必要がある建物データに関するリストを準備しておく。また、調査用地図、移動手段を確保する。

第5節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充【総務課】

一般災害編第2章第3節「防災施設及び防災資機材の整備、拡充」の定めるとおりとするが、県立防災安全センター、地方連絡本部等と効果的な応急対策が実施できるよう、村の備蓄資機材等の調整を図りながら、その内容を明らかにしておくものとする。

第6節 情報通信システム整備対策【総務課、企画まちづくり課】

一般災害編第2章第10節「情報通信システム整備対策」の定めるとおりとする。なお、迅速な緊急地震速報の伝達のため、緊急地震速報通信設備の整備・点検及び通信方法の確認を行い、地震発生時に備える。

第7節 広域応援体制の確立【総務課】

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、一般災害編第2章第19節「広域応援体制の確立」に基づき体制の確立を図る。

第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進【全課】

大地震による災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、村をはじめとして各防災関係機関のみでなく、住民一人一人が自分の生命、自分の身体、自分の財産は、まず自分で守る、ということ認識し行動することが被害を少なくする第一義的な原点である。震災時における沈着冷静かつ適切な行動の必要性を深く認識し、協働の精神による住民の自発的な防災会の育成など、防災関係機関と住民とが一体となった効果的な地震防災対策を推進する必要がある。

このため、村をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報、啓発活動を積極的に行い、住民の防災意識の高揚に努める。また、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災会の育成指導、助言等を図るものとする。

第1 村職員に対する村の役割

村は、職員が地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期することができるよう、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。

なお、県は必要に応じて研修会等への支援を行うものとしていることから、これらの研修については、必要に応じて県へ支援を要請しながら行うものとする。

- 1 地震に対する基礎知識
- 2 東海地震と地震予知、警戒宣言とこれに基づく措置及び情報伝達
- 3 村が実施している地震対策と課題
- 4 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的に取るべき行動に関する知識（職員の初動体制と任務分担等）
- 5 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

※ 年度当初に各所属等において実施する職場研修等で、上記4又は所管事項に関する防災対策について周知徹底を図る。

第2 住民等に対する村の役割

村は、防災活動の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、村をはじめとする各防災関係機関の初動体制に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減するかぎとなる。

したがって、村は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資機材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災会との研修会を設け、災害対策に関する啓発と、災害時に速やかな応急対策の実施が図れるよう指導する。

1 住民に対する防災知識の普及・教育

村は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に、住民が出火防止、近隣の人々との協力による救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等、的確な判断に基づいた行動がとれるように、防災週間及び防災訓練を通じて、より具体的な手法により、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

(1) 啓発の方法

- ア 広報紙の活用、ハザードマップなど、防災関係資料の作成・配布
- イ 村ホームページ等の活用
- ウ 県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸し出し
- エ 講演会等の開催、自主防災会に対する指導
- オ ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

(2) 啓発の内容

- ア 東海地震及び地震に対する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法
- エ 警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ク 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- コ 過去の災害にかかる教訓

2 幼児、児童・生徒等に対する教育

村は、児童・生徒等に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

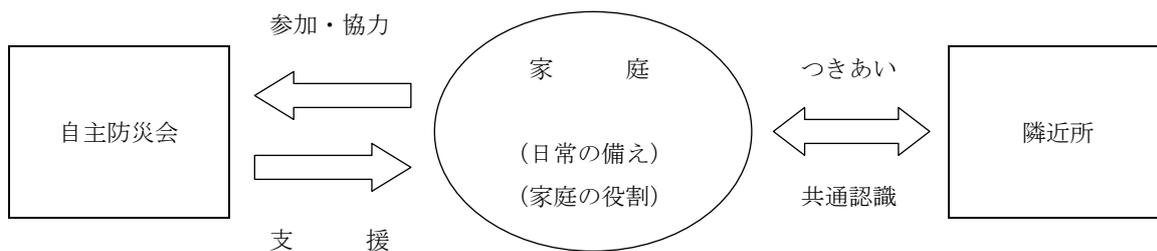
3 防災関係機関による防災知識の普及

電気通信会社及び電力会社、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

第3 家庭の役割

- 1 「自らの身は、自らが守る」という認識の上に立った安全対策の実施
- 2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施
- 3 村等防災関係機関が実施する防災訓練、講演会等への参加

4 自主防災会への参加・協力



第4 自主防災会の役割

大規模地震の際には、以下の事態が予想される。このため、村及び各地区の自主防災会は、大規模地震発生時に自主防災会が組織的な防災活動ができるよう、一般災害対策編第2章第1節第4「自主防災組織」に基づき、組織の充実強化を図るものとする。

【大規模地震の際に予想される事態】

- (1) 電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる
- (2) 道路が遮断され、消防活動等が困難になる
- (3) 各地で同時に災害が発生し、消防力が分散される
- (4) 水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難になる等の事情により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される

第5 施設の自主防災組織の設置

1 設置推進施設

次の施設を対象に設置の推進を図るものとする。

- (1) 旅館、学校など多数の者が利用する施設
- (2) 危険物、高圧ガス貯蔵所又は取扱所
- (3) 多数の従業員がいる事業所で組織的に防災活動を行うことが望ましい施設。ただし、法令により防火管理者等をおき、消防計画を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、その組織による防災活動の充実強化を図って、自主防災体制を整備するものとする。

2 防災担当者の設置

設置する自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として、防災担当者を置かせるものとする。ただし、法令に基づいて、これと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者をして防災担当者とするができるものとする。

第6 事業所・企業における防災の促進

一般災害対策編第2章第2節第8「事業所・企業における防災の促進」に基づき、組織の充実強化を図るものとする。

第7 相談窓口の設置

一般災害対策編第2章第2節第9「災害に関する相談対応」に基づき、組織の充実強化を図るものとする。

第9節 災害ボランティアの育成強化【いきいき健康課】

災害ボランティアが、効果的に災害対策の役割を果たせるよう、一般災害対策編第2章第12節「災害ボランティア育成強化計画」に基づき、災害ボランティアの育成強化を図る。

第10節 防災訓練の実施【全課】

村は、県、防災関係機関等と連携して、次の訓練を実施し、予知が可能とされている東海地震への応急対策、南関東地域直下型地震、活断層による地震等突発的に発生する地震に対して万全を期す。

加えて、村は、中央防災会議及び山梨県の防災訓練大綱、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画に基づく訓練を年1回以上実施するものとする。

訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

なお、訓練後には事後評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じて本計画、マニュアルなどの改善を行う。さらに、随時図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

第1 総合防災訓練（東海地震）の実施

中央防災会議の実施する総合防災訓練に併せて、東海地震に関連する情報の発表、警戒宣言発令及び地震発生を想定した迅速かつ的確な情報の収集伝達などを中心とした実践的な総合訓練を実施し、国、県、村、各防災関係機関、自主防災会等がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。

1 実施日

9月1日を中心とする「防災週間」中等

2 訓練項目

東海地震に関連する調査情報（臨時）から警戒宣言の発令に至る予知段階での各機関の地震防災強化計画に基づく応急対策を実施する。

- (1) 東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言などの村各課、防災関係機関、住民等への伝達訓練
- (2) 地震防災応急対策の実施と、各機関における実施情報収集訓練
- (3) 村各課、防災関係機関による地震防災応急対策の実施について協議する地震災害警戒本部の運営訓練
- (4) 近隣市町村との広域応援訓練

第2 他機関との合同による防災訓練への参加

山梨県地震防災訓練（10月下旬）、山静神合同防災訓練（1月中旬）などの地震防災訓練に参加し、広域応援要請や関係防災機関との連携体制など、災害応急対策の習熟を図る。

第3 個別防災訓練

村は、防災関係機関、自主防災会等と連携し、重点的に実施する必要がある項目について個別防災訓練を実施する。

1 職員の動員、本部運営訓練

- (1) 勤務時間外における突発地震の発生を想定し、あらかじめ指定されている配備該当職員による非常参集、情報の収集伝達、初動体制の確立訓練
- (2) 勤務時間外に東海地震に関する情報が発令されたことを想定し、あらかじめ指定されている配備該当職員による非常参集、防災関係機関等への情報伝達訓練

2 情報の収集伝達訓練

- (1) 村防災行政無線、県防災行政無線を活用した様々な伝達ルートによる関係機関への情報収集伝達訓練
- (2) 初動体制職員による情報の収集伝達訓練

3 富士・東部地域県民センターと連携した地震防災応急訓練

富士・東部地域県民センターと連携し、村と富士・東部地域県民センター間の情報の収集伝達、避難勧告の実施等の訓練、また消防団等による消防相互応援等を含む訓練

4 応援協定締結市町村等との訓練

村が現在相互応援協定を締結している他市町村等との応援協定に基づく応援の実施訓練

5 その他の訓練

村は、消火、救出・救助、避難誘導、給食給水等住民も参加した実働訓練、図上訓練、地区内の避難行動要支援者等を対象とした訓練を実施する。

第4 非常通信訓練

村は、他市町村及び山梨県非常通信協議会等と協議し、有線途絶時の事態に備えて非常通信訓練を実施する。

また、村と消防団の間でも定期的に非常通信訓練を実施するものとする。

第11節 要配慮者対策の推進【いきいき健康課、教育委員会】

一般災害対策編第2章第11節「要配慮者対策の推進」に基づき、在宅の要配慮者、施設入所者、外国人等の対策を図るものとする。なお、突発的に発生する地震災害の特性を踏まえた、児童・生徒等の保護対策については、以下に示すとおりである。

第1 児童・生徒等保護対策

学校等（保育所を含む。）の管理者は地震の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、児童・生徒等に対して実践的な防災教育の実施に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童・生徒等のとるべき行動に関するマニュアルを学校ごとに作成し、教職員及び児童・生徒等の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

電話回線が途絶した場合の保護者への連絡事項は、村防災行政無線を通じて行う。また、教育委員会及び防災関係機関等への連絡は、徒歩等の手段を講じるなど、多様な連絡方法の整備を図る。

(3) 児童・生徒等の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、児童・生徒等及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応の在り方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、運営についても支援する必要があることから、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の運営及び管理活動が円滑に機能するよう、運営組織の体制づくりに努める。

2 地震防災教育指導

児童・生徒等への地震防災教育を次により推進する。

(1) 児童・生徒等に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた明確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の養成及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 地震防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 災害ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

オ 地震予知観測学習

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制【全課】

地震が発生した場合の組織及び応急対策について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第1 山中湖村災害対策本部

1 設置基準

村長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、地震発生時等において村長が村災害対策本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 震度5弱以上の地震が村内に発生したとき
- (2) その他、村長が必要と認めたとき

2 廃止の時期

災害対策本部は、村域において災害が発生するおそれが解消したと認められたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を村役場本庁舎に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先	連 絡 方 法
村 職 員	庁内放送、村防災行政無線、電話、口頭
県 知 事	県防災行政無線（FAX）、電話
富士・東部地域県民センター	県防災行政無線（FAX）、電話
富士五湖消防本部	県防災行政無線、電話
富士吉田警察署	電話
近 隣 市 町 村	県防災行政無線、電話
村 内 関 係 機 関	村防災行政無線、電話、連絡員
一 般 住 民	村防災行政無線、広報車、連絡員
報 道 機 関	電話、口頭、文書

4 災害対策本部の設置場所

山中湖村役場本庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、被災状況に応じ次の施設に設置するものとする。

地震編

第3章 災害応急対策計画

【災害対策本部代替設置場所】

施設名	所在地	電話番号
山中湖村温泉「紅富士の湯」	山中湖村山中865—776	(0555) 20-2700
山中湖交流プラザ「きらら」	山中湖村平野479-2	(0555) 20-3111
山中湖村コミュニティーセンター	山中湖村平野283	(0555) 65-7750
平野保育所	山中湖村平野1997-1	(0555) 65-8542

5 本部長の職務代理者の決定

本部長（村長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

第 1 順位	副村長
第 2 順位	総務課長

資料編 6-2 山中湖村災害対策本部条例

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第3 震災時の応急活動体制

村は、地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施し、総合的調整を行う。

地震発生時の応急活動体制は、次のとおりとする。

	震度4の地震発生時	震度5弱又は5強の地震発生時	震度6弱以上の地震発生時
勤務時間内の体制	1 村防災行政無線により村内一斉放送を行う。 (1) 地震情報 (2) 地震防災対策 ア 火の始末 イ パニック防止 ウ テレビ等による情報収集 2 村の被害状況等の情報収集	1 左欄の1～2を実施する。 2 必要な場合は、遅滞なく災害対策本部を設置する。 3 災害対策本部は山中湖村役場に設置する。	1 左欄の1を実施する。 2 可及的速やかに山中湖村役場に災害対策本部を設置する。ただし、役場が地震災害により使用不能の場合は、「山中湖温泉紅富士の湯」「山中湖交流プラザきらら」「山中湖村コミュニティーセンター」「平野保育所」のいずれかに設置する。
勤務時間外の体制	第2配備Ⅱ体制により配備につく。	第3配備Ⅱ体制により配備につく（職員全員参集）。	

第4 現地災害対策本部

1 現地災害対策本部の設置

(1) 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

- (2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- (4) 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。
- 2 県の現地対策本部との連携

災害対策本部は、村内に大規模災害が発生し、県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

第2節 職員配備計画【全課】

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第2節「職員配備計画」の定めるところによる。

第1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

【職員の配備基準】

配備の基準		配備の内容	配備の要領
第1 配備	① 次の注意報が発表されたとき ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雪注意報 ・雷注意報 ② 噴火予報：噴火警戒レベル1、2	・情報収集活動	勤務時間中は防災担当が対応し、時間外は宿直が対応する。
第2 配備	① 次の警報等が発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ・竜巻注意情報	・情報収集活動をはじめとする応急対策活動に着手する	総務課防災担当 2名
	① 台風の接近により、大雨警報が発表されたとき。 ② 記録的短時間大雨情報 ③ 震度4の地震を観測したとき	・情報収集をはじめとする警戒態勢及び応急対策活動をとる 【災害警戒本部の設置】	・総務課 係長以上及び防災担当 ・生活産業課 1名 ・職員・消防団自宅待機
	① 土砂災害警戒情報が発令されたとき ② 火口周辺警報：噴火警戒レベル3	※事態の推移に伴い、災害対策本部に移行できるものとする	・総務課 全員 ・生活産業課 全員 ・各課長 全員 ※課長の指示で職員招集

第3配備	I	① 避難準備情報発令が予測される場合 (山梨県土砂災害警戒情報システム： 危険度4になったとき)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集をはじめとする警戒態勢及び応急対策活動をとる ・避難所開設対応 【災害対策本部の設置】	村長、副村長、教育長 ・総務課 全員 ・生活産業課 全員 ・いきいき健康課 係長以上 ・教育委員会 係長以上 ・各課長全員
	II	① 避難準備情報を発令したとき (山梨県土砂災害警戒情報システム：危険度6になったとき) ② 特別警報が発表されたとき ③ 震度5弱以上の地震を観測したとき ④ 噴火警報：噴火警戒レベル4		職員全員参集

※ 「大規模災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、災害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合である。

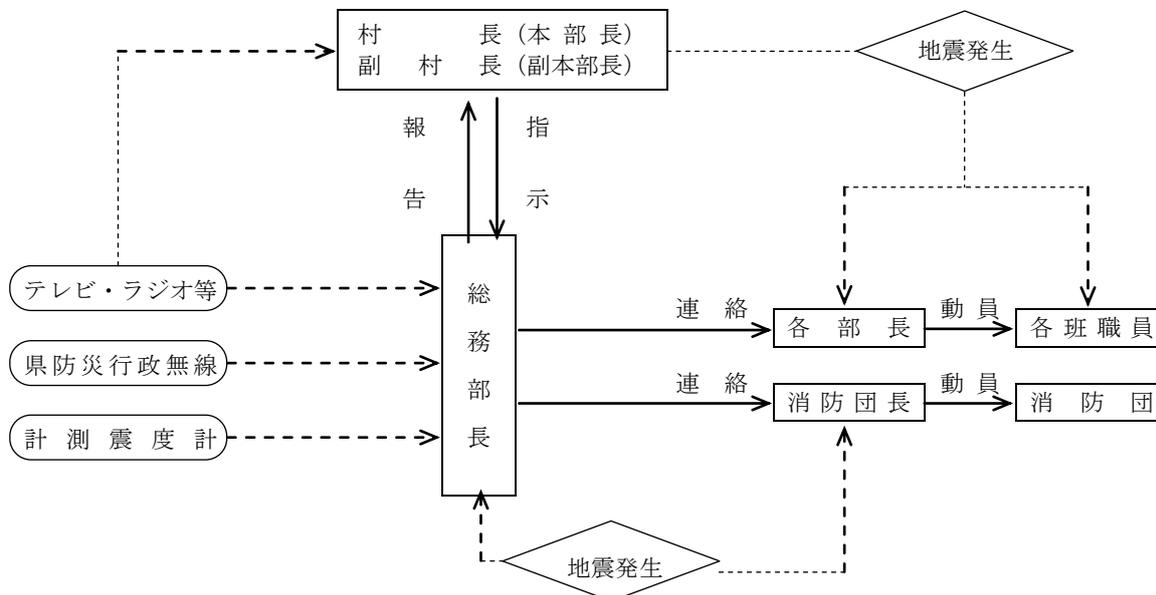
第2 配備及び参集体制

1 勤務時間内における伝達及び配備

(1) 伝達方法

ア 大規模な地震が発生した場合、総務部長は各部長に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話、村防災行政無線等によりこれを徹底する。また、消防団長にも非常配備を伝達する。

イ 各部長等は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。



(2) 初動期における緊急措置

各部長等は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、下記の事項に留意して初動期における緊急措置を行う。

- ア 在庁者の安全と避難誘導、
- イ 火災等の発生防止措置
- ウ 余震による落下物への注意

エ 非常持出品の搬出

オ 電気、ガス、水道、電話、道路、鉄道等の被害状況、運行状況等の情報収集

(3) 配備体制

ア 各部長等は地震が発生した際は、配備基準に基づき、直ちに職員をあらかじめ定められた応急対策業務につかせるものとする。

イ 被害等の状況により、本部長が震度と異なった配備体制をとる決定をした場合は、総務部長（総務課長）は、直ちに各対策部長に当該体制を通知するとともに、庁内放送、電話等により職員への周知徹底を図るとともに、富士五湖消防本部・医療機関等に連絡する。

2 勤務時間外、休日における配備

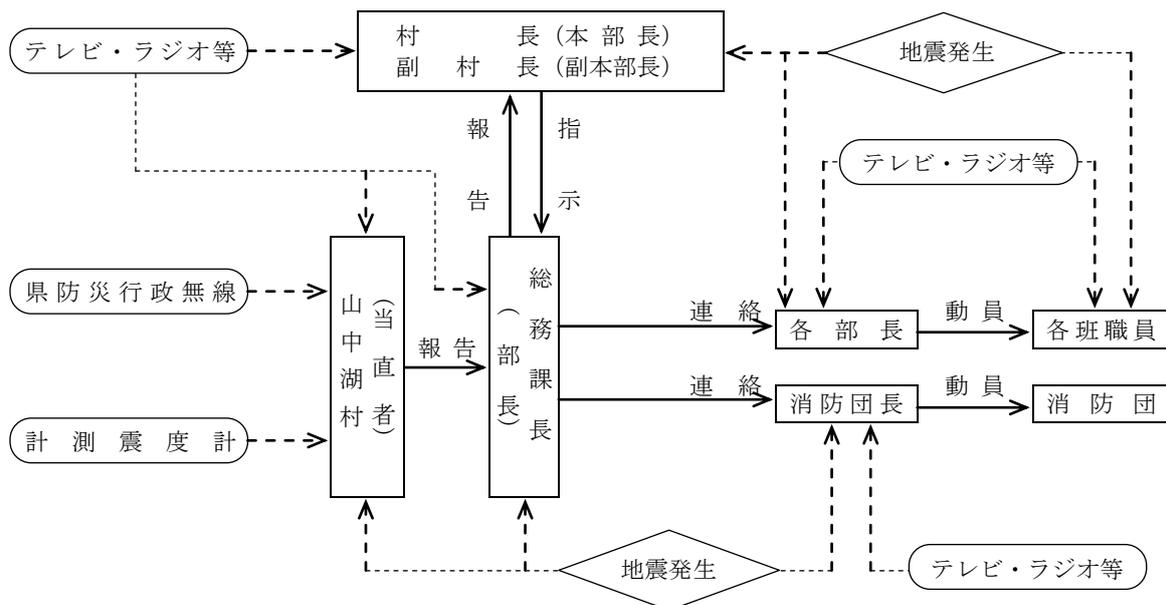
(1) 村職員の対応

職員は、勤務時間外又は休日においても地震が発生し、被害が予測されるときは、あらかじめ定める配備基準に基づき配備該当職員は村役場に速やかに参集するものとする。

なお、参集の際には、「3 参集時の留意事項」に留意するものとする。

(2) 当直者の対応

当直者は、村役場の被災状況等を確認し、総務部長（総務課長）に速やかに報告する。配備該当職員等が参集するまでの間は、地震情報の収集及び連絡に努める。



(3) 自主参集

震度5弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されるため、全職員は速やかにあらかじめ定められた参集場所に参集するものとする。

なお、震度4の地震が発生した場合は、配備該当職員以外の職員についても、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あるいは夜間等の場合は被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、必要により自主的に参集するものとする。

(4) 緊急対策班の編成

大規模な地震等が発生し、職員の迅速な参集が困難な場合には、各庁舎の徒歩10分以内の地域に居住する職員を中心に、先着した職員により、緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務に当たる。

各班の災害応急対策活動に必要な要員が参集でき次第、緊急対策班を解除し、職員はあらか

地震編

第3章 災害応急対策計画

じめ定められた災害応急対策業務に当たるものとする。

(5) 配備状況の報告

各部長は、所属職員の参集状況を記録し、総務部長を通じて本部長に適宜報告する。

(6) 配備体制の移行

各部長は、(4)に定める緊急対策班による配備体制をもって活動中であっても、職員の参集が大半終了したときは、順次本編成による配備体制に移行する。

(7) 災害活動の相互援助

各部長は、本部長の指示があったときは、自らの部以外の災害活動についても協力する。

(8) 災害活動の報告

各部長は班内の災害活動状況につき把握し、適宜各自の部長に報告する。

3 参集時の留意事項

(1) 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具、食料（1～3日分）等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

(3) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、指定避難所などの最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

第3 初動期の活動内容

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- 1 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）
- 2 災害対策本部員会議の開催準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災服、腕章等）
- 3 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- 4 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- 5 避難所の開設（住民の避難状況、指定緊急避難場所及び指定避難所の被災状況の把握）
- 6 ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

↓ 1	参集準備	全職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備にとりかかるものとする。
↓ 2	人命救助	職員は自宅周辺の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後各所属勤務場所へ参集する。
↓ 3	参集	①全職員が自発的に村役場等の所属勤務場所に参集する。 ②災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの村関係施設等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
↓ 4	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。収集する情報については本章第5節第1「災害情報の収集」に定める分担等に基づき行う。
↓ 5	被害状況の報告	①職員は収集した情報を所属長に報告する。 ②各所属長は、被害状況を総務課長に集約する。
↓ 6	緊急対策班の編成	先着した職員により、緊急対策班を編成し、順次初動期に必要な業務に当たる。
↓ 7	緊急対策班の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で緊急対策班を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画【総務課】

要請基準、要請の方法、受入れ体制については、一般災害編第3章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」の定めるとおりとする。

第4節 地震災害情報等の収集伝達計画【総務課】

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、村は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握に努めるものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに村長又は警察官に通報する。通報を受けた村長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、村長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

地震編

第3章 災害応急対策計画

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に関する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

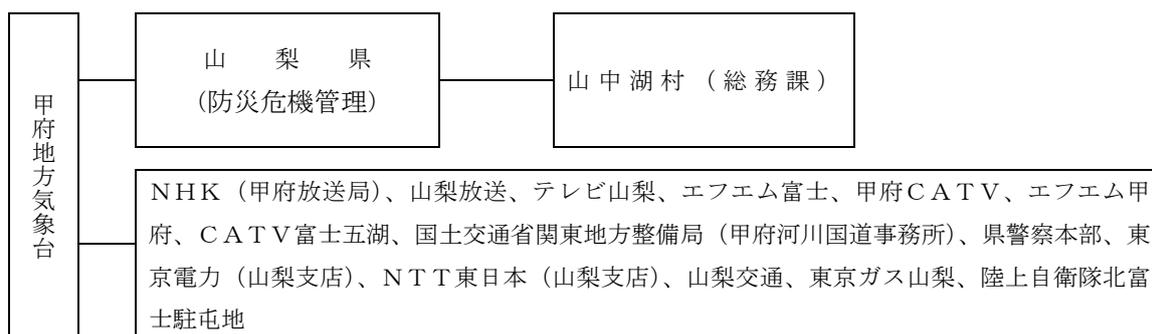
(1) 山梨県に関する地震に関する情報等の種類及び内容

情報等の種類	内 容
① 震度速報	発表基準：震度3以上 内 容：地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
② 震源に関する情報	発表基準：震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない） 内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
③ 震源・震度に関する情報	発表基準：以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
④ 各地の震度に関する情報	発表基準：震度1以上 内 容：震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
⑤ その他の情報	発表基準：顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 内 容：顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
⑥ 推計震度分布図	発表基準：震度5弱以上 内 容：観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(2) 甲府地方気象台の情報伝達・発表基準

情報の種類	発 表 基 準
① 震度速報	関東・甲信越・東海地方のいずれかで震度3以上を観測した場合
② 震源に関する情報	本州中部付近で震度3以上を観測した地震で、津波警報・注意報を発表しないとき。
③ 震源・震度に関する情報	県内の最大震度3以上、隣接県で震度4以上、その他の地域で震度5弱以上を観測したとき
④ 各地の震度に関する情報	県内で最大震度1以上を観測したとき（山梨県と隣接県の震度）
⑤ その他の情報	県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき（地震回数に関する情報）、山梨県内に直接的な影響の少ない場合でも、震度5弱以上の地震等、社会的な影響の大きい地震についての情報を配信（地震の活動状況等に関する情報）
⑥ 推計震度分布図	全国のいずれかで震度5弱以上を観測し、山梨県内で震度4以上が推計された場合

(3) 伝達先



2 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度4以上を観測した地震や地震による被害が発生した地震など詳細な情報が必要とされる場合に、地震の概況、県内での震度観測状況、過去の地震活動状況や今後の推移、二次災害への防災上のコメント等を解説する。

3 緊急地震速報（警報、特別警報）

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報、特別警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報、特別警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報（震度6弱以上が想定されるときは「特別警報」）である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

4 地震情報の収集

村は、気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ、インターネットの各種ホームページ等により一刻も早く入手し、庁内放送、村防災行政無線等により職員等に伝達し、速やかに地震発生後の初動体制をとるものとする。

5 地域住民への地震情報の伝達

地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、村防災行政無線等を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

伝達内容は次のとおりとする。

(1) 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報

(2) 地震防災応急対策の指示

- ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
- イ 電話使用を自粛すること。
- ウ テレビ、ラジオ等を通じて報道される地震情報に注意すること。
- エ 被害が発生した場合は、地区自治会長等を通じて村に報告すること。
- オ 被害状況に応じて自主防災会の活動を開始すること。

第5節 被害状況等報告計画【全課】

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、村は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。

第1 災害情報の収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、村の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集、把握するものとする。

1 地震情報の収集

村は、地震が発生した際には、テレビ・ラジオ、インターネットの各種ホームページ等から気象庁発表の地震情報や県防災行政無線等により地震規模、近隣市町村の震度・被害状況等を把握するものとする。

2 被害状況の把握

村の情報収集手段を活用して、早期に村内の被災状況を把握する。

(1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。

ア 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

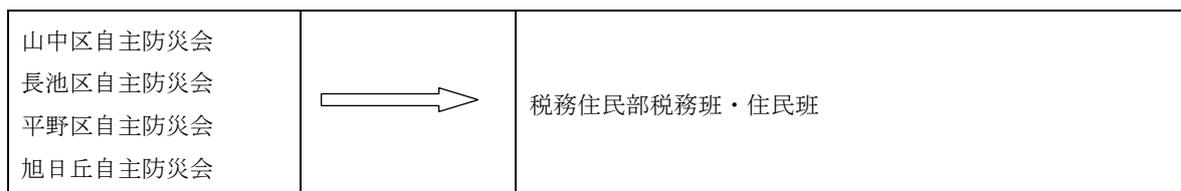
情報の種類	災害情報収集先
①地震に関する情報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
②火災の発生状況	富士吉田消防署、消防団、自主防災会
③死者、負傷者の状況及び被災者の状況	富士吉田消防署、富士吉田警察署、村内医療機関、富士吉田医師会、県(県内市町村等の被災状況)、自主防災会
④ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東京電力(株)山梨支店、(社)山梨県エルピーガス協会
⑤道路等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	関東地方整備局甲府河川国道事務所、富士・東部建設事務所、中日本高速道路株式会社、(社)山梨県建設業協会都留支部
⑥堤防、護岸等の被災状況	富士・東部建設事務所、消防団
⑦住民の避難状況	施設管理者、自主防災会、富士吉田警察署、村内郵便局
⑧学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	村教育委員会、施設管理者、富士吉田医師会

イ 災害時優先電話による収集

村役場等に設置されている災害時優先電話を活用し、施設職員、児童・生徒等、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

ウ 自主防災会からの情報収集

各地域の自主防災会は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により災害対策本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。



エ 協定、覚書に基づく情報収集

村は、山梨県建設業協会都留支部から「災害時における応急対策業務に関する細目協定書」に基づき村内の公共土木施設の被害状況を、村内郵便局から「災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書」に基づき被災住民の避難先及び被災状況を把握する。

資料編	7-6 災害時における応急対策業務に関する細目協定書（（一社）山梨県建設業協会） 7-7 災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書 7-13 災害時の情報交換に関する協定（国道交通省関東地方整備局）
-----	---

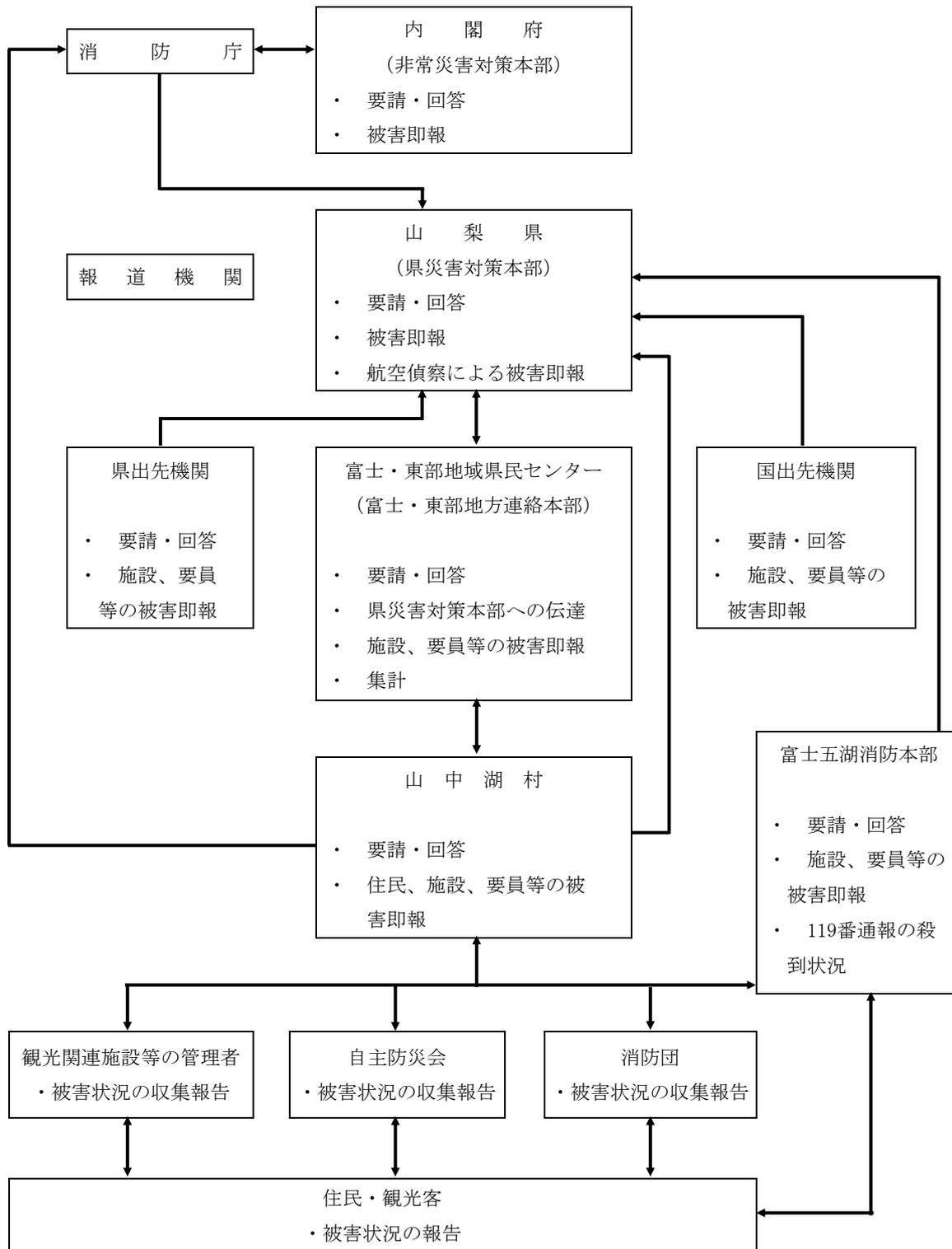
オ 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに所属長に報告する。

カ アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により村内のアマチュア無線局設置者の協力を求めて各地域の災害状況を収集する。

発災直後の情報の収集・伝達フローシート



(2) 第2段階に収集する情報

ア 各班における調査

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各班は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うに当たっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

【被害状況の調査担当】

調査事項	担当部班
他部班に属さない被害、一般被害及び応急対策状況の総括	総務部防災班
役場庁舎被害	総務部総務班
村職員被害	総務部総務班
各地区被害	税務住民部税務班・住民班
家屋被害	税務住民部税務班
被災納税者	税務住民部税務班
電気、電話、ガス被害	税務住民部住民班
人的被害	税務住民部住民班
保育所施設、保育所児童	いきいき健康部福祉班
村内医療機関被害	いきいき健康部健康班
避難行動要支援者被害	いきいき健康部福祉班、介護保険班
村有財産被害	企画まちづくり部企画班
温泉施設被害	観光部施設管理班
公園施設被害	企画まちづくり部まちづくり推進班
河川、堤防被害	生活産業部建設班
道路、橋りょう被害	生活産業部建設班
農林水産被害	生活産業部産業振興班
商工関係被害	生活産業部産業振興班
クリーンセンター被害	環境衛生部環境衛生班
水道施設、配水池被害	生活産業部水道班
下水道施設被害	生活産業部水道班
観光客及び観光施設被害	観光部施設管理班、観光推進班
交流プラザ被害	観光部施設管理班
児童・生徒等及び学校施設被害	教育部学校教育班
文化財被害	教育部生涯学習班
施設利用者及び社会教育施設被害	教育部生涯学習班
施設利用者及び社会体育施設被害	教育部生涯学習班

イ 各地区の被害調査

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災会から速やかに収集する。

なお、大規模な地震が発生した場合には、各課の調査要員の確保が難しいため、必要により調査班を編成して、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。出動に当たっては、応急対策活動に支障等が生じるおそれがあるため、原則、車両を使用せず、オートバイ、自転車等を利用する。

第2 情報の取りまとめ

各班が収集した被害状況（県所管部局へ別途報告をした場合はその内容）や関係機関から入手した情報等は、総務部防災班長が取りまとめ、総務部長を通じて本部長及び副本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

各種災害情報の報告先、種類、様式等については、地震編第3章第5節「被害状況等報告計画」に定めるところによる。

第6節 広域応援体制【総務課】

大規模な地震が発生し、村のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

その要請方法等については、一般災害編第3章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」及び一般災害編第3章第4節「広域応援体制」の定めるとおりとする。

第7節 自衛隊災害派遣要請計画【総務課】

一般災害編第3章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるとおりとする。

第8節 広報計画【総務課、企画まちづくり課】

一般災害編第3章第7節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切かつ正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図るものとする。

第1 実施機関

地震発生時の広報活動は総務部防災班及び企画まちづくり部情報管理班が行うものとするが、災害の状況によっては各班及び消防団等と連携して積極的に広報を行うものとする。

第2 広報の手段

村は、次により地震の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。

- 1 村防災行政無線
- 2 村ホームページによる広報
- 3 広報車による巡回広報（可能な場合）
- 4 広報紙・チラシの配布、掲示板への掲示
- 5 自主防災会を通じたの広報

第3 広報内容

村は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 村の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき応急対策
- 10 指定避難所等の案内
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 その他必要と認められる情報

第4 広報時の留意事項

1 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて放送局に放送を要請するものとするが、緊急時に県を通じる時間がない場合には、村長が一般災害編第3章第9節「災害通信計画」の別記様式により直接放送を要請するものとする。

2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、できる限り車ではなくオートバイを用いて広報を行う。

広報に当たっては、電気、水道等の復旧状況など各地区被災者が必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

3 要配慮者への広報

聴覚障害者に対しては、村ホームページへの掲載、チラシの配布等、外国人に対しては、災害時多言語情報作成ツールの活用、外国語教師の協力により、多言語での災害情報の村ホームページへの掲載、チラシの配布、村防災行政無線による広報を実施する。また、在宅の要配慮者に対しては戸別受信機による広報のほか、民生委員・児童委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

4 広報手段の特色

住民への広報に当たって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心掛けるものとする。

【震災時に有効な広報手段及びその特色】

伝達手段	種別	特色
広報車	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
村防災行政無線	被 生	”
掲示板	生 安	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	生 安	各避難所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
村ホームページ	被 生	村の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人等も村の情報が入手可能
インターネット	被 生 安	村からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能

被 被害状況 生 生活情報 安 安否情報

第5 「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」等の活用

災害発生時には、NTT東日本が「災害用伝言ダイヤル（171）」（※1）を、NTTドコモ、KDDI等携帯電話各社が「災害用伝言板」（※2）を開設する他、「災害用伝言板（web171）、災害用音声お届けサービス」により安否確認が行えるため、活用方法を広報紙への掲載、村役場・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

※1 日本国内で大規模な災害が発生した場合に、声の伝言板の役割を果たすNTT東日本等が提供するシステムで、災害時の安否確認等による電話の輻輳状態に対処する。

地震編

第3章 災害応急対策計画

※2 日本国内で震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に、メッセージの伝言板を果たす携帯電話各社が提供するシステムで、一種の電子伝言板（BBS）で、災害時の安否確認等による電話の輻輳状態に対処する。

第9節 災害通信計画【総務課】

一般災害編第3章第9節「災害通信計画」の定めるとおりとする。

第10節 消防対策【総務課】

大地震発生時には、火災の多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第12節「消防対策」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災による次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火が難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

また、東日本大震災では、津波による漂流物が原因によるもののほか、停電によるローソク火災、ボイラーに関連する火災なども発生している。悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

1 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防署等との連絡に努めるものとする。

2 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

3 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が指定緊急避難場所である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難救護のための防ぎよ活動に全力を傾注するものとする。

4 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

第3 消防活動

1 火災発生状況等の早期把握

村は、電話通報、かけこみ通報、消防署、登庁職員、消防団員、自主防災会等、また、警察等から次の情報等を収集し、被害の状況を的確に把握して活動体制を整えるとともに、村で把握した災害情報については消防署等防災関係機関に速やかに報告するとともに、住民及び関係機関に対して積極的に通報・広報する。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

2 非常招集

消防団員の非常招集は、一般災害編第3章第12節「消防対策」に定めるとおりであるが、地震により火災の発生を覚知した場合は、消防団員は自主的に消防詰所に参集し、指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長は村役場に登庁し、災害情報を共有するなど災害対策本部と協働して災害対策に当たるものとする。

3 消防団の活動

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

(1) 情報収集活動

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、災害対策本部、消防署、警察署等に正確に伝達する。

(2) 出火防止措置

地震の発生により、火災などの災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

(3) 消火活動

各分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

地震編

第3章 災害応急対策計画

(4) 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

(5) 避難誘導

避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、災害対策本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

4 自主防災会等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼びかけ、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときはその長の指揮に従って活動する。

5 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

(1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

(2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

(3) 電気器具は電源コードをコンセントから外す。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。

(4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。

(5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。

(6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

第4章 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、村の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

資料編	7-4 山梨県常備消防相互応援協定書 7-11 消防団相互応援協定書（忍野村）
-----	--

2 県消防防災ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

なお、県消防防災ヘリコプターの出動要請方法については一般災害編第3章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」に定めるところによる。

第11節 緊急輸送対策【総務課、生活産業課、観光課】

一般災害編第3章第14節「緊急輸送対策」の定めるとおりとする。

第12節 避難対策【総務課、いきいき健康課、教育委員会】

一般災害編第3章第17節「避難対策」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方法等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、村の避難勧告・指示を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 村の役割

平素から地震発生時における避難方法等を検証し、住民に対し周知徹底を図る。また、地震時においては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災会等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。

3 指定緊急避難場所への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、正確な災害情報等の収集及び不在者の確認等を行い、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

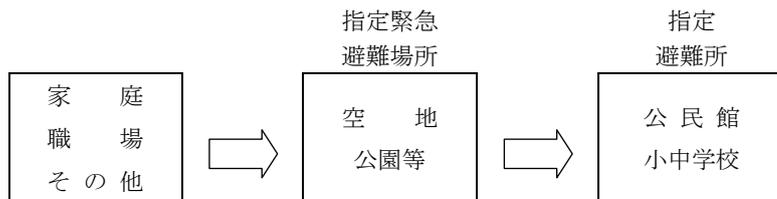
資料編	2-6 指定避難所等一覧
-----	--------------

第2 「指定緊急避難場所」と「指定避難所」について

指定緊急避難場所と指定避難所については、一般災害編第2章第13節「避難体制の整備」に定めるところによる。

なお、避難の流れとしては、おおむね以下のとおりである。

【避難所等への避難方法】



第3 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。このとき、他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。

2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、被害が大きい場合は、村への報告のほか次の措置を行う。

ア 立入禁止措置

イ 他の避難所の案内図の貼付

(2) 被災建築物応急危険度判定士によるチェック

(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかねる場合は、施設管理者は、災害対策本部に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

災害対策本部は、施設の安全性を確認するため、直ちに被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 避難住民への措置

すでに避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全性が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させるものとする。

資料編 2-6 指定避難所等一覧

3 職員の派遣

村は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、避難所管理職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務に当たるものとする。

4 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

村では、学校施設を避難所に指定しているため、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒等との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 要配慮者の保護

地震災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、要配慮者専用スペース（福祉避難室）の確保、また状況に応じて次の施設に福祉避難所に移送する。

移送に当たっては、村社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て行うものとする。（一般災害編第3章第17節第9「要配慮者支援対策」参照）

福祉避難所開設予定施設

施設名	所在地	電話番号
山中湖村老人福祉しあわせセンター	山中湖村山中237—1	(0555) 62—9976

6 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を図るものとする。

7 避難者のプライバシー保護等

避難生活が長期化する可能性があることから、プライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

8 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営に当たって、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

9 市町村・県の区域を越えた避難者の受入れ

村は、県と協議のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受入れについて、公共施設等を活用し、避難者の受入れに努める。

第4 要配慮者支援対策

一般災害編第3章第17節第9「要配慮者支援対策」の定めによるものとする。

第5 帰宅困難者等対策

一般災害編第3章第17節第11「帰宅困難者等対策」の定めによるものとする。

第13節 応急教育対策【教育委員会】

一般災害編第3章第23節「応急教育対策」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

第1 応急措置

1 教育委員会

(1) 被害状況の把握と救急体制

文教施設における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

(2) 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに、復旧計画を策定するものとする。

地震編

第3章 災害応急対策計画

2 学校

(1) 地震発生後の措置

児童・生徒等 在 校 中	<p>1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒等の安全避難を最重点とし、児童・生徒等を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。</p> <p>2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。</p> <p>3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。</p> <p>4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒等を避難所等へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合や遠距離通学者の保護について計画を策定しておく。</p> <p>5 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。</p> <p>6 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。</p>
児童・生徒等 不在 中	<p>1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災の手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。</p> <p>2 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。</p> <p>3 情報収集 児童・生徒等の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。</p>

(2) その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

ア 避難所の運営における教職員の役割及び災害対策本部との連携

イ 児童・生徒等の安否確認の方法

ウ 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒等とで共用する部分と児童・生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討

エ 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒等の帰宅及び保護者との連絡方法

3 社会教育施設

(1) 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

(2) 被災状況の報告

各社会教育施設管理者は、建物又は利用者等の被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第2 応急復旧対策

1 教育委員会

(1) 施設確保と復旧

施設確保計画に基づき災害対策本部と密接な連絡をとり、学校、社会教育施設の確保及び復旧に努めるものとする。

施設確保計画	
1	<p>学校の一部が被災した場合</p> <p>(1) 特別教室、体育館等を使用する。</p> <p>(2) 二部授業を行う。</p>
2	<p>学校の全部が被災した場合</p> <p>(1) 公民館、公共施設等を使用する。</p> <p>(2) 近隣学校の校舎を使用する。</p>
3	<p>特定の地区全体が被災した場合</p> <p>災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等を使用する。</p>
4	<p>村全域に大被害を受けた場合</p> <p>(1) 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設、民間施設等を使用する。</p> <p>(2) 応急仮校舎を建設する。</p>
5	<p>教職員の確保</p> <p>(1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。</p> <p>(2) 近隣校との操作を行う。</p> <p>(3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。</p> <p>(4) 欠員が多数のため、前項の方法が講じられない場合は、県教委に要請し教員配置を行う。</p>

(2) 学用品等の確保

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに速やかに学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒等に対する教科書及び学用品の給与は、災害救助法に基づいて行う。

(3) 応急の教育計画

応急の教育計画については、学校長と十分連絡をとり、万全を期するよう配慮するものとする。

(4) 応急措置

その他応急措置については、速やかに、かつ、弾力的に行うものとし、復旧工事等の早急な実施を図るものとする。

2 学校

(1) 応急の学校運営

各校の管理運営については、施設の被害状況や児童・生徒等の被災状況等を考慮して適宜実施するものとする。

応急の教育計画作成上の留意事項	
1	各学校長は、被害の程度と教育の場所、教員の状況等に応じて臨時の学級編制、日課時間の編成、指導計画、教職員の担任計画等を作成する。
2	臨時休業の実施及び授業の不可能な事態に対する児童・生徒等の学習方法についての指導を行う。
3	授業の不可能な事態が長期にわたるときは、連絡方法、組織（登校班、その他）の整備等に工夫を行う。

4 一時的に退避等を余儀なくされた児童・生徒等との連絡を確保し、再度登校する際に支障が生じないように配慮する。

(2) 学用品等の配布

教育委員会の指示に基づき、学用品の配付や施設の状況に応じて授業再開に努めるものとする。

(3) 給食施設の復旧

給食施設の復旧計画に基づき、施設を整備し、給食用施設・備品の清掃及び消毒を行い、学校給食の再開に努めるものとする。

なお、被災時における施設の状況により、学校給食施設を一時的に村民への炊出し施設として活用することが考えられるので、施設、備品等は被災後直ちに利用できるよう最善の措置をとるものとする。

3 社会教育施設

復旧計画措置に基づき、施設を整備し、利用の再開に努めるものとする。

第14節 応急住宅対策計画【企画まちづくり課、生活産業課】

一般災害編第3章第25節「応急住宅対策計画」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定めるものとする。「大規模地震発生後における応急仮設住宅建設用地の確保」及び「被災建築物の応急危険度判定」に関してはこの節で定めるものとする。

第1 応急危険度判定

1 建築物対策

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建物の調査をし、その建物が使用できるか否かの判定を行う。

(1) 応急危険度判定体制の整備

村は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ村職員による被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の資格取得など、応急危険度判定体制の整備を推進する。

(2) 公共建築物の確認

村は、公共建築物、宅地、仮設住宅建設予定地について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の震後対策での使用の可能性について判断を行う。

応急危険度判定は、村役場、避難所など、防災上重要な施設から行う。

(3) 一般住宅の応急危険度判定の実施

ア 村は、被害状況を収集し応急危険度判定が必要と判断した場合は、判定を必要とする区域を設定する。

イ 判定を必要とする建築物数を基に必要な判定士数を算定し、県災害対策本部に対して、判定士の派遣等の支援要請を行う。

ウ 建築物の判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行い、その結果に基づき、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、二次災害の防止に努める。

(4) 応急措置の実施

村は、応急危険度判定の結果に基づき、被災建築物に対して、使用禁止、立ち入り禁止あるいは応急補強等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

(5) 応援要請

村内で被災建築物が確認された場合には、速やかに県に対し被災建築物応急危険度判定士の出動を要請する。

なお、県への派遣要請に基づく応急危険度判定フローは、別図1のとおりである。

(6) 広報及び指導・相談の実施

村は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して村防災行政無線、広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

2 宅地対策

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

村は、地震又は降雨等の災害後に迅速に被災宅地危険度判定を行うため、あらかじめ村職員による被災宅地危険度判定士の資格取得など、危険度判定体制の整備を推進する。

(2) 被災宅地の確認

村は、被災宅地について危険性を確認し、二次災害の防止と宅地の使用の可能性について判断を行う。

(3) 応急措置の実施

村は、被災宅地危険度判定の結果に基づき、被災宅地に対して立入禁止等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

(4) 応援要請

村内で被災宅地が確認された場合には、速やかに県に対し被災宅地危険度判定士の出動を要請する。

なお、県への派遣要請に基づく被災宅地判定フローは、別図2のとおりである。

(5) 広報及び指導・相談の実施

村は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して村防災行政無線、広報車等による被災宅地に対する危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災宅地の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

地震編

第3章 災害応急対策計画

第2 応急仮設住宅

大規模な地震が発生したとき、震災後、村は、建設業者等の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。

1 応急仮設住宅建設用地の確保

県が実施した「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」の調査結果によると、本村では、東海地震が発生した場合には、全壊339棟、半壊1,283棟、大破166棟、中破291棟の建物被害が生じるものと想定されており、また、発災1ヶ月後には85戸の応急仮設住宅の需要が生じるものとされている。

こうした被害想定を踏まえ、応急仮設住宅の建設予定地として次の用地を選定している。

ただし、自衛隊、消防等の駐車場所の候補地でもあるため、応急仮設住宅建設の必要が生じた場合には、災害の状況、災害発生場所、当該用地の利用状況等を勘案するものとする。

【応急仮設住宅建設用地】

施設名	所在地	電話番号
山中湖交流プラザ	山中湖村平野479—2外	(0555) 20—3111

災害により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけで不足する場合は、県公有地、村公有地及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。必要戸数の確保が困難な場合には、近隣の市町村相互間で融通を行う。

なお、私有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じるものとする。

選定に当たっては、次の事項等に留意するものとする。

建設用地の選定条件

- 1 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所
- 2 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- 3 被災者の生業の見通しがたつ場所
- 4 がけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

2 応急仮設住宅の建設

(1) 県、災害対策本部は、必要な応急仮設住宅の戸数及び建設用地を選定し、県建築住宅課へ建設を依頼する。

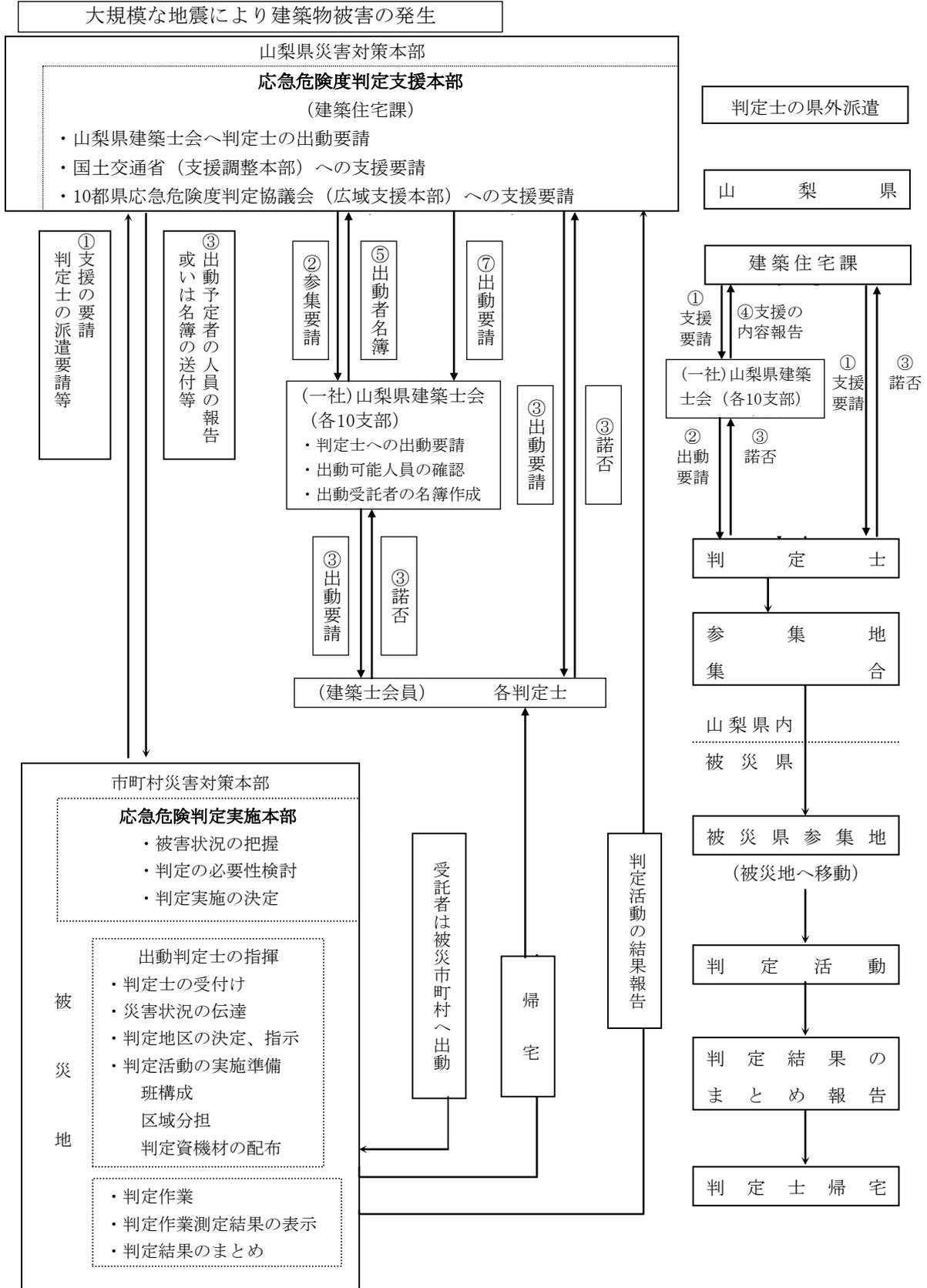
(2) 県建築住宅課は建設用地の敷地調査を実施する。(面積、生活用水、電気等)

(3) 建設業者への工事を発注依頼する。(県が(一社)プレハブ建築協会と協定済)

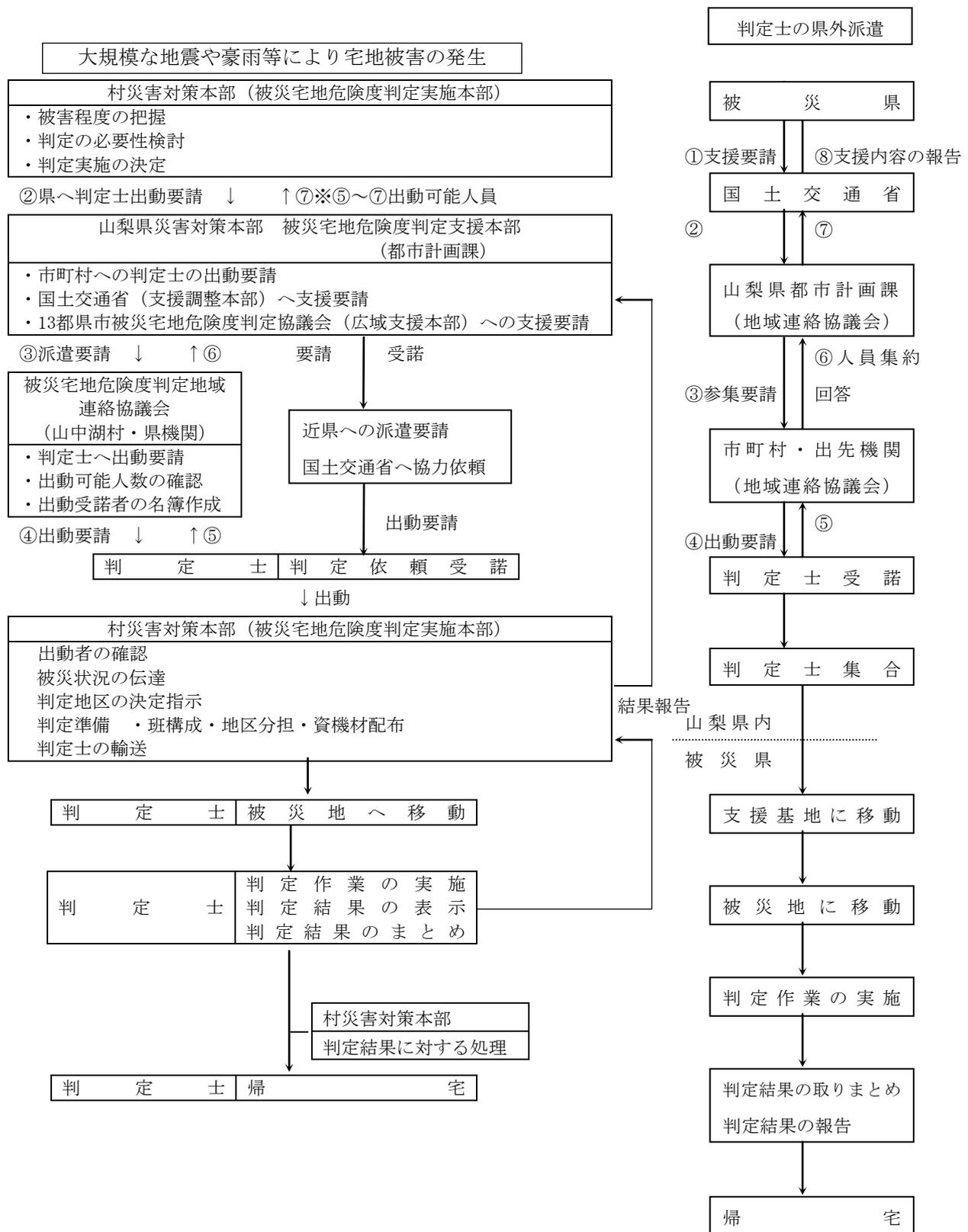
(4) 完成後、災害対策本部が入居者を選定する。

(5) 入居

別図1 被災建築物 応急危険度判定フロー



別図2 被災宅地危険度判定フロー



第15節 救出計画【総務課】

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、村は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第26節「救出計画」の定めるところによる。

第1 住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生ずることが予想されることから、近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動に当たるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸、必要により医療機関への搬送を行うなど、負傷者等の救急活動に努める。

第2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線及び無線通信が途絶した場合には、急使を派遣する等、災害対策本部又は消防署への連絡に努めるものとする。

第3 村の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、村内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、村内関係業者等の協力を得て重機等の資機材の確保に努めるものとする。

(2) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

なお、自衛隊災害派遣要請方法については、一般災害編第3章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

地震編

第3章 災害応急対策計画

2 救急活動

- (1) 迅速な医療救護活動を行うため、富士吉田医師会と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- (2) 医療機関の被災状況、受入れ状況を確認のうえ、トリアージの結果に基づき救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。
- (3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して県消防防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の要配慮者に対して、地震発生時には、安全の確認や必要な介助を行うなど、積極的に要配慮者の安全確保を図る。

4 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うに当たって、各防災関係機関と相互に情報を提供し、効率的に作業分担するための連絡調整窓口を防災班に設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第16節 生活関係施設の応急対策【生活産業課】

第1 水道施設応急対策

水道事業者（生活産業部水道係）は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

水道事業者（生活産業部水道係）が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、指定給水装置工事事業者等へ協力を要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

5 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

第2 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについて応急処置を行う。

1 要員の確保

下水道管理者（生活産業部水道係）が定める地震災害対策計画に基づき応急処置要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、下水道排水設置指定工事店等へ協力を要請する。

3 応急処置計画の策定

下水道管理者（生活産業部水道係）は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

- (1) 応急処置の緊急度及び工法
- (2) 処置資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広報

下水道管理者（生活産業部水道係）は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

第3 電気施設応急対策

1 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。

2 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努めるほか、発動発電機を確保する。

3 避難所における電力供給の実施

第4 簡易ガス施設応急対策

1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。

2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。

4 避難所等に必要な燃料を供給する。

資料編	1-3 簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等
-----	--------------------------

地震編

第3章 災害応急対策計画

第5 液化石油ガス施設応急対策

- 1 製造施設は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を行う。
- 2 販売事業者は、(一社)山梨県エルピーガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。
消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。
また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する。
- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

資料編	1-2 LPガス取扱(販売)施設一覧
-----	--------------------

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、村の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

東海地震については、昭和54年4月に大規模地震対策特別措置法第3条の規定に基づき本村を含む6県167市町村が強化地域に指定されているが、よりの確な対策を講じよりの確な対策を講じるため、大規模地震対策特別措置法制定後20数年間の観測データや科学的知見の蓄積を踏まえ、中央防災会議において東海地震の地震像を再検討し、新たな想定地震域による震度分布等の検討が行われた。その結果を踏まえ、平成14年4月に強化地域の見直しが行われ、従来の6県167市町村から8都道263市町村へ大幅に拡大された。本県では、新たに5町村が追加指定され、これにより県内における強化地域指定市町村は、丹波山村、三富村、小菅村を除く全市町村となった（市町村合併により平成18年8月31日現在、小菅村、丹波山村の2村を除く全市町村）。

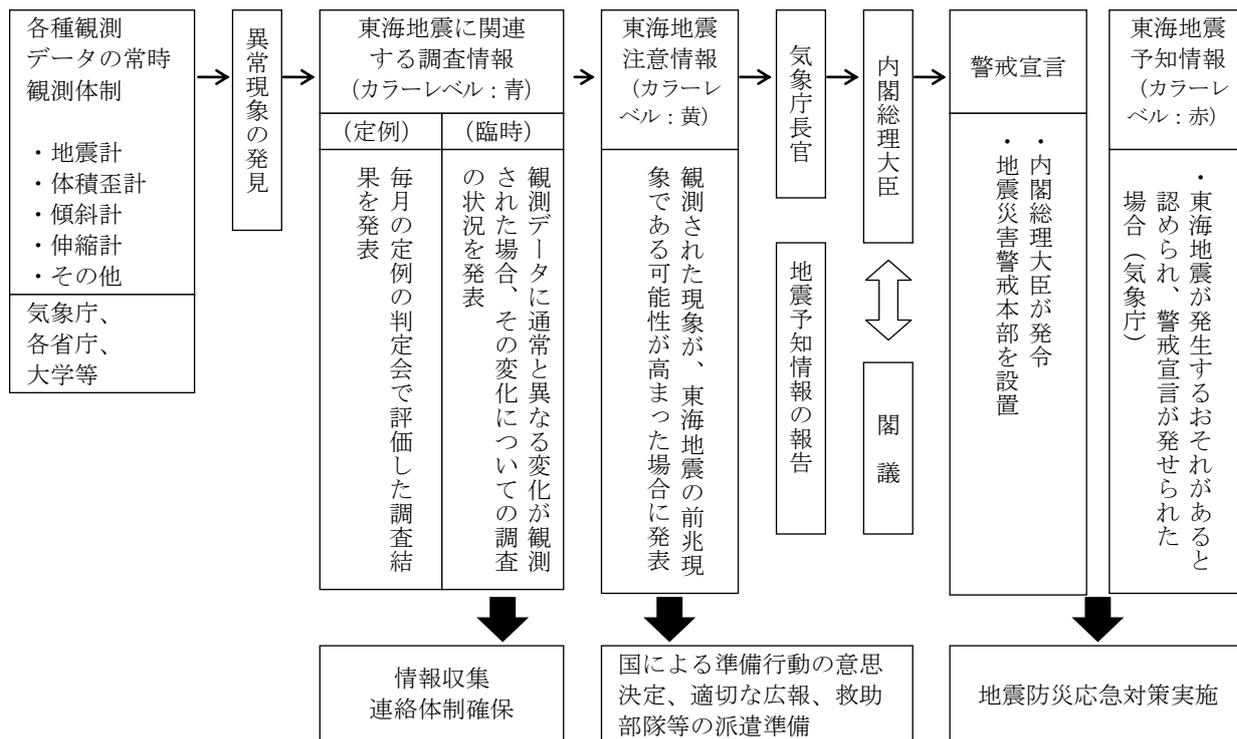
このため、村は、東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合又は東海地震注意情報が発表された場合に、本計画に定める地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施し、地震災害の発生を防止し、又は軽減するとともに、地震予知情報等に伴う混乱の未然防止に努めるものとする。

1 東海地震に関連する情報の種類及び内容

東海地震に関連する情報は以下の3種類である。発表される情報には段階に応じてカラーレベルの表示がされる。

種類	カラーレベル	内容
東海地震に関連する調査情報	青	(1) 東海地震に関連する調査情報（定例） 毎月、定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果
		(2) 東海地震に関連する調査情報（臨時） 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を気象庁から関係機関に伝達される情報
東海地震注意情報	黄色	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報
東海地震予知情報	赤	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報

東海地震に関する情報の発表の流れ



第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表

時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動

第1 東海地震に係る体制

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

(1) 配備体制及び行動

総務課防災担当及び係長職以上の職員等が配備につき、必要な情報を収集し、関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。

(2) 情報内容の周知

村が有する広報手段の活用及び報道機関等との連携により、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ、続報に注意する旨を呼びかける。

2 東海地震注意情報発表時の体制

(1) 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、村長は県への要請や物資の点検、必要に応じて児童・生徒等の引渡し等の安全確保対策等の措置を講じるものとする。

全職員が配備につき、必要な地震防災応急対策活動の準備を行うものとする。

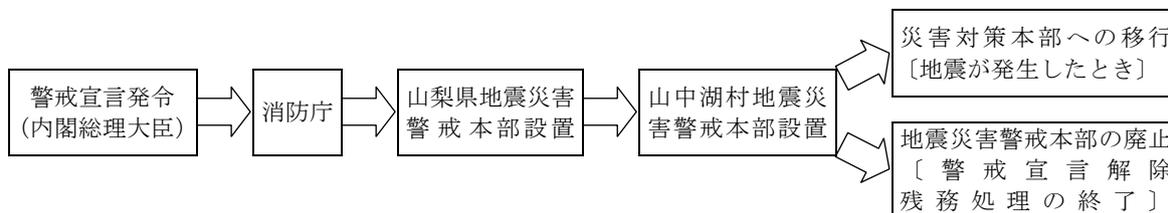
(2) 情報内容の周知

村長は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、町の準備体制の状況について、適切な情報提供を行う。

3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の体制

村は、警戒宣言が発せられたとき、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、全職員が配備につき、防災関係機関及び住民等の協力を得て、地震防災応急対策の実施に努めるものとする。

地震防災応急対策を遂行するため、地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の実働員等について定めておくものとする。



(1) 山中湖村地震災害警戒本部の設置

村長は、内閣総理大臣から地震に関する「警戒宣言」が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法に基づき県に準じて山中湖村地震災害警戒本部（以下、「地震災害警戒本部」という。）を設置し、大規模な地震災害の発生に備え、地震防災応急対策を実施する。

ア 警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第16条の規定により直ちに平常業務を停止し、地震災害警戒本部を山中湖村役場に設置する。

イ 地震災害警戒本部の組織及び分掌事務は別表1及び別表2に定めるところによる。

ウ 地震災害警戒本部の廃止

警戒宣言が解除され、かつ、地震災害警戒本部で行う残務処理が終了したときは、地震災害警戒本部を廃止する。

エ 災害対策本部への移行

村長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。なお、地震災害警戒本部から災害対策本部に移行する場合の災害対策本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

地震編

第4章 東海地震に関する事前対策計画

4 東海地震防災応急対策要員の参集等

(1) 東海地震に関する配備内容及び配備要員

配備体制の名称	配備基準	配備内容	配備要員
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震に関する情報のうち、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	地震災害警戒本部員及び防災担当職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。 1 村防災行政無線、広報車等による住民への広報 2 県、防災関係機関との連絡体制の確保	総務課防災担当及び全係長以上
東海地震注意情報配備体制	東海地震に関する情報のうち東海地震注意情報が発表されたとき	全職員が配備につき、次の事務を行うものとする。 また、警戒宣言発令時（東海地震予知情報発表）に備え、地震災害警戒本部設置の準備を行う。 1 村防災行政無線、広報車等による住民への広報 2 全職員の参集状況の把握 3 地震災害警戒本部設置準備 4 地震防災応急対策の実施準備 5 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）の避難所の開設 6 事前避難対象地区における小中学校、保育所、医療機関、社会福祉施設及び避難行動要支援者の避難の開始 7 自主防災会との連絡調整 8 備蓄、必要資機材等の確認 9 事前避難対象地区内にある施設における段階的又は部分的な施設の利用や営業等の制限 10 役場、指定避難所等の重要施設の内外の安全措置（消防設備の確認、機器等の転倒及び落下防止等）	全職員
東海地震予知情報（警戒宣言）配備体制	警戒宣言が発令されたとき、又は本部長が指示したとき	全職員をもって地震災害警戒本部を設置し、各班は、地震災害警戒本部の分掌事務に掲げる事務を行うものとする。 主な事務内容は次のとおりである。 1 村防災行政無線、広報車等による住民への広報 2 地震災害警戒本部設置 3 本部員会議開催 4 地震防災応急対策の実施 5 消防団、自主防災会との連携 6 避難所開設、運営 7 事前避難対象地区における避難の開始 8 施設の利用、営業等の原則中止 9 帰宅困難者、滞留旅客への対応 10 重要公共施設、危険物保有施設の点検	全職員
地震が発生したとき		村は、地震災害警戒本部から速やかに災害対策本部への移行措置をとり、地震災害応急対策を実施する。	（第3配備Ⅱ） 全職員

地震編

第4章 東海地震に関する事前対策計画

- (2) 消防団長は、東海地震注意情報が発表された場合、消防団員に参集を命ずるものとする。
- (3) 村職員及び消防団員は、地震予知情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに報道に接したときは、動員命令を待つことなく自己の判断により指定された場所に参集するよう努める。
- (4) 村職員は村役場に、消防団員は各消防団詰所に参集する。
- (5) 公立学校、診療所、保育所及びその他村が管理する公共施設の職員参集等については、各施設において定めるところによる。
- (6) 本部長は、参集の状況について、防災機関、公共施設責任者から報告を受けるものとする。

第2 職員の動員計画

職員の勤務時間外又は休日においても警戒宣言の発令等地震情報を常に知り得るように努めるものとし、配備基準により、直ちに参集場所に集合するものとする。

- (1) 村長は、別表2の山中湖村地震災害警戒本部分掌事務に基づく各班の災害応急活動を実施するのに必要な職員の動員計画を策定するものとする。
- (2) 東海地震に関する情報の伝達については、総務部長から各部長を通じて各所属職員に伝達されるものとする。したがって、各部長は事前に伝達連絡図を作成しておくものとする。
- (3) 動員対象から除外する職員は、平常時における病弱者、身体不自由等で災害活動を実施することが困難である者と、遠隔地からの通勤者及び公務出張中の者その他村長が認める者とする。
- (4) 各部長は動員時の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、個人動員表を作成し、あらかじめ職員に通知する。

第3 動員時の心得

(1) 参集時の携帯品

タオル、手袋、水筒、食料、懐中電灯、その他必要な用具

(2) 動員途上の緊急措置

職員は、動員途上において住民の動向等に注意しながら参集する。

資料編	6-3 山中湖村地震災害警戒本部条例
	6-4 山中湖村地震災害警戒本部活動要領

第4 地震災害警戒本部の事務

- 1 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
- 2 自主防災会や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
- 3 避難の勧告又は指示
- 4 事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設
- 5 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅支援対策の実施
- 6 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- 7 救急救助のための体制確保
- 8 その他村内での地震防災対策の実施

地震編

第4章 東海地震に関する事前対策計画

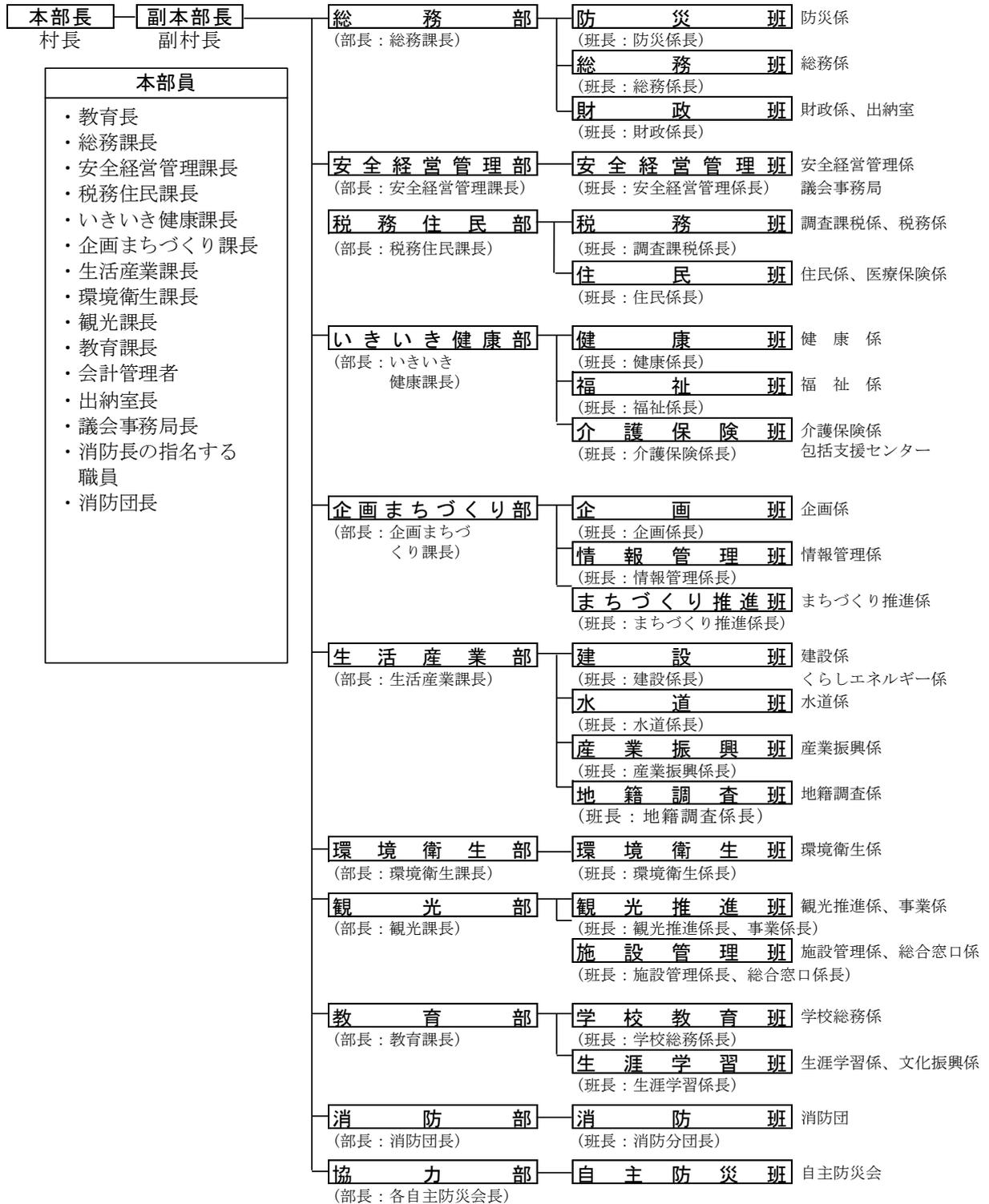
第5 災害対策本部の業務

地震が発生し、災害対策本部が設置された場合の業務は、本編第3章「災害応急対策計画」に定めるとおりとするが、主に次のとおりである。

- 1 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- 2 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- 3 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
- 4 国、県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請
- 5 避難路の確保、避難誘導、避難所の設置運営
- 6 生活必需品等の確保・供給、斡旋
- 7 ボランティアの受入れ
- 8 自主防災会との連携及び指導
- 9 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- 10 防疫、その他の保健衛生
- 11 緊急輸送道路の確保及び調整
- 12 施設及び設備の応急復旧
- 13 その他災害発生を防ぎよ、拡大防止のための措置等

別表 1

山中湖村地震災害警戒本部組織図



地震編

第4章 東海地震に関する事前対策計画

別表2

山中湖村地震災害警戒本部分掌事務

本部長：村長

副本部長：副村長

本部長：教育長、総務課長、安全経営管理課長、税務住民課長、いきいき健康課長、企画まちづくり課長、生活産業課長、環境衛生課長、観光課長、教育課長、会計管理者、出納室長、議会事務局長、消防長の指名する職員、消防団長

部名 (部長)	班名 (班長)	分掌事務
総務部 (総務課長)	防災班 (防災係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害警戒本部の設置及び本部の庶務に関する事。 2 防災会議その他関係機関との連絡に関する事。 3 各部、各班との連絡調整に関する事。 4 本部員会議に関する事。 5 職員の非常招集、解散に関する事。 6 県、防災関係機関との連絡に関する事。 7 地震予知に関する情報の収集、伝達に関する事。 8 避難の勧告、指示その他本部長命令の伝達に関する事。 9 避難誘導に関する事。 10 村防災行政無線の管理、運用に関する事。 11 消防団の招集、配備に関する事。 12 自主防災会との連絡に関する事。 13 緊急輸送に関する事。 14 その他、他部の所管に属さない事。
	総務班 (総務係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 役場庁舎の地震防災応急対策に関する事。 2 本部の事務に必要な施設の整備に関する事。 3 庁用車両の管理、配車に関する事。 4 職員の勤務管理に関する事 5 災害活動従事者の食料等の確保に関する事。 6 他班の事務に協力する事。
	財政班 (財政係長) ※財政係と出納室 で構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震防災応急対策の予算及び資金に関する事。 2 本部活動費の経理に関する事。 3 指定金融機関との連絡調整に関する事。 4 村有財産の地震防災応急対策に関する事。 5 他班の事務に協力する事。
安全経営管理部 (安全経営管理課長)	安全経営管理班 (安全経営管理係長) ※安全経営管理、議会事務局で構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 国・県等関係方面への連絡に関する事。 2 マスコミへの対応に関する事。 3 議員への対応に関する事。 4 総務部防災班の事務に協力する事。

地震編
第4章 東海地震に関する事前対策計画

部名 (部長)	班名 (班長)	分掌事務
税務住民部 (税務住民課長)	税務班 (税務課税係長) ※調査課税係と収納係で構成	1 自主防災会との連絡に関する事。 2 他班の事務に協力すること。
	住民班 (住民係長) ※住民係と医療保険係で構成	1 住民からの問い合わせの対応に関する事。 2 自主防災会との連絡に関する事。 3 電気、電話、ガス等ライフライン施設の調査に関する事。 4 他班の事務に協力すること。
いきいき健康部 (いきいき健康課長)	福祉班 (福祉係長)	1 避難所(福祉避難所含む。)の設置、管理及び運営に関する事。 2 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 3 日本赤十字社、ボランティア団体との連絡調整に関する事。 4 保育所児童の帰宅、避難及び保護者への引渡し等安全確保に関する事。 5 保育所の地震防災応急対策に関する事。 6 避難行動要支援者等への情報伝達、避難誘導に関する事。 7 他班の事務に協力すること。
	健康班 (健康係長)	1 救護所の設置準備に関する事。 2 医薬品、衛生材料の調達に関する事。 3 公私医療機関への情報伝達と調整に関する事。 4 他班の事務に協力すること。
	介護保険班 (介護保険係長) ※介護保険係と包括支援センターで構成	1 避難行動要支援者等への情報伝達に関する事。 2 福祉避難所の開設に関する事。 3 他班の事務に協力すること。
企画まちづくり部 (企画まちづくり課長)	企画班 (企画係長)	1 救援物資集積所の開設準備に関する事。 3 被災宅地、建築物の応急危険度判定の実施準備に関する事。 4 住宅の応急修理等に必要な資機材等の調達に関する事。 5 他班の事務に協力すること。
	情報管理班 (情報管理係長)	1 住民への広報活動に関する事(村ホームページ等)。 2 情報システム等の点検に関する事。 3 他班の事務に協力すること。
	まちづくり推進班 (まちづくり推進係長)	1 公園施設の地震防災応急対策に関する事。 2 他班の事務に協力すること。

地震編

第4章 東海地震に関する事前対策計画

部名 (部長)	班名 (班長)	分掌事務
生活産業部 (生活産業課長)	建設班 (建設係長) ※建設係とくらしエ ネルギー係で構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、堤防等の地震防災応急対策に関すること。 2 水防活動に係る地震防災応急対策用資機材の調達に関するこ と。 3 道路、橋りょう等の地震防災応急対策に関すること。 4 建設業協会との連絡調整に関すること。 5 障害物の除去に必要な資機材等の調達に関すること。 6 災害時の環境保全対策に関すること。 7 他班の事務に協力すること。
	産業振興班 (産業振興係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林産物及び農林産施設の地震防災応急対策に関すること。 2 貯木、流木の地震防災応急対策に関すること。 3 村有林の地震防災応急対策に関すること。 4 山地災害危険箇所の巡視、地震防災応急対策に関すること。 5 商業の地震防災応急対策に関すること。 6 食料及び生活必需品の調達に関すること。 7 生活関連物資の価格・需要動向に関すること。 8 生活関連物資に関する買い占め、売り惜しみ防止等の協力要請 に関すること。 9 商工業団体との連絡調整に関すること。 10 他班の事務に協力すること。
	地籍調査班 (地籍調査係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援物資の受入れ、保管、仕分けの協力に関すること。 2 他班の事務に協力すること。
	水道班 (水道係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保に関すること。 2 水道施設、配水池の地震防災応急対策に関すること。 3 飲料水の備蓄、水のくみ置き等の要請に係る広報に関するこ と。 4 必要な機械器具、車両及び材料等の調達に関すること。 5 下水道施設の地震防災応急対策に関すること。 6 他班の事務に協力すること。
環境衛生部 (環境衛生課長)	環境衛生班 (環境衛生係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 山中湖村クリーンセンターの地震防災応急対策に関すること。 2 仮設トイレの確保に関すること。 3 他班の事務に協力すること。
観光部 (観光課長)	観光推進班 (観光推進係長) ※観光推進係と事業 係で構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 帰宅困難者対策に関すること。 2 観光協会及び観光関係機関との連絡調整に関すること。 3 民間自動車等の緊急調達に関すること。 4 他班の事務に協力すること。
	観光施設班 (観光施設係長) ※施設管理係と総合 窓口係で構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客、所管施設利用者等の安全確保に関すること。 2 帰宅困難者対策に関すること。 4 所管施設における避難所の設置、管理及び運営に関すること。 5 他班の事務に協力すること。

地震編
第4章 東海地震に関する事前対策計画

部名 (部長)	班名 (班長)	分掌事務
教育部 (教育課長)	学校教育班 (学校教育係長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒等の帰宅、避難及び保護者への引渡し等安全確保に関すること。 2 教育施設の地震防災応急対策に関すること。 3 所管施設における避難所の設置、管理及び運営に関すること。 4 他班の事務に協力すること。
	生涯学習班 (生涯学習係長) ※生涯学習係と文化 振興係で構成	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者への情報提供等安全確保に関すること。 2 所管施設の地震防災応急対策に関すること。 3 文化財の地震防災応急対策に関すること。 4 地震防災応急対策活動に協力する体育協会、体育指導員等との連絡調整に関すること。 5 所管施設における避難所の設置、管理及び運営に関すること。 6 他班の事務に協力すること。
消防部 (消防団長)	消防班 (消防分団長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水、火災その他災害の警戒防護及び現場活動に関すること。 2 避難誘導に関すること。 3 住民への広報活動の協力に関すること。 4 消防用資機材の点検、整備に関すること。 5 火災の防止、初期消火の予防広報に関すること。
各部共通		<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に必要な情報の収集伝達及び災害記録に関すること。 2 所掌事務に必要な資機材の調達に関すること。 3 所掌事務に係る機関・団体との連絡、調整及び応援に関すること。 4 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 5 所掌事務に係る他機関の応援職員、専門ボランティアとの調整に関すること。 6 収集した情報の災害対策本部への報告に関すること。 7 状況により各部の応援に関すること。 8 本部長の特命事項、その他必要事項に関すること。
協力部 (各自主防災会長)	自主防災班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区住民への情報伝達に関すること。 2 災害危険箇所等の巡視に関すること。 3 火災の防止、初期消火の予防広報に関すること。 4 避難誘導に関すること。 5 避難所の管理及び運営に関すること。

第3節 情報活動【総務課】

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容その他これらに関連する情報等の伝達、指示は、防災関連機関並びに住民に対し、使用可能な手段を講じて迅速かつ円滑に行うものとする。なお、警戒宣言発令時には、有線電話の混乱が予想されるのでそれに対応した体制を確立しておくものとする。

第1 地震予知に関する情報等の伝達

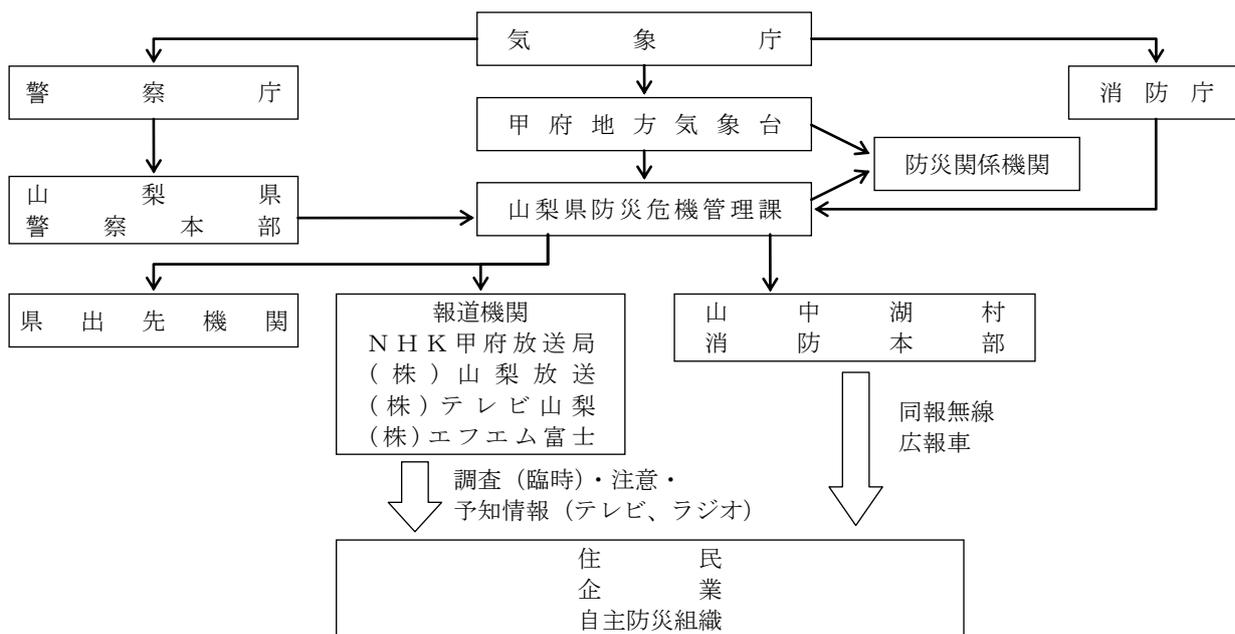
1 東海地震に関連する情報の種類及び内容

東海地震に関連する情報は以下の3種類である。発表される情報には段階に応じてカラーレベルの表示がされる。

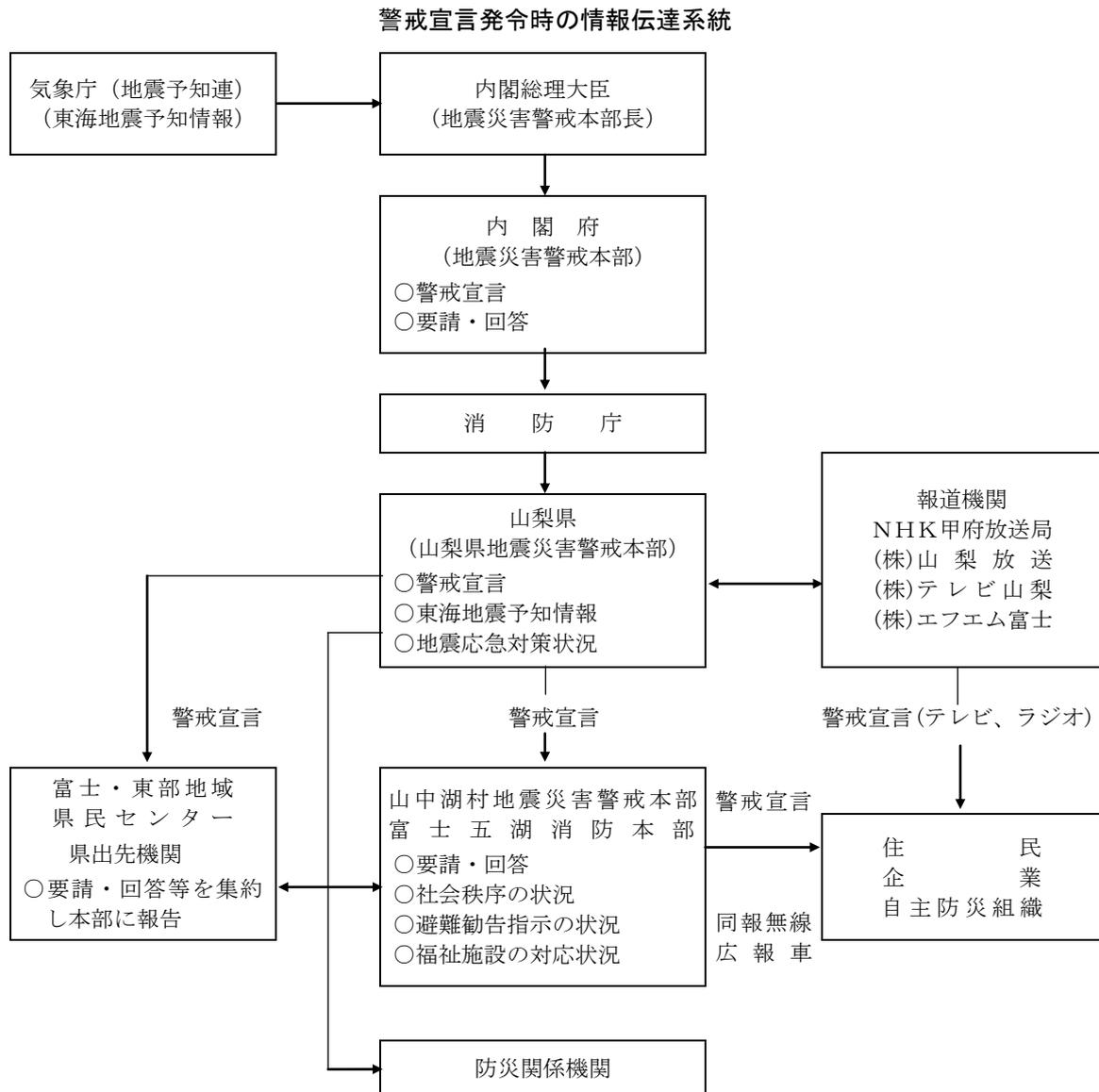
種類	内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を気象庁から関係機関に伝達される情報
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に、気象庁から関係機関に伝達される情報
警戒宣言	内閣総理大臣が地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

2 情報の連絡及び通報

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報

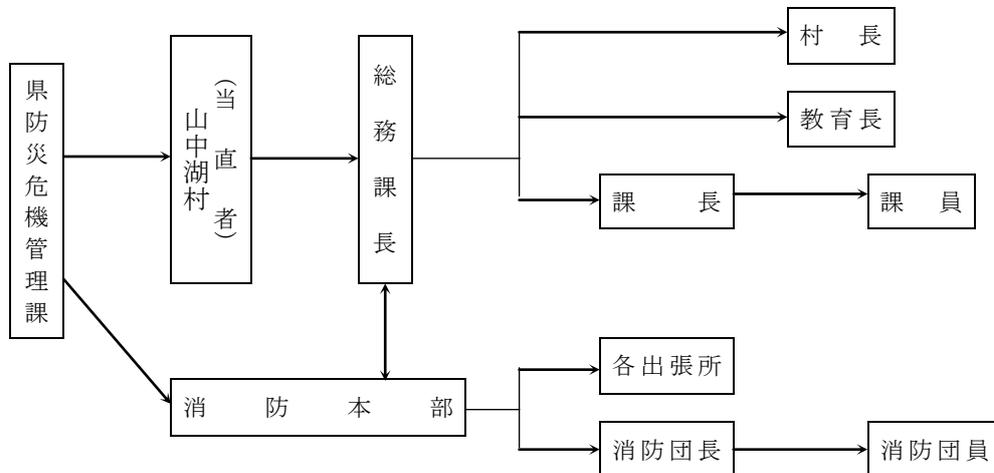


(2) 警戒宣言発令時の情報伝達



3 村域における伝達系統

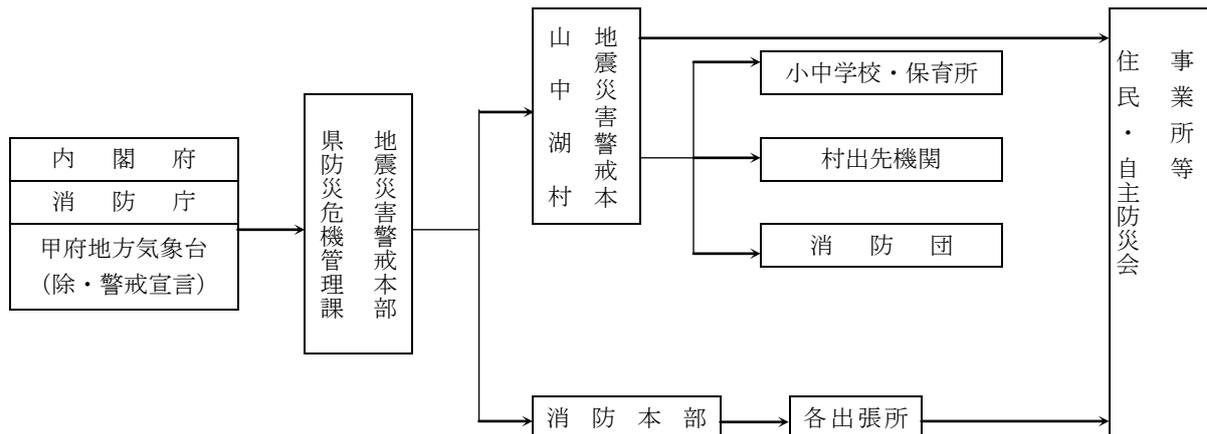
(1) 地震災害警戒本部設置以前の勤務時間外



地震編

第4章 東海地震に関する事前対策計画

(2) 勤務時間内及び地震災害警戒本部設置後



第2 応急対策実施情報の収集、伝達

1 情報の収集、伝達

県、村、防災関係機関は、相互に連絡をとり東海地震注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

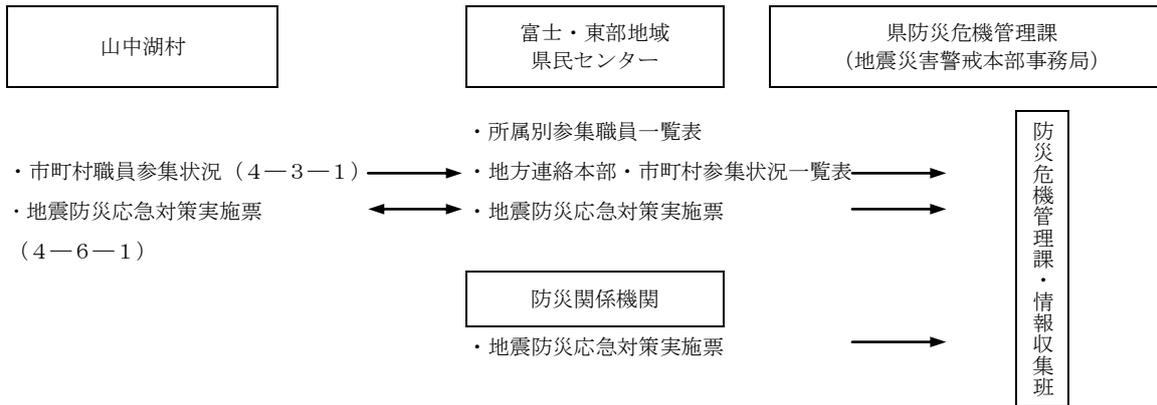
2 収集、伝達の方法、内容の県への報告

村は、1で収集した情報及び次の事項についてあらかじめ県が定める様式により県地震災害警戒本部に報告する。

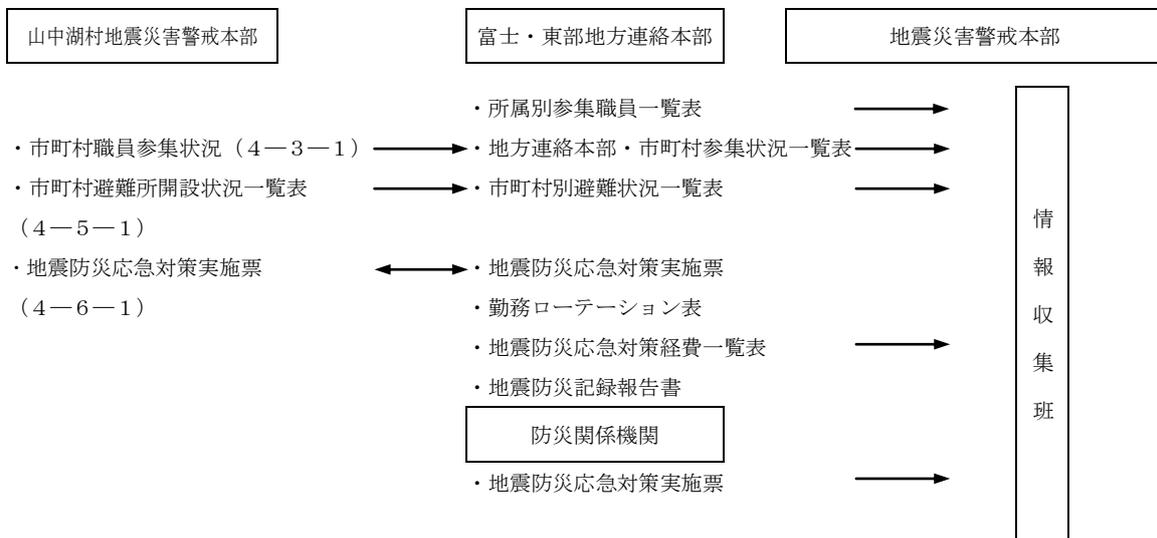
		関係機関名	報告事項
県地震災害警戒本部設置状況	設置前	村→富士・東部地域県民センター→防災危機管理課	避難状況、救護状況、旅行者数（定期バス（施設構内の者を除く。）、通行規制等で停滞している車両数
	設置後	村地震災害警戒本部→地方連絡本部→県地震災害警戒本部	
	設置前	村→富士・東部保健福祉事務所→福祉保健部→防災危機管理課	社会福祉施設を利用している高齢者数及び障害者数
	設置後	村地震災害警戒本部→地方連絡本部→県地震災害警戒本部	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数
	設置前	村教育委員会→富士・東部教育事務所→県教育委員会→防災危機管理課	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数
	設置後	村地震災害警戒本部→地方連絡本部→県地震災害警戒本部	
	設置前	村→富士・東部地域県民センター→県産業労働部→防災危機管理課	私立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数
	設置後	村地震災害警戒本部→地方連絡本部→県地震災害警戒本部	
	設置前	村→富士・東部地域県民センター→県産業労働部→県警戒本部	村内小売店舗の営業停止店舗数
	設置後	村地震災害警戒本部→地方連絡本部→県地震災害警戒本部	

「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式

(東海地震注意情報発表時)



(東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時)



資料編	8-4 県指定に基づく報告様式
-----	-----------------

第4節 広報活動【総務課、企画まちづくり課】

地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

第1 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、地震防災応急対策が迅速、的確に実施されるよう、各機関の計画に基づき広報を実施するが、各機関の広報の概要は次のとおりである。

1 県

地震予知に関する情報、交通機関の運行状況及び道路交通状況、家庭及び自主防災組織等のとるべき措置等について、報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、ヘリコプター、冊子等により実施する。

地震編

第4章 東海地震に関する事前対策計画

2 警察

車両運転の自粛と運転者のとるべき措置、交通の状況と交通規制の実施状況、犯罪予防等のために住民のとるべき措置等について、広報車、拡声器等の広報機器の活用、ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の活用等で広報する。また、テレビ、ラジオ、新聞等への積極的な協力を要請するとともに、状況に応じてヘリコプターによる広報を実施する。さらに、警察官派出所等を利用した住民相談窓口を開設する。

3 防災関係機関

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により、有効適切な放送を行う。

(2) 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) ガス供給機関

報道機関及び広報車を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

(4) 通信機関

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

(5) 道路管理者

報道機関及び標識等を通じて、通行規制等について広報を行う。

(6) 水道管理者

報道機関及び広報車を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について広報を行う。

(7) その他の防災関係機関

上記以外の防災関係機関についても、状況に応じて適切な広報活動を実施する。

第2 山中湖村の広報

1 広報の内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言に関する情報の周知及び内容説明
- (2) 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 生活関連情報等
- (5) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (6) 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- (7) 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (8) 家庭において実施すべき事業
- (9) 自主防災会に対する防災活動の呼びかけ
- (10) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (11) 村の準備体制の状況

(12) その他状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項

2 住民、滞在者等に対する広報文例

住民、滞在者等に対する広報文例は、別表のとおりとするが、必要に応じ1に掲げる事項を加えるものとする。

3 広報手段

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、村防災行政無線、防災信号、広報車、冊子、外国語放送等又は連絡員により行うものとする。

(1) 村からの伝達

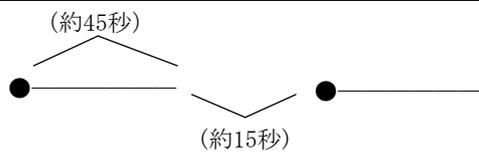
村職員内部等の伝達は主に庁内放送、電話、村防災行政無線、口頭により行い、住民に対しての伝達は、次の方法で行うものとする。

- ア 村防災行政無線の利用
- イ 緊急速報メール
- ウ 広報車（消防車含む）の利用
- エ 村ホームページへの掲載
- オ 自主防災会を通じた広報活動

(2) 消防団からの伝達

消防団各分団は、消防団長、副団長、各分団長等の指示により、各分団にてそれぞれの担当区域に分かれ、地域住民に対して消防車、広報車、サイレン及び警報により伝達を行う。

地震防災信号

警 鐘	サ イ レ ン
	
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

(3) 区長からの伝達

区長（自主防災会長）は、地域内の住民に対して電話等により伝達をするものとする。この場合、地域の組織等を利用して行うなど、その方法をあらかじめ定めておくものとする。

「東海地震に関連する情報」に伴う広報

例文1

「東海地震注意情報」発表時における広報用の例文

- こちらは、防災やまなかこです。
- 先程、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
- この「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報です。
- 「東海地震注意情報」の発表を受けて、村や国、県、防災関係機関では、地震の被害をできる限り少なく抑える措置や防災応急対策活動の準備を始めています。
- 住民のみなさんも、今後のテレビ・ラジオの情報や村の広報に十分注意し、正確な情報を把握してください。
- また、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えていただくとともに、水の汲み置き、家族同士の連絡方法の確認、室内の家具の固定など地震への備えを始めてください。
- 今後の観測の結果、地震が発生するおそれがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられることになります。
- 従って、住民の皆さんは、今後の情報に十分注意し、どうか落ち着いて行動してください。

例文2

「警戒宣言」発令時における広報用の例文

- こちらは、防災やまなかこです。
- 先程、内閣総理大臣から、東海地震に対する警戒宣言が発せられました。
- この地震が発生すると、村をはじめ県内の地震防災対策強化地域内では「震度6弱」以上、その隣接地域では「震度5強」程度の強い揺れに見舞われることが予想されますので嚴重な注意をしてください。
- 既に、村・県・防災関係機関においては、住民のみなさんの生命、身体、財産を守るため、地震災害警戒本部を設置し、応急対策を実施中ですが、地震の被害を最小限に食い止めるためには、住民のみなさんの冷静沈着な行動が大切です。
- まず、身の回りの点検をしてください。火元や、破損・転倒しやすいものの点検をするとともに、自動車の使用、危険な作業は控えてください。
- また、飲料水を貯え、食料、医薬品、懐中電灯、ラジオなどの非常持ち出し品の確認をしてください。
- 今後のテレビ・ラジオの情報、村の広報などに十分注意し、日頃の防災訓練の経験を生かして、あわてずに落ち着いて行動してください。

第5節 避難活動【総務課、いきいき健康課、教育委員会】

第1 避難勧告又は指示の基準等

警戒宣言発令時における避難勧告又は指示の基準は、次のとおりである。

なお、東海地震注意情報の発表時において、避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令時では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等の避難行動要支援者等を避難させるものとする。

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地域）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。

第2 指定緊急避難場所の定義等

指定緊急避難場所と指定避難所の区分、定義等については、一般災害編第2章第13節「避難体制の整備」の定めるとおりとする。

第3 村が行う避難活動

村長は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

1 事前避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる事前避難対象地域は、地震が発生した場合に村長が危険と認める地区とし、本村では資料編「東海地震事前避難対象地区等一覧」に定める地区とする。

【事前避難対象地区の基準】

- ① がけ地、山崩れ崩落危険地域
- ② 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- ③ その他村長が危険と認める地域

資料編 2-5 東海地震事前避難対象地区等一覧

2 事前避難対象地区住民等への周知

村は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知事項

- ① 事前避難対象地区の範囲
- ② 指定避難所
- ③ 要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物、避難路、車両
- ④ 避難路
- ⑤ 車両による避難が行われる地域及び対象者
- ⑥ 避難の勧告と伝達方法
- ⑦ その他必要な事項

3 警戒区域の設定

村長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区に避難の勧告又は指示を行うとともに、建設中の建造物等の付近等、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。

4 自主防災会への指示

村長は、警戒宣言発令時には自主防災会に対し、次の指示を行う。

- 自主防災会への指示事項**
- ① 防災用具、非常持出品及び食料の準備
 - ② 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
 - ③ 避難所の点検及び収容準備
 - ④ 収容者の安全管理
 - ⑤ 負傷者の救護準備
 - ⑥ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護

5 外国人等に対する避難誘導等の対応

外国人、外来者等に対する避難誘導等については、状況によっては外国語教師、ボランティア等の協力を得て適切に対応する。

6 帰宅困難者及び滞留旅客対策

帰宅困難者、滞留旅客の保護、滞在場所の設置及び帰宅支援対策の対策を実施する。

7 避難所における避難生活の確保

- (1) 村が設置した避難所には、情報連絡のため村職員、消防団員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災会等が準備する。
- (3) 食料等の生活必需品は、各人が3日分（保存できるものは1週間分）を用意する。
- (4) 村は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、山中湖観光協会等と協議する。
- (5) 村は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- (6) 村は、要配慮者に配慮するとともに、重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (7) 指定避難所では自主防災会の単位で行動する。

資料編	2-6 指定避難所等一覧
-----	--------------

第6節 住民生活防災応急活動【総務課、生活産業課】

第1 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

警戒宣言発令時における食料及び生活必需品調達の基本方針は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- ② 村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには県と連携をとり緊急の措置を講ずる。
- ③ 村は、備蓄する物資が不足する場合等は、必要性や事態の緊急性に応じて、国や県に物資の供給等を求める。

2 物資等の確認

村は、必要な食料、生活必需品等の品目、数量を把握し、村の備蓄物資の確認を行い、不足する分については、村内の食料販売業者、南都留中部商工会等と連絡を取り、調達可能物資を確認し、必要量を確保する。

3 受入れ体制の整備

搬送される物資の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設には、村職員を配置し、物資の管理体制を整える。

なお、この施設の使用が困難な場合には、山中湖郵便局と締結する「災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書」に基づき郵便局施設の提供を求めるものとする。

資料編	7-7 災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の協力に関する覚書
-----	------------------------------------

施設名	所在地	電話番号
山中湖村役場	山中湖村山中237-1	(0555) 62-1111
山中湖村屋内スポーツ施設「福」	山中湖村平野506-296	(0555) 62-9976
山中湖村プール併用村民体育館	山中湖村山中341-40	(0555) 62-3813

4 配分準備

搬送された物資の各避難所への配分準備を行う。

5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高等の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

資料編	2-8 備蓄の状況
-----	-----------

第2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発令時における村の対策は、次のとおりである。

1 給水活動の準備

村で保有する応急給水用資機材の確認、整備を行い、不足する場合は、村内関係機関等から調達する。

地震編

第4章 東海地震に関する事前対策計画

2 広報の実施

生活産業部水道班は、住民に対して飲料水の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置をとるよう、村防災行政無線、広報車等により広報を行う。

3 応急復旧対策の準備

指定給水装置工事事業者へ連絡をし、応急復旧作業に必要な人員、資機材等を確保する。

第3 医療活動

警戒宣言発令時における村の対策は、次のとおりである。

1 医薬品、医療資器材等の確保

村、村立診療所及び村内医療機関は、必要な医薬品、医療資器材を確保し、応急医療体制を整える。

2 救護所の開設準備

避難所等に救護所の開設準備を行い、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資器材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受入れ体制について富士・東部保健福祉事務所に通知する。

3 搬送準備

傷病者等を搬送するための車両、要員を確保する。

4 医療体制についての広報

村立診療所及び村内医療機関の受入れ体制について広報する。

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

警戒宣言発令時における村の対策は、次のとおりである。

1 防疫活動の準備

村が保有する消毒用薬剤、資器材の確認を行い、不足する場合は、関係業者から調達する。

2 し尿処理の準備

応急仮設トイレの必要数、設置場所を検討し、調達の準備をする。

また、応急仮設トイレ設置に伴い、し尿処理業者との連絡等、し尿の汲み取り準備を行う。

3 災害廃棄物の処理準備

災害時において発生する倒壊家屋など災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、災害廃棄物仮置場については、山中湖交流プラザ「きらら」や「山中湖花の都公園」の周辺など、交通の利便性や災害の状況などを勘案しながら、民有地を含めて選定する。

第5 児童・生徒等の保護活動

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時には、学校、保育所（以下「学校等」という。）は、児童・生徒等の安全を確保するため、村教育委員会等と連携し、次の措置を講じる。

1 東海地震注意情報が発表されたときには、学校等は次の措置を講じる。

遠距離通学等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は授業（保育）又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。

2 警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに中止する。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅方法の対応措置を講じる。このとき、小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全確保について対策を講じる。
- (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、地震災害警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。
- (4) 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。

登下校中発令時の周知事項

- ① ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
- ② 学校等あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
- ③ 留守家族の生徒等は、できるだけ学校等に集合する。
- ④ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指導者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

- (5) 授業（保育）終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止する。

第6 自主防災活動

村等が実施する東海地震注意情報発表時から地震発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災会は次のような活動を実施する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- (1) 自主防災会の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、診療所等での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- (5) 東海地震注意情報発表時に、事前避難対象地区内の避難行動要支援者等が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施に当たっては、村や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 自主防災会の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

(2) 情報の収集・伝達

ア 村からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するよう努める。

ウ 実施状況について、必要に応じ村へ報告する。

地震編

第4章 東海地震に関する事前対策計画

- (3) 初期消火の準備
可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとる。
- (4) 防災用資機材等の配備・活用
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- (5) 家庭内対策の徹底
次の事項について、各家庭へ呼びかける。
 - ア 家具の転倒防止
 - イ タンス、食器棚等からの落下等防止
 - ウ 出火防止及び防火対策
 - エ 備蓄食料・飲料水の確認
 - オ 診療所等の外来診療の受診を控えること。
- (6) 避難行動
 - ア 事前避難対象地区の住民等に対して村長の避難勧告又は指示を伝達し、事前避難対象地区外の指定避難所へ避難させる。避難状況を確認後、村長に報告する。
 - イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、村保健師等と連携を図り、自主防災会において避難所まで搬送する。
 - ウ 指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを村長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき、速やかに指定避難所まで避難する。
 - エ 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、あらかじめ定める指定避難所への避難を勧める。
- (7) 避難生活
 - ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
 - イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資器材を準備する。
 - ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、村等と連絡を取り、その確保に努める。
- (8) 社会秩序の維持
 - ア ラジオ、テレビ、村防災行政無線等により正確な情報を収集し、地区住民への伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
 - イ 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

資料編

2-5 東海地震事前避難対象地区等一覧

第7節 防災関係機関の講ずる措置

【総務課、いきいき健康課、生活産業課、観光課、】

第1 診療所

- 1 村内診療所は、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次の措置を講ずる。
 - (1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限し、その旨の住民への周知に努める。

- (2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- 2 村は、村内診療所に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請し、各医療機関の診療状況等医療情報の収集及び住民に対する広報に努める。
- (1) 東海地震注意情報が発表されたとき
- ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。
- イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- (2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたとき
- ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。
- イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を講ずる。

第2 スーパー等

村は、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

- 1 東海地震注意情報が発表された場合
- (1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- (2) 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
- (1) スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。
- (2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- (3) 営業を継続する場合は、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第3 村社会福祉協議会

- 1 速やかに地震災害援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- 3 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第8節 交通対策【総務課、生活産業課】

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

なお、村は、交通情報の収集に努め、交通規制の実施状況、運転者のとるべき措置等について村防災行政無線、広報車、村ホームページ等により広報を実施するとともに、これらの情報を迅速かつ的確に把握するため、関係機関、報道機関等との連携強化を図る。

第1 交通規制等

1 基本方針

(1) 東海地震注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられた時の交通規制等の状況を広報する。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

ア 村内での一般車両の走行は、極力抑制する。

イ 村内への一般車両の流入は、極力制限する。ただし、静岡方面からの流入車両については、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。

ウ 村外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。ただし、静岡方面へ流出する車両は極力制限する。

エ 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。

2 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、県警察は、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

なお、富士吉田警察署の定める交通規制計画は、一般災害編第3章第15節「交通対策」に定めるところによるものとする。

(1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路

(2) 緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路

(3) 広域的な避難所等防災上重要な施設の周辺道路

(4) がけ崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

(5) 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

(6) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

3 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施に当たっては、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。

(2) 交通規制の実施に当たっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

第2 運転者のとるべき措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

東海地震事前避難対象地区内で、村が車両による避難を認める地区以外の住民については、避難のために車両を使用しないこと。

第3 道路啓開

警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第4 交通情報及び広報活動

警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 東海地震注意情報が発表されたときは、運転車等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画【生活産業課】

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとし、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

なお、村はこれらの情報が発表された場合、各事業所に対して、従業員及び顧客の安全確保、事業所施設の地震防災応急対策の実施等について呼びかけを行うとともに、各事業所の営業状況の把握に努めるものとする。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
- (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- (3) 施設内の整備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認

2 顧客、従業員等への対応

- (1) 東海地震注意情報の発表の周知、内容の説明
- (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 原則として、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
- (2) 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
- (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保全措置等を実施する。

ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置

イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備

ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施

2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

富士山火山編

第1章 総論

第1節 富士山火山編の概要

この計画は、住民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、村、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。

本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。

第2節 富士山の概要

第1 活火山としての富士山

気象庁の定義による活火山とは、おおむね過去1万年以内に噴火した証拠がある火山又は、活発な噴気活動がある火山をいい、日本には110の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山も、1707年に噴火記録（宝永噴火）があるので活火山である。

富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想される。また、噴火時には、過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

第2 富士山との共生

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源であるとともに、優れた景観や豊富な動植物、水資源、高原野菜等は、火山による恩恵であり、地域住民や観光客等の生活の一部を支えている。このため、富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育、災害に強い地域社会の形成や火山に関する教育・普及・啓発を行い富士山との共生を図る必要がある。

第3 富士山の現況等

1 富士山の概要（地形、地質、その他）

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は約500km³と我が国陸域の火山の中で最大である。山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

2 富士山の活動史

(1) 富士山は、約70万年前から20万年前までに活動した“小御岳火山”（※1）、約10万年前から1万年前まで活動した“古富士火山”（※2）と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”（※3）に区分されている。“古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。

“新富士火山”は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流や火砕物（火山灰、火山礫など砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から5つの活動期（噴火ステージ）に分類できる。

【新富士火山の主な噴火ステージ】

宮地（1988）に基づく

噴火ステージ	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
ステージ1	約11,000年前～約8,000年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出量は、新富士火山全体の8～9割に及ぶ
ステージ2	約8,000年前～約4,500年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんど無く、間欠的で比較的の小規模な火砕物噴火
ステージ3	約4,500年前～約3,200年前	山頂と山腹等	小・中規模の火砕物噴火や溶岩流噴火
ステージ4	約3,200年前～約2,200年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
ステージ5	約2,200年前以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

※1 小御岳火山の時代—約70～20万年前。

現在の富士山よりやや北側に小御岳火山が誕生した。

※2 古富士火山の時代—約10万年前に小御岳火山の中腹で古富士火山が噴火を開始。

爆発的な噴火を繰り返した。少なくとも4回の山体崩壊を発生させた。

※3 新富士火山の時代—約1万年前、古富士火山を覆うように新富士火山（現在の富士山）が噴火を開始。

新富士火山は、玄武岩質の溶岩を多量に流し、約1万年前～8千年前頃には、三島市や大月市付近まで到達する規模の大きな溶岩が流出した。

(2) 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約100個の側火口がある。

有史後の主な噴火は、貞観6～7年（864～865年）の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永4年（1707年）の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸（東京都）にも大量の火山灰を降らせた。

以来300年、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成12年10月から12月及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。

「郷土史年表」等による富士山の主な災害は次のとおりである。

【富士山の主な災害の歴史】

800（延暦19.4～）	富士山大噴火、大量の火山灰を噴出（日本紀略）
864（貞観6.5～）	富士山大噴火、溶岩流が本栖湖を埋める。（貞観大噴火）（三代実録）
1083（永保3.2.28）	富士山大噴火（扶桑略記）
1435（永享7.1.30）	富士山に山炎が確認（王代記）
1559（永禄2.2）	この月の申の日、富士の雪代出水し、田畑、集落を押し流す。（妙法寺記）
1572（元亀3.2）	上吉田村（現富士吉田市）、富士山雪代の災害を避け、全村古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う。（新地割付帳）
1707（宝永4.11.23）	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する。（宝永大噴火）
1951（昭和26.3.6）	富士山麓に大雪代発生し、忍野村50年来の大被害
1954（昭和29.11.27～28）	低気圧の通過により、富士山で大雪崩、死者15人
1980（昭和55.8.4）	富士山で大落石事故、死者12人

3 富士山における噴火の特徴

“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- (2) 山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2200年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されている。

第3節 想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性

第1 想定火口範囲

国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）で示されたとおり、約3200年前以降に形成された火口の位置及びこれらの既存火口を山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域を噴火する可能性のある範囲とし、噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある危険地域とする。

第2 想定される火山現象とその危険性

1 想定される前兆現象

火山性地震	火山周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火する前や噴火中に地震が起こる現象である。多くは、身体に感じない小さな地震であるが、時として震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれもある。
火山性微動	地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。
山体膨張	山体の一部が膨張する現象である。
噴気	火山内部から発生する気体で通常大部分が水蒸気であるが、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガスなどの有機物質が含まれることもある。

2 火山災害事象の解説

溶岩流	1,000℃前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い早である。
降灰	細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。
噴石	噴火時に火口から放り飛ばされる直径数cm以上の岩片を噴石という。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2km以内は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるので危険である。なお、このような噴石のほか、小石や軽石は、風下では風に乗って遠く離れた地域にも到達することがある。1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10kmほど離れた場所で20cm程度の軽石が到達し、さらに20km離れたところでも数cmの軽石が到達した。

火砕流・火砕サージ	高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、発生が予想される場合には事前に避難する必要がある。
融雪型火山泥流	雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。おもに谷底など低いところを流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。
降灰後の降雨による土石流	山の斜面に厚く積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ10cm以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。
岩屑雪崩	山の一部が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れてくる。富士山では、約2500年前に御殿場方面に崩れたことや、さらに昔にも複数回あった可能性があるとの記録がある。広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。
雪泥流	雪代・スラッシュ雪崩ともいい、融雪期の降雨、急激な気温上昇等により融雪が進むことによる流水が引き金となり、雪や土砂が混じって流下する現象である。富士山では、中世や江戸時代には麓の村をおそった大規模な雪代があったことが古文書に記録されている。
水蒸気爆発	熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯や湖に流入すると、小規模な水蒸気爆発が起こることがある。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石や爆風の危険があるので注意が必要となる。
火山ガス	火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出す現象で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。
空振	噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接の影響はないが、規模が大きい場合には、窓ガラスなどが割れることもあるので注意が必要である。
洪水氾らん	川の上流に火山灰がたくさん積もると、支流や溪流などからの土砂流入によって下流に流されてきて川底にたまることによって、本流の河床が上昇して洪水が起こる現象である。宝永の噴火後には、神奈川県酒匂川などで繰り返し被害があった。川沿いでは注意が必要である。
津波	山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生する。富士山で発生した実績は確認されていないが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要がある。

第4節 想定する火山災害

第1 噴火の概略シナリオ

富士山で起こりうる噴火について、必ずしも起こりうる全ての現象や推移を網羅したものではないが、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された噴火のシナリオを標記する。

第2 防災計画が対象とする火山現象と影響予測範囲

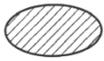
1 この計画が対象とする火山現象は、富士山火山広域防災対策基本方針で影響予想範囲が示され緊急かつ広域的な対応が求められる次の火山現象とする。

- (1) 溶岩流
- (2) 火砕流・火砕サージ
- (3) 融雪型火山泥流
- (4) 噴石
- (5) 降灰後の降雨による土石流
- (6) 降灰

2 上記(1)から(5)までの火山現象の影響予想範囲は、富士山火山広域防災対策基本指針、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書及び県と富士山火山防災協議会により詳細に検討した範囲とし、その影響予想範囲を富士山火山ハザードマップ（以下「ハザードマップ」という。）として図1から図3に示す。また、(6)の降灰についても、富士山火山広域防災対策基本指針、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された範囲とし、その影響予想範囲をハザードマップとして図4に示す。

なお、このハザードマップによる各火山現象の影響予想範囲は、一定の条件にもとづき推定されたもので、実際に噴火した場合は、噴火のタイプ、火口の位置、噴火の規模、季節等によって変化する。

【図の見方と記号の意味】

 雪の時期	泥流避難ゾーン	富士山に雪が積もっている時期に噴火が始まったとき、すぐに避難が必要な範囲
	※融雪型火山泥流が短時間のうちに到達する可能性のある範囲	
 年間	2次避難ゾーン	噴火しそうなとき、噴火が始まったときすぐに避難が必要な範囲
	※噴火した場合に下の3つのどれかに当てはまり、すぐに危険になる範囲	
① 火口から噴出した石がたくさん落ちてくる範囲（この範囲以外にも、まれに10cm未満の小石などが飛ばされることもある。） ② 火砕流が発生した場合に、高温のガスが高速で届く範囲 ③ 溶岩が流れ始めた場合に、すぐ到達するかもしれない範囲（3時間程度を想定）		
 年間	3次避難ゾーン	すぐに危険にはならないが、火口位置によっては避難が必要な範囲。また、避難に人の手が必要な方は早めの避難が必要である。
	※溶岩が流れ続けた場合に、1日ぐらいで到達するかもしれない範囲	
 降灰後 数年間	土石流避難ゾーン	火山灰が厚く積もっている場合には、大雨警報が出たときに避難する必要がある範囲。火山灰が厚く（10cm以上）積もっている地域では少しの雨でも土石流が発生しやすくなるので注意が必要である。
	⑤ 避難施設位置	番号は下記の避難施設名に対応

No.	避難施設名	電話番号
43	紅富士の湯	20—2700
44	山中保育所	62—0179
45	山中小学校	62—0079
46	山中湖村公民館	62—4386
47	山中湖中学校	62—0103
48	旭日丘公民館	62-1118
49	山中湖交流プラザ	20—3111
50	山中湖村コミュニティセンター	65—7750
51	石割の湯	20—3355
52	平野保育所	65—8542
53	東小学校	65—8152
54	長池コミュニティセンター	62—3448
106	介護老人福祉施設山中湖あんずの森	63—2333

富士山に雪がない時期

6月から9月は雪が少なく、あるいは全くない。

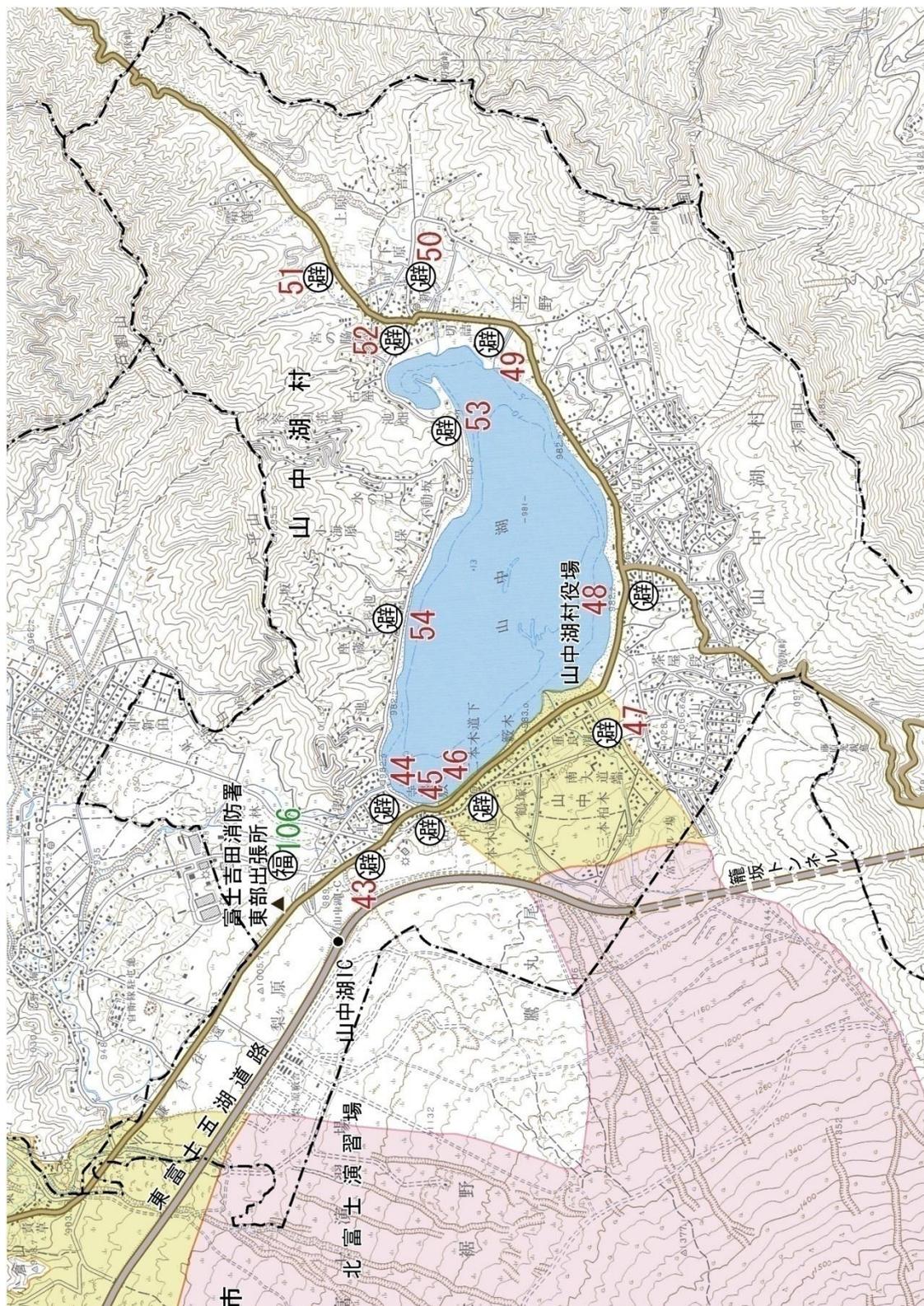


図1

富士山に雪が積もっている時期
主に10月から5月、特に2月から4月は最も積雪が多い。

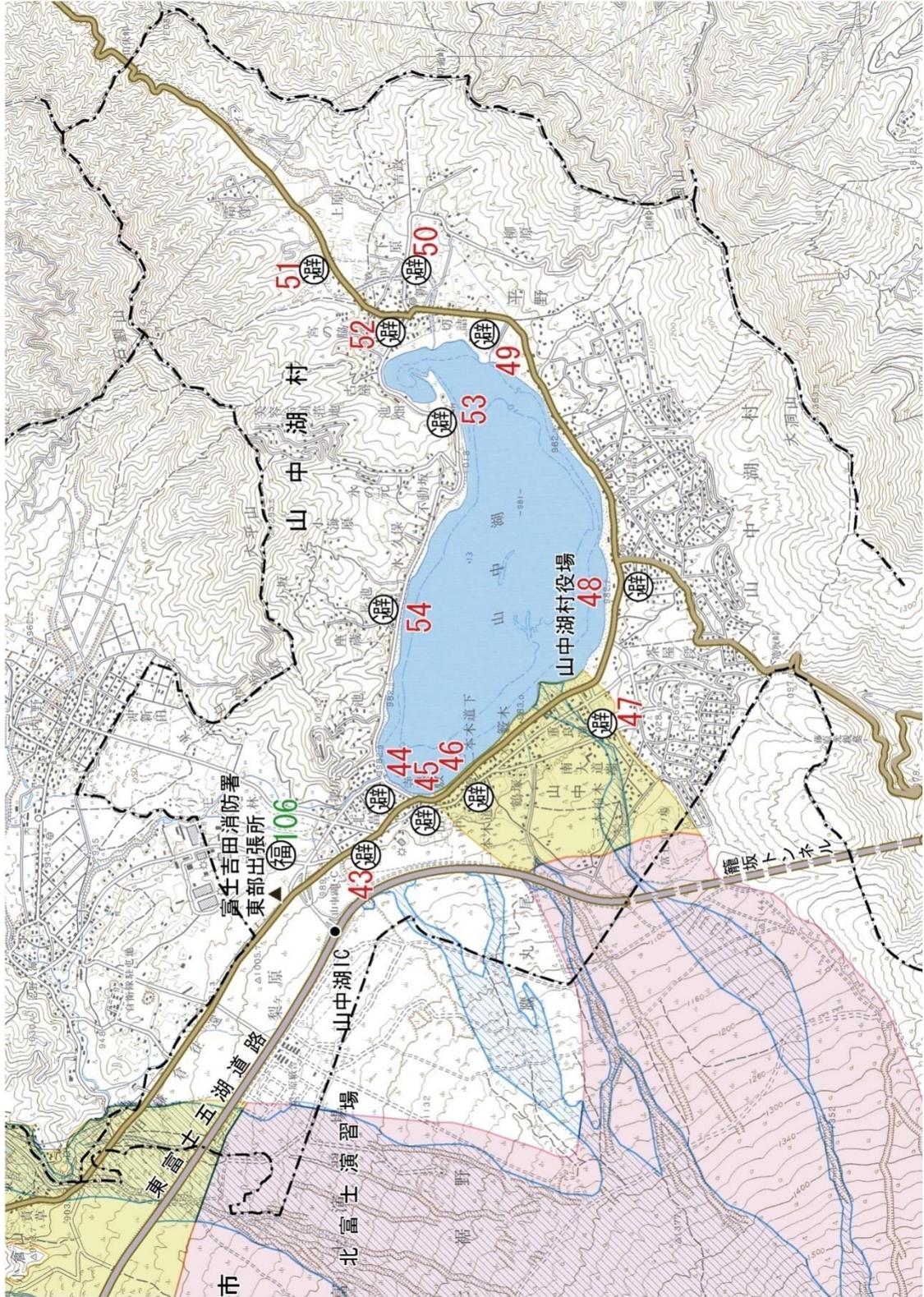


図2

降灰中・降灰後に大雨が降ったとき（土石流）

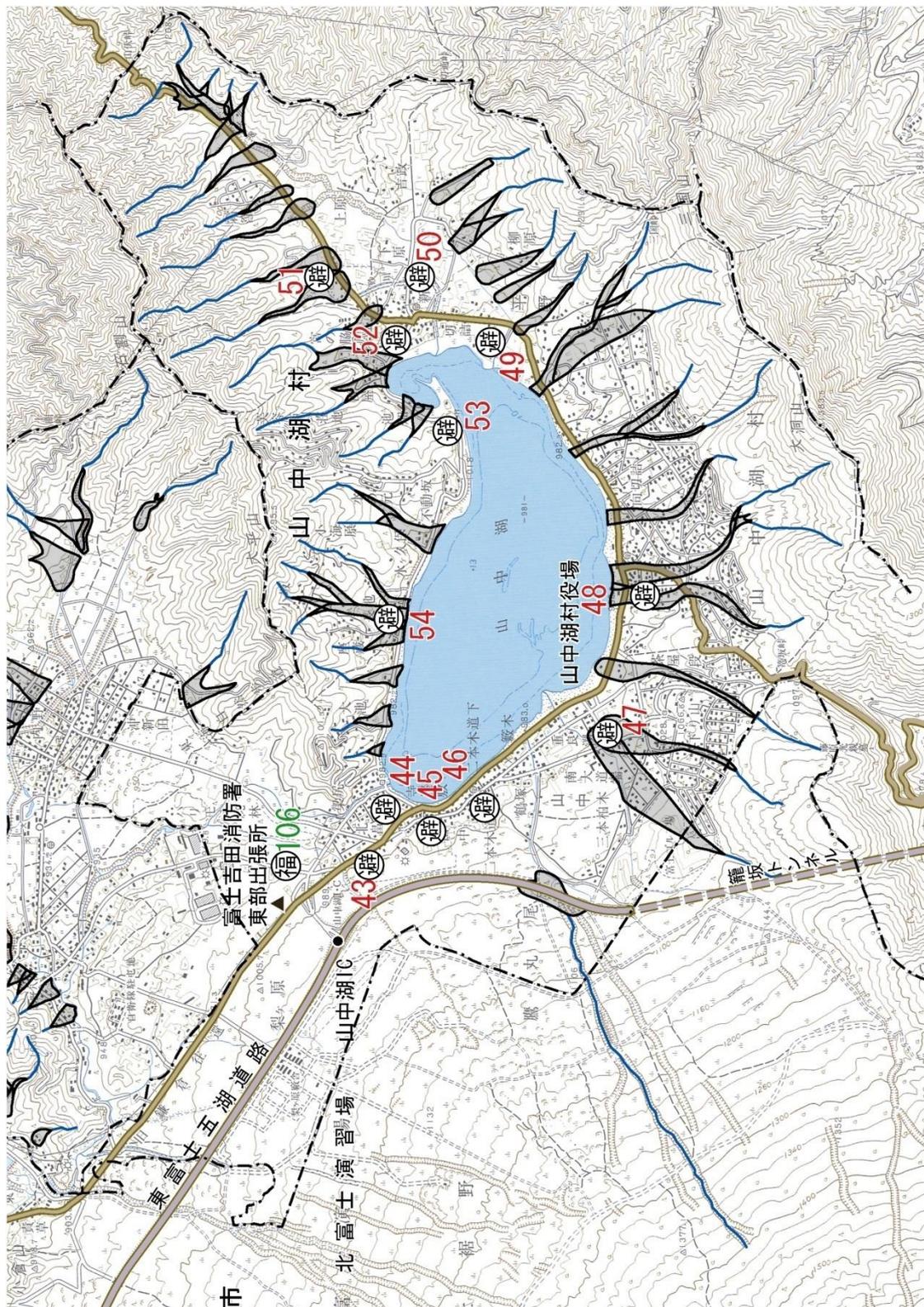
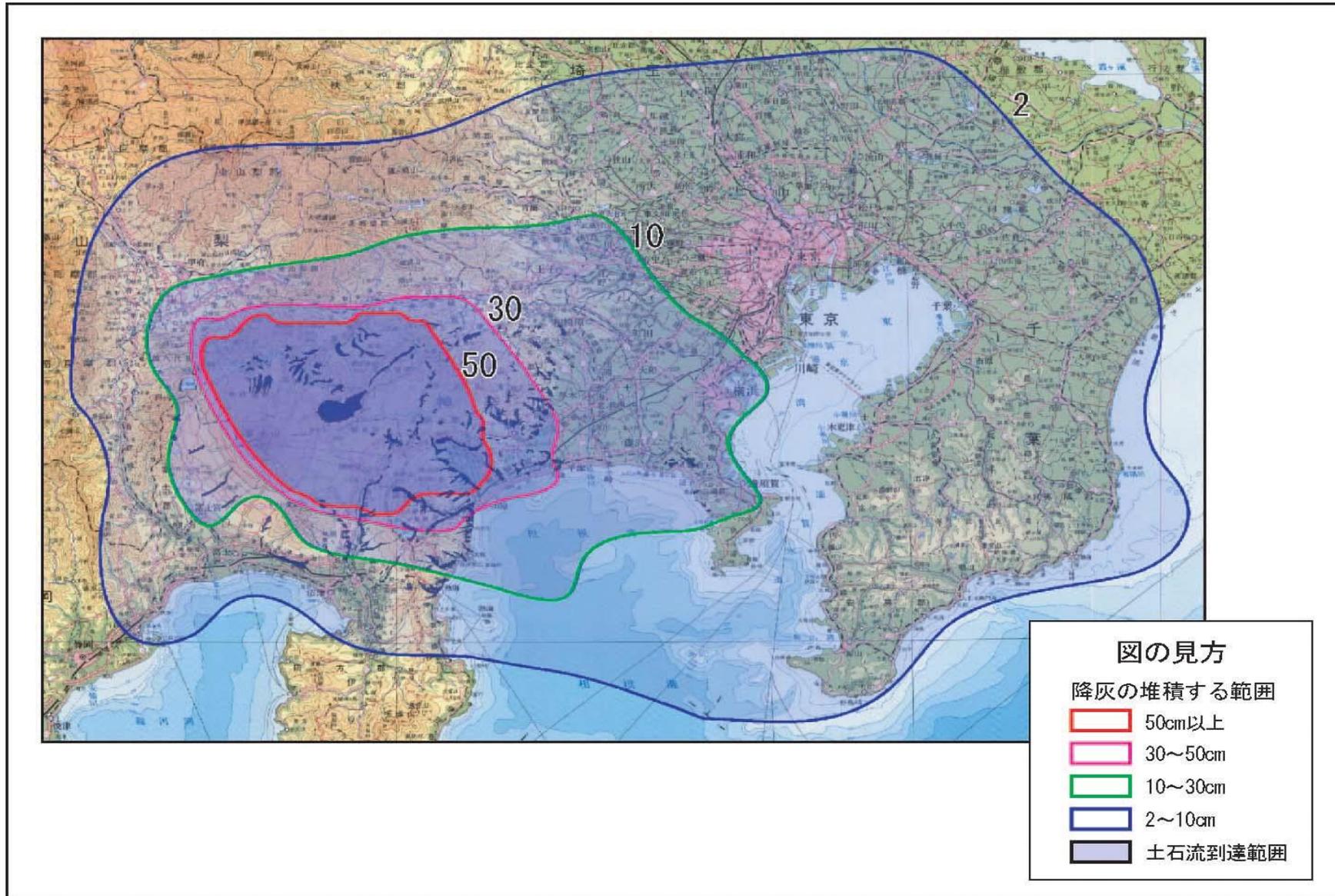


図 3

図4

降灰の影響予想範囲



第5節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

国（気象庁）の発表する噴火情報・火山情報等の種類及び発表基準と、富士山において考えられる火山の状態と想定される現象等は、次のとおりである。

第1 噴火警報・火山情報等の種類

1 噴火警報

気象庁火山監視・情報センターが、噴火に伴って発生した生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその発生が予想される場合、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

2 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、警報の解除を行う場合等に発表する。

3 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。

【噴火警戒レベル導入火山の噴火警戒レベル】

種別	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺 警報	火口から 居住地域 近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
		火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (平常)

4 降灰予報

気象庁火山監視・情報センターが、噴煙の高さが3,000m以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。

5 火山情報等

(1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震の微動や回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。

(2) 火山活動解説情報

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

第2 富士山の噴火警戒レベル

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。
		4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者等要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険が及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。状況によっては、今後の情報等に注意を促す。	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。
	火口から少し離れた所までの火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等
噴火予報	火口内等	1（平常）	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）

※噴火の規模の区分は、噴出量により2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり【企画まちづくり課、生活産業課】

第1 安全な土地利用

- 1 村は、火山の噴火現象等を想定し、防災上重要な施設（指定避難所、高齢者や障害者・児童・乳幼児等の要配慮者利用施設、危険物施設など）を設置する場合は、安全な場所に確保されるように努めるものとする。
- 2 村は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。
- 3 村は、噴火による被害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行う。

第2 公共施設等の安全性確保

村及び施設管理者は、公共施設・避難所となる施設並びに学校及び医療・社会福祉施設等について、火山災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努める。

第3 砂防・治山施設の整備

村は、災害に強い村土の形成を図るため、火山噴火災害にも考慮した、治山、治水、砂防事業等の保全事業を総合的、計画的に推進するよう県に要望する。

第4 情報発信拠点等の整備

村は、気象情報、火山に関する情報、観光情報等の富士山に関する各種情報について、地域住民や観光客等に向けた発信サービスを行うために、山中湖情報創造館、山中湖村観光案内所、別荘地管理事務所等の既存施設を拠点にした情報のネットワーク化を図られるように進めるとともに環富士山火山防災連絡会構成市町村（以下「関係市町村」という）とも情報共有できる拠点整備に努める。

第5 ライフライン施設等の安全性確保

ライフライン施設管理者（事業者等）は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第2節 防災関連施設・地域防災力等の把握【総務課】

村は、防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努める。

なお、主な項目については次のとおりである。

- 1 地域の人口（昼・夜間別）、世帯数、別荘地及び宿泊施設の利用者数（年平均及びピーク時）
- 2 消防職員・団員数、消防車両等の配置状況、自主防災組織の状況
- 3 輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域

- 4 火山災害時における避難所の状況
- 5 避難ルート、一次避難地、二次避難地（指定緊急避難場所）の状況
- 6 医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況
- 7 広域防災拠点、ヘリポート
- 8 通年の気象データ
- 9 災害対策本部設置予定場所・施設の状況
- 10 備蓄倉庫

(注)

一次避難地：地区ごとに一時的に集合して、状況・安否の確認や集団を形成する場所とし、集合した人々の安全が確保できる空地・小公園等をいう。

二次避難地：一時避難地から避難所へ避難する前の中継点で、村長が指定した住民の避難誘導等を行うことが可能な小中学校のグラウンド、自治会の集会施設等をいう。

第3節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育【全課】

第1 住民等に対する普及・啓発・教育

村は、災害に強い地域体制の充実と広域的な地域防災力の向上並びに噴火警戒時の具体的な避難行動などの周知を図るために、次により火山防災知識、富士山に関する基礎知識の普及・教育の実施に努めるものとする。

- (1) 広報紙、村ホームページ等の活用
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 火山災害に関する印刷物等の作成、配布
- (5) シンポジウムや講演会等の開催
- (6) ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

第2 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育

村の災害予防責任者は、防災関係機関と連携し、職員に対し、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めるなどすることによる講習会、研修会の開催及び火山災害に関する印刷物等を配布し、火山防災知識の普及及び教育の徹底を図る。

特に、村は富士山周辺に位置するため、先進自治体等の研究、調査を実施し、防災知識の向上を図る。

第3 観光客・観光事業者への普及・啓発

- (1) 村は、山中湖観光協会等と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成し、観光施設、宿泊施設、別荘地などにおいて掲示又配布し、火山防災知識の普及・啓発を図る。
- (2) 観光事業者は、富士山周辺の洞窟や溶岩樹形等独特な地形や自然、また、富士山ゆかりの神社や史跡などの歴史的資源を活用した観光プログラムにより、観光客に対し火山に関する一般的知識と防災知識の普及に努める。

第4 教職員等への防災教育

村は、教職員等を対象に学識者等専門家による講習・研修会等を開催し、火山に対する知識や理解を深めるとともに、教材や教育方法等についても検討する。

第5 児童・生徒等への防災教育

村は、小学校低学年、高学年、中学生等学年別に、富士山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に組み入れる等、火山に関する総合的な教育の推進に努めるとともに、保護者等に対して火山災害時の避難、保護の措置について、知識の普及を図る。

第6 自動車運転者等に対する防災教育

富士吉田警察署は、自動車の運転者及び使用者に対し、火山災害時における自動車の運行措置について、各種講習会等により防災教育を実施するよう努める。

第7 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

村及び防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して火山災害の防災教育を実施するよう努める。

第8 普及・教育内容

- (1) 火山に対する一般的知識
- (2) 気象、火山災害発生原因等に関する知識
- (3) 地域防災計画及びこれに伴う防災体制
- (4) 火山災害予防措置
- (5) 火山災害危険箇所、適切な避難場所及び避難路、避難路等に関する知識
- (6) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- (7) 過去の災害にかかる教訓

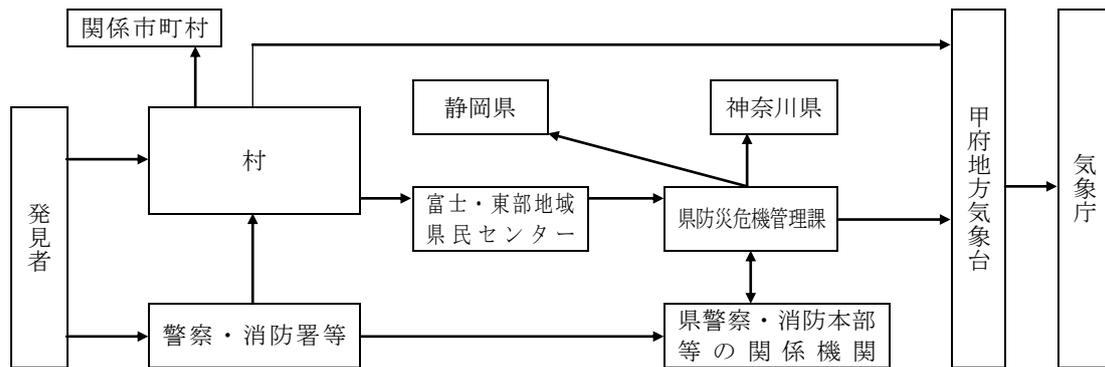
第4節 火山観測・監視体制の整備【総務課】

村は、火山観測データの情報提供や、必要に応じて県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼するなど観測・監視体制の整備に努める。

第5節 異常現象発見の通報・伝達【総務課】

第1 異常現象発見時の通報・伝達

- (1) 火山災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに村又は消防機関若しくは警察署（以下「村等」という。）に通報する。
- (2) 通報を受けた村等は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに速やかに県に伝達する。
- (3) 県は、村等から受理した異常な現象に関する情報を速やかに甲府地方气象台に伝達するとともに、関係機関及び静岡県、神奈川県にも伝達を行うこととなっている。
- (4) 村は、受理した異常な現象に関する情報を、関係市町村に伝達する。



第2 通報を要する異常現象

通報を要する異常現象は、おおむね次のとおりである。

噴煙	噴煙の出現、増加又は減少、色の変化
火口付近の状態	火口の出現、噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶解、地割れの出現、火口底の地形変化
地熱地帯の状態	地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
鳴動	異常音の発生
火山性地震	有感地震の発生
温泉、湧水	新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化
河川、湖沼、井戸などの異常	変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
その他	火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

第6節 関係機関との連携体制の整備【総務課】

村は、必要に応じて富士山の火山災害関係市町村（富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会構成市町村など）及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び配備状況等を含めた対策の状況について情報共有を行う。

第7節 防災訓練【全課】

第1 防災関係機関、自主防災会、事業所等

富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの様々な条件を加え、噴火を想定した防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図る。

訓練に当たっては、防災関係機関の協力を得ながら実施する。

なお、ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して、被害の想定を明らかにするとともに、実施時間や様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるように工夫する。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 環富士山火山防災連絡会構成市町村との訓練
- (3) 住民（自主防災会）における避難訓練
- (4) 事業所・施設における避難・災害対応訓練
- (5) 車両等を使用した避難訓練
- (6) 噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練

- (7) 通信障害を想定した災害対応訓練
- (8) 災害対応訓練として実践的な図上訓練
- (9) 個別訓練（家族会議等）

第2 住民

住民は、村及び県、防災関係機関、自主防災会、事業所等が実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な火山防災対応の体得に努める。

第8節 火山専門家との協力体制の整備【総務課】

第1 火山専門家との協力関係の構築

- (1) 村は、避難範囲の設定等を行うためには、異常現象の分析、噴火の見通しに関する判断等の専門的知識が必要となるため、地域において富士山に詳しく適宜解説等の情報交換が行える火山専門家（以下「火山専門家」という。）から必要に応じ火山活動への防災対策に関する適切な指導・助言等を受けられる体制の整備に努める。
- (2) 火山専門家は、富士山の監視、県を通じて得た情報等をもとに、甲府地方気象台と連携しながら、県及び市町村等へ火山活動を解説する。
また、平時においては、富士山噴火対策に関する適切な指導・助言、講習会等の活動に関する協力を行う。

第9節 噴火前に避難行動をすべき範囲

【総務課、いきいき健康課、生活産業課、観光課、教育委員会】

平成25年3月に示された「富士山火山防災対策協議会」による「富士山火山防災避難計画避難モデル（第一次）」（以下「避難モデル」という。）に基づき、村長は、避難場所、避難経路についてあらかじめ安全性を確認し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、噴火警戒レベルに応じた防災対応や避難対象地域の設定を行い、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的かつ実践的な避難計画を作成し、訓練を実施する。

なお、避難対象範囲の設定に際し、住民等にとって分かりやすく避難が円滑に実施できるよう、「地域のコミュニティに応じた自治会」、「道路・河川などの地勢・地理」など境界線に考慮した範囲とする。

【避難ゾーン】

ゾーン区分	範囲の説明	村対象地区
第1次 避難ゾーン	・火口のできる可能性がある範囲 (この範囲に必ず火口ができるとは限らない)	——
第2次 避難ゾーン	・噴火しそうな時、噴火が始まった時、すぐに避難が必要な範囲 ・噴火した場合に次の3つのどれかに当てはまり、すぐに危険になる範囲 ①火口から噴出した石がたくさん落ちてくる範囲(この範囲以外にも、まれに10cm未満の小石が飛ばされることもあり) ②火砕流が発生した場合に、高温のガスが高速で届く範囲 ③溶岩が流れ始めた場合に、すぐに到達するかもしれない範囲(3時間程度を想定)	【ライン17】 一の橋組、二の橋2組、富士急行別荘地
第3次 避難ゾーン	・すぐには危険にはならないが、火口位置によっては、避難が必要な範囲 ・公的機関から出される避難情報に注意し、避難行動要支援者は早めの避難が必要 ・溶岩が流れ続けた場合に、1日くらいで到達するかもしれない範囲	【ライン17】 二の橋1組、山中2組、山中3組、山中4組、山中5組
第4次 避難ゾーン	・想定される最大規模の噴火であれば、最終的に流下物が到達する可能性のある範囲 ①溶岩流が7日間で到達する可能性のある範囲を「第4次ゾーンA」とする。 ②溶岩流が最終的に到達する可能性のある範囲(最大約40日)を「第4次ゾーンB」とする。	【ライン16】 4A：山中1組 4B：山中西組、丸尾1組、丸尾2組 【ライン17】 4A：長池6組、長池7組、長池8組、諏訪組、山中1組 4B：丸尾1組、丸尾2組

* その他に、富士山に雪が積もっている時期に噴火が始まった時、すぐに避難が必要な範囲(避難のタイミングとしては、第2次ゾーンと同じ扱いとなる)「泥流避難ゾーン」がある。

* 第1次ゾーン及び第2次ゾーンについては、原則としてラインに関係なく避難する(ゾーン避難)。

* ラインについて

降水(雨水、融雪水など)が集まって流れる領域の大きな範囲のことを大流域界とし、その範囲に溶岩等が流下到達する可能性があると想定して、自治会等の単位に基づいて避難範囲を設定し、1～17までのラインが定められている。

本村では、ライン番号16、17が該当する。

原則として、火口が出現又は出現すると想定されるラインにおける居住者等が、避難対象者となる。

第10節 自主防災活動【総務課】

避難範囲内の自主防災会は、村と協力して、次の自主防災活動を行う。

- (1) ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲の確認
- (2) 気象庁が発表する噴火警報・火山情報等の種類、発表基準及び伝達系統の確認
- (3) 一次避難地となる場所の選定
- (4) 火山災害時の避難経路及び避難所等の確認
- (5) 住民等に対する避難誘導方法の検討
- (6) 避難行動要支援者名簿等に基づく避難行動要支援者の把握
- (7) 要配慮者に対する支援方法の検討
- (8) 噴火を想定した防災訓練の実施

第11節 各施設等の防災対応力の向上【総務課】

第1 社会福祉施設の防災対策の推進

1 社会福祉施設の施設管理者

- (1) 避難対象範囲内の要配慮者が利用する社会福祉施設の施設管理者は、利用者等の安全確保、避難誘導（避難計画）、移送体制（搬送計画）等の整備に努めるとともに、保護者への連絡方法及び引渡方法等を明確にしておく。

また、平時から施設の被災などに備え、近隣市町村等の施設管理者と入所者の受入れ等にかかる協定の締結などに努めるものとする。

- (2) 村との連携のもと、近隣住民や自主防災会、ボランティア組織との日常の連携を図り、利用者の実態に応じた協力が得られるように平時の体制づくりに努める。

2 村

避難対象範囲内の施設管理者に対して避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援を行う。

第2 宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進

1 避難対象範囲内の施設管理者

- (1) 避難対象範囲内の観光事業所、別荘地等の施設管理者は、利用者等が円滑に避難できるように、避難方法、避難の開始時期等に関する避難計画の策定を図る。
- (2) 避難対象地域内の観光事業所、別荘地等の施設管理者は、利用者等に対する火山防災知識の普及のため、火山災害に関する印刷物の掲示やパンフレット等の配布を積極的に行う。
- (3) 観光客の帰宅促進を支援できる体制の整備を図る。

2 村

避難対象範囲内の観光施設、別荘地等に対して、避難計画の策定を促進する。

第12節 避難に関する情報伝達体制の整備

【総務課、企画まちづくり課】

- (1) 村は、避難勧告等の避難に関する情報が的確に伝達できるように村防災行政無線、広報車によるほか、自主防災会、報道関係、警察機関、消防機関等と連携した多様な伝達体制の整備を図る。
- (2) 村は、入山客、観光客等一時滞在者の避難状況の把握、問い合わせ対応について、山中湖観光協会等関係機関との連携体制の整備を図る。

第13節 避難活動体制の整備【総務課、いきいき健康課、観光課】

第1 避難に関する体制の整備

村長が避難に関連する判断を行うに当たり、必要に応じて迅速かつ的確に助言が受けられるように、県との連携体制の整備を行う。

第2 広域避難のための体制の整備

- (1) 村は、噴火被害が広範囲に及ぶ可能性を想定して、近隣市町村に避難するための広域避難計画の策定を図る。
- (2) 村は、避難準備情報、避難勧告又は指示により、住民等が近隣市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受入れなど、必要な事項について協定を締結し、連絡方法の確認等、体制整備を図る。
- (3) 村は、村外から受け入れた避難者の安否情報の収集や村外へ避難した者の情報把握の方法の整備に努める。
- (4) 村は、広域応援要員のための宿泊施設や活動拠点として利用可能な大型施設をあらかじめ把握するよう努める。また、被災地周辺の活動拠点を後方支援するための拠点として、既存施設の活用を検討する。
- (5) 村は、近隣市町村に避難するための広域避難計画を策定する際、必要に応じて県に対して調整、避難者受入れ先の確保等に関する調整等の支援を求めるものとする。
- (6) 村、県、国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所、県警察本部、中日本高速道路(株)八王子支社大月保全サービスセンター、富士急行(株)と広域避難を実施する際の協力体制を協議して体制の整備に努める。

第3 避難所等の整備

村は、噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定避難所の整備・指定について、次の点に留意するものとする。

- (1) 車両で集団避難する場合の二次避難地（指定緊急避難場所）をあらかじめ指定する。
- (2) 要配慮者の避難については、再避難を避ける地域とする。
- (3) 大量の降灰を想定して、堅固建物の確保に努める。
- (4) 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (5) 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。

- (6) 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (7) 一次・二次避難地（指定緊急避難場所）は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。
- (8) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などを利用できるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。
- (9) 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災会のほか、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努める。

第4 避難経路の設定

- (1) 村長は、速やかに住民が避難できるように、車両の使用や渋滞予測、避難に要する時間、噴火災害や土砂災害の危険性を考慮して、避難経路をあらかじめ設定する。
- (2) 村長は、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。

第14節 家畜避難体制の整備【生活産業課】

- (1) 村は、県、近隣市町村及び畜産農家、農業協同組合、家畜商等（以下「畜産農家等」とする。）と協力・連携して、富士山噴火による家畜の被害を最小限に止めることができるよう、噴火の影響が及ばない地域への家畜移送や家畜逃走についての措置の検討を進める。
- (2) 村は、畜産農家等が円滑かつ安全に家畜避難、家畜逃走防止措置等が講じられるよう、噴火警報・火山情報等が的確に伝達できる体制の整備を図る。

第15節 緊急輸送体制の整備【総務課、生活産業課、観光課】

- (1) 村は、避難時における大量輸送手段を確保するために避難輸送計画を策定し、バス事業者や船舶事業者との協定の締結や災害時における連絡方法等、連携体制の構築に努める。
- (2) 村は、燃料事業者との協定締結に努める。
- (3) 村は、避難車両の確保、バス事業者や燃料事業者等との連携体制について、必要に応じて県に対し、調整・支援を求めるものとする。

第16節 道路啓開体制の整備【総務課、生活産業課】

道路管理者は、火山災害によって通行に支障を来す場合に備えるため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行う。

第17節 医療救護体制の整備【いきいき健康課】

- (1) 村は、あらかじめ拠点となる救護所、救護病院等を複数指定するように努める。
- (2) 村は、噴火による負傷者等が発生した場合を想定して、県及び周辺市町村と連携し、被害拡大防止のための広域医療体制の構築を図るものとする。
- (3) 村は、火砕流等による重度熱傷患者に対する迅速かつ高度な治療のため、治療可能な医療機関の把握、治療に必要な医療品等の調達体制等について、必要に応じて県に対して調製・支援を求めるものとする。

第18節 食料及び生活必需品の調達

【総務課、企画まちづくり課、生活産業課】

一般災害編第2章第3節第2「物資の備蓄・調達体制の整備」の定めによるものとするが、火山災害の予防対策について次のとおり定めるものとする。

- (1) 富士山避難時に必要な食料及び生活必需品は、事前に住民が自主的に確保するように努める。
- (2) 村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
- (3) 緊急物資の在庫状況を定期的に把握するとともに、流通業者等と緊急時の供給体制を確保するための協定を締結する。
- (4) 救助物資の受入れ場所を確保するとともに、受入れ体制の整備を図る。

第19節 飲料水の確保、給水活動【生活産業課】

一般災害編第2章第3節第2「物資の備蓄・調達体制の整備」の定めによるものとするが、火山災害の予防対策について次のとおり定めるものとする。

- (1) 火口周辺警報の発表に伴い、必要に応じて給水車、給水用資機材の点検を行う。
- (2) 給水方法、給水地点及び仮復旧作業等が速やかに実施できるよう、応急給水班、施設復旧班の編成等、実施体制の整備を図る。
- (3) 大量降灰等により浄水場の配水処理能力へ影響が発生し、給水量の減少が予想される場合、避難所等を拠点に給水体制の確立を図る。
- (4) 水道工事事業者との協力体制を整える。

第20節 災害ボランティア支援体制の整備【いきいき健康課】

村は、村社会福祉協議会、県及び県社会福祉協議会、県ボランティア協会等と協力して、地域のボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進を図る。

第21節 要配慮者支援体制の整備【いきいき健康課】

一般災害編第2章第21節「要配慮者支援体制の整備」の定めによるものとするが、火山災害の予防対策について次のとおり定めるものとする。

第1 要配慮者支援体制

- (1) 村は、要配慮者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるように努める。
- (2) 村は、必要に応じて社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業と事前に協定を締結し要配慮者の支援体制の整備を行う。
- (3) 地域においては、自主防災会が中心となり、民生委員・児童委員、地域組織、福祉関係団体等が協力して要配慮者の支援に当たり、日頃から連携して火山災害時の協力体制に努める。

第2 要配慮者の把握

村は、火山災害発生時の適切な対応に役立てるため、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防機関等と協力して要配慮者の把握に当たる。

第3 人材確保

村は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者、外国語の通訳、通訳ボランティア等の人材の確保に努め、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努めるものとする。その際、必要に応じ人材確保について県に支援を要請するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制【全課】

第1 基本方針

- (1) 村及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の共有化が図られ、相互連携のもと各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について、計画を定める。
- (2) 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるように配慮する。
- (3) 火山災害発生時における各応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各課間における人員面での協力体制の整備を図る。
- (4) 火山応急対策の総合かつ円滑な実施を図るため、村は、県及び防災関係機関相互の連携を強化し応援体制の整備を図る。

第2 村の活動体制

1 山中湖村災害対策本部の設置

- (1) 村は、富士山に噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された場合、又は村長が必要と認めた場合には、その所掌業務に係る災害応急対策を実施するため、山中湖村災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
- (2) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、火山災害の規模程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置する。
- (3) 村は、国・県・富士山周辺市町村等からなる合同現地警戒本部と連携を図る。

資料編	6-3 山中湖村災害対策本部条例
-----	------------------

2 廃止基準

災害対策本部の廃止に当たっては、本部長が村地域に対する火山災害の発生するおそれなくなつたと認めるとき、又は、本部長が、おおむね火山災害応急対策を終了したと認めるときとする。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を村役場に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	連絡方法
村職員	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭
県知事	県防災行政無線（FAX）、電話
富士・東部地域県民センター	県防災行政無線（FAX）、電話
富士五湖消防本部	県防災行政無線、電話
富士吉田警察署	電話
近隣市町村	県防災行政無線、電話

富士山火山編

第3章 災害応急対策計画

村 内 関 係 機 関	村防災行政無線、電話、連絡員
一 般 住 民	村防災行政無線、広報車、連絡員
報 道 機 関	電話、口頭、文書

4 災害対策本部の設置場所

山中湖村役場に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、被災状況に応じ次の施設に設置するものとする。

【災害対策本部代替設置場所】

施設名	所在地	電話番号
山中湖村温泉「紅富士の湯」	山中湖村山中865—776	(0555) 20—2700
山中湖交流プラザ「きらら」	山中湖村平野479-2	(0555) 20-3111
山中湖村コミュニティセンター	山中湖村平野283	(0555) 65-7750
平野保育所	山中湖村平野1997-1	(0555) 65-8542

5 本部長の職務代理者の決定

本部長（村長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

第 1 順 位	副村長
第 2 順 位	総務課長

6 合同現地警戒本部との連携

村は、緊急火山情報発表時に、国から派遣される現地担当官等が確立する国・県・近隣市町村等からなる合同現地警戒本部と連携を図る。

第3 噴火時における合同現地対策本部体制の確保

- (1) 村は、火山災害時における国等との円滑な連携を期するため、国・県・近隣市町村の合同現地災害対策本部が設置された場合に備え、あらかじめ設置場所等の検討を行う。
- (2) 村は、あらかじめ合同現地対策本部に派遣する職員等についての検討を行う。
- (3) 合同現地対策本部設置後、村は、国、関係機関と協力して、情報収集、広報、避難対策等の活動別に班の立ち上げ活動を行う。
- (4) 村及び県の意思決定の迅速化を図るために、合同現地対策本部での全体会議において、関係者間の情報共有を図るように努めるとともに、全体会議において決定された内容については、速やかに多様な手段で広報を行う。

第2節 職員の動員体制【全課】

第1 配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

【職員の配備基準】

配備	配備の基準	配備の内容	配備要員
第2 配備 II	火口周辺警報：噴火警戒レベル3（入山規制）又は、状況によって噴火警戒レベル2（火口周辺規制）	<p>〔災害警戒本部を設置 事態の推移に伴い災害対策本部に移行〕</p> <p>火山活動把握に必要な観測体制の強化を図り、連絡情報体制を確立する。また、火山災害関連情報の収集活動をはじめとする、応急対策活動に着手する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 全員 ・生活産業課 全員 ・各課長 全員 <p>※課長の指示で職員招集</p>
第3 配備 II	噴火警報：噴火警戒レベル4（避難準備）が発表されたとき又は、村長が災害対策本部を設置する必要があると認めたとき	<p>事態の推移に伴い、噴火に備えた警戒態勢を確立し避難行動要支援者等の避難や自主避難等の対応に当たる。</p> <p>また、災害対策本部は、国の非常（緊急）災害対策本部が設置されたときは、これと密接な連携を図るように努める。</p>	職員全員参集
	噴火警報：噴火警戒レベル5（避難）が発表されたとき	<p>一般住民等の避難をはじめとする応急対策活動が円滑に行えるように努める。</p>	

第2 動員の伝達及び配備

一般災害編第3章第2節第2「配備及び参集体制」の定めるとおりとする。

第3 職員の応援

一般災害編第3章第2節第3「部相互間の応援動員」の定めるとおりとする。

第3節 情報の収集・伝達・広報【総務課】

第1 噴火警報・火山情報等の収集・伝達

1 村

- (1) 火口周辺警報、噴火警報及び土砂災害緊急情報を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに村防災行政無線、広報車等で地域住民、観光客、登山者等並びに関係機関に迅速かつ的確にその内容の周知徹底を図る。
- (2) 噴火予報を受理したときは、必要に応じて内容、とるべき措置を的確に当該地域住民、観光客、登山者等並びに関係機関に周知徹底を図る。

2 県

- (1) 噴火警報・火山情報等を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置を付加して、市町村長並びに関係機関に伝達する。
- (2) 火山専門家から火山活動状況、火山情報に関する内容について助言を受けた場合、必要に応じて甲府地方気象台、市町村長、関係機関に伝達する。
- (3) 火山噴火に起因する土石流災害が急迫した場合、国とともに緊急調査を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市町村長、関係機関等に周知する。

3 甲府地方気象台

気象庁地震火山部（火山監視・情報センター）が富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

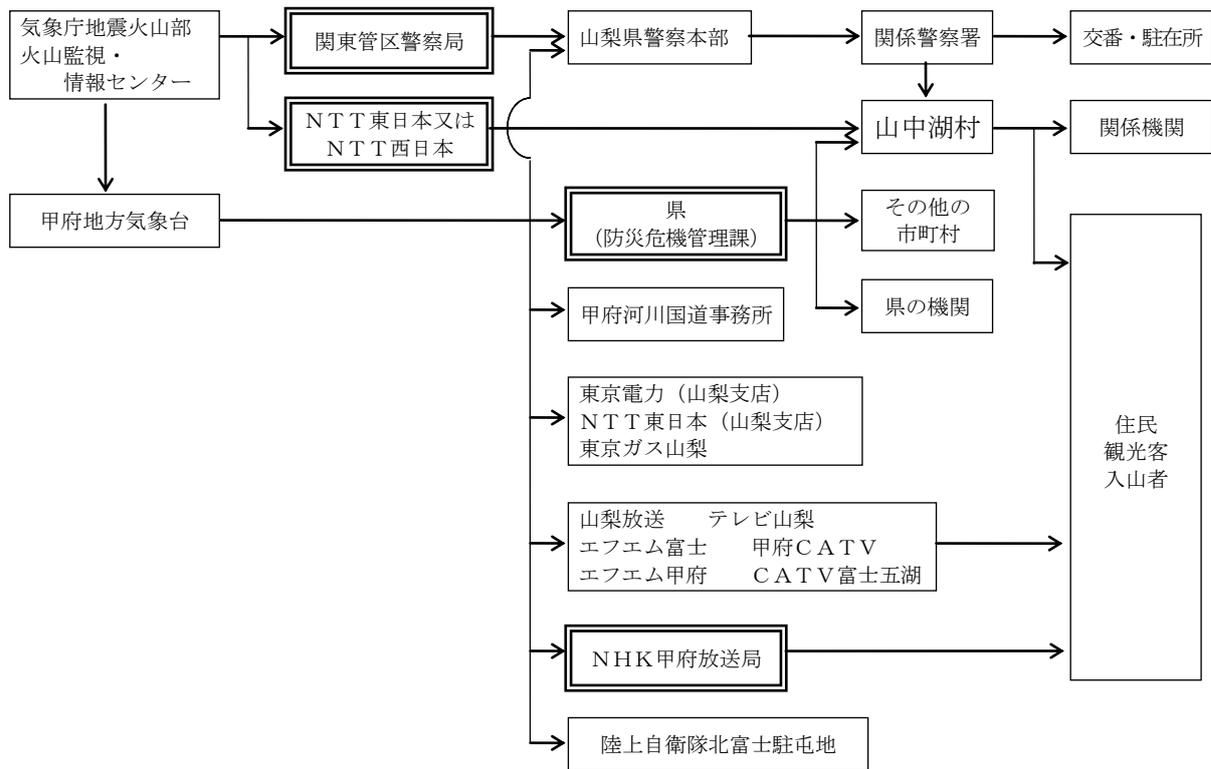
なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

4 道路管理者

火口周辺警報及び噴火警報を受理したときは、その内容について、道路情報提供装置による伝達に努める。

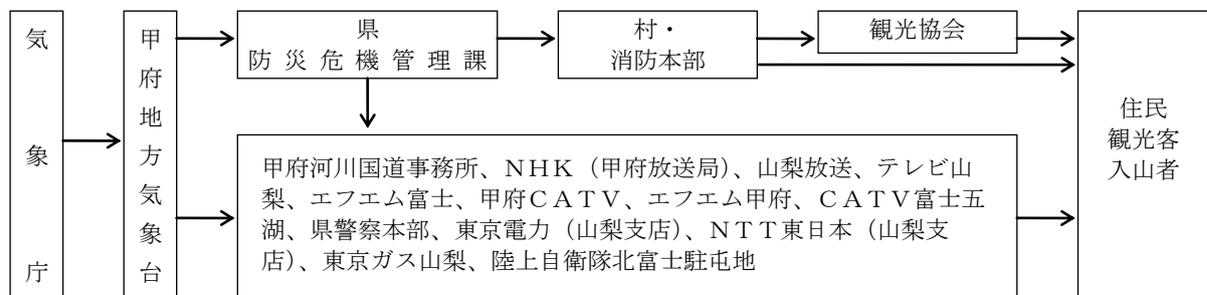
(5) 伝達系統

ア 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先

イ 降灰予報及び火山情報等



第2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達

- (1) 村は、火口周辺警報が発表された場合、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して立て看板の設置や巡同等により登山者、入山者、林道利用者、観光関係者の早期下山を呼びかける。
- (2) 村は、噴火警報（噴火警戒レベル4以上）が発表された場合、広報車、村防災行政無線、村ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行う。
- (3) 県は、火口周辺警報及び噴火警報が発表された場合、報道機関に対して、入山自粛呼びかけ、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行う。
- (4) 県、村及び山中湖観光協会は、観光客の誘導に当たり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行う。

第3 避難に関する情報伝達

- (1) 村長は、避難準備情報、避難勧告又は指示に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、村防災行政無線、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。
- (2) 村は、要配慮者への情報伝達に当たっては、的確な情報提供を行うよう民生委員・児童委員、福祉関係団体等の協力を得て速やかに伝達を行う。
- (3) 村長は、避難勧告又は指示等を行った場合には、山中湖観光協会、関連する観光事業者に伝達し、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかける。

第4 安否情報

村は、自主防災会、消防団、民生委員・児童委員等と協力・連携して、避難実施状況を迅速に確認するとともに、安否情報を的確に広報・案内するよう努める。

第5 被害情報等の収集・伝達

1 被害状況の確認

- (1) 村は、降灰に関する広域の情報について、道路、電力等の管理者等の持つ情報も収集する。
- (2) 県は、アのほかに地上調査及び消防防災ヘリコプターによる上空からの調査等の多様な手段を用いて被災状況の把握を行う。

2 情報の伝達

村は、県及び防災関係機関と、防災行政無線又は電話等により収集した情報を相互に伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアやインターネットなどを使い、定期的に情報を提供する。

第6 問い合わせ対応

村は、火口周辺警報及び噴火警報等の内容や意味、公共機関の状況等の問い合わせ対応のために窓口を設ける。

第4節 避難行動

【総務課、いきいき健康課、生活産業課、観光課、教育委員会】

第1 基本方針

噴火の始まる前には、群発地震の発生、低周波地震の増加、火山性微動等の異常現象が予想されるため、気象庁から発信される火山情報による火山活動の状況、また段階に応じて住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。

第2 避難勧告又は指示

1 避難の実施責任者及び報告先

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。

実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法
村長（勧告、指示）	災害全般	知事	災害対策基本法第60条
知事（勧告、指示）	〃	村長	災害対策基本法第60条
警察官（指示）	〃	村長 公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官（指示）	〃	防衛庁長官の指定する者	自衛隊法第94条

2 避難勧告又は指示の方法

(1) 村長

村長は、火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに避難準備情報、避難勧告又は指示を行うとともに、その内容の周知徹底を図るために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合、速やかにその旨を知事に報告する。（災害対策基本法第60条第1項～第4項）。

(2) 知事

村長が避難準備情報、避難勧告又は指示の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、村長に代行して避難の勧告又は指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得る。（災害対策基本法第60条第6項）。

(3) 警察官

火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要と認められる場合、村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき、必要と認める危険地域の居住者等に対し、避難の立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難に指示をした旨を村長に報告する（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条第1項）。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害の状況により、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときで、避難指示に関する権限の委任を受けた職員、警察官等がその場にはいない場合に限り、危険地域の住民等に避難のための立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛大臣の指定する者に通知する（自衛隊法第94条）。

第3 避難勧告、指示等の内容

避難準備情報、避難勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して行うことができる。

- (1) 避難対象範囲
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難勧告又は指示の理由
- (5) その他の必要な事項

第4 警戒区域の設定

警戒区域を設定した場合は、村防災行政無線、広報車等を活用し、警戒区域設定の目的、内容等について広報を実施するほか、警察官等の協力を得て周知徹底を図る。

1 村長

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。（災害対策基本法第63条）。

2 知事

村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、村長に代わって警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する尊重の権限を実施する。この場合に、知事はその旨を公示する（災害対策基本法第73条第1項）。

3 警察官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ村長若しくは村の吏員、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は村長から要請があったときは、直ちに警戒区域を設定することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を村長に通知する（災害対策基本法第63条第2項）。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、村長若しくは村の吏員、警戒区域等に関する権限の委任を受けた村職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する等の災害対策基本法63条第1項に規定する村長の権限を実施することができる。この場合は、直ちに警戒区域を設定した旨を村長に通知する（災害対策基本法第63条第3項）。

第5 住民等の避難準備・避難行動

(1) 村長等により入山自粛の呼びかけ等が実施され、平常どおり営業を継続する場合の観光施設等不特定多数が集まる集客施設においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。

(2) 住民等は、避難勧告又は指示があった場合、原則として、自主防災会があらかじめ選定した一次避難地に集合し、協力して安否確認等を行うものとする。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、速やかに下山する。

(3) 住民等は、一次避難地において安否確認を行った後に、村長があらかじめ指定した二次避難地（指定緊急避難場所）に移動し、村が用意する車両で避難対象範囲外に避難又は退去する。

なお、自ら避難のために交通手段を確保できるものは、当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去する。

(4) 要配慮者のうち施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動若しくは家族への引渡しを実施する。

(5) 医療機関に入院している者は、村、県、当該医療機関が、後方医療機関への搬送を実施する。

第6 状況に応じた避難活動

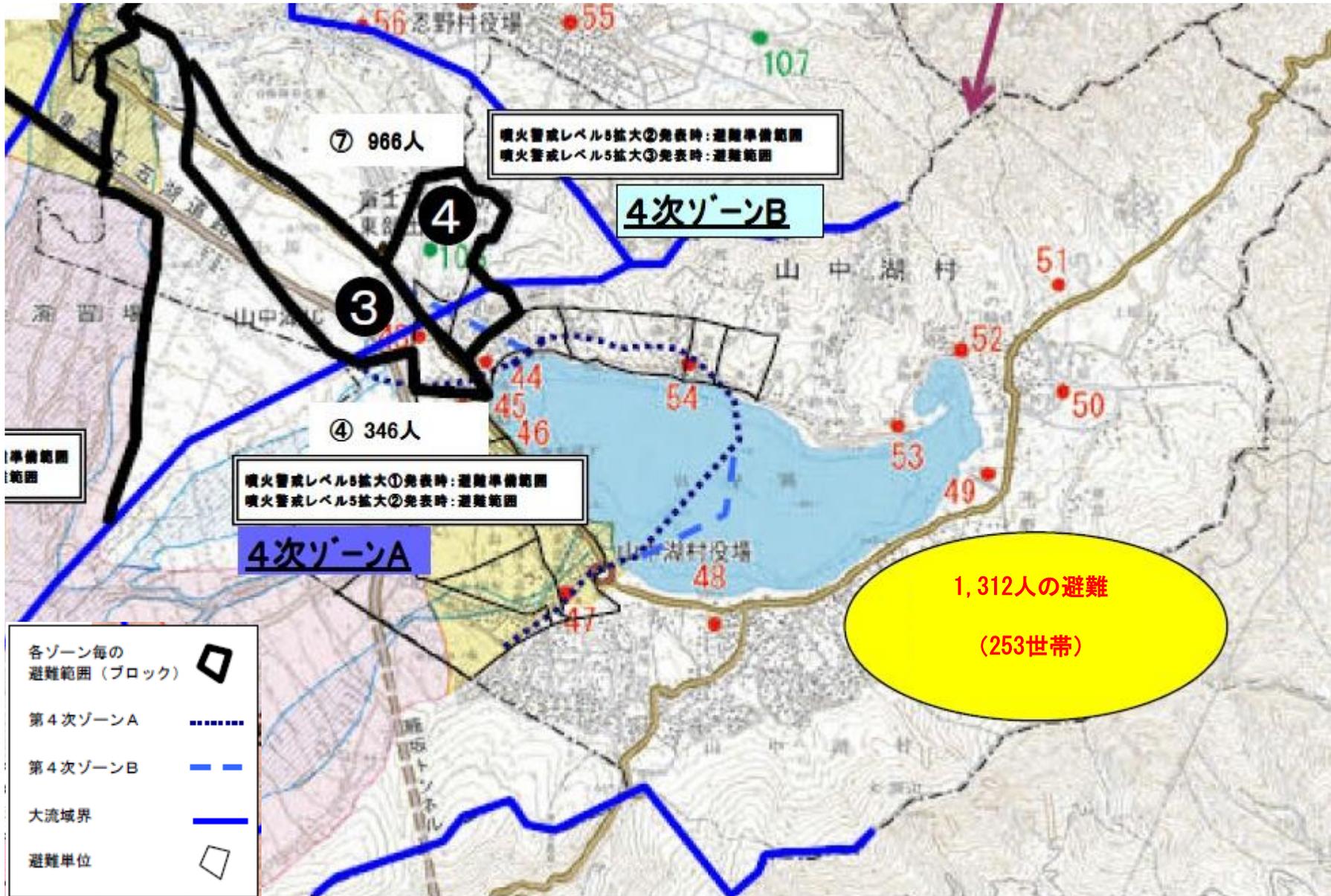
村長は、次のとおり火山活動状況及び噴火警報等に応じた避難対応を行う。

なお、次表の火山情報については、本編第1章第5節「噴火警報・火山情報等の種類と発表基準」によるものであり、避難対象地域については、本編第2章第9節「噴火前に避難行動をすべき範囲」に示す範囲による。

火山活動の状況 (噴火警戒レベル 及び噴火警報等)		避難 対象地域	村長の避難対応		
			住民に対して		一時滞在者に対して (入山者、観光客等)
			一般住民	避難行動 要支援者等	
火口 周辺 警報	レベル3： 入山規制	第2次 避難ゾーン	必要に応じて避難の 準備を行う旨の情報 を発令する。	避難準備情報を発令す る。(福祉避難所・避難 所の開設)	入山規制及び当該地域 内での観光自粛等の帰 宅呼びかけを実施す る。
噴火 警報	(レベル4： 避難準備)が 発表された とき	第2次 避難ゾーン	避難準備情報を発令 する。	避難勧告又は指示を 発令する。	当該地域内での観光客 等への帰宅勧告又は指 示を実施する。
		第3次 避難ゾーン	必要に応じて避難の 準備を行う旨の情報 を発令する。	避難準備情報を発令す る。	
	(レベル5： 避難)が発表 されたとき	第2次 避難ゾーン	避難勧告又は指示を 発令する。	避難勧告又は指示を継 続する。	当該地域内での観光客 等への帰宅勧告又は指 示を実施する。
		第3次 避難ゾーン	避難準備情報を発令 する。	避難勧告又は指示を 発令する。	
		第4次 避難ゾーン	必要に応じて避難の 準備を行う旨の情報 を発令する。	避難準備情報を発令す る。	
	(レベル5 拡 大：避難)が 発表された とき	第2次 避難ゾーン	避難勧告又は指示を継続する。		当該地域内での観光客 等への帰宅勧告又は指 示を実施する。
		第3次 避難ゾーン	避難勧告又は指示を 発令する。	避難勧告又は指示 を継続する。	
第4次 避難ゾーン		避難準備情報を発令す る。	避難勧告又は指示 を発令する。		
降灰予報が県内を 対象として発表さ れたとき	降灰が予想 される範囲 (30 cm 未 満)	降灰時における注意の呼びかけを実施する。(屋内退避等)			
降灰予報で大量の 降灰がある旨発表 されたとき	大量の降灰 が予想され る範囲 (30 cm以上)	広域避難を実施する。			

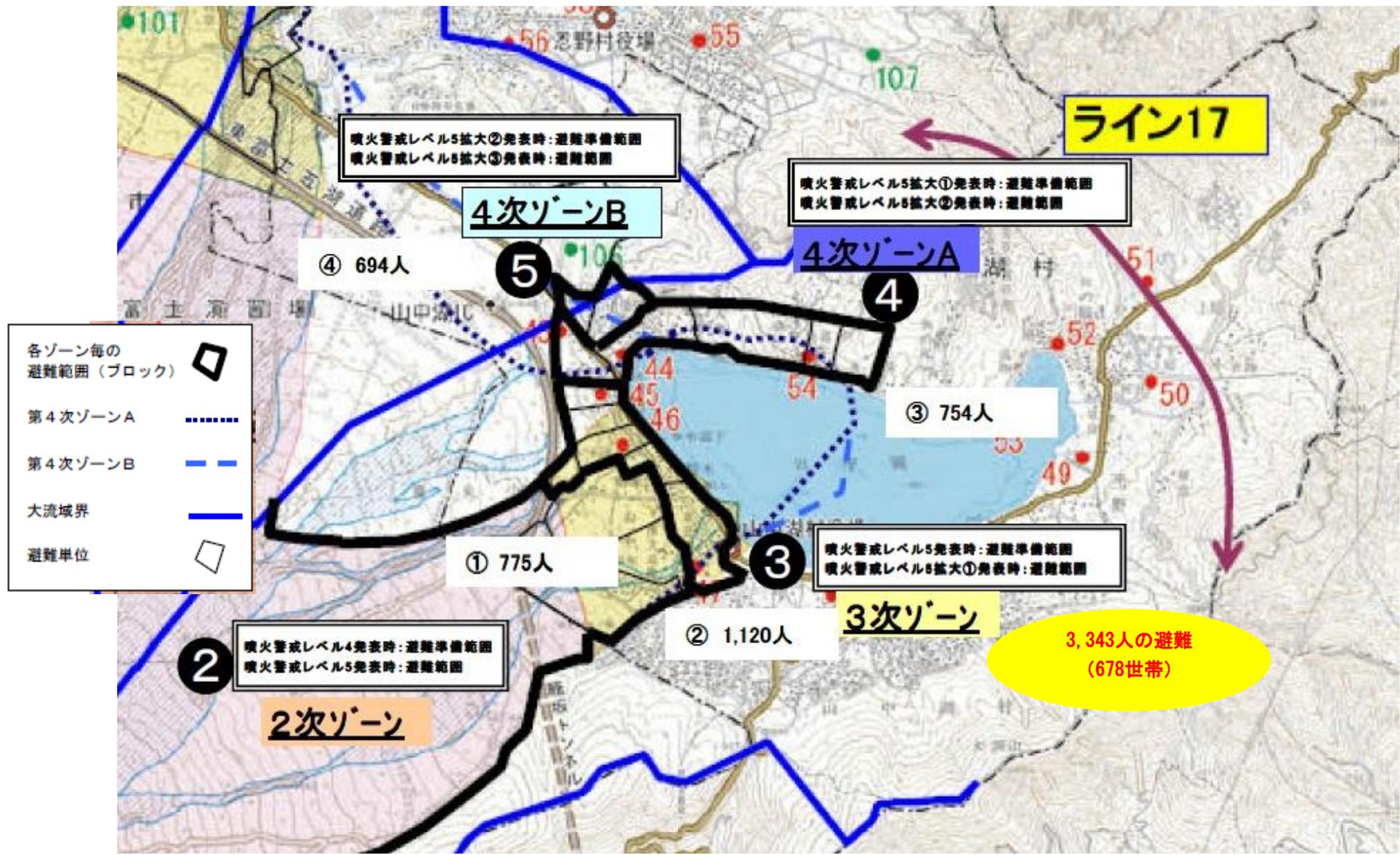
※噴火後、火口の位置により噴火の影響を受けない範囲については、避難勧告又は指示の解除を行
う。

【避難モデル（ライン16）】



避難順序		①			②		③		④		⑤		529人 (103世帯) 10.0%		1,312人 (253世帯) 24.8%		
		ゾーン避難			ライン避難												
噴火警戒レベル		レベル3	レベル4	レベル5	レベル5拡大①	レベル5拡大②		レベル5拡大③									
各ゾーンの避難行動		1次ゾーン <活動自粛>	1次ゾーン <避難>	2次ゾーン <避難>	3次ゾーン <避難>	4次ゾーンA <避難>		4次ゾーンB <避難>									
ライン																	
避難者数						10,161人		10,955人		11,297人		最初の市・町外避難		2回目の市・町外避難		総避難者数	
市町村						10,161人		10,955人		11,297人		最初の市・町外避難		2回目の市・町外避難		総避難者数	
16	山中湖村 (5,296人)	避難所数 15箇所 延床面積20,059㎡		観光客・登山者		(3次ゾーン外へ) ④ 避難 (69世帯) 346人		346人 779人(避難所収容人数)		783人(150世帯) 14.8%の村内避難		2避難単位は村外へ		(103世帯) 529人 10.0%		(253世帯) 1,312人 24.8%	
	小計 (世帯) (人数) (比率)							(69世帯) 346人 6.5%		(184世帯) 966人 18.2%		(184世帯) 966人 18.2%		(103世帯) 529人 10.0%		(253世帯) 1,312人 24.8%	

【避難モデル（ライン17）】



避難順序		① ② ③			④ ⑤		2,568人 (520世帯) 48.4%		3,343人 (678世帯) 63.1%	
		ゾーン避難			ライン避難					
噴火警戒レベル	レベル3	レベル4	レベル5	レベル5拡大①	レベル5拡大②	レベル5拡大③	市町村外避難者数		総避難者数	
各ゾーンの避難行動	1次ゾーン <活動自粛>	1次ゾーン <避難> 2次ゾーン <避難準備>	2次ゾーン <避難> 3次ゾーン <避難準備>	3次ゾーン <避難> 4次ゾーンA <避難準備>	4次ゾーンA <避難> 4次ゾーンB <避難準備>	4次ゾーンB <避難>				
ライン	避難者数			775人	1,120人	754人	694人	最初の市・町外避難	2回目の市・町外避難	
17	市町村									
	山中湖村 (5,296人)			775人 (158世帯) ① 避難 難所等・登山等	1,120人 (214世帯) ② 避難	754人 (175世帯) ③ 避難 (3次ゾーン外へ) 775人 村内避難 779人 (避難所収容人数)	694人 (131世帯) ④ 避難	(214世帯) 1,120人 21.1%	(175世帯) 754人 14.2%	(678世帯) 3,343人 (63.1%)
	計			775人 (158世帯) (14.6%)	1,120人 (214世帯) (21.1%)	754人 (175世帯) (14.2%)	694人 (131世帯) (13.1%)	(214世帯) 1,120人 (21.1%)	(306世帯) 1,448人 (27.3%)	(678世帯) 3,343人 (63.1%)
				避難者累計		2,568人 (520世帯) (48.5%)				

この表で示す人数は、各レベル発表時に、対象となるゾーンとラインの避難者数を示している。表中の丸数字は、上図と対応する。

第7 住民等が実施する自衛措置

- (1) 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。
- (2) 避難行動要支援者等（介護者を含む）、特に避難行動に時間を要する者は、避難勧告又は指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、村長から避難準備の呼びかけがあった場合には、早期の避難に努める。
- (3) 一時滞在者は、村長から下山の呼びかけ、入山自粛の呼びかけ及び観光自粛の呼びかけがあった場合には、呼びかけの対象となった地域からの積極的な退去に努める。

第8 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

- (1) 村長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設する。
- (2) 村長は、住民に避難準備の呼びかけを実施した場合に、火山現象に適した避難所を開設する。
- (3) 村長は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。

資料編	2-6 指定避難所等一覧
-----	--------------

2 指定避難所の運営管理

- (1) 村は、各指定避難所の適切な運営管理に努める。また、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行えるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に協力を求める。
- (2) 避難所ごとに収容されている、避難者に関わる情報の早期把握に努めるとともに、住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達する。その際には、個人情報取り扱いに留意しながら、効率的な情報共有を行うこととする。
- (3) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。また、要配慮者に対し、福祉施設への入所や各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立する。
- (4) 指定避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。
- (5) 応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、指定避難所の早期解消に努める。
- (6) 女性や高齢者等、要配慮者が意思決定に参画できる体制とし、避難所運営の責任者に男女双方を配置し、お互いの意見が取り入れられる体制とする。

3 広域一時滞在

一般災害編第3章第4節「第10広域一時滞在」による。

第5節 避難区域・警戒区域の見直し【総務課】

村長は、新たに火山災害の危険性が発生した範囲又は火山災害の危険性が解消された範囲について、安全性等を十分に確認し、避難範囲の縮小及び避難解除や警戒区域の見直しを行う。その際に、県に助言を求めることができる。

第6節 一時帰宅の実施【総務課】

- (1) 村長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には、対象範囲を決定して一時帰宅を実施する。なお、一時帰宅の実施に当たっては、二次災害の防止を考慮して、警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て、十分な安全対策をとるものとする。
- (2) 村長は、一時帰宅を行う場合、県に助言を求めることができる。その際、県は必要に応じて、関係機関及び火山専門家等と協議を行う。

第7節 家畜避難計画【いきいき健康課】

畜産農家等は、噴火警報：噴火警戒レベル4（避難準備）が発表された場合、第2次避難対象範囲を基本として、家畜移送計画に基づき家畜避難を開始する。また、家畜避難時には、逃走による危険が生じるおそれがあるため、危険防止の対策を講じるものとする。

第8節 交通応急対策【総務課、生活産業課】

道路管理者は、火山災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。交通規制を実施した場合、県、富士山周辺市町村、交通管理センター、報道機関等を通じて交通規制等の内容の広報の徹底を図る。

村は、交通規制が実施された場合、その内容を把握し円滑な避難対策をとるため、県や関係機関と連携する体制整備に努める。また、「火口周辺警報」及び「噴火警報」の発表に伴い、警察及び道路管理者が避難範囲を設定するために必要な防災マップ等の情報提供を行う。

第1 基本方針

- (1) 災害の危険が切迫した場合には、車両等の通行安全を確保し迅速・円滑な避難及び危険地域内での災害応急対策の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の乗り入れは、原則として禁止又は制限する。
- (2) 被害拡大防止及び円滑な災害応急対策活動を確保するため、災害が発生している地域での一般車両の走行及び乗り入れを禁止又は制限する。
- (3) 避難路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の走行を禁止する。
- (4) 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。

第2 交通規制計画

富士吉田警察署は、火山災害発生時における交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急車両等の通行路を確保する。

第3 交通規制の実施

- (1) 県公安委員会は、災害の危険が切迫した場合には、危険区域での災害応急対策活動が的確かつ円滑に行われるよう、必要があると認めるときは政令で定めるところにより、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- (2) 富士吉田警察署及び道路管理者は、「火口周辺警報」及び「噴火警報」の発表に伴い、村で定めた防災避難マップに基づき設定された避難範囲や合同現地対策本部において新たに設定した避難範囲を基に、迅速・円滑な避難が行えるよう、必要に応じ交通規制及び通行禁止等の措置を講じる。
- (3) 富士吉田警察署及び道路管理者は、合同現地対策本部から交通規制について要請を受けた場合には、可能な限り速やかに必要な措置を講じるとともに、関連情報を合同現地対策本部に提供するものとする。
- (4) 県は、取材ヘリ等の集中による事故発生を防止し、かつ上空からの監視観測活動を円滑に実施するため、国土交通省等に協力を求めて、必要に応じてヘリコプター等航空機の飛行に関して注意を喚起するよう関係機関・関係団体に広報する。

第4 交通規制の標示

- (1) 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき交通規制を実施する場合には、災害対策基本法施行令第32条の規定に従い、標示を設置してこれを行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、警察官の現場における指示により、これを行うものとする。
- (2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年12月17日)に定められた標識等を設置する。

第9節 民心・社会秩序安定のための活動

【総務課、企画まちづくり課、生活産業課】

一般災害編第3章第20節「食料供給対策」及び第21節「生活必需物資等救援対策」の定めるところによるものとするが、火山災害発生時における村の活動方針は次のとおりである。

- (1) 緊急避難等で非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- (2) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- (3) 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。
- (4) 富士吉田警察署が行う被災者等の安全・安心を確保するための警察活動に協力し、公共の安全と秩序の維持に当たる。
- (5) 村、県、警察、消防等は連携して、地域全体が集団避難を行わなければならない事態が発生した場合の無人化した地域について、二次災害を十分に警戒しながら、治安維持活動に努める。

第10節 降灰対策【全課】

- (1) 気象庁が県内を対象として降灰予防を発表したとき、若しくは県内に降灰があったときは、村は県と協力し、互いに協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方气象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。
- (2) 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、村が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。
- (3) 村は、降灰が予想される場合、清掃、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について事前に検討を行う。また、降灰があったときは、除雪業者と連携を図って対応する。
- (4) 道路管理者は、あらかじめ、ロードスーパー等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。
大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。
- (5) 降灰侵入によって水道の浄化施設、機械類の故障等が生じた場合には、給水車、簡易ろ過装置等による給水活動を実施する。

第11節 被害拡大防止対策【全課】

噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象に応じて次の対策を実施する。

第1 村、県、防災関係機関

- (1) 溶岩流流下防止（築壘・築溝、溶岩トンネルの爆破、放水活動など）
- (2) 土石流流下防止（導流堤、遊砂地などの砂防・治山工事）
- (3) 危険範囲からの危険物等の搬出
- (4) 洪水氾濫防止（築堤）
- (5) 降灰の除去（公共施設、電線の灰除去、水質汚濁防止など）

第2 降灰があった地域の住民及び事業者

堆積した降灰の除去（住宅・事業施設等）

第12節 災害救助法による支援【全課】

災害救助法に基づく救助の実施は、知事が行う。ただし、災害救助法が適用されない場合の救助については村長が行うものとする。

なお、災害救助法の適用基準、適用手続、災害救助法による救助の程度、方法、期間等については、一般災害編第3章第16節「災害救助法による救助」及び資料編「山梨県災害救助法施行細則（別表）」の定めるとおりとする。

資料編	6-5 山梨県災害救助法施行細則（別表）
-----	----------------------

第13節 住宅供給の実施【企画まちづくり課、生活産業課】

村は、火山災害により居住継続が困難となった住民が発生した場合は、住民要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅の提供及び民間賃貸住宅の情報提供等を実施する。

第1 応急的な住宅確保

村は、火山活動が活発化してから終息に至るまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない場合の避難対象の住民についても、長期間の避難生活が強いられる観点から応急的な住宅供給について検討する。その際、必要に応じて県に調整・支援を要請するものとする。

第2 応急仮設住宅建設用地の確保

応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設予定地を確保しておくことが必要である。

このため、村は県との連携により、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するため調査を実施する。

第14節 残留者・行方不明者等の搜索【総務課】

- (1) 村は、一般住民の噴火前避難に当たり、各避難所等から避難所情報を集約するとともに、残留者・行方不明者等の発生している区域を特定し、県へ報告する。
- (2) 村は、県、富士五湖消防本部職員、村消防団員、富士吉田警察署、自衛隊等と連携し搜索・救出班等を編成して対応するとともに、近隣市町村とも連携する。
- (3) 噴火時の搜索に当たっては、二次災害を防止するため、噴火状況を把握した上で安全確保に関する万全の対策を講じるものとする。

第15節 災害ボランティア支援対策【いきいき健康課】

村、村社会福祉協議会、県及び関係団体は、相互に協力し、災害ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、災害ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。災害ボランティアの受入れに際して、高齢者の介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じて災害ボランティアの活動拠点を提供する等、災害ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

第16節 要配慮者支援対策【いきいき健康課】

第1 要配慮者への配慮

- (1) 村は、避難誘導、避難所での良好な生活環境の確保、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- (2) 村は、避難所等において要配慮者の生活を支援するため、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパーの協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

第2 要配慮者向けの情報提供

村は、火山災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活情報、交通規制など、要配慮者に対応した正確かつきめ細かな情報を、適切に提供できるように十分配慮する。

第3 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、交通機関の管理者等は、村、警察等と密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、村は、県及び関係機関と協力し、帰宅困難者等の一時避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予測されるときは、最寄りの指定避難所等、安全な場所に誘導し保護する。災害対策本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、適切な情報を提供するとともに、必要な措置をとる。

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節 継続災害【全課】

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合があります。えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

村	(1) 警戒基準雨量の見直し (2) 警戒避難体制の確立 (3) 降雨時の避難の実施
県	(1) 危険性の緊急調査の実施 (2) 土石流・泥流対策の緊急工事

第2節 風評被害発生時の防止対策【全課】

- (1) 村は、正確な情報の流布把握に努めるとともに、誤情報の拡大の兆しが確認された場合には、見解を発表し被害防止に努めるものとする。
- (2) 村は、風評による被害を受けた事業者に対して、その被害を回復できるよう努めるとともに、事業が継続できるような仕組みを検討する。

第3節 弔慰金・生活再建資金等の供給【全課】

各種支援制度の実施内容等については、一般災害編第3章第16節「災害救助法による救助」及び第30節「民生安定事業計画」に定めるところによるものとする。

第4節 恒久住宅等の供給・再建【企画まちづくり課、生活産業課】

- (1) 応急仮設住宅の解消や被災者の生活の再建を図るために、恒久的な住宅の供給を推進する。
- (2) 村は、被害調査を実施し、住宅の必要供給戸数を算出するとともに、被災地の復興方針等を踏まえ、住宅再建手法について検討する。その際、被災者の再建意向についても聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針を定め、被災者に速やかに提示する。
- (3) 村は、避難生活が長期化する場合には、要配慮者等の居住環境確保のため、公営住宅やホテル・旅館等の避難所としての積極的な活用を検討する。

第5節 義援金品募集配分計画【総務課】

第1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって協議会を構成して実施する。

県・市町村・日本赤十字社山梨県支部・共同募金会・報道機関その他

第2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ

れ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

第3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第6節 税の減免・公共料金の特例措置等【税務住民課】

村は、必要に応じて、税についての申告期限・納入期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

第7節 職業安定【生活産業課】

村は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災地に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を推進する。

第8節 噴火災害発生後の新たな地域づくり

【企画まちづくり課、総務課】

村は、噴火に伴う被害範囲や被害状況の把握をするとともに、火山専門家、学識者等の協力を得て、安全性や火山活動の継続に伴う影響範囲等の検討・調査を実施し、防災上の観点から災害危険区域の設定等の地域のあり方についての検討を積極的に行う。

第9節 火山資源の活用【全課】

- (1) 村は、噴火履歴を観察できる露頭等の自然資源や既存の砂防えん堤等を活用した観光の振興を図るよう努める。また、災害遺構も加えた新たな観光等による地域産業の活性化を図るよう努める。
- (2) 火山堆積物については、工業製品への活用等災害後の地域産業の振興に役立てるよう努める。

第10節 各種行政サービスの実施体制の整備【全課】

噴火による避難の長期化などに対応するため、村は、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。